

2011年9月13日発行 ISSN 1342-2952



日本体育学会 第62回大会

体育社会学専門分科会
発表論文集
第19号

2011年(平成23年)9月25日(日)・26日(月)・27日(火)

会場：国立大学法人 鹿屋体育大学



出典：鹿屋体育大学公式ウェブサイト <http://www.nifs-k.ac.jp/>



日本体育学会 第62回大会

体育社会学専門分科会

発表論文集

第19号

口頭発表1 期日：9月25日（土） 会場 205教室

座長 工藤 康宏（順天堂大学）

- 10:30
競技志向スポーツ実践者の社会的支援に関する研究-----1
中山 健（富士常葉大学）
- 10:47
日本人プロサッカー選手のキャリアプロセスに関する縦断的研究-----7
- Ten Years After Project-
上代 圭子（東京国際大学）
- 11:04
大学生における「する」「みる」「ささえる」スポーツの実態から見える社会的背景-----13
益井 洋子（東京未来大学）
- 11:21
「ライフスタイルとしてのスポーツ」に関する研究-----19
- 「みるスポーツ」を視点として-
田中 将太（東京学芸大学大学院・学生）
- 11:38
台北の公園運動実施者の実態とQOLに影響を及ぼす要因-----25
山口 泰雄（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）

口頭発表2 期日：9月25日（土） 会場 205教室

座長 北村 薫（順天堂大学）

- 13:00
元高校球児のスポーツ的社会化過程に関する研究-----30
- 高校球児を子どもにもつ元高校球児（親）を対象として-
甲斐 義一（大分大学大学院・学生）
- 13:17
高校野球のメリトクラシー-----36
高田 俊輔（大阪大学大学院・学生）
- 13:34
スポーツ空間開発の社会的条件-----42
- スタジアムとしての土地利用決定過程を中心に-
大沼 義彦（北海道大学大学院教育学研究院）
- 13:51
生活の場に立ち現れたスタジアム-----48
前田 和司（北海道教育大学岩見沢校）

口頭発表3 期日：9月25日（土） 会場 205教室

座長 山口 泰雄（神戸大学）

14:08

1975年および1984年フランス・スポーツ基本法制定の外的要因に関する検討——54
-国際情勢とスポーツを取り巻く制約を中心に-

藤原 庸介（日本オリンピック委員会）

14:25

青少年スポーツ振興に関する国際比較研究——60
-日本・シンガポール・韓国を対象として-

渡辺 泰弘（広島経済大学）

14:42

スポーツ振興（健常者・障害者の一元化推進策に関する国際比較研究）——66

野川 春夫（順天堂大学）

口頭発表4 期日：9月25日（土） 会場 205教室

座長 中澤 篤史（一橋大学）

14:59

子どもの学校生活場面のリーダーシップに関する研究——72
-遊びとスポーツクラブ、体育との関係-

堀 賢治（愛媛大学）

15:16

「引き込み」減少における「相互主体」の例証——78
-小学校体育授業の参与観察から-

酒本 絵梨子（東京学芸大学大学院・学生）

15:33

スポーツ環境における指導者と競技者の体罰認識に関わる要因の検討——84

高峰 修（明治大学）

口頭発表5 期日：9月26日（日） 会場 205教室

座長 塚 賢治（愛媛大学）

- 13:00
スポーツマンガの20年-----89
松田 恵示（東京学芸大学）
- 13:17
メディア・スポーツ・リテラシー教育に関する萌芽的研究-----90
大橋 充典（奈良教育大学大学院・学生）
- 13:34
学校運動部活動のあり方に対する日本教職員組合の見解に関する考察-----96
-教育研究全国集会レポート・『日本の教育』・『教育総論』を資料として-
中澤 篤史（一橋大学）

口頭発表6 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 松田 恵示（東京学芸大学）

- 9:30
韓国における体育科教育課程の変遷と社会的・制度的背景-----102
-高等学校の体育科教育課程を中心に-
方 佳月（鹿屋体育大学大学院・学生）
- 9:47
中学校における武道必修化によって期待される教育効果-----108
-教員の立場から-
北村 尚浩（鹿屋体育大学）
- 10:04
体育専攻学生の武道指導能力に対する自己評価-----114
安藤 太軌（鹿屋体育大学・学生）

口頭発表7 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 石澤 伸弘（北海道教育大学）

10:21

身体技法と「場」の関わりに関する一考察-----120
-柔道の「道場」に着目して-

佐藤 貴浩（東京学芸大学大学院・学生）

10:38

スポーツ産学連携セミナーの体育・スポーツ専門学生への教育的インパクト-----125
川西 正志（鹿屋体育大学）

10:55

道内私大の<体育会系>就職-----131
-卒業生調査の結果から-

東原 文郎（札幌大学）

11:12

静岡市清水区民体育大会（旧清水市民体育大会）の競技種目の変遷について-----137
水野 勇（清水馬走団基道場）

口頭発表8 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 杉本 厚夫（関西大学）

11:29

地域スポーツイベントと地域社会の関係性-----143
-環境プロパガンダとしての手賀沼トライアスロン大会-

村田 周祐（筑波大学大学院・学生）

11:46

スポーツ実施者との関連に着目した新たなスポーツ組織論の提示-----149
-ガス&ミルズの『性格と社会構造』の視点から-

笠野 英弘（筑波大学大学院・学生）

12:03

スポーツにおけるゲーム中の「流れ」に関する社会学的考察-----155
-バレーボールに焦点化して-

木戸 卓也（大分大学大学院・学生）

口頭発表 9 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 高峰 修（明治大学）

13:00

中年期の運動・スポーツ実施における行動変容ステージに影響を及ぼす要因のケーススタディ——161
常行 泰子（神戸大学大学院・学生）

13:17

成人期以降の運動・スポーツ参加行動と予測要因に関する縦断研究——167
谷 めぐみ（神戸大学大学院・学生）

13:34

貯筋運動教室参加者における教室終了後6ヶ月後の主観的幸福感の変化——173
武岡 佑磨（鹿屋体育大学大学院・学生）

13:51

鹿児島市内小学校児童の運動・スポーツ行動を規定する社会学的要因——179
額賀 遥（鹿屋体育大学大学院・学生）

口頭発表 10 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 前田 博子（鹿屋体育大学）

14:08

総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する研究——<未収録>
-クラブ会員のソーシャルキャピタルに着目して-
舟木 泰世（順天堂大学大学院・学生）

14:25

地域差からみる総合型地域スポーツクラブの地域の社会公益性に対する影響に関する研究——185
-H県におけるクラブ・アドバイザー派遣事業を通して-
稲賀 慎太郎（神戸大学大学院・学生）

14:42

公共スポーツ施設のサービス・クオリティと利用者満足度に関する縦断的研究——191
-指定管理者の変更に着目して-
秋吉 遼子（神戸大学大学院・学生）

14:59

サッカー協会のジェンダー構成と管理部門への女性登用施策に関する日米比較研究——197
東明 有美（順天堂大学大学院・学生）

口頭発表11 期日：9月27日（月） 会場 205教室

座長 谷口 勇一（大分大学）

15:16

中国サッカー選手育成の現状についての意識研究-----203

兪 東寿（鹿屋体育大学大学院・学生）

15:33

ボランティアが求めるリーダーシップ行動に関する研究-----<未収録>

-学生ボランティアのレディネスに着目して-

前田 博子（鹿屋体育大学）

15:50

スポーツタレント発掘事業に参加する受講生と保護者の事業に対する期待と満足度-----209

柳沼 悠（鹿屋体育大学大学院・学生）

16:07

民間フィットネスクラブにおける有資格指導者の雇用に対する阻害要因-----215

栗田 侑季（鹿屋体育大学大学院・学生）

ポスター発表1 期日：9月26日（日） 会場 総合体育館

座長 久保 和之（龍谷大学）

- 13:05
大学運動部における「規則」に関する一考察——221
-A 大学体育会運動部の明文化された規則を事例として-
二瓶雄樹（中京大学）
- 13:10
障害者スポーツにおける女性のスポーツ環境に関する研究——227
-特に女性特有の問題に着目して-
佐藤 馨（びわこ成蹊スポーツ大学）
- 13:15
北海道ニセコリゾート訪日外国人スキーヤー&スノーボーダー調査研究Ⅰ——233
-スポーツ・ツーリストの行動様式分析-
石澤 伸弘（北海道教育大学岩見沢校）
- 13:20
北海道ニセコリゾート訪日外国人スキーヤー&スノーボーダー調査研究Ⅱ——239
-スポーツ・ツーリストの専門志向化と旅行日数に着目して-
工藤 康宏（順天堂大学）
- 13:25
北海道ニセコリゾート訪日外国人スキーヤー&スノーボーダー調査研究Ⅲ——245
-スポーツ・ツーリスト行動のコンジョイント分析-
二宮 浩彰（同志社大学）

ポスター発表2 期日：9月26日（日） 会場 総合体育館

座長 永松昌樹（近畿大学）

- 13:05
高等専門学校生の人間力向上を目指した部活動指導の試み1——251
-企業が求める人材の育成をスポーツから学ぶ-
大橋 千里（富山高等専門学校）
- 13:10
高等専門学校生の人間力向上を目指した部活動指導の試み3——254
-種目の枠を超えた合同トレーニングおよびセミナーの実施-
クーパートッド（富山高等専門学校）
- 13:15
高等専門学校生の人間力向上を目指した部活動指導の試み2——256
-部活動での経験が進路決定におよぼす影響について-
山本 桂一郎（富山高等専門学校）

競技志向スポーツ実践者の社会的支援に関する研究

中山 健（富士常葉大学総合経営学部）

I. 緒言

2000年に文部科学省が策定したスポーツ振興基本計画ではその政策目標のひとつとして「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する」ことを掲げている。さらに、その数値的な達成目標として「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人となることを目指す」ことが明記されている。これを達成するためにスポーツ実施者の増加を目指した様々な取り組みがおこなわれた。結果として『スポーツ白書2006』に記されているように、近年、日本における成人のスポーツ実施率が増加してきている。1994年から2004年にかけて過去一年間に全くスポーツを行わなかった人の割合が50.1%から26.6%に減少しているはその証左と言える。スポーツ実践の上位種目には、1994年ではゴルフや水泳、スキーといった限られた場所でしか行えなかったスポーツが多くみられるのに対して、2004年では散歩やウォーキング、体操といった、いつでも、どこでも、一人でも、簡単に行えるスポーツが上位を占めるようになってきている。つまり、手ごろに実施できるスポーツがこの10年でより一般的になったことがスポーツ実践者の増加の一つの要因になっていると言える。

また、年1回以上週一回未満（年1~51回/年）スポーツを行っている人の割合は、この10年でほとんど変化していないのに対して、週1回以上週5回未満（52~259回/年）スポーツを行っている人の割合は約1.4倍増加している。さらに、スポーツを週5回以上行っている人と、週5回以上スポーツを実施し、1回の実施時間が120分以上で、運動強度が「ややきつい」水準で実践している人の割合とを合算すると3倍近く増加している。すなわち、スポーツを全く行わない人とスポーツを積極的に行う人との二極化がこの10年で顕著になってきたともいえる。スポーツ実施者の増加の原因としては、「健康の保持、増進」をあげることができ、実際に散歩やウォーキングといった軽い身体活動を実施している人口の増加が顕著である。しかし、当然のこととしてスポーツには「健康の保持、増進」以外にも人と競い合う「競技」という側面も存在する。近年、身体活動実施に関わる社会的要因の解明を目的とした研究が多数発表されるようになったが、競技志向でスポーツに取り組むアマチュアの成人に関しては、競技の継続に関わる社会的な条件に関する基礎資料が少ないのが現状である。そこで本研究では、競技志向でスポーツを実施する成人男女のスポーツ活動に関わる社会的支援の認知傾向を明らかにすることを目的とした。

II. 先行研究の検討

アマチュア競技者に関する研究では、鈴木ら（1981）が1912年から1976年冬季までにオリンピック大会に出場した日本人選手を対象に質問紙調査を実施している。それらの結果からは、当時の日本を代表する一流選手の半数以上が、後援会や競技団体、寄付金などからの資金援助を受け、その中には「家族の負担」がかなりの程度含まれていることを報告している。長ヶ原（2003, 2007）は、成人が競技志向でスポーツを実践することをマスターズスポーツとして位置付け、社会文化論的視点から考察をおこない、自己実現・レジャー意欲の充足やセカンドキャリア問題などの役割と課題について報告している。

一方、社会的支援に関する研究では、朴・山口泰雄ら（2006）が、韓国における高齢者のスポーツ実施と社会的支援について聞き取り調査を実施し、高齢者のスポーツ実施に対する人的支援の重要性を報告している。また伊藤ら（2007）らは団塊世代における社会的支援とライフデザインの関係について、マスターズサッカー大会参加者に質問紙調査をおこない、配偶者が社会的支援者として重

要視されていることを報告している。中山ら（2002）は、高齢者の身体活動実施に関わる社会的支援が、施設・プログラム支援、情報支援、人的支援、アクセス支援の4因子で構成され、運動・スポーツ実施に情報支援が有意な影響を示したことを報告している。さらに中山・川西（2004）は人的支援が高齢者の運動実施に対する自己効力感に有意な影響を与えることを報告している。

これらの先行研究からは、成人が競技志向でスポーツを実践する重要性が報告されているにもかかわらず、それらに関する社会的支援環境について継続的に調査研究がなされていないこと、また社会的支援に関する研究においても、それらが中高齢者を対象としているものに限定されていることがわかる。

III. 研究方法

1. 調査対象

本研究では2010年7月24・25日に静岡県富士市富士川緑地公園において開催された、第1回全日本社会人アルティメット選手権大会予選に参加した選手（全参加者数432名）を対象に所定の質問紙を用いた調査を実施した。質問紙は調査への協力を得られた165名に調査員が直接配布・回収をおこなった。有効回収数（率）は156（94.5%）であった。

アルティメットとはフライングディスクを使用したチームゲームである。各7人からなる2チームが100m×37mのコートでディスクをパスによっては運び、敵陣エンドゾーン内で味方からのパスをキャッチするとポイント（1点）となる。球技にはないディスクの飛行特性を遣い、またスピードや持久力を必要とすることから究極（=Ultimate）という名前がつけられた。ゲームではスピリット・オブ・ザ・ゲーム（Spirit of the game）という紳士的な基本理念に基づき、審判を置かずに選手同士の判断によるセルフジャッジを採用しているのも特徴といえる。フライングディスクの起源は、1940年代、アメリカのアイビーリーグの名門校であるエール大学の学生たちが、キャンパス近くの「フリスビー・ベーカリー」のパイ皿を投げ合ったのが始まりといわれている。その光景に興味を持った建築検査員のフレッド・モリソン氏が1948年、金属製のディスクを試作し、その後の改良で現在のプラスチック製のディスクが誕生した。現在では、材質や形状に改良が重ねられフライングディスクの飛行性能は、最長飛距離「250m」、最高時速「時速134km」、最長滞空時間「17.72秒」ときわめて優れたものとなっている。日本に初めてフライングディスクが紹介されたのは1969年で、1984年に日本フライングディスク協会が設立され、同年、世界フライングディスク連盟に加盟し、1992年には「第6回世界アルティメット&ガッツ選手権大会」が栃木県宇都宮市で開催された。1989年には、IOCが後援する非オリンピック種目の世界大会「ワールドゲームズ」のエキシビジョン種目となり、2001年8月に秋田で開催された第6回ワールドゲームズからは正式競技に採用されている。本調査対象には、元日本代表選手や現役の日本代表選手が複数人含まれている。しかし、本研究の調査対象は数多く存在する競技種目の中のひとつを選択したものであるため、分析結果の一般化には限界があることを考慮する必要がある。

2. 測定尺度

調査内容は、社会的支援、運動実施に対する自己効力感、スポーツ実施における他者からの働きかけ、運動実践者意識、個人的属性など計55項目であった。以下では分析に使用した測定尺度について記述する。

1) 社会的支援

本研究では、高齢者の身体活動実施に関わる社会的支援環境を測定することを目的に中山ら（2002）によって作成された社会的支援測定尺度を使用した。当該測定尺度は、スポーツ実施に共通する要因として物的環境、情報、プログラム、重要な他者、指導者、運動施設や運動プログラムへの近接性や利便性といったアクセスビリティなどの6つの要因を中心に16項目で構成されたものである。16項目は、各々「あてはまらない」から「あてはまる」までの5段階リッカートタイ

プ尺度を用いて測定し、間隔尺度を構成するものと仮定して、1～5の得点を与えて数量化した。社会的支援に関する先行研究では、支援の測定方法として認知を用いてきた。本研究においても、測定尺度が調査対象の在入手可能な支援の認知を測定しているものと仮定した。測定尺度の16項目は付録として文末に記してある。

2) 個人的属性

性別、年齢、職業を回答してもらった。

3. 仮説の設定

土屋ら(1998)は大学生運動部員のバーンアウトと人的支援の関連について研究をおこない、継続的な支援とバーンアウトの抑制との関連を明らかにした。アルティメットの競技者に関して言えば、実業団のチームがひとつあるだけで、他のチームは全てクラブチームである。したがって、競技を継続していくうえでは社会的な支援を多く要する。しかし、競技者を取り巻く環境が、競技継続に影響を与え、競技から退く者が多いのが30歳前後である。したがって、競技継続年数の長い30歳以上のグループにおいて社会的支援の認知傾向が高いことが予想される。そこで本研究では、以下の仮説を設定し検証をおこなった。

仮説：社会的支援の認知には競技継続年数によって差がある。

仮説の採択基準として、年齢によってふたつに分けられたグループ間(20歳代と30歳以上)で平均値の比較および有意差検定をおこない、有意差が確認されたときに、仮説を採択とした。

4. 分析方法

調査対象の特性を把握した後、社会的支援尺度の構成概念妥当性を検討するために検証的因子分析を行ない、最後に仮説を検証するために競技歴および性別で社会的支援要因ごとに平均値の比較と有意差検定を行った。分析に使用した統計パッケージはPASW Statistics 18.0.0およびAmos18.0.0であった。

IV. 結果と考察

1. 調査対象の特性

調査対象の年齢分布は22歳から47歳であり、平均年齢は28.2歳であった。性別では男性111名(71.2%)、女性45名(28.8%)であった。競技年数の分布は1年から30年であり、平均競技年数は9.73年であった。婚姻状況は、既婚40名(25.6%)、未婚114名(73.1%)、その他2名(1.2%)であった。調査対象の99%が大学・大学院卒業生であった。

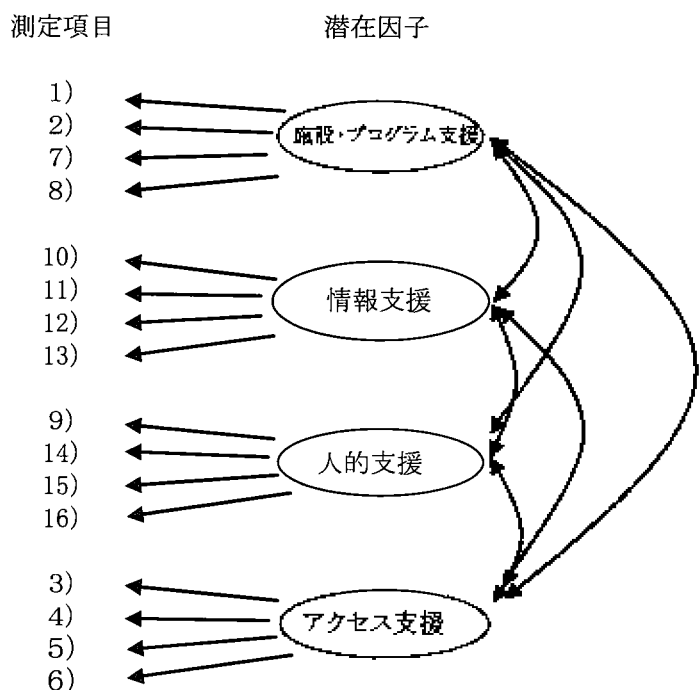


図1. 検証的因子分析における基本モデル

2. 社会的支援

検証的因子分析の前に、社会的支援 16 項目において得点の分布を確認したが極端な偏りはみられなかった。次に社会的支援 16 項目でピアソンの積率相関係数を算出したところ、1) 身近に運動・スポーツ施設があると 2) 運動・スポーツのための設備用具があるとの項目の間で.694、また 11) 高齢者の健康に関する情報が比較的得やすいと 12) 友人から運動・スポーツ情報を得やすいとの項目の間で.624 と高い相関を示した。しかし質問項目は互いに異なる意味内容であるため、そのまま検証的因子分析をおこなった。その際、中山ら (2002) の研究と同様に社会的支援測定尺度を、①施設・プログラム支援、②情報支援、③人的支援、④アクセス支援、の 4 つの潜在因子を表す下位尺度にまとめ分析をおこなった。図 1 に検証的因子分析における基本モデルを示した(質問項目番号は付録の質問項目番号に対応している)。施設・プログラム支援を構成する質問項目は 1) 2) 7) 8) であり、運動・スポーツ活動を行うときに必要なプログラムや施設の認知に関する項目で構成される。情報支援を構成する質問項目は 10) 11) 12) 13) であり、運動・スポーツ活動に関する情報の認知に関する項目で構成される。人的支援を構成する質問項目は 9) 14) 15) 16) であり、運動・スポーツを行う上での重要な他者からの支援や指導者の存在の認知に関する項目で構成される。アクセス支援を構成する質問項目は、3) 4) 5) 6) であり、運動・スポーツ施設への近接性の認知に関する項目で構成される。検証的因子分析では、誤差相関をつけず、誤差変数から観測変数への非標準化パス係数をすべて 1 に固定した。また因子の分散を 1 に固定した。

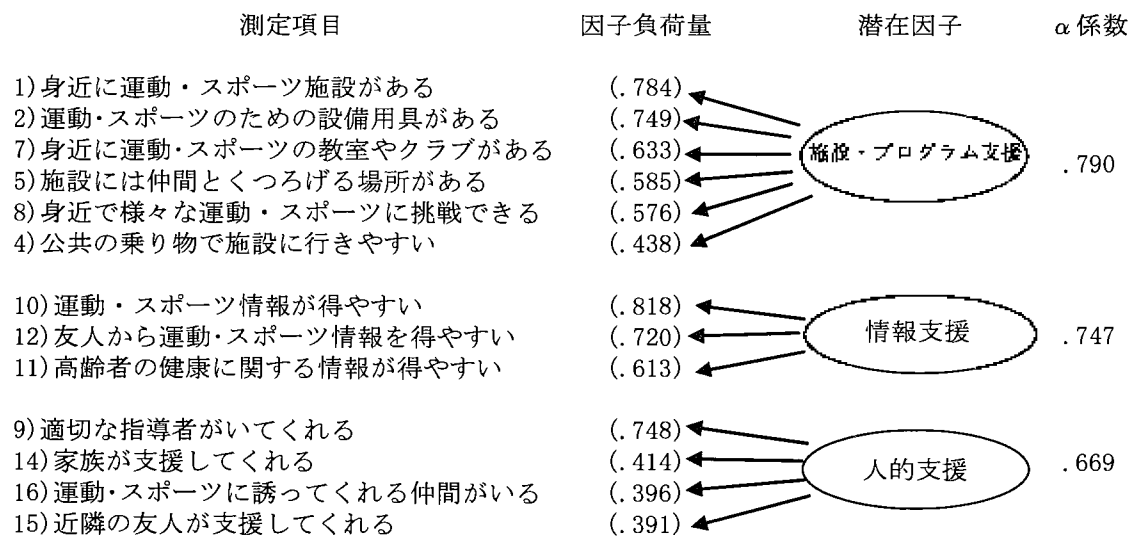


図2. 検証的因子分析結果

まず、4 つの潜在因子ごとに 4 項目の質問項目を観測変数として設定した基本モデルで分析したところ、モデルのデータへの当てはまりの程度を判断する基準である適合度指標の値がよくなかった(GFI.797、AGFI.718、CFI.731、RMSEA.113) (豊田,1998)。さらに α 係数の値も基準を満たさなかった。そこで、施設プログラム支援要因とアクセス支援要因の測定項目を合わせ、さらに因子負荷量の値が低かった 3 つの測定項目 3)、6)、13) を除外して、3 要因の分析モデルで再度、検証的因子分析を行った。その結果を図 2 に示した。モデルのデータへの当てはまりは基本モデルよりも若干値が下がった (GFI.794、AGFI.697、CFI.749、RMSEA.136)。経験的な値からは、GFI および AGFI は.900 以上、CFI は 1.00 に近いほど、また RMSEA は.05 以下だと、分析のモデルとデータとのあてはまりがよいと判断される習慣がある (豊田,1998)。本研究では、様々な組み合わせで分析した結果のなかで最も解釈可能な結果であった 3 因子のモデルを採用した。各潜在因子において観測変数への因子負荷量は.39 以上であり有意であった。潜在因子間の相関係数は情報支援と人的支援との間で値がもっとも高く.842 であった。人的支援の α 係数は.669 であったが、それ

以外の潜在因子では.700以上と高い値を示した。16項目全体での α 係数は.815であり、質問項目3)、6)、13)を除いた13項目での α 係数は.847であった。

3. 社会的支援要因の平均値の比較

表1には社会的支援下位尺度の合計得点の平均値を20歳代と30歳以上の年代で比較し有意差検定をおこなった結果を示した。人的支援要因のみ0.5%水準で、30歳代以上が有意に高い値を示した。この結果は、競技の継続における重要な他者からの支援がバーンアウトなどに対する予防策として機能していることを明らかにした土屋ら(1998)の研究結果に近い傾向を示したと言える。他の支援要因については有意な差はみられなかった。この結果から、本研究で設定された仮説は部分的に採択されたといえることができる。

表1. 社会的支援下位尺度の合計得点の平均値と年代による比較

項目	全体 (N=156)		最小値	最大値	20歳代 (n=105)		30歳以上 (n=51)		t値
	MEAN	S.D.			MEAN	S.D.	MEAN	S.D.	
施設・プログラム支援要因	20.21	(5.97)	6	30	20.37	(6.03)	19.88	(5.89)	.479
情報支援要因	8.49	(3.18)	3	15	8.26	(3.30)	8.98	(2.87)	-1.337
人的支援要因	12.19	(3.80)	4	20	11.69	(3.84)	13.21	(3.55)	-2.392*

*p<.05

また、性別を独立変数とし、同様の分析をおこなったが有意差は確認されなかった。

V. まとめ

1. 結果の要約

本研究で明らかになった主な結果は次のようであった。1) 競技志向スポーツ実践者のスポーツ実施に対する社会的支援は、施設・プログラム支援、情報支援、人的支援の3因子で構成された。2) 競技年数の短いスポーツ実践者に比べ、競技年数の長いスポーツ実践者が人的支援の認知傾向が高いことが明らかとなった。

2. 論議

本研究では調査対象の競技種目がいわゆるマイナー種目となっていたために、研究結果を他の競技人口の多い種目の実践者の傾向として解釈するには困難な部分がある。しかし、本研究の結果は競技志向スポーツ実践者のスポーツ実施に対する社会的支援に関する基礎的資料として位置づけることができると考えられる。近年、日本国内において、Jリーグ、bjリーグ、野球独立リーグなどの地域密着型プロスポーツリーグが注目されている。しかし、これら以外のスポーツ種目も含め一部のトップアスリートを除けば、アマチュア競技者が各種目の競技人口の多数を占めていることは明らかである。本研究では競技年数の長い実践者において、そうでない者と比較して人的支援を認知する傾向が高いことが明らかとなった。これらの状況は、1980年代に報告された一流アマチュア競技者のおかれている状況(鈴木ら, 1981)が現在においてもそれほど改善されていないことを示している事例とも考えられる。アマチュア競技者のスポーツ実施に関わる社会的条件が整備されていない現実にはサッカー女子日本代表、いわゆる「なでしこジャパン」が2011年にドイツで開催された女子ワールドカップ優勝後に、マスメディアで報道された競技活動環境によっても明らかである。文部科学省が2000年に策定したスポーツ振興基本計画における政策目標のひとつである「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる」生涯スポーツ社会の実現はアマチュア競技者においては未だ解決すべき課題が山積している状況であると思われる。最後に、本研究で使用された社会的支援の測定尺度は高齢者を対象に作成された測定尺度であったため、アマチュア競技者のスポーツ実施場面を反映していない測定項目が含まれていたことは否めない。今後、アマチュア競技者へのインタビュー

調査などトライアングレーション手法(佐藤,1992:115-120)によってさらに内容的妥当性を高める必要がある。さらに他種目の競技者に対する同様の調査をおこなうことにより、多項目間の社会的支援状況の比較をおこなう必要がある。これらは今後の課題としたい。

引用・参考文献

- 1) 長ヶ原誠(2003) 成人スポーツの社会文化論的視点からみたマスターズスポーツの役割と課題。日本体育学会第54回大会体育社会学専門分科会発表論文集,91-96.
- 2) 長ヶ原誠(2007)「ジェロントロジースポーツ総論」,株式会社ジェロントロジースポーツ研究所発行『ジェロントロジースポーツ—成熟人生を“好く”生きる人のためのスポーツライフ—』,12-49.
- 3) SSF 笹川スポーツ財団(2006)『スポーツ白書—スポーツの新たな価値の発見—』。SSF 笹川スポーツ財団発行,28.
- 4) 伊藤央二・宮崎朋子・野川春夫(2007) 団塊世代における社会的支援とライフデザインの関係—古河市マスターズサッカー大会参加者に着目して—。日本体育学会第57回大会体育社会学専門分科会発表論文集,99-104.
- 5) 中山健・川西正志・守能信次(2002) 社会的支援と社会的ネットワークとが高齢者の身体活動実施に与える影響に関する研究。スポーツ社会学研究第10巻,72-85.
- 11) 日本フライングディスク協会公式ホームページ <http://www.jfda.or.jp/>
- 6) 朴永晃・山口泰雄(2006) 韓国における高齢者のスポーツ実施と社会的支援の動向。日本体育学会第56回大会体育社会学専門分科会発表論文集,17-22.
- 7) 佐藤郁哉(1992)『フィールドワーク—書を持って街へ出よう—』,新曜社,115-120.
- 鈴木守・糸野豊・古屋正俊(1981) 一流競技者の育つ条件とその意識について—オリンピック選手の調査から—,体育社会学研究会編『一流競技者の社会学』,道和書院,63-83.
- 8) 豊田秀樹(1998)『共分散構造分析入門編—構造方程式モデリング—』,朝倉書店,170-181.
- 9) 土屋裕睦・中込四郎(1998) 大学新入部員をめぐるソーシャル・サポートの縦断的検討:バーナウト抑制に寄与するソーシャル・サポートの活用法,体育学研究,42(5),349-362.

付録

社会的支援の測定尺度16項目

- 1) 身近(徒歩15分位)に運動・スポーツを行うための施設や広場がある
- 2) 運動・スポーツを行うための設備用具がそろっている
- 3) 運動・スポーツを行うための施設までの専用送迎バス等がある
- 4) 運動・スポーツを行うための施設や広場へは、公共の電車やバス、自転車を使えば行きやすい
- 5) 運動・スポーツを行うための施設や広場には、活動後に仲間とくつろげる場所がある
- 6) 運動・スポーツを行うための施設や広場は、利用手続きが面倒である
- 7) 身近(徒歩15分位)に運動・スポーツを行う教室やクラブがある
- 8) 身近でいつでも様々な運動・スポーツに挑戦できる
- 9) 運動・スポーツを行う際、適切な指導者がいてくれる
- 10) 運動・スポーツに関する情報が比較的得やすい
- 11) 高齢者の健康に関する情報が比較的得やすい
- 12) 友人からいつでも運動・スポーツ活動の情報が得やすい
- 13) 現在の運動・スポーツ活動を続けるためにはあまりお金がかからない
- 14) 自分が運動・スポーツ活動に参加するために家族が支援してくれる
- 15) 自分が運動・スポーツ活動に参加するために近隣の友人が支援してくれる
- 16) 身近に、自分を運動・スポーツに誘ってくれる仲間がいる

日本人プロサッカー選手のキャリアプロセスに関する研究 10 years after model

上代圭子(東京国際大学)、野川春夫、青葉幸洋、福士徳文(順天堂大学)

1. 背景と動機

プロスポーツ選手のセカンドキャリアに対する社会的ニーズが脚光を浴びてから10年以上が経過した。現在では、プロサッカー選手が引退を最初に迫られる20代前半(15歳~24歳)の男性の失業率は8.7%(統計局, 2011年4月)と高く、今後、増え続けるプロサッカー選手のキャリアトランジションは社会的に関心を集めることが想定される。

2010年7月に文部科学省から発表された「スポーツ立国戦略」においても、「トップアスリートが安心して競技に専念できる環境の整備」が謳われており、その中の小項目として、キャリア形成支援としてスポーツ選手のセカンドキャリア対策が盛り込まれている。また、トップアスリートが子供たちを指導し、その子供たちがトップアスリートになるといった「好循環」サイクルを生み出すことを目的として、トップアスリートは、希望すれば総合型地域スポーツクラブなどで子供たちなどの指導ができるようになり、セカンドキャリアとしての雇用機会が提供されるようになるともされている。このように、スポーツ選手のキャリアトランジションへの関心は国家レベルでも高まっているといえるのである。

一方で、Jリーグキャリアサポートセンター(CSC)によると、2006年から2008年の3年間に契約更新を行わないという通達、いわば解雇通知を受けた選手は約450名であった。Jリーグの選手登録数が約1,000人/年であることを考えると、毎年約1.5割が解雇通知を受けることとなる。だがそのうち、全体の5割強がJFLや地域リーグなどへ移籍し現役を続け、サッカーからは離れない。また引退したとしても、Jクラブで普及活動や下部組織などのコーチ、スタッフとして採用されるケースが16%、約14%が一般の企業に就職し、6%が就学、残りの11%は準備中となっている。就学した者の中にも大学でサッカーを続けている者がいたり、準備中という者の中には海外のチームでサッカーをしている者も含まれている(図1参照)。つまり、次の進路選択を迫られた8割以上の元Jリーガーはサッカー界から離れずにいるのである。

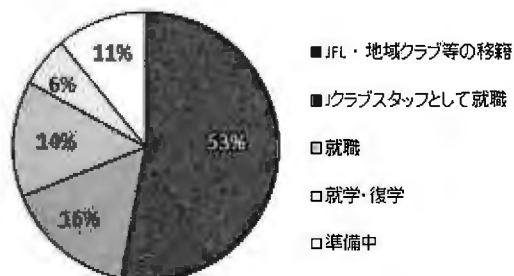


図1 2006年~2008年の解雇後の進路(CSC資料より筆者が作成)

このような状況は、受け入れ態勢の変化によるものでもある。2005年10月に、日本サッカー協会により将来的なJリーグの姿について考える「Jリーグ将来構想委員会」が立ち上げられて以降、「各都道府県に1つずつのJクラブをつくろう」という旗印の下、複数の新たな地域クラブが創設された。これらのクラブは、他のクラブでプレーしていた選手を集めたがったため、解雇通知を受けた選手の恰好の進路となった。また、スポーツキャリア大学院の試行により、大学も多くの元プロサッカー選手を受け入れている。

以上のように、セカンドキャリアへの移行を強いられるプロサッカー選手が増加したこと、また

受入れ先が拡大したことによって、引退後の進路はますます多種多様になっている。しかしながら、トップアスリートのセカンドキャリアに焦点を当てた研究は増加しているにも拘わらず、時系列的・縦断的に行った実証研究は皆無に等しいと言っても過言ではない。

そこで本研究では、Jリーグ創成期の元プロサッカー選手のキャリアプロセスにどのような変化があったかを明らかにするために、著者の第一回調査研究（1999）と同一対象者に面接調査を行った。そして、10年間のキャリアプロセスを基に、Role-Exit Model を再吟味する。

【研究の目的】

本研究では、Jリーグ創成期の元プロサッカー選手の10年間のキャリアプロセスを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究の検討

海外では、1980年代よりアスリートのセカンドキャリアに関する研究は急激に増えたが、当初は老年学説や死亡学説を援用した研究が中心であった。

McPherson (1980)、Lerch (1981)、Rosenberg (1981)らの老年学理論をスポーツにおけるキャリアトランジションに援用した研究が主流であった。彼らは、労働者の退職プロセスを説明するために用いられてきた老年学の理論やモデルを、スポーツ選手の引退プロセスにも援用可能であるとした。だが、Werthner & Orlick (1986)などの指摘により、スポーツ選手の引退は単に競技者としての役割を終えるのであって、人生そのものの終焉を迎えるわけではないので老年学説などの援用は不相当だとされた。

また、老年学理論と同様に援用されたのが死亡学理論である。死亡学は Park (1912)によって紹介され、その理論を援用し、スポーツ界においても引退を「社会的な死」と同じ意味を持つものであるとして捉えている (Lerch, 1984; Rosenberg, 1984; Baillie, 1992)。だが、個人によって異なる経験をするものであり個人的特性や環境的特性を考慮していない点、スポーツ選手特有の複雑なプロセスを無視しているという点などから、死亡学を援用したモデルはスポーツ選手の引退に適用されるには不十分だとされた (Blind & Greendorfer, 1985; Curis & Ennis, 1988; Taylor & Ogilvie, 1994; Gordon, 1995)。

スポーツ選手の引退は人生のプロセスの単なる一部に過ぎないため、特別な出来事とみなすべきではなく人生のプロセスの一部であり通過点であると考えられ、老年学説や死亡学説は援用不可能であるとされるようになり、代わって心理学説や社会学説における変遷 (Transitional) モデルが用いられるようになった (Schlossberg, 1981; Coakley, 1983; Charner & Schlossberg, 1986; Pearson & Petitpas, 1990; Taylor & Ogilvie, 1994; Drahotka & Eitzen, 1998)。老年学モデルや死亡学モデルが引退を特別な出来事とみなすのに対して、変遷モデルはスポーツ選手の引退を人生のプロセスにおける普通の出来事とみなしている。そして、個人的要因や環境的要因など、引退時に影響を与える要因を踏まえている (McPherson, 1980; Schlossberg, 1981; Coakley, 1983; Chamer & Schlossberg, 1986)。

今日でも変遷モデルは多く援用されているが、アイデンティティに着目するなどより詳細なポイントに注目されるようになっている (Conzelmann & Nagel, 2003; Gerard & McGregor-Bayne, 2008; Joanne & Gyoza, 2009)。スポーツ選手の引退プロセスにおいては、選手自身のアイデンティティに影響が与えられるとされ、アイデンティティに与える影響は数多く研究がなされている (Ball, 1976; McPherson, 1980; Person & Patitpas, 1990; Taylor & Ogilvie, 1994; 豊田・中込, 1996, 2000; 大場・徳永, 1999, 2002; Gerard & Heather, 2008; Joanne & Gyoza, 2009)。日本においては、競技生活から引退し、新たな社会生活へと移行するにあたって「競技者である自分」から「競技者ではない自分」への組み換えを課せられる。だがそれは容易な作業ではなく、心的外

傷経験となりうるという「自己同一性の再体制化」に着目し、類型化した心理学的研究（豊田・中込, 1996）がある。

このような変遷モデルを中心とした研究の流れの中で、Drahota & Eitzen (1998) は、Ebaugh (1988) の Role exit theory を用いてプロスポーツ選手のセカンドキャリアプロセスに関する実証研究を行い、スポーツ選手はスポーツから離れたがらない、周囲の影響を受けやすいなどの特徴を示した。そして、日本においても、重野 (1999) や上代 (1999, 2005)、河村 (2000)、久保田ら (2002) が、Drahota & Eitzen のモデルを援用して、日本人プロサッカー選手の引退に着目して研究を行っている。その結果、日本人プロサッカー選手においては、Drahota & Eitzen (1998) が提唱した海外選手の Role-Exit Model と異なることを明らかにし、日本人プロサッカー選手の特徴を示した。

一方で、Ogilvie と Taylor (1993) スポーツ選手にとって事前に引退後の計画を立てることがスムーズなキャリアトランジションのために効果的な対処方法であるとしている。しかしながら、実情として、Blann(1985)、Zaichkowsky (1994) などは、多くの選手が引退後の職業を事前に考えていなかったと報告している。Coakley (1983) がセカンドキャリアへの移行が困難な理由として、「スポーツ以外の職業への就業のための準備をほとんど何もやっていないこと」と述べるように、スポーツ選手は引退後の準備をほとんど行わずに引退を迎える。

このようなスポーツ選手はスムーズにキャリアトランジションを行うことができないという見解から、引退にともなう危機へのサポートに関する研究の重要性が提唱されている (Sinclair & Orlick, 1993, Gordon, 1995)。具体的には、心身が傷ついたスポーツ選手への社会的な支援体制の重要性 (Rosenfeld & Richman & Hardy, 1989) や、友人と家族、チームメイトの社会的なサポートの重要性を示している (Swain, 1991)。

Coakley (1983) は、他の研究者がスポーツ選手の引退を個人の問題として捉えていたのに対して、社会構造的な問題として捉えるべきだと布石を投じた。この提唱はその後の研究の主流となり、最近の研究はスポーツ選手自身の心理的側面だけではなく、選手を取り巻く環境を考慮するようになっていく。

これらの研究知見を基に、引退後の適応プログラムの開発や具体的な援助がキャリアトランジションにどのように影響するかを明らかにする研究が行われるようになった (Petitpas, Mckelvain & Murphy, 1990) り、Olympic Job Opportunity Program (アメリカ) や Olympic Athlete Career Center (カナダ)、Australian Institute of Sport (オーストラリア)、Olympic Job Opportunities Program (オーストラリア)、セカンドキャリア支援促進事業 (日本) などの適応プログラムが国単位で進められている。

総じて、初期は実態に着目し、プロセスや選手に影響を与える要因などの実態を明らかにするような研究が多くみられた。その後、引退時への対応策を提言することを目的としたものへと論考が変化してきた。しかしながら、時系列的・縦断的に行った実証研究はほとんどなく、現在の対応プログラムの有効性を検証するためにも、サッカー選手のキャリアパスを縦断的に追うことによって、キャリアトランジションのプロセスを解明するような研究が必要だと考えられる。

3. 研究方法と手順

(1) 調査方法

本調査は、Drahota と Eitzen が 1998 年に行った「The Role Exit of Professional Athletes」の調査の際の調査方法を援用する。また、本研究は追跡調査であるために、1999 年に著者が行った研究と同一の研究方法を採用し、同一の被験者とする。なお、1999 年の研究における被験者は、J リーグだけでなく JSL*1 でのプレー経験がある元プロサッカー選手と、J リーグのみでしかプレー経験のない元プロサッカー選手が存在した。

1) 調査対象

本研究は追跡調査であるため、1999 年に著者が行った研究と同一の被験者とした。

なお、1999 年当時は J リーグが開幕して 6 年目であり、その直前の引退選手の中には J リーグが開幕する前からサッカーを行っていた選手もいた。したがって被験者には、J リーグだけでなく、JFL や JSL でのプレー経験がある元プロサッカー選手と、J リーグのみでしかプレー経験のない元プロサッカー選手が存在している。被験者の概要は表 1 の通りである。

表 1 サンプル一覧

選手名	年齢	選手時代のキャリア		1999年引退当時の職業	2010年現在の職業
		試合 回数	プレーしたリーグ		
A	45	6	JSL+JFL+J	Jクラブ指導者	Jクラブ指導者
B	40	9	JSL+JFL+J	フットサル場経営	非営利団体代表
C	39	1	J	保険会社勤務	保険代理店業
D	40	4	JFL+J	Jクラブ指導者	Jクラブ下部組織指導者
E	36	3	JFL+J	私立高校コーチ	Jクラブ下部組織指導者
F	45	7	JSL+J	地方市議会議員	スポーツ競技団体
G	58	11	JSL	JFLクラブGM	JクラブGM
H	39	3	JFL+J	整骨院勤務(専門学校生)	整骨院経営
I	49	7	JSL+J	Jクラブ下部組織指導者	Jクラブ下部組織指導者
J	40	4	J	Jクラブ下部組織指導者	Jクラブ下部組織指導者
K	53	17	JSL	解説者	解説者
L	39	2	J	大学院生	大学教員
M	32	2	J	大学生	高校教員
N	39	2	JSL+J	会社員	会社員
O	44	7	JSL+J	Lクラブ監督	会社社長
P	45	3	JSL	Jクラブスカウト	Jクラブスカウト
Q	44	7	JSL+J	Jクラブ下部組織指導者	Jクラブフィジカルコーチ
R	44	7	JSL+JFL	サッカースクールオーナー	サッカースクールオーナー

※注 JSL : 日本サッカーリーグ (1965 年~1992 年)

JFL : 旧日本フットボールリーグ (1992 年~1998 年)

J : 日本プロサッカーリーグ・J リーグ (1993~)

2) 調査手順

まず、前回の調査の被験者へ直接メールまたは電話にて連絡し、本研究の調査目的と調査内容の説明を行い、本調査への協力を依頼した。

その後、面接調査を実施した。面接方法は、半構造化直接面接法を用いた。

調査は個別に実施し、所要時間は被面接者 1 人あたり 60 分程度である。質問項目は、1999 年と同様に Drahota と Eitzen の「The Role Exit of Professional Athletes」のインタビュー調査項目である「Interview Guide」を援用した。

表2 インタビュー調査質問項目

I プレステージ1 自分の中で不安 ープロ選手になる前の不安 1. 高卒（大卒）で入団したのはなぜですか？ 2. プロ選手としてやっていけると思いましたか？ 3. プロ選手になる前から引退後のプランをもっていましたか？ 4. プロになる決断したのはなぜですか？
II ステージ1 自己不安 ープロ生活において、最初に不安感を抱いたのはいつですか？ 1. その時の状況（ケガ、レギュラーなど）はどうでしたか。 2. 移籍を考えましたか。 3. 最終学歴を教えてください。 4. バーンアウト（やる気がなくなった）のはどんなときですか。 5. ビジネスなど、他との関わりはどうでしたか。 6. 重要な他の役割は見つかっていましたか。
III ステージ2 代替キャリアの模索 ー疑問を抱いた後あったことを教えてください。 1. 所得、名声、社会の承認の維持に努めましたか。 2. 消極的な反応、また、積極的な支えはありましたか。 3. 安堵はありましたか。 4. 重荷になったものと、その逆のものはありましたか。 5. 友達に変化はありましたか。 6. 新たな役割のリハーサルをしましたか。 7. 強制的な引退でしたか、それとも納得した引退でしたか。 8. 決定までにかかった時間はどれくらいですか。
IV ステージ3 分岐点 ーどんなことがあったときにやめようと思いましたか？ 1. 発表した後にどのような感じをもちましたか。 2. 精神的に空虚な時間がありましたか。 3. 次の職業への移行期、何か考えたことはありましたか。
V ステージ4 新たな役割の創造 ー以前の役割への創造、適応 1. 未練はありますか。 2. 社会の反応はどうですか。 3. やめたことによる、重要な周りの人の反応、与えた影響はありますか。

(Drahota & Eitzen の「Interview Guide」を著者和訳)

面接の進め方は、順をおって Interview Guide の項目を1項目ずつ質問するのではなく、自分のサッカー史を被験者自身に自由に語ってもらっていき想起法で進め、その中でガイドの項目、および本調査において検証に必要な点を、面接者が補足する形で質問する遡及法を用いた。なお、面接を実施の際には、被面接者からの了解を得て面接内容を録音した。

(2) 分析の枠組み

1) 分析方法

分析方法は、Mayring (1983) が構造化した質的内容分析を援用した。まず、インタビューの中でポイントと思われる部分を、要約的内容分析を行い、次に、説明的内容分析を行う。そして最後に、構造化内容分析を行う。その後、分析した内容は、Drahota と Eitzen が構築した Role-Exit Model のステージ毎に分け直して段階毎に表にまとめ、キャリアプロセスを明らかにした。

4. 結果・考察・結論

主な結果、考察、結論については、発表当日に提示する。

5. 主な参考文献

1. Coakley, J.J. Leaving competitive sport: Retirement or Rebirth? *Quest*, 1983: 35, 1-11.
2. Drahota J. A. T., Eitzen, D. S. The role exit of professional athletes. *Sociology of Sports Journal*, 1998: 15, 263-278.
3. 上代圭子 (1999) プロサッカー選手のセカンドキャリア. 順天堂大学卒業論文.
4. 久保田洋一・野川春夫・末永尚・重野弘三郎 (2002) プロサッカー選手のセカンドキャリアチェンジ-役割卒業理論(Role Exit Theory)を援用して-. 順天堂大学スポーツ健康科学研究, 6, 106-116.
5. McPherson, B. D. Retirement from Professional Sport: The process and Problems of Occupational and Psychological Adjustment. *Sociological Symposium*, 1980: 30, 126-143.
6. 大場ゆかり・徳永幹雄 (1999) アスリートの「競技引退イメージ」に関する考察-競技引退生起条件との関連性-. 日本体育学会第 50 回記念大会/体育・スポーツ関連学会連合大会号, 349.
7. 重野弘三郎 (1999). プロサッカー選手のセカンドキャリア到達過程に関する研究-Role Exit Theory に着目して-. 鹿屋体育大学修士論文.
8. Taylor, J., Ogilvie, B.C. A conceptual model of adaptation to retirement among athletes. *Journal of Applied Sport Psychology*, 1994: 6, 1-20.
9. 豊田則成・中込四郎 (1996) 運動選手の競技引退に関する研究 -自我同一性の再体制化をめぐって-. *体育学研究*, 41(3), 192-205.
10. 筑波大学トップアスリート・セカンドキャリア支援プロジェクト編(2006)トップアスリートのセカンドキャリア支援教育のためのキャリア開発 (1) 研究の構想基礎的研究を中心に, 筑波大学トップアスリート・セカンドキャリア支援プロジェクト.

大学生における「する」「みる」「ささえる」スポーツの実態から見える社会的背景—大学1年生のアンケートから—

東京未来大学 益井洋子、東京女子体育大学 八尾泰寛

1. はじめに

大学体育の授業のはじめに学生の実態調査を実施している。スポーツとどのような関わりをもってきたか、また、授業に対しての期待感や、スポーツに対する意識など知ることによって、学生の今までの背景が見えてくる。それによって、学生理解が進み、スポーツを通してのコミュニケーションが豊かになる。その結果から、さらに我大学に入学してくる学生の特徴が見えてくる。「する」スポーツとして、どの様な傾向があり、「みる」スポーツとして、どの様なスポーツに関心があるのか、そして「ささえる」という視点から応援しているスポーツはあるのかを知ることが、最近の若者を取り巻くスポーツ環境を把握できると考えた。最近のスポーツブームは、体育関係者としては、嬉しいと思っている。今回は、学生の実態を捉える事のみであるが、社会環境が、若者スポーツに影響していることを探る第一歩としたい。

新しい大学として(2007年開学)は、スポーツ環境の整備をする上で、学生の実態を把握することは、有効に働き、大学内にスポーツ文化として定着させるためにも、「する」・「みる」・「ささえる」という視点で学生へのスポーツ文化教育を展開したいと考える。また、将来、生涯スポーツとして多様ななかかわりがなされ、豊かな生活へとつながられることをも望むものである。

スポーツ文化として、日本人の生活に根差すことは、体育人として、当然のこととして願うことである。間野は、「このところ、スポーツ環境は大きく変わった。1993年にサッカーのJリーグがスタートしたことは、日本のスポーツ政策において画期的な出来事であった。さらに、1988年の長野オリンピック開催、2002年のサッカー・ワールドカップの日韓共催の実現など短期間にスポーツ二大ビッグイベントを実現した。それによって、「スポーツバブル」の現象を呼んでいる¹⁾と指摘している。スポーツに注目し始めたのは良いが、地に足が付いていないとも言っている。スポーツ環境を良くしていくことはと考えるにあたり、文部部科学省がひらがな表記で「する・みる・ささえる」と3つの側面から、スポーツの関わりを提唱し、スポーツ文化としての定着の第一歩を目指すことによって、スポーツ環境の改善が図られるものとする¹⁾。

「する」については、幼児期から高等学校まで学校教育の中で組み込まれている。大学生も大学の授業の中に組み込まれた体育実技を必修や選択によって実践の場を得ている。それ以外の実践の場としては、学校の課外活動や公共の施設や商業スポーツ施設などがある。高橋・時本によれば「第二次臨時行政調査会答申」に基づいて遂行された「行政改革」はスポーツ施設整備費は削減され、また、公共スポーツ施設の民営委託化を方向付けていった。²⁾それによって、商業スポーツ施設は急激に増えていった。結果的に日本のスポーツ環境は金のかからないスポーツ政策がとられたのである。

「みる」については、テレビで見るのが可能になり、人気のあるスポーツは、視聴率の高さを見込まれ、多く放映されるようになった。また、実際に競技場へ行き、試合を観戦することも、可能な環境となってきた。野球スタジアムやサッカースタジアムが、首都圏だけではなく、地方にも充実してきている。1997年、保健体育審議会答申や2000年のスポーツ振興基本計画の中で、スポーツを観戦するなどの楽しさを多く経験し、「みるスポーツ」によって、スポーツの教養を総合的に高めることは、人の生きがいにつながる多様なスポーツとの関係へとつながっていく。³⁾

「ささえる」については、スポーツとのかかわりの多様性の中の、重要な点といえる。ささえるについては、いろいろな役割を見いだすことが可能である。指導者、サポーター、審判、大会運営、スポーツグッズの開発、スポーツ広報その他いろいろなものがあげられる。

「する」スポーツから「みる」と「ささえる」スポーツが追加されたことは、スポーツ文化の醸

成を考えるならば、喜ばしいことであり、「大きな変化だ」と時本は述べている。³⁾

大学生にとっては、「する」は身近であったが、「みる」や「ささえる」は、これからの課題である。社会人となって、生涯スポーツを視野に入れるならば、大学の時期の経験は、個人の生活が豊かになる契機となりえるであろう。

「する」スポーツの背景、「みる」スポーツの背景、「ささえる」スポーツの背景として、社会の状況、さらに、スポーツの環境の時代的な影響を大きく受けているといえる。

2. 研究方法

1) 調査対象と調査時期

調査は、大学1年生を対象に、2008年4月に174名と2009年4月に183名に行った。

2) 調査の方法

授業時間を利用して、質問紙法によって、回答を得た。

3. 結果および考察

1) 「する」スポーツ

「する」スポーツとの関わりをアンケートから明らかにし、その背景について考察する。2008年度入学の学生へのアンケートの結果、小学校時代から大学1年生まで授業以外で、どのようなスポーツを経験してきたかの質問項目では、バスケットボールの経験者が、小学校の時期、ミニバスケットも含めて22名、中学校の時期は27名、高等学校の時期は13名を合わせて1番多く、現在も継続している学生が15名いる。中学生の時期に27名実施しているが1番多い。次いで、小学校から大学まで実施されたスポーツは水泳である。特に小学校の時期が1番多く、38名であった。中学校の時期2名と高等学校の時期5名というように、極端に少なくなるのが特徴である。第3位はサッカーである。小学校の時期は17名、中学校の時期は12名、高等学校の時期は5名、現在継続は1名である。第4位はバドミントンである。小学校の時期は19名、中学校の時期は9名、高等学校の時期は5名、現在継続は1名である。第5位は野球とバレーボールである。

2009年度入学の学生へのアンケートの結果、小学校時代から大学1年生まで授業以外で、どのようなスポーツを経験してきたかの質問項目では、バスケットボールの経験者が、小学校の時期のミニバスケットも含めて27名、中学校の時期は32名、高等学校の時期は16名を合わせて1番多く、現在も継続している学生が6名いる。中学生の時期において32名実施しているが1番多い。次いで、小学校から大学まで実施されたスポーツは水泳である。特に小学校の時期が1番多く、50名であった。中学校の時期3名と高等学校の時期2名というように、極端に少なくなるのが特徴である。第3位はバドミントンである。小学校の時期は16名、中学校の時期は14名、高等学校の時期は3名、現在継続は2名である。第4位はテニスとサッカーである。テニスは小学校の時期は5名、中学校の時期は17名、高等学校の時期は14名、現在継続は4名である。サッカーは小学校の時期は16名、中学校の時期は11名、高等学校の時期は12名、現在継続は2名である。第6位は野球である。

多くの学生は、1990年頃に、生まれている。小学生の時期は2000年頃である。1993年にサッカーのJリーグがスタートし、1998年長野オリンピック開催、そして、2002年サッカー・ワールドカップの日韓共催という大イベントが続いた。この時期に多感な少年期を迎えたと思われる学生たちにはかなりの影響があるはずである。さらに、『月刊少年ジャンプ』に「スラムダンク」が掲載されたのが1990年から1996年までである。また、スポーツ漫画「スラムダンク」が1991年に発行され、1993年から1996年までテレビ朝日系で放送された。バスケットボールの経験者が多い背景には、少年スポーツ文化に大きな影響を与えた「スラムダンク」の存在が大きいと考えられる。1981年から1988年に『週刊少年ジャンプ』に連載された「キャプテン翼」がテレビで放映され、1994年から1997年には「キャプテン翼—ワールドユース編」が連載され、2001年からは、「キャプテン翼—ROAD TO 2002」が出版された。サッカーが第3位に入っているのはこれらの影響を

少なからず受けていると考えられる。

兄弟で同じスポーツをすることが多いことから、身近な人による影響が大きいとも考えられる。当然、両親の影響も大きいであろう。

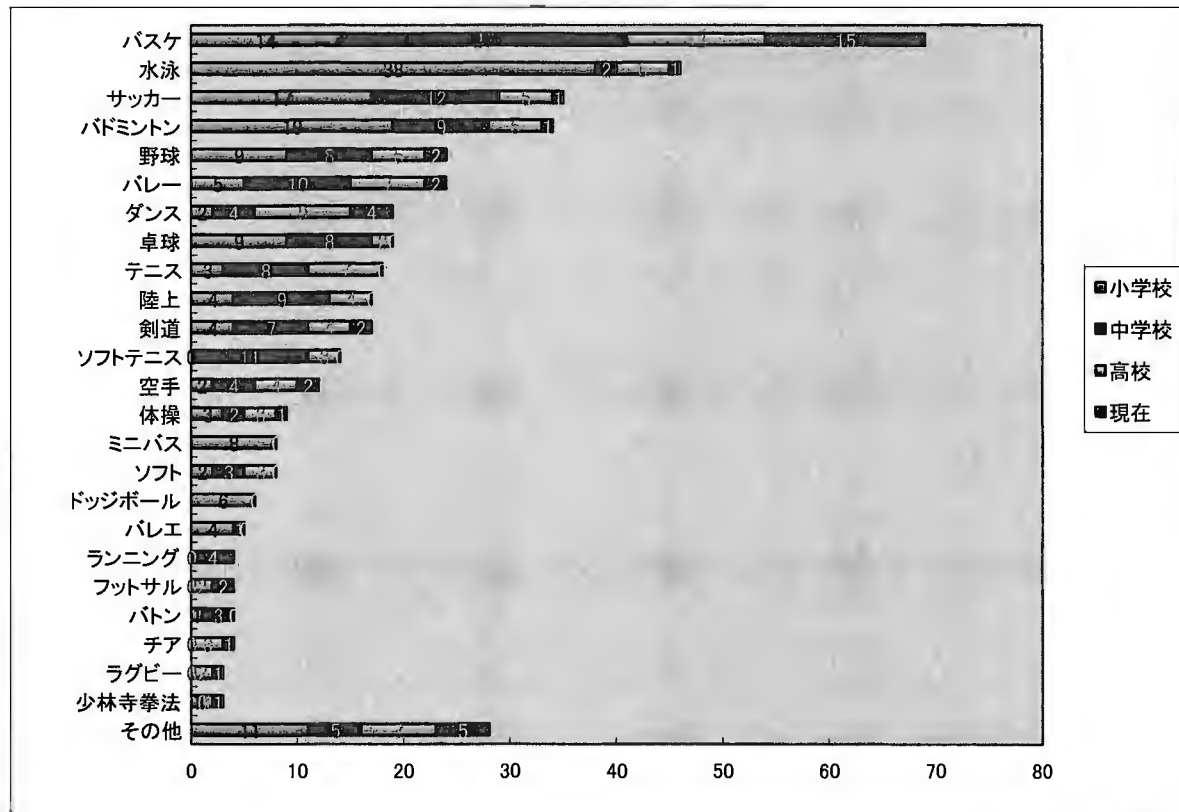


図1 2008年度入学生の「する」スポーツ (2008年4月)

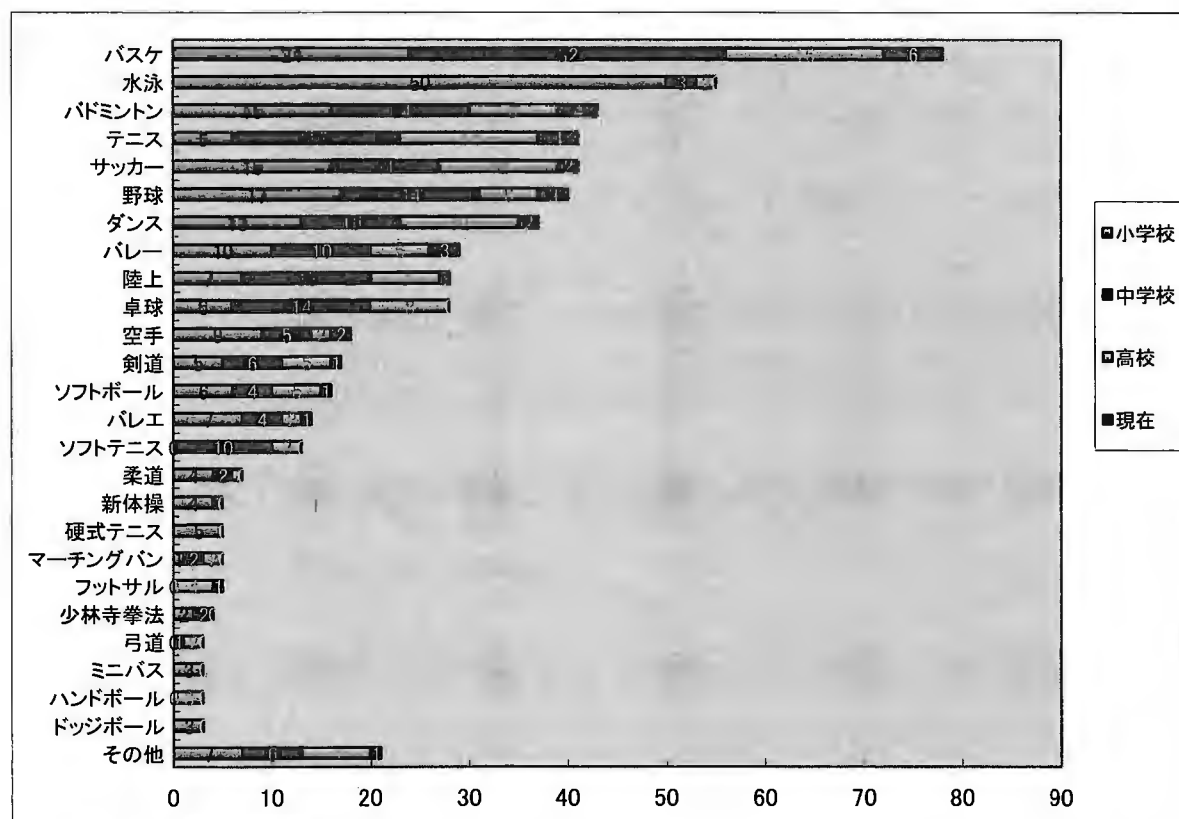


図2 2009年度入学生の「する」スポーツ (2009年4月)

2008年度と2009年度を見てみると、小学生から大学生まで体験してきたスポーツ種目は、バスケットボールが1番多く実施されていた。次いで、水泳であった。大学1年の現在において実施が継続されているスポーツが、バスケットボールであり、2年連続して1番多い結果である。

大学入学してすぐの調査であるので、これからの大学生活で大きな変化が見られることを期待したい。

2) 「みる」スポーツ

「みる」スポーツに関しては、2008年では、みるのが好きと答えたのが71%であり、どちらでもと答えたのが20%である。みるスポーツは好きと答えた方が多いという結果である。2009年では、みるのが好きと答えたのが70%であり、どちらでもと答えたのが19%である。みるスポーツは好きと答えた方が多いという結果である。



図3 (2008年)

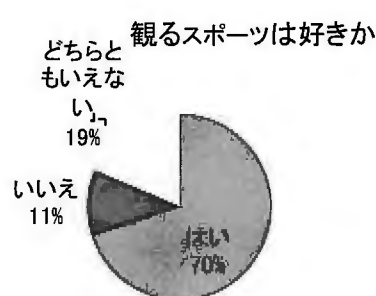


図4 (2009年)

2008年では、図5のように、テレビ観戦と実際に観戦するスポーツ、さらにはオリンピックテレビ観戦を見てみると、バレーボールとサッカーと野球が多いことがわかる。実際に競技場で観戦するスポーツは、サッカーと野球其々53名であり、次いで、バレーボール38名であった。テレビ観戦は、バレーボール73名、サッカー69名、野球60名であった。オリンピックテレビ観戦は、バレーボール36名、水泳29名、野球18名である。

2009年では、図6のように、テレビ観戦と実際に観戦するスポーツ、さらにはオリンピックテレビ観戦を見てみると、野球とサッカーとバレーボールが多いことがわかる。実際に競技場で観戦するスポーツは、野球76名、サッカー67名であり、次いで、バレーボール27名であった。テレビ観戦は、野球94名、サッカー77名、バレーボール41名、であった。オリンピックテレビ観戦は、野球28名、バレーボール23名、水泳23名である。2008年と2009年もサッカー、野球、バレーボールがみるスポーツとして多い結果であった。

メディア・スポーツの隆盛を背景とした「みる」人口の増大と高橋・時本は述べている。²⁾ みるのが好きと答えた学生が70%もいることは、他の文化とは、比較にならない、大衆化された「みる」スポーツの定着といえる。

高橋と時本は「現代のスポーツは、なかでも競技スポーツは技術的層化を中心に著しく高度化への志向を強めている。」と述べている。そして、スポーツの高度化と表現している。このようなスポーツの高度化は、勝敗、高い記録や技術を求めることに価値が転換し、観賞対象としてのスポーツ体系とその展開への興味と関心を集める傾向を強くしていった。²⁾ 高度化されたスポーツは、芸術作品の鑑賞と何ら変わらない方向性に行っていることを意味している。³⁾

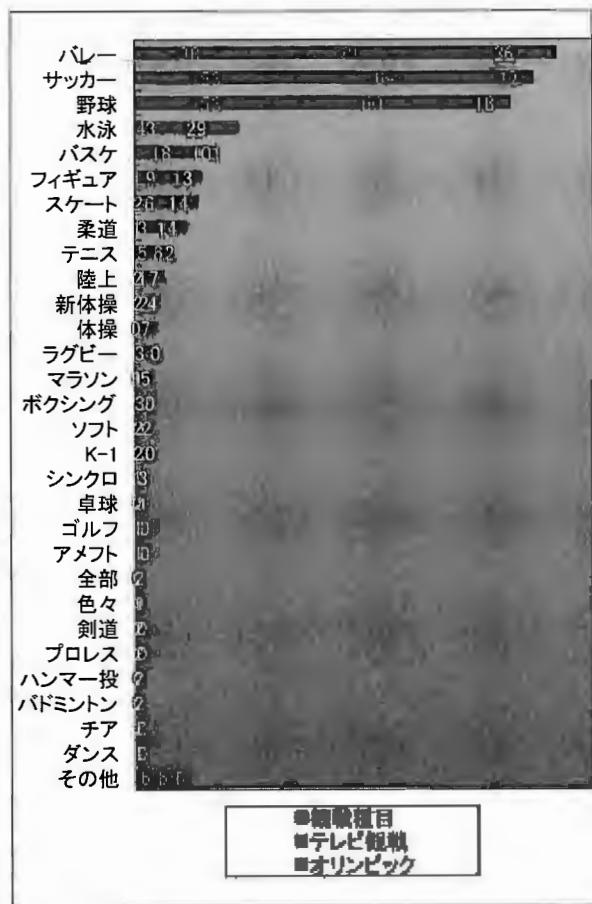


図5 「みる」スポーツ (2008年)

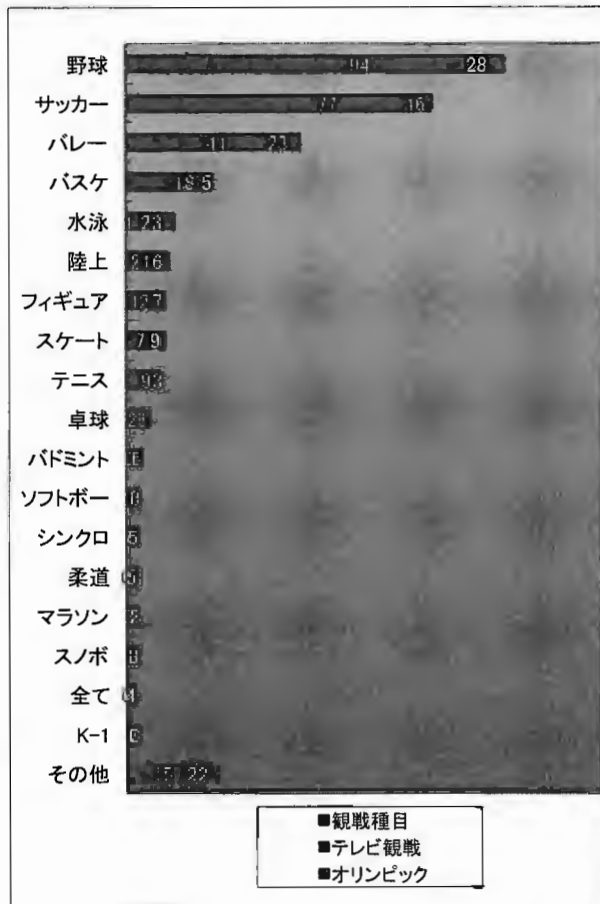


図6 「みる」スポーツ (2009年)

3) 「ささえる」スポーツ

「ささえる」という観点からは、応援しているチームがあるかどうかを質問した。2008年では、図7の通り、野球20名、サッカー16名次いでバレーボール7名であった。2009年では、図8の通り、サッカー30名、野球26名、バスケットボール5名であった。ささえるスポーツとして、行動しているかどうかまでは、今回質問を広げることができなかったが、応援するところから「ささえる」の一側面としての第一歩が始まると考えた。応援するスポーツがあり、応援するチームがあるということは、実際にサポーターとして観に行くことによっても、「ささえる」側と捉えることができる。大学生ができるささえるスポーツの一方法と考える。さらに、指導者として活動している学生もいるので、大学生ができる「ささえる」スポーツの実態把握も次への課題としたい。

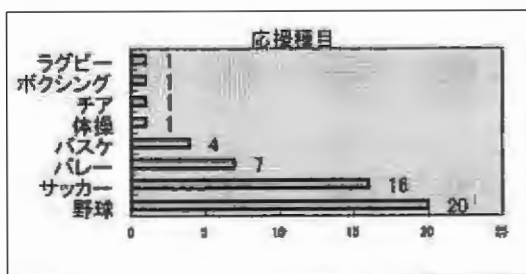


図7 応援種目 (2008年)

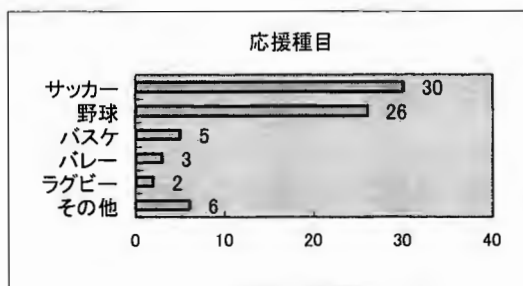


図8 応援種目 (2009年)

4. まとめ

2008年入学者と2009年入学者の2年間の調査結果では、バスケットボールクラブなどの所属者が多いことが分かった。「する」スポーツとして、バスケットボールを経験した者が多いということである。そして、「みる」スポーツとなると野球・サッカー・バレーボールが多かった。さらに「ささえる」は、応援している種目は、サッカーと野球であった。「する」スポーツと「みる」・「ささえる」スポーツが異なることに、若者を取り巻くスポーツ環境の多様性を感じる。と同時に、スポーツの多様性が表出しているとみることができる。「する」スポーツと「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツは、個人の中で分類できていて、動く楽しみと見る楽しみ、応援する楽しみがそれぞれ異なっている。小学校・中学校の時期の時代背景によって、影響を受けながら、異なるスポーツに関係性が見られることは、間野により「スポーツバブル」と表現されているが、スポーツ振興の結果とみることができる。また、時本がスポーツの高度化によって、「スポーツ鑑賞の試み」と言っているが、まさに、多様化された「みる」に発展していると考えられる。

大学生が「する」・「みる」・「ささえる」スポーツに関わることは、日本のスポーツ文化の発展に寄与し、スポーツ振興の旗手になるべき存在として考えることができる。そして、「する」・「みる」・「ささえる」がそれぞれが独立した捉え方ではなく、「する」と「みる」、「みる」と「ささえる」、「ささえる」と「する」というように、相互の関連性を保ちながら発展する方向において、スポーツ文化は成り立っていくことを認識しながら、一層、スポーツを生活の中に取り込み、大いに社会と関わり、豊かな創造性を持って、さらなる多様性を求めることが可能となるであろう。

引用・参考文献

- 1) 間野義之：スポーツバブルを越えてー「する・みる・ささえる」のバランスのとれたスポーツ振興を、早稲田大学研究者紹介WEBマガジン、第31回、2007年7月
- 2) 高橋伸次・時本識資：スポーツ参加の多様化と21世紀社会に向けたスポーツ振興の基軸ー「する」スポーツへの多様な関わり方の振興ー、『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第2巻、第1・2号合併、1999年10月、35頁～55頁
- 3) 時本識資：「する」「みる」「ささえる」「知る」スポーツから、体育科教育52・11、2004年9月、34頁～37頁
- 4) 小泉昌幸・伊藤巨志：大学生のスポーツ行動の価値意識に関する一考察、新潟工科大学研究紀要 第9号 2004年12月 107頁～112頁
- 5) 木村吉次：体育・スポーツと人間形成ーその歴史的考察ー、体育の科学2009Vol.59、杏林書院2009年11月
- 6) 清水論：スポーツする身体の文化社会学へ、2007年9月

「ライフスタイルとしてのスポーツ」に関する研究

—「みる」ことを視点として—

東京学芸大学大学院 学生 田中 将太

1. はじめに

現代社会の中で、スポーツの情報に全く触れずに生活を送ることができるだろうか。メディアが運ぶスポーツの情報や映像、言葉、イメージなどが生活の中に常に入り込んでいる状況で、それは非常に困難なことだと言えよう。森田(2009)は、朝晩のニュース番組や、新聞のスポーツ欄、電車のつり革広告や、インターネットのニュースサイト、職場の上司の言葉など、様々な場面でスポーツに触れる生活の例を挙げた上で、「日本だけではない。地域、文化、言語、宗教、政治的信条にかかわらず、地球上のいたるところで、とてつもない数の人びとがこんな一日を送っている。メディアスポーツは私たちの日常に、なに食わぬ顔で入り込んでいる。」と述べている。つまり、スポーツに関する情報を自ら意図的に得ようとしなくても、自然と目や耳に入ってきてしまうのである。

それに対し、意図的にスポーツを取り入れるものとして考えることができるテレビ番組の視聴率を見てみると、視聴率調査開始(1962年12月3日)から2010年7月7日までの全局高世帯視聴率番組トップ10(ビデオリサーチ社オフィシャルウェブサイト参照)の内、実に7つもの番組がスポーツ関連のものとなっている。サッカーワールドカップ南アフリカ大会が開催された2010年は、年間高世帯視聴率番組トップ10(関東地区)の内、番組平均視聴率57.3%の日本対パラグアイ戦をはじめ7つがワールドカップの試合、1つがバンクーバーオリンピックと、8つもの番組がスポーツ関連のものとなっている。この年は、スポーツ界の2つのビッグイベントがこのような結果を招いたと考えることができるかもしれないが、2009年にも6つのスポーツ番組がトップ10に入っていることを考えても、スポーツ番組の人気の高さは疑いようのないものだと言えよう。

さらに、近年文部科学省で策定されたスポーツ立国戦略では、目指す姿を「新たなスポーツ文化の確立～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～」とし、その基本的な考え方の一つとして、「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」を掲げている。その中では、「日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならない。」とされており、ここでは、スポーツをする人のみならず、観る人、支える人についても重視していることから、みることもスポーツの享受形態の一つと考えられていることが窺える。

これらのことから、スポーツの享受形態としては「する」ことだけでなく、「みる」ことも不可欠なものであり、それらが一人一人のライフスタイルの中で展開されていると考えることができる。

2. 「するスポーツ」と「みるスポーツ」

そのような中で、「するスポーツ」に関しては様々な方向から語られている。例えば、杉本(1995)は、「スポーツによる新しい階層が新たにつくられてくる。子どものスイミングスクールは盛況を極め、テニスギャルとして、若い女性はテニスに興じ、老人はゲートボールに熱狂する。つまり、その人の階層に合わせて、スポーツが決まっているという定食型のスポーツが定着した。」とし、「するスポーツ」の種目が年齢や性別によって決められる傾向にあることを述べている。また、「バレーボールや野球といった集団とするスポーツが減少し、マラソンやテニスといった個人あるいは小集団でできるスポーツが増加する傾向にある。・・・(中略)・・・そこで、スポーツでコミュニケーションを図るといよりは、コミュニケーションの取れている仲間で、スポーツを楽しむという傾向にある。したがって、スポーツの仲間が増えていくということがあまり見られない。」と、共にスポ

ーツをする仲間注目した上で、人々の「するスポーツ」への参与形態が変わりつつあることを指摘している。

また、原田、菊池（1990）は、「スポーツ参加者のライフスタイルに関する研究」で、スポーツ参加者の多面的なライフスタイルを明らかにした上で、年齢階層ごと（30代以下、30代、40代、50歳以上の4カテゴリー）のライフスタイルの特徴をまとめている。さらに、徳永（1991）は、女性バレーボールクラブ・メンバーのスポーツ観について、東京、兵庫、岡山の3都県に調査を行い、地域による違いを明らかにした。その中で、スポーツをする目的として、岡山では手段的な目的をとるものが多いが、東京、兵庫では自己目的的にとらえている者が多いことを指摘している。この他にも、「するスポーツ」に関しては様々な角度から議論が行われており、常に考え続けられているテーマの一つだといえるだろう。

しかし、これらの研究は、「するスポーツ」のみに目が向けられているものであり、「みるスポーツ」については語られていない。しかし、メディアから容易に取り入れられるものとして存在していることや、多くの人に楽しまれていることを考えると「みるスポーツ」は、スポーツの享受形態の一つとして不可欠なものと捉えられる。そのため、こちらについても、これまで行われてきた研究を検討していく必要があるだろう。

例えば、小椋（1997）は、「スポーツはテレビで見られるようになって大きく変わった。多くの人々がスポーツをテレビで見るようになって、スポーツはするものから見るものへ、あるいは見られるものへ変化したといえることができる。・・・(中略)・・・人がテレビでスポーツをみる方法も、変化しているようだ。自分の部屋で一人でスポーツを見るだけでなく、人を招いて大勢と一緒にスポーツを見て楽しんだり（パーティー型テレビ視聴と呼ばれている）、あるいはスポーツ・バーにおけるように、見知らぬ客同士が一つの画面を共有しながら、スポーツを見ているファンの姿もある。」と、享受形態の一つである「みる」ことによってスポーツは変化したと指摘した上で、その「みる」形態も多様に変化してきていると述べている。

また、高井は（2001）「メディアの中のスポーツと視聴者の意味付与」の中で、「大人の高校野球視聴とは、他者に対する期待を表現するものとして機能する。」と指摘し、W. マンツェンライター（2004）は、スポーツイベントはサポーターに自己を十分に活かすための空間を提供しており、観衆の身体もスポーツイベントによって活性化されるとし、共に「みるスポーツ」の一つの機能を明らかにしている。

このように、「みるスポーツ」についてもこれまで議論が行われてこなかったわけではない。しかし、「するスポーツ」と「みるスポーツ」は、それぞれ個別には取り扱われているものの、それらがどのように影響し合っているのかという、相互の関係について考えられているものは少ない。

数少ない研究の中で、中、出村（1992）は、青年期男子学生のスポーツ実施に対しより重要な関与を示す要因を検討した研究が挙げられる。その結果として現在のスポーツ条件（施設・仲間・指導者・時間・機会）が特に重要な影響を及ぼしていることを明らかにした。その中で、スポーツに関する社会的要因の一つとして、テレビ・新聞等でのスポーツ参加を間接的スポーツ参与尺度として用いて調査を行った。

また、谷口、古谷（1993）は、高年者の日々の運動実施に影響する心理・社会的要因を検討し、調査内容の一つとして「運動（スポーツを含む）に対する態度」（見るのも行うのも嫌い、どちらでもない、見るのが好き、見るのも行うのも好きの4件法）を用い、女性群の運動実施を規定している要因として関与度の高い変数の一つに挙げられた。

しかし、これらの研究は「する」と「みる」の関係について考えられているものではあるが、「するスポーツ」の説明変数として「みるスポーツ」が捉えられていると言えよう。つまり、この場合に調査の対象となっているのはあくまで「するスポーツ」である。

これに対し、江刺、木佐貫（1997）は、『「見るスポーツ」と「するスポーツ」の関係には男女差がみられる。サッカーやレスリングにおいて、男性ファンは「見るスポーツ」と「するスポーツ」とを結びつけ、女性ファンはそれぞれを別なものと考える傾向が強い。』と、「する」と「みる」の

関係についてその両方を対象に調査を行っているが、ここでは男女間における差を見るにとどまっている。これらの研究を踏まえて考えてみても、「するスポーツ」と「みるスポーツ」について、全体を捉えるフレームワークや実態は明らかにされているとは言い難い。

3. 目的

そこで本研究では、スポーツを「する」ことと「みる」ことが、スポーツ享受のスタイルとしてどのように生活の中に展開されているのか、その全体状況を捉えるフレームワークを検討するとともに、定量的調査からその実態を明らかにすることを目的としている。

4. 方法

(1) 調査対象

調査は、東京都内のF小学校の児童の保護者計145名を対象に行った。

(2) 調査の内容と方法

本研究の目的に沿って質問紙（「ご家庭のスポーツとの関わりについてのアンケート調査」）を作成した。その内容は、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、テニス、柔道、水泳、ウォーキング、ジョギング、ボーリングのそれぞれについて、この1年間に行ったか、また行った場合には何日ぐらい行ったか、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、テニス、柔道、水泳のそれぞれについて、この1年間にテレビで見たか、また見た場合には何日ぐらい見たか、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、テニス、柔道、水泳、子どもの試合のそれぞれについて、この1年間で競技場に見に行ったか、また見に行った場合には何日ぐらい見に行ったか、さらに、「スポーツは勝つことに意味がある」「日本のスポーツは欧米に比べ、遅れている」「スポーツをすると精神力が鍛えられる」「チームスポーツはチームのためにプレーするものである」「今の自分の体力に自信がある」「普段、運動不足を感じる」「スポーツは楽しむことが大切である」といった項目に対し、とてもそう思う、少しそう思う、あまりそう思わない、全くそう思わない、の四つから一つを選択させ、調査を行った。質問紙は、F小学校で配布と回収を行ってもらった。

(3) 調査時期

調査の時期は、2011年7月である。

5. 結果

本研究で行った質問紙調査の結果をまとめると以下のようになる。

まず、1年間にスポーツを行ったか（図1）、という質問に対し、行った人の割合が最も高いのは46.9%のウォーキングで、その後33.1%のボーリング、22.1%のジョギング、と続いていく。それに対し、最も低い割合を示したのはバスケットボールと柔道でありその割合は0.7%だった。また、行った場合には何日程行ったか（図2）、という質問に対する回答を、ここでは野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、テニス、柔道、水泳のように競技として行われることが多いグループと、ウォーキング、ジョギング、ボーリングのように軽い運動として行われることが多いグループに分けてまとめる。そうすると、スポーツ各種は5~9日以外は実施された日数が増えるに連れ、該当する人の割合は減少していくが、ウォーキング等はバラつきがあり、100~199日と回答した人の割合が、5~9日と回答した人の割合と同じになっているように、日数が増えると人数の割合が減るという関係にはならなかった。

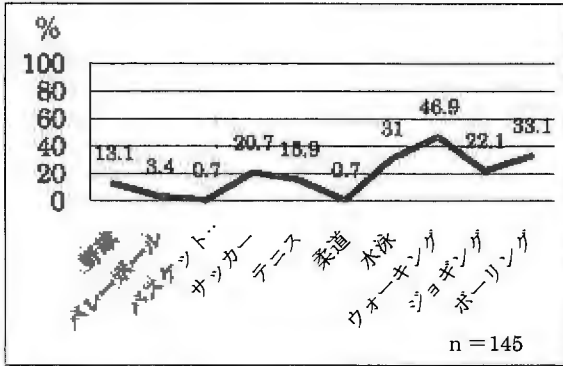


図1 この1年間にスポーツをした人の割合

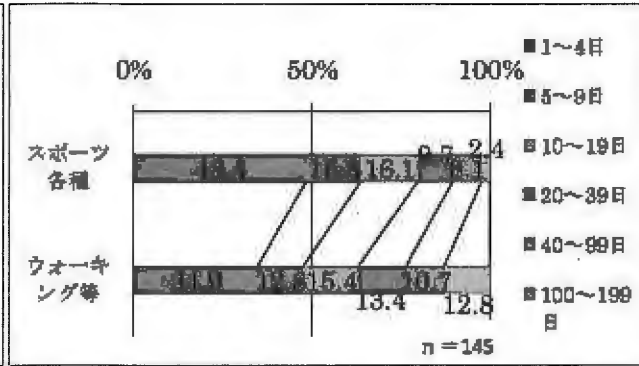


図2 この1年間にスポーツを何日程したか

次に、この1年間にスポーツをテレビで見たか (図3)、という質問に対する回答では61.4%のサッカーが最も高い割合を示し、唯一半数を上回る結果となった。その後39.3%の野球、24.1%のバレーボールと続き、チームスポーツが上位3種目を占める結果となった。また、みた場合には何日程みたか (図4)、という質問に対する回答では、1~4日が51.5%と、みた人の中では半数以上が1日~4日みていたという結果となった。そこから日数が増えると、該当する人の割合は減る傾向にあるが、100~199日と回答した人の割合は4.2%で、40~99日の3%を上回った。

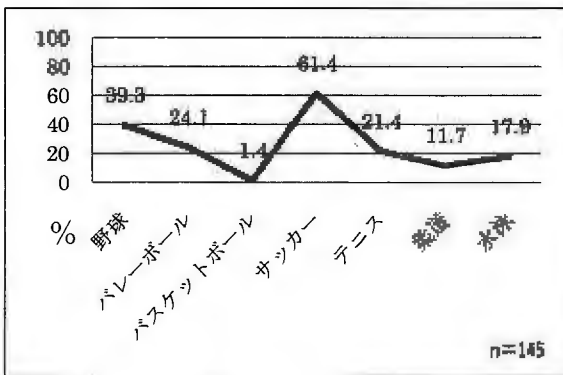


図3 この1年間にスポーツをみた (テレビ) 人の割合

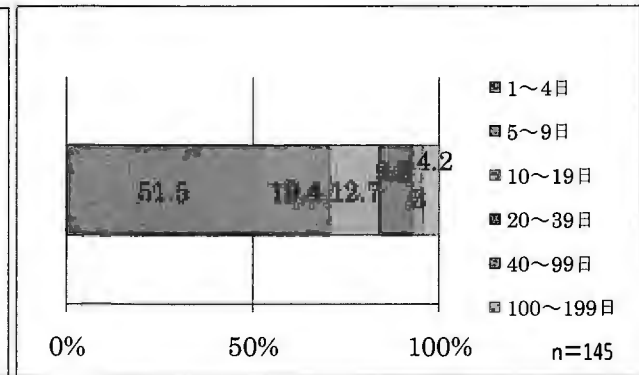


図4 この1年間にスポーツを何日程みたか

そして、この1年間にスポーツを競技場などで見たか (図5)、という質問に対する回答では、子どもの試合が47.6%とみに行った人の割合が最も高く、その次が22.8%の野球となっているが、その他のスポーツでは、10%を上回るものはなく、テレビでは61.4%の人がみていたサッカーでも8.3%という結果になった。また、みに行った場合には何日程みにいったか (図6)、という質問に対する回答では、1~4日が56.6%と最も高い割合を示したが、それ以上日数が増えると、該当する人の割合は減るという傾向がここでも表れた。

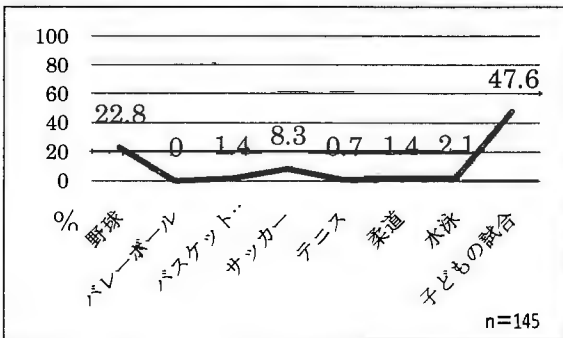


図5 この1年間にスポーツを競技場などにみに行った人の割合

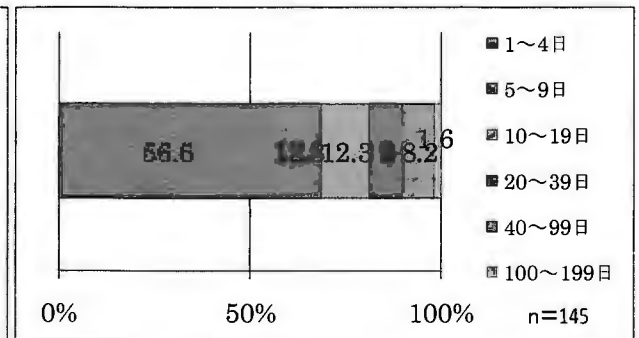


図6 この1年間に何日程みにいったか

次に、スポーツに対する価値意識についての7つの項目に対する回答をみていくと、「スポーツを
すると精神力が鍛えられる」という項目に対しては、「少しそう思う」と、「とてもそう思う」を合
わせると97.9%もの割合に達し、ほとんどの人が肯定的に捉えている。しかし「今の自分の体力に
自信がある」という項目に対しては「全くそう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせると
82.1%に達し、「普段、運動不足を感じる」という項目に対しては「少しそう思う」と「とてもそう
思う」を合わせると84.2%に達する。これらの結果から、スポーツをすることは肯定的に捉えられ
ているものの、実際にはあまり実施できていないという現状が窺える。

また、6つの項目に対しての回答は肯定的に捉えている人と、否定的に捉えている人がいるのに
対し、「スポーツは楽しむことが大切である」という項目については、否定的な回答はなく、「とて
もそう思う」という回答が86.2%に達することから、より肯定的に捉えられている。

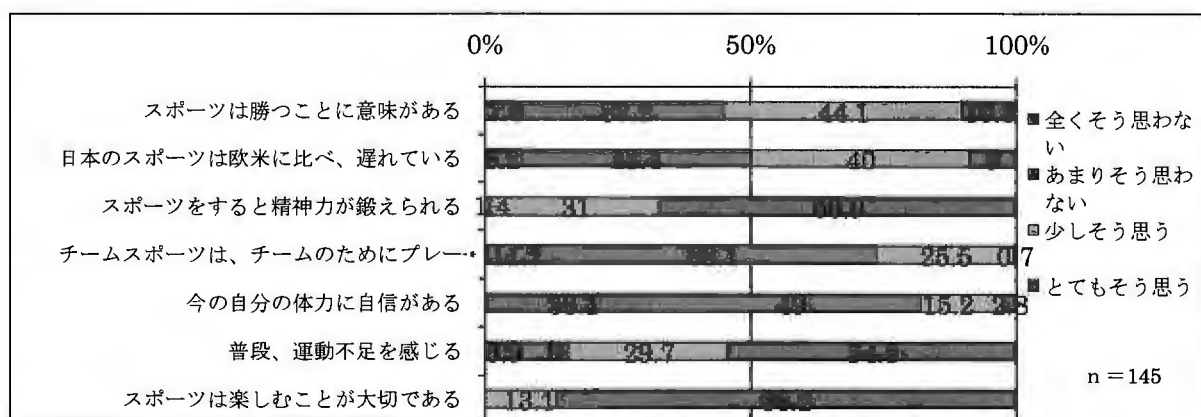


図7 スポーツに対する価値意識

6. 考察

ここまで、スポーツを「する」ことと「みる」ことがどれほど行われているかということと、ス
ポーツに対する価値意識について、それぞれ結果を示してきた。しかし、それらの結果はこれまで
他の調査でも示されてきているような、一般的な結果を示すに至ったと言えよう。

そこで、本研究では、この1年間に10日以上「した」、または「みた」、「みに行った」スポーツ
が1種目でもある場合に、その回答者はスポーツをした、みた、みに行ったとした。それを基に回
答者を、スポーツを「する」か「しない」か、同じく「みる」か「みない」かのそれぞれについて、
どちらかに分け、その後「する」「しない」のどちらかと、「みる」「みない」のどちらかの組み合わ
せにより、「する・みる」「しない・みる」「する・みない」「しない・みない」の4類型に分類し、
一つのフレームを作成した。そして、その4類型と7つの「スポーツに対する価値意識」の項目と
の関係のクロス分析を行った。その結果、「今の体力に自信がある」という一つの項目について、5%
水準で有意差が出た。そのグラフが図8である。

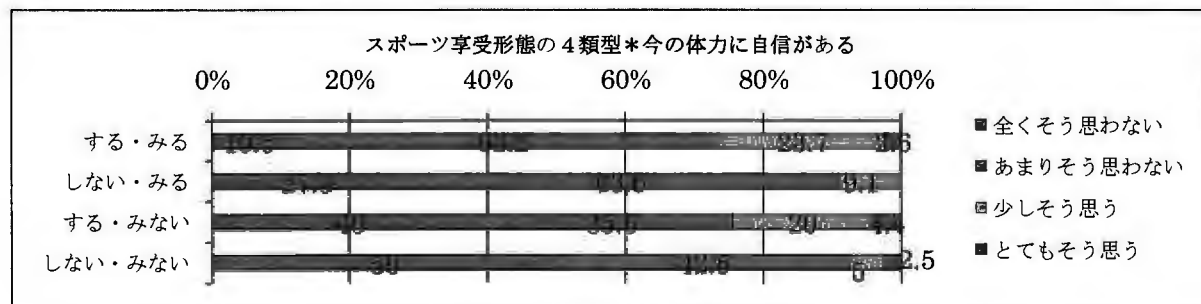


図8 4類型と「今の体力に自信がある」のクロス集計結果

この結果をみると、「とてもそう思う」「少しそう思う」と肯定的な回答をした人の割合は、「する・
みる」「する・みない」グループで高くなっており、スポーツをする人は体力に自信があるという傾

向があることを示している。しかし、「全くそう思わない」と最も否定的に捉えている人の割合をみると、「しない・みる」グループが27.3%であるのに対し、「する・みない」グループは40%と「しない・みる」グループの人の割合を上回る結果となった。つまり、スポーツをしていない「しない・みる」グループより、スポーツをしている「する・みない」グループの方が、より強く体力に自信がないと感じている人が多いのである。

このことから、スポーツに接触することは、自分の体力を過小評価しないことにつながると考えることができるのではないだろうか。自信があるかないかと回答するのは、あくまで自分の判断であり、客観的な基準を用いているものではない。その中で「する・みない」グループが体力を過小評価してしまうのは、体力というものが見えないものである上に、スポーツに接触する機会がなく、スポーツの情報を得られないためだと考えることができる。反対に、「しない・みる」グループは、自分ではスポーツをしていないが、みることで得られる、スポーツのパフォーマンスに触れている実感が自分の体力を過小評価しないことにつながっていると捉えることができるだろう。

7. まとめ

本研究では、スポーツを「する」ことと「みる」ことの全体状況を捉えるフレームワークを検討するとともに、その実態を明らかにすることを目的としていた。その中で「する・みる」「しない・みる」「する・みない」「しない・みない」という4類型をフレームとして検討を行ってきた。それにより有意差がみられる結果が示されたことから、この4類型が一つのフレームとして有効だと言えるのではないだろうか。その意味で、このフレームの存在が証明されたということができないのではないだろうか。

<引用・参考文献>

- 1) 森田浩之 (2009) メディアスポーツ解体 日本放送出版協会 p.12-13
- 2) ビデオリサーチ社オフィシャルウェブサイト 過去の視聴率データ 全局高世帯視聴率番組 50、年間高世帯視聴率番組 30 2011年8月2日検索
http://www.videor.co.jp/data/ratedata/r_index.htm
- 3) 文部科学省公式ホームページ スポーツ立国戦略の概要 2011年7月20日検索
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/_icsFiles/afieldfile/2010/09/16/1297182_01.pdf
- 4) 杉本厚夫 (1995) スポーツ文化の変容 世界思想社 p.124-125, 232
- 5) 原田宗彦・菊池秀夫 スポーツ参加者のライフスタイルに関する研究 体育学研究 35:241-251 1990
- 6) 徳永敏文 女性バレーボールクラブ・メンバーのスポーツ観について—岡山市、神戸市、三鷹における調査から— 体育学研究 36:157-170 1991
- 7) 小椋博 (1997) 第11章メディアとスポーツファン—スポーツバーにおけるファンの身体スポーツファンの社会学 杉本厚夫編 世界思想社 p.215
- 8) 高井昌史 メディアの中のスポーツと視聴者の意味付与—高校野球を事例として— スポーツ社会学研究 9:94-105 2001
- 9) W. マンツェンライター サッカーと日本社会のイベント化 スポーツ社会学研究 12:25-35 2004
- 10) 中比呂志・出村慎一 青年男子学生のスポーツ実施及び体力に影響を及ぼすスポーツ意識・スポーツ条件の検討 体育学研究 37:269-281 1992
- 11) 谷口幸一・古谷学 高年者の日々の運動実施に影響する心理・社会的要因の検討 体育学研究 38:99-111 1993
- 12) 江刺正吾・木佐貫久代 (1997) 第6章スポーツファンにみるジェンダー—セクシャリティの快樂— スポーツファンの社会学 杉本厚夫編 世界思想社 p.126

台北の公園運動実施者の実態とQOLに影響 を及ぼす要因に関する研究

○山口泰雄（神戸大学人間発達環境学研究科） 稲葉慎太郎、常行泰子、秋吉遼子
（神戸大学大学院学生）

I はじめに

公園は自然や緑の環境保全の場や快適な緑の環境を享受する場として、18世紀の英国において王室の園地を市民開放することによりロイヤルパークとして発展してきた。19世紀になると、アメリカのイエローストーンやヨセミテの発見と自然保護運動により、1872年に世界初の国立公園としてイエローストーン公園法が制定された。1916年の国立公園実施法により、内務省国立公園局が設置され、アメリカにおける国立公園の発展が始まった。その後、公園(public parks)は世界へ広がり、自然や緑の環境を享受する場としてだけでなく、身近な運動・スポーツ実施の場所として欠かせないものになっている。

公園に関する研究としては、造園学の視点からの「公園運動に関する研究」(伊藤、1998)、スポーツ史からの「公園運動場の史的考察」や「公園における野球場の史的考察」(新井、1984; 乾、2010)などの研究蓄積がある。また、岡田・山口(2001)は、児童公園における子どもの遊びの時系列分析を発表している。しかし、公園は成人にとっても身近な運動・スポーツ実施の場でありながら、公園運動実施者の実施状況や規定要因に関してはほとんど研究されていない。

アジアには、伝統的な『公園運動文化』が存在し、特に東アジアで顕著であるが、その実態や社会的機能は等閑視されてきた。特に、中国や台湾などの東アジアの中国系民族の居住する公園においては、公園は健康増進を目的とした住民の運動・スポーツの場や交流の場として早朝から賑わっている。江橋(2001)は、台北の圓山大飯店の裏山に点在する小運動公園における運動・スポーツグループの活動をフィールドワークし、市民スポーツの原型であると高い評価を行った。また、李・山口(2006)は、北京の公園運動実施者のマッピングを行い、公園内の運動種別の特徴を報告した。本研究の目的は、台北における公園運動実施者の実態を明らかにし、彼らのQOLに及ぼす要因を検証することにある。

II 研究方法

1. 研究対象と調査方法

台北市圓山公園と台北市大安(森林)公園における運動・スポーツ実施者である。質問紙調査においては、今回の分析では40歳以上の中高年309名を分析対象とした。

公園運動実施者のQOLと健康・社会心理要因に関する日本語版調査票を作成した。日

本語と中国語の堪能な研究者によりバックトランスレーションを用いて、中国語版調査票を作成した。調査項目は、属性、公園運動実施頻度、健康行動、歩行時間、ソーシャルサポート、運動ステージ（長ヶ原）、健康自己評価、QOL（山口ら、1996）である。

2008年9月と2010年の9月、3～4名の調査員が台北市の圓山公園と大安森林公園においてフィールドワークを行い、公園内の運動実施者のマッピングと聞き取り調査(n=309)を実施した。フィールドワークにおいては、台湾師範大学の共同研究者(Jwo Hank 教授)と学生4～5名が調査員として参加した。日本と台湾の調査員各1名の2名をチームにして、公園内で聞き取り調査を行った。マッピング調査は、日本の調査員が両公園において、参与観察法と聞き取り調査により実施した。

III 結果と考察

表1は、サンプルの属性を示している。性別はほぼ半数で、年代は、60歳代以上が4分の3を占めている。職業は就労者が2割で、無職が6割、主婦が1割強である。

表1 サンプルの属性

性別	男性	49.3%	年代	30歳代	5.3%
	女性	50.9%		40歳代	11.4%
				50歳代	5.3%
職業	無職	60.9%	60歳代	30.1%	
	就労者	21.4%	70歳代	34.6%	
	主婦	13.8%	80歳代	10.6%	
	その他	3.9%			

表2は、QOLに影響を及ぼす要因の重回帰分析の結果である。QOLは、「家族との人間関係」「友人や仲間との人間関係」「余暇に行う活動」「現在の生活環境」「生活における経済的側面」「現在の健康状態」「現在の生活全体」の7要因で構成され、

表2 QOLに影響を及ぼす要因の分析(β)

歩行時間	.072
健康行動	.144
運動ステージ	.088
公園運動実施	.178*
ソーシャルサポート	.004
健康自己評価	.215*

4段階尺度の総和変数である。QOLに有意な影響を及ぼしているのは、公園運動実施頻度と健康自己評価である。すなわち、公園で運動実施している中高年は、公園で運動実施する頻度が高く、健康状態の自己評価が高いほど、QOLも高いことが明らかになった。

圓山公園のフィールドワークでは、マッピングを行い、運動実施者へのインタビューと質問紙調査を実施した。圓山公園は、山の傾斜に沿って寺院や多くの運動広場がある。広場は計画的につくられたわけではなく、市民が運動するための場所を探して、山頂に向かって自発的につくっていったという。何年に設立されたのかは明らかでないが、第2次大戦後、圓山大飯店（Grand Hotel）が建設される際にその裏山の圓山に造成された。現在でもその斜面を利用して、数多くのスポーツクラブが存在している。

その1つである「福德清心廬」では、代表者に対するインタビューを行った。クラブの施設には、トレーニングするための器具（吊り輪など）、キッチンやマッサージチェアなどを含めたクラブハウス、カラオケ設備などがあった。「遊ぶことが大切」という言葉が示すように、中高齢者が楽しめる健康づくりの環境が整えられていた。クラブの主な目的は、クラブ会員の交流と健康や体力の保持・増進であった。会員は自発的に運動を行い、代表者のリーダーシップによってスポーツクラブが組織として継続している。

また、「逸亭」というスポーツクラブは、主にバドミントンの活動を行っていた。日本のバドミントン団体とも交流があり、試合などを通して日台の友好も築いていた。競技に力をいれていることもあり、クラブメンバーである中高齢者は鍛えられた体であった。ここにもカラオケ設備があり、我々調査員もクラブメンバーとともにカラオケを楽しんだ。

そして、「中正羽球場」というスポーツクラブでもバドミントンが行われていた。他のクラブとは違い、若者（30代）や高齢者（60代、70代）を含んだ多世代の者が活動していた。ほとんどのクラブでは、朝早くに活動されていたが、若年者がいるこのようなクラブについては、お昼頃まで活動しているようである。

圓山公園のスポーツクラブは、高齢者の占める割合が高い。そして、クラブメンバーも年々減っている傾向にあるという。その理由として、山登りが難しくなった、亡くなった、などの高齢に関する理由が挙げられた。若者は、他に遊ぶ場所があるから圓山公園まで来ないという。しかしながら、圓山で運動を実施している中高齢者は、快活で非常にフレンドリーな方が多かった。運動を遊びと捉え、他者との交流を楽しみながらQOLを高めている様子が伝わってきた。今後の課題としては、若年層の取り込みが挙げられる。登録版などを立ててはいるものの、実際に活動が行われていないクラブも見受けられた。スポーツクラブを活性化し、現在の状態を維持していくことが期待される。

また、大安森林公園においても、マッピングを行い、運動実施者へのインタビューと質問紙調査を実施した。大安森林公園は、整備された平坦な緑地公園である。周囲径は2.1キロあり、外周を歩くとおよそ30分かかる。公園内には、曲線を生かした遊歩道、池、野外ステージ、如来像などがあった。また、リハビリをするための手すり、腹筋運動をするための器具など、設備も整えられている。

朝早くから、多くのグループと個人が運動を行っている圓山公園とは違い、グループの登録制はない。2008年も同様にフィールドワークを行ったが、当時存在していたグ

グループは、ほとんどが同じ状態で活動していた。少ないグループで7-8名程度、多いグループでは50名以上にも及ぶ。運動の内容は、体操、ダンス、太極拳、気功、ヨガなどであった。また、運動をせずに歌を歌っている大きな2つのグループがあった。

個人では、ウォーキング、ジョギング、リハビリ器具を利用したエクササイズなどが行われていた。近隣の介護施設から車椅子に乗って、介助者とともに散歩を楽しむ人も見られた。如来像がある場所では、熱心にお参りをする人が見受けられた。

これらのフィールドワークの結果から、大安森林公園においては、運動グループはグループエクササイズ、太極拳、ダンス、スポーツに分類できた。個人は、ウォーキング、ジョギング、体操、ヨガ、スポーツに分類できた。マッピングとフィールドワークの結果、大人数のグループは公園の入り口近い場所で日陰がある場所に位置していること。早朝時間と7時~8時にかけて、グループが交代し、棲み分けができていていること。介護高齢者が車イスで介護者によって散策する姿も増えていること、などが明らかになった。

圓山公園においては、約20年前の先行研究であるマッピング資料（江橋慎四郎、1991）との比較分析を行った。というのは、筆者が同公園を訪ねた8年前と2年前に比較して、公園内にあるスポーツクラブの数が減少していることに気がついたからである。江橋が作成したマッピング資料を基にして、スポーツクラブが存続しているかどうかの検証を行った。その結果、存続しているのは2~3割程度に減少していた。存続しているクラブの特徴は、小高い丘に位置している圓山公園の頂上部分と公園地区への入口付近であった。そして種目は多種目型で多世代が多いことがわかった。頂上からやや下ったところや途中にある単一種目クラブ（バドミントン、卓球）においては、ほとんど消滅していることが明らかになった。

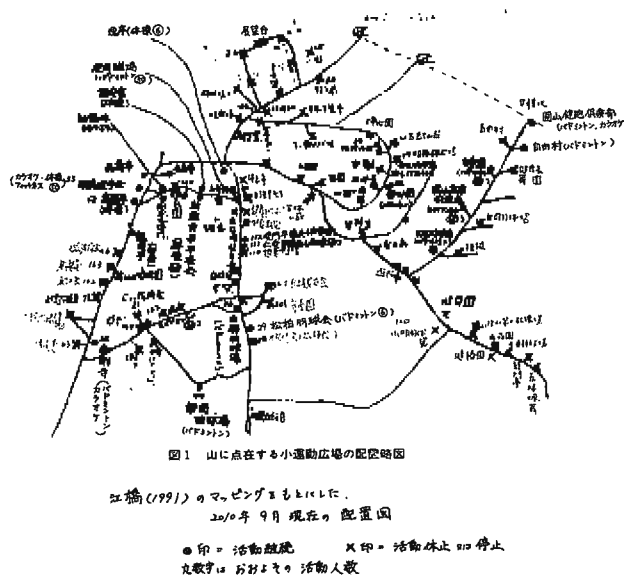


図1 圓山公園におけるクラブのマッピング

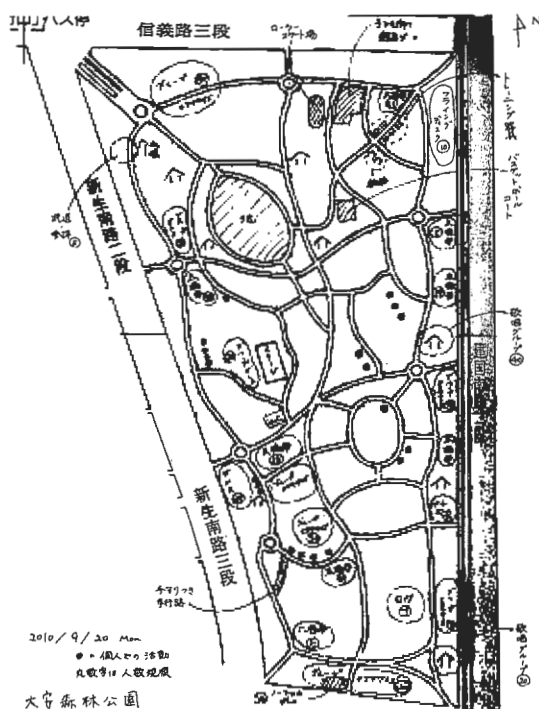


図2 大安森林公園における運動・スポーツグループのマッピング

本研究は、2010年度の台湾政府（財）交流協会の研究助成「公園運動実施者のクオリティ・オブ・ライフに影響を及ぼす健康要因に関する調査－台北市と神戸市の比較－」を得た。

<主な参考文献>

江橋慎四郎（1991）「市民スポーツの原型」．体育の科学 39(1):571-574.

岡田知子、山口泰雄（2001）「子どもの遊びと“児童公園”に関する研究－神戸市湊が森地域におけるケーススタディー」 神戸大学発達科学部研究紀要 8(2):123-136.

神戸大学大学院人間発達環境学研究科生涯スポーツ研究室（2010）「公園運動実施者のクオリティ・オブ・ライフに影響を及ぼす健康要因に関する調査－台北市と神戸市の比較より－」、財団法人交流協会研究助成報告書。

李志音、山口泰雄（2006）「中国における公園運動実施者の社会化研究」日本体育学会第57回大会体育社会学専門分科会発表論文集.

山口泰雄、土肥隆、高見彰（1996）「スポーツ・余暇活動とクオリティ・オブ・ライフ－中高年者の世代間比較」、スポーツ社会学研究 4：21-34.

元高校球児のスポーツ的社会化過程に関する研究

—高校球児を子どもにもつ元高校球児(親)を対象として—

○甲斐 義一(大分大学大学院 学生), 谷口 勇一(大分大学)

I 諸言

高校野球は、その歴史的経緯から従来マスメディアを通して教育的意義が強調され、学校運動部活動の典型として広く国民に根付いたわが国固有のスポーツ文化として存立している(玉木, 2003)。スポーツ社会学領域においては、そうした高校野球を「ジェンダー」や「マニュアル依存」といった、日本人の諸特性が循環的に再生産されるスタティックな場として論じてきた(江刺ほか, 1994)。しかしながら、近年のわが国のスポーツをめぐる動向は、こうした高校野球界の構造に変動をもたらしているのではないか。1993年のJリーグの発足や、水泳、体操競技、テニス、サッカー等に見られる民間スポーツクラブの拡大は、高校野球文化がこれまで維持してきた独自の規範性を揺るがすこととなっていると思われる。文化とは意味規則のシステムであり、多様な対象への意味づけが文化を構築してきた(宮本, 2011)。「意味するものと意味されるものの関係は恣意的である」というソシュール(1972)の言説によれば、あらゆる文化は本来恣意性を帯びたものであろう。しかしながら、高校野球は日本文化の独自性の象徴ともいえるものであり、その変容は日本国民のメンタリティとハビトゥス^{註1)}の変容に深く関わるという意味で看過できない。

以上の問題関心から、本研究では高校野球文化の主要な担い手である、高校球児を子どもにもつ元高校球児(親)に着目し、ブルデュー(1990)の文化的再生産論を枠組みとして彼らのスポーツ的社会化過程を捉え、そこから変動する高校野球文化の構造を解明することが目的となる。

さて、スポーツ社会学における社会化論は、「スポーツへの社会化」と「スポーツによる社会化」の二つの側面から研究が展開されてきた。前者は個人によるスポーツ役割の学習・取得の過程を、後者はスポーツに参加することによる自我形成・変容の過程を意味するものだが、双方は互いに無関係とは言い難く、ある観点から相互連関的に捉えていく必要性があろう(吉田, 1990)。こうしたスポーツ的社会化論の抱える課題に鑑みても、高校野球を経験し、長い歳月を経て親として再び「高校野球への社会化」を遂げた元高校球児(親)の社会化過程の理解は有意義だと考えられる。

よって以下では、元高校球児(親)の生涯を射程としたスポーツ的社会化過程に関し分析・考察を展開するなかで、「スポーツへの社会化」と「スポーツによる社会化」を相即的に捉えた新たな社会化論の枠組み構築の可能性について言及したい。

II 方法

1. 分析枠組み

文化的再生産論とは、「不平等、序列、支配等の関係を含むものとしての社会構造の同形的な再生産の過程において、文化的なものの演じる役割を明らかにしようとする理論志向」(宮島, 1994)として捉えられる。ブルデュー(1990)は、社会における階級や職種の再生産が人々のもつ「文化資本」の量及び構造によって強く規定されることを指摘する。「文化資本」とは、①知識・技能・趣味といった身体化された文化資本(ハビトゥス)、②書物・絵画・機械といった客体化された文化資本、③学歴資本・資格といった制度化された文化資本に分類される。しかしながら、この事実は多くの人々には一般的とは信じられておらず、こうした「誤認」こそが、上流階級の志向する文化の恣意性を隠蔽し彼らの地位を暗黙のうちに安定化させる基礎となっている。

また、人々は志向する文化を選択し自己の「卓越化」を図るが、それは同時に自らと他者との差異を露呈することとなる。つまり、「卓越化」の競争—「象徴闘争」—に参加した人々は、正統的な

文化を志向する者といわば「共犯関係」となり、恣意的な文化の再生産に寄与してしまうのである。

さて、以上のメカニズムによって文化への志向性と「階級」の再生産が結びつけられるわけだが、個人の志向性とは完全な自由意思に基づくものではなく、幼少期に主に家庭でなされた教育的働きかけ、すなわち親の「教育戦略」に基づいた「象徴的暴力」の賜物である。小内（1995）は、「象徴的暴力」が効果的に行われるには恣意的な力と恣意的な文化という二重の恣意性が、「誤認」により正統なものとして受容される必要があると指摘する。この誤認を可能にする条件は、教育的働きかけを行う者に教育的権威が与えられることであり、制度化された教育システムが「相対的自律性」をもつことである。また、「一定の社会組織における教育的働きかけの成功は、この教育的働きかけの押しつける文化的恣意、当の社会組織における支配的文化的恣意、この教育的働きかけを受けるものがあらかじめ育てられてくる場である集団や階級における初期教育の教え込む文化的恣意、の三者の関係のシステムの関数」である。無論、親の教育戦略の実践とは、自らの社会化の過程で条件づけられたものであり、こうしたメカニズムによって循環的に再生産がなされる（宮島、1994）。

さらに、こうした行為者の実践を通して形成される〈場〉は他の〈場〉と互いに差異化を繰り返しながら一つのシステムをなし、その〈場〉に固有の構造を作り出している。行為者はこうした〈場〉に否応なく規定されるが、上述してきた通り、同時に様々な闘争が繰り返られる〈場〉は静態的な構造ではなく、きわめて動的なものとして把握される（松尾、2001）。

以上の分析枠組みに基づき以下では、高校野球界における卓越化をめぐる象徴闘争の構図を描き出すことにより、元高校球児（親）がいかなる再生産戦略の実践をアンジュ（掛金）として象徴的暴力を為し、高校球児の再生産を実現したのかについて考察を施したい。

2. 調査の方法

1) インタビューについて

ナラティブ・インタビュー法を用いた。ナラティブ・インタビュー法では、対象者に研究上関心のある経験領域に焦点を絞った質問をし、自由に物語を語ってもらう。その後、十分詳しく述べられなかった語りの断片や曖昧な部分に対して別の質問を向けるという作業を繰り返し、インタビューを通して対象者に一貫した物語を語ってもらった。

2) 対象者の選定とインタビュー調査の概要

対象者の選定に際しては、高校野球文化の変容を顕著に感じているであろう、いわゆる古豪と呼ばれる O 県立 T 高校野球部出身者で、同校野球部員を子どもにもつ以下の 3 名とした（表 1）。

表 1. インタビュー調査の概要

氏名	年齢	職業	期日	所要時間	調査場所	備考
M.Y	61	元石油会社勤務	2011.6.22	約 60 分	M.Y さん宅	社会人野球の経験有
S.S	59	郵便局員	2011.6.22	約 90 分	S.S さん宅	T 高校でコーチ経験有
N.N	42	市職員	2011.6.27	約 60 分	T 市役所一室	社会人野球の経験有

T 高校のある T 市は O 県の南東に位置する海沿いの都市で、市の総面積は 79.54 平方キロメートル、気候は温暖であり、主要な産業としては、漁業と果樹栽培、セメント工業があげられる。戦後間もなく、T 市民で結成された軟式野球チームが O 県大会及びその上位大会で優勝したことで、T 市は O 県野球の中心的な地域となり、現在も幅広い年代で野球が親しまれている。

T 高校は T 市内にある普通科、機械科、電気科をもつ総合学科高等学校で、今年で創立 72 年を迎える。硬式野球部は過去、春の選抜高校野球大会に 6 回、夏の全国高校野球選手権大会に 12 回出場しており、各大会で 1 度ずつ全国優勝を果たしている。しかしながら、近年は私立高校野球部の台頭等により甲子園への出場は 22 年間遠ざかっている。また、最近 10 年間の選手権大会 O 県予選での戦績はベスト 8 以上が 1 度のみであり、高校野球界ではいわゆる古豪に類される^{注 2)}。

M.Y さん、S.S さんは、名将と呼ばれた K 監督の指導の下、ともに甲子園に出場した。N.N さんも自らの代では O 県ベスト 8 が最高成績であったが、1 年後輩が T 高校直近の甲子園出場を果たしており、3 名とも強豪としての T 高校での野球経験をもつ。M.Y さん、N.N さんは社会人野球を経

験し、S.Sさんは大学野球を経て、K監督の下でコーチとしてT高校野球部に関わったことがある。

3. 分析方法

会話データの分析作業では、質的データの分析上のテクニックとして、グラウンデッド・セオリー・アプローチによるコーディング法を援用した。グラウンデッド・セオリー・アプローチとは、データの解釈から説明概念を生成し、そうした概念間の関係から人間行動について一つのまとまりのある説明図を理論として提示するものである（木下、2003）。

IV 結果及び考察

1. 高校野球界の構造変動の様相

インタビューデータを分析した結果、7つの概念が生成され、さらに3つのカテゴリーが生成された。以下では、生成された3つのカテゴリーに関して、概念を用いながら説明を加えていく。

1) [伝統的高校野球<場>の正統化]

元高校球児（親）の教育戦略の意図として象徴的だったのは、【教育的意義の尊重】、【相統的文化資本】、【エリート養成への抵抗感】に見られる〔伝統的高校野球<場>の正統化〕である。

【教育的意義の尊重】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「高校野球をやってよかったなと思ったのは、負けん気ですね。どんなことがあっても負けない不屈の精神。どんなに苦しくてもあの時の苦しさ比べたらまだ俺はやれる。」(S.Sさん)

【相統的文化資本】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「T高校行ってほしいのは、愛着もあるし、子どもん時からずっと見てきた高校やしね。僕は小学生からずっとT高校に入ってあの黄色いストッキングをはいて甲子園に行くんやって、そればっかりですからね。だから息子もあのユニフォームを着てくれたらいいなというか。」(N.Nさん)

【エリート養成への抵抗感】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「なんかM高校の選手とか見るとちょっと高校野球じゃないような気がするし。県外の選手も多いし。Y高校もそう。大阪府立Y高校っち、皮肉をみんな言いよるんですよ。」(N.Nさん)

【教育的意義の尊重】からは、彼らが高校球児としてのメンタリティを情緒的な支えとして有意義なものとして位置づけていることが看取される。また、【相統的文化資本】という無意識的に形成された幼少期からのT高校野球部との深い関わりが、彼らをして伝統的高校野球<場>の再生産へと向かわせるのである。さらに、そうした〔伝統的高校野球<場>の正統化〕への思いは、高い競技力を持つ現在の強豪校に向けた【エリート養成への抵抗感】として立ち現れることとなる。

2) [新興高校野球<場>の卓越化]

上述の通り〔伝統的高校野球<場>の正統化〕への意向をもつ元高校球児（親）たちであったが、そのあからさまな強調は【競技力という支配的文化資本】をもつ〔新興高校野球<場>の卓越化〕に加担することと同義となる。なぜならば、そのことが支配的な新興高校野球<場>との差異、並びに自らの象徴的暴力の恣意性を露呈することとなるためである。

【競技力という支配的文化資本】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「僕はこれは私立高校の流れだと思いますね。やっぱり出口に優れた人間がおるところに行くんじゃないですか。O.T高校とか、R高校、やっぱりおるじゃないですか、そこから出てきちょんのが。だから集まりますよね、甲子園に行きたいやつとか、優れた人間たちが。」(S.Sさん)

さらに、子どもの私立高校への進学も視野に入れていた元高校球児（親）のコメントからは、【伝統的規範性の強調】という新興高校野球<場>による再生産戦略の実践も看取される。

【伝統的規範性の強調】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「今はもう、どっちかという県立高校より規律が厳しいというか、特にスポーツをしている生徒に対してはものすごく厳しいんですよ。私立のB高校行ってる子の親御さんとかに資料とかみせてもらっても。だからちょっとイメージが違うなあと。」(N.Nさん)

新興高校野球<場>においては【競技力という支配的文化資本】が自らの正統性を獲得する上で極めて重要な要素であろう。しかしながら、そのあからさまな強調は、社会的に教育的意義が求め

られる高校野球界での新興高校野球<場>の相対的自律性と正統性の獲得をめぐる象徴闘争においては、むしろネガティブに機能することとなる。そのため、【伝統的規範性の強調】という戦略により、【競技力という支配的文化資本】の恣意性を隠蔽しているのである。

3)【学校教育<場>の危機】

従来、伝統的高校野球<場>は学校教育<場>の権威を後ろ盾としてその恣意性を隠蔽し、象徴的暴力を可能にしてきたといえよう。しかしながら、【進学体制の画一化】や【教育的権威の脆弱化】は、[学校教育<場>の危機]を惹起し、伝統的高校野球<場>の相対的自律性を揺るがしている。

【進学体制の画一化】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「うち次男は T 高校に入れたんやけど、三男、四男は U 高校に入れたんですよ。なぜ U なのかわらうたら、その先のことを彼らが考えてて、それを達成するためには T 高校より U 高校がいいだろうという結論を出しましたから、それをバックアップするだけの話で。」(M.Y さん)

【教育的権威の脆弱化】は下記コメントを具体例として生成された概念である。

「高校野球もやけど、学校が親とか周りの社会に苦しめられよん。先生の不登校とか自殺とかね。周りに振り回されて、教育の本当の根っこの部分を忘れちゃうような気がする。」(S. S さん)

わが国の社会システムにおいて学歴資本が重視され、【進学体制の画一化】が進展することにより、学校を学力を獲得するための<場>とする傾向が強まり、【教育的権威の脆弱化】として立ち現れていると理解できよう。また、【進学体制の画一化】は同時に多様な人材を受け入れる必要性を生み、新興高校野球<場>での【競技力という支配的文化資本】の獲得による進路形成の正統性を担保することとなる。つまり、[学校教育<場>の危機]は[伝統的高校野球<場>の正統化]を阻むとともに、[新興高校野球<場>の卓越化]へ向けた共犯関係を結んでいるとの考察が可能であろう。

2. 高校野球文化の再生産構造に関する考察

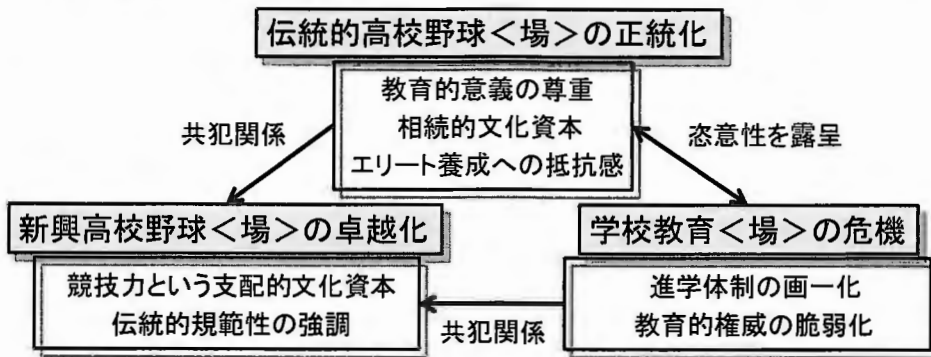
以上、[伝統的高校野球<場>の正統化]、[新興高校野球<場>の卓越化]、[学校教育<場>の危機]という3つのカテゴリー間の関係性を考察した結果、全ての概念・カテゴリーを包摂したコア・カテゴリーとして「高校野球文化の規範性の揺らぎ」が生成された(図1)。

元高校球児(親)は、その社会化過程において、まず【相対的文化資本】を基にして伝統的高校野球<場>でのハビトゥスを形成する。また、そこで培ったメンタリティや他者関係に価値を見出したことで【教育的意義の尊重】をその意図として[伝統的高校野球<場>の正統化]を志向するようになり、それは【エリート養成への抵抗感】となって立ち現れることとなる。しかしながら、そのあからさまな強調は、【競技力という支配的文化資本】を持つ[新興高校野球<場>の卓越化]に寄与することと同義となる。また、新興高校野球<場>は【伝統的規範性の強調】により【競技力という支配的文化資本】の恣意性を隠蔽し、その正統化を図っており、ここには、松尾(2004)の指摘する、勝利至上主義の正統性を多元的価値意識のなかに回収し、競技力という文化資本の恣意性の露呈を避ける民間スポーツクラブの教育戦略との相同性が看取される。

また、【進学体制の画一化】は、従来[伝統的高校野球<場>の正統化]の後ろ盾となってきた学校教育<場>の【教育的権威の脆弱化】をもたらす。大内(2001)は、1977年に導入された「ゆとり教育」がもたらしたのは、競争の是正ではなく、教育の私事化・商品化とさらなる競争の激化であったことを指摘する。こうした背景から学力という文化資本が重視され、【教育的権威の脆弱化】を惹起し、伝統的高校野球<場>の強調する教育的意義の恣意性を露呈しているのではないかと。さらに、【進学体制の画一化】は同時に多様な人材を受け入れる必要性を生み、新興高校野球<場>での【競技力という支配的文化資本】の獲得による進路形成の正統化に寄与しているのである。

以上の様相を呈しながら「高校野球文化の規範性の揺らぎ」が進行を続けているものと思われる。社会学理論としての「揺らぎ」とは、葛藤を伴いつつ進展する変化・成長・再生に向けた個人・集団の社会的営為として理解され、「不安定性の常態化のなかから、新たな価値観や枠組みを創出する発展的循環ループの構造」をもつものとして捉えられる(谷口, 2010)。そこには、さらなる合理化へ向かうわが国の社会システムとの需給関係の変化を敏感に感じ取り、それへの適応に向け、再体制化を図る高校野球界の姿が想起される。また、伝統的高校野球<場>に身を置く元高校球児(親)

においては、競技力や学力という文化資本を重視する傾向が強まるなか、その正統化に対する迷いや葛藤（「揺らぎ」）が惹起されているのである。



《高校野球文化の規範性の揺らぎ》

図 1. 高校野球文化の再生産構造図.

それではこうした状況下、いかにしてこの3名はT高校球児の再生産を果たしたのか。まず、対象者3名の「子どもに対しT高校進学に向けた明言はしていない」とのコメントに着目したい。ブルデュー（1991）は近年の象徴的暴力に見られる傾向として、「押しつけるむき出しのテクニックから、より繊細なテクニックへの移行が起こっている」と指摘する。すなわち、上述のコメントからは、伝統的高校野球<場>の正統性の強調を避ける「繊細なテクニック」をもって、慎重に象徴的暴力を為した彼らの教育戦略の一端が垣間見えよう。彼らがこうした教育戦略を実践し得たのは、高校野球界の変動を察知し、伝統的高校野球の正統化に対する「揺らぎ」を創出できたことによるのではないか。そこには、高校卒業後の競技的な野球との関わりにより、高校野球文化を相対的に捉えることとなった彼らの社会化過程が関係しているものと思われる。

しかしながら、T高校球児の再生産を果たすにはそうした戦略のみでは不十分であり、根本的に重要だったのは、【相続的文化資本】や【教育的意義の尊重】に見られる、幼少期から現在に至るまでに伝統的高校野球<場>を通して培われた彼らのハビトゥスの機能であった。

「私の嫁のお兄さんもT高校で甲子園に出てるんやけど、当然嫁さんの方は野球一家で、その息子さんT高校で野球をされたんですよ。当時僕の息子は少年野球をして、自分がT高校で野球をするというのは私たちが言うよりも、本人の気持ちが強かったっちゃうね。」(N.Nさん)

こうしたコメントからは、彼らがT高校野球部で培った「構造化された構造」としてのハビトゥスが、後に「構造化する構造」としての機能を果たし、結婚、教育等の戦略となって外存化され、子どもへの文化資本の相続と延いてはT高校球児の再生産を可能にしたことが看取されよう。

こうして彼らがT高校球児の再生産を果たした過程にこそ、上述したスポーツ的社会化論の課題克服のための手がかりが見出せるのではないか。すなわち、以上の考察からは彼ら自身の「高校野球による社会化」が良好になされたことが、世代を超えた子どもの「高校野球への社会化」の可否の要因であると理解され、両者の相互連関性が把捉されるのである。

以上の知見を踏まえれば、スポーツ的社会化論が新たに構築すべき枠組みの概略が自ずと見えてこよう。つまり、スポーツにおける社会化とは、「スポーツへの社会化」と「スポーツによる社会化」が相互連関的に進展する循環的な過程として捉えられ、そうした一連の循環構造を包括した枠組み構築が目指されてしかるべきなのである。

V まとめと今後の課題

上述してきた高校野球界の構造変動は、わが国のスポーツをめぐる動向とこれまでの高校野球のあり方に起因する。藤本(2001)は<場>の論理との共犯関係に亀裂が生じるような事態について、あまりにヘゲモニーが偏って<場>が硬直しすぎた場合、また、闘争の成果があまりに貧弱な場合、闘争のルールそのものがその正統性を失い、あるいは隠蔽されていた忝意性が目に見えるようになり、ゲームはその質、枠組みの変更を迫られることになる」と指摘する。従来、わが国のスポーツ文

化のヘゲモニーが高校野球に偏っていたことは否めない。それゆえ、新たなスポーツ文化が台頭する現在、伝統的高校野球〈場〉の規範性は大きな「揺らぎ」を伴っていると考えられる。また、教育的意義という伝統的高校野球〈場〉での成果は、進路形成に向けた制度的意義の曖昧さを拭い去ることができず、競技力という新興高校野球〈場〉での成果にその正統性を奪われ、既存のシステムの変更に迫られているのである。

最後に、こうして惹起される高校野球文化の規範性の「揺らぎ」が、いかなる視座から捉えられるべきなのかを述べておく。高校野球界のみならず、近年のわが国の社会界をめぐる構造変動は著しく、歴史上稀に見る大きな「揺らぎ」を伴っているといえよう。こうしたなか、高校野球のような文化的・教育的営為の果たすべき役割とはいかなるものなのか。尾崎（1999）は自ら「ゆらぐことのできる力」こそが、制度やシステムの発展・再生に不可欠とした上で、その要素として「強度」と「柔性」の二つを挙げる。「強度」とはいわば社会システムにおける規範性を、「柔性」とは逸脱・変容を意味するものとして捉えられ、双方がバランスをとり、連関し合いながら「揺らぎ」が創出されるのである。つまり、現在のわが国の社会で高校野球に求められる役割とは、わが国の発展・再生へ向けた「揺らぎ」に耐えうる「強度」をもたらすことなのではないか。その意味で、高校野球文化の規範性の「揺らぎ」は、日本社会の行方を規定するものとして注視すべきなのである。

よって今後は、高校野球界の構造と個人のダイナミックな関係性を捉え、そうした実践の中から高校野球界をめぐる「揺らぎ」の様相とその創出のメカニズムを解明することが課題となる。そのことが、上述した新たなスポーツ的社会化論の枠組み構築の際の重要な視角となろう。

注

注1) 本研究で述べるハビトゥスとは、ブルデュー（1990）による『構造化する構造』であると同時に『構造化された構造』、すなわち分類図式でありながら類別図式である、ものの見方、分割の仕方の原理」という定義に従う。

注2) 記載内容はT市ホームページ及び、書籍「O県アマチュア野球の歴史」による。

文献

- ブルデュー：石井洋二郎訳（1990）ディスタンクシオン—社会的判断力批判I。藤原書店：東京。
- ブルデュー&パスロン：宮島喬訳（1991）再生産—教育・社会・文化—。藤原書店：東京。
- 江刺正吾，小倉博 編（1994）高校野球の社会学—甲子園を読む—。世界思想社：京都。
- 藤本一勇（2001）ブルデューにおける相対的自律性の主体と抵抗の理論六八年から九五年へ。現代思想 29（2）。青土社：東京。
- フェルディナン・ド・ソシュール 小林英夫訳（1972）一般言語学講義。岩波書店：東京。
- 木下康仁（2003）グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—。弘文堂：東京。
- 松尾哲矢（2001）スポーツ競技者養成の《場》とハビトゥス形成：学校運動部と民間スポーツクラブに着目して。体育学研究 46：569-586。
- 松尾哲矢（2004）スポーツ競技者養成の《場》における民間スポーツクラブの再生産戦略に関する研究：青少年を対象とした民間スポーツクラブ指導者に着目して。体育学研究 49：119-134。
- 松尾哲矢（2008）わが国における青少年のスポーツ競技者養成《場》の構造変動—民間スポーツクラブの成立と学校運動部との関係に着目して—。大谷善博監修 三本松正敏ら編 変わりゆく日本のスポーツ。世界思想社：京都。
- 宮島喬（1994）文化的再生産の社会学—ブルデュー理論からの展開—。藤原書店：東京。
- 宮本孝二（2011）文化の社会学理論の基本問題。桃山学院大学社会学論集 44(2)：39-62。
- 小内透（1995）再生産論を読む—バーンステイン，ブルデュー，ポールズ＝ギンティス，ウィリスの再生産論。東信堂：東京。
- 大内裕和（2001）象徴資本としての個性。現代思想 29（2）。青土社：東京。
- 尾崎新（1999）「ゆらぐ」ことのできる力—揺らぎと社会福祉実践。誠信書房：東京。
- 玉木正之（2003）スポーツ解体新書。日本放送出版協会：東京。
- 谷口勇一（2010）「揺らぎ」の存する場所—コミュニティ形成が期待される総合型地域スポーツクラブをめぐる。松田恵示ほか編 福祉社会のアミューズメントとスポーツ—身体からのパースペクティブ。世界思想社：京都。
- 吉田毅（1990）スポーツの社会学における「主体的—受身的論争」の検討：主体的自我論を基底として。体育・スポーツ社会学研究，9：103-122。

高校野球のメリトクラシー

高田 俊輔 (大阪大学大学院 学生)

I はじめに

・問題意識

もはや日本の風物詩といえる「甲子園」を舞台に繰り広げられる高校野球（硬式野球部）は他の運動部活動と比べても、特に学校体系に埋め込まれたスポーツである。日本高等学校野球連盟の脇村春夫元会長は高校野球の教育的意義について「(高校野球の教育的意義は) 高校野球が高校の課外活動の制度として体系づけられていること。すなわち、野球はサッカー、体操や水泳のごとく学校以外でのクラブチームが存在しない。」(脇村 2009 75 頁) と述べている。確かに硬式野球というスポーツは競技の特性上、体育科目としてカリキュラム化されていないし、特に高校生世代は「硬式野球部」という学校の部活動としてしか活動の場がないといえる。これは日本の硬式野球が特殊な形状をしたヒエラルキー・システムとして構造化されていることから見て取れる。ここでは、清水諭が示した野球のヒエラルキー・システム(清水 1998 105 頁)を参照する。つまり、プロ野球を頂点とし、小学生年代が所属するリトルリーグやポニーリーグから中学生年代が所属するシニアリーグ・ボーイズリーグへ、そして甲子園大会で活躍してプロ野球選手になる者、大学に推薦入学する者、社会人野球を経てプロ野球選手になる者といったように様々なルートが存在するヒエラルキー・システムである。

以上のような野球のヒエラルキー・システムを見ると、清水が言うように「学歴資本」を持たずに「身体資本」のみを用いた社会移動が存在していることがわかる。高校や大学への推薦入学をする者や社会人野球の企業チームへ就職をする者、プロ野球選手になる者は自らの「身体資本」で社会移動をしていることになる。もちろん、そこには厳しい選抜社会が存在しており、竹内洋が分析したようなメリトクラシー社会として構造化されていると考えられる。

・先行研究の検討と本研究の目的

スポーツによる社会移動については「学歴社会と課外スポーツ」というテーマで先行研究は散見される。ここでは、その代表的なものとして高校運動部員と学歴社会とのかかわりを明らかにした甲斐健人の研究を参照する(甲斐 2000)。甲斐はブルデューの文化資本概念を援用し、提示された「身体資本」概念を用い、「進学校」ラグビー部員、「底辺校」サッカー部員、過疎山村のスキー選手を対象とした実証的研究を行う。ここでは紙幅の都合上、詳細は割愛するが、学歴社会における様々な学校格差や地域格差のなかで運動部活動と社会移動の関係性について分厚い記述がなされている。しかし、西島央が指摘しているように、運動部活動の制度的関係性的な特徴や日々の活動実践の積み重ねなど、生徒が特定のハビトゥスを獲得する過程を描けているとは言い難い。本研究はメリトクラシーという観点からヒエラルキー・システムの核となりうる高校野球の構造分析を試みる。よって本研究の目的は、前述した甲斐の研究では論じられなかった課外スポーツのマクロな制度的イデオロギーをメリトクラシーという視点から明らかにすることにある。

まずは、II 日本型メリトクラシーにおいて竹内(1995)による日本型選抜社会の分析を概観する。竹内はゴフマンやホッパーらが示した加熱と冷却によるメリトクラシーの構造的ジレンマを取り上げ、日本型メリトクラシーとその行方を描き出している。III 高校野球の構造分析では、II を元に高校野球のどこに冷却装置・加熱装置が埋め込まれているのかを中心に高校野球型メリトクラシーを解明する。IV では結論として、今後の課題を提示する。

II 日本型メリトクラシー

・メリトクラシーとは

メリトクラシーとは、前述したように能力ある者による統治と支配が確立する社会であるが、竹内洋は日本のメリトクラシーについて以下のように述べている。「社会的成功や出世を努力や策略によって「かちとる」社会を競争社会というなら、われわれの社会は成功や出世が「かちとられる」よりもしばしば「えらばれる」ことによってえられる選抜社会なのである。」(竹内 1988.12 頁)。つまり、能力あるものが勝ち上がっていくようなトーナメント移動というよりは制度化された選抜(入学試験・就職試験)などによって能力が評価され、メリトクラート(能力ある者)として移動していくチャーター(特権や権威を明示した認可状)式移動として表現しているのである。

竹内は「なぜ」選抜が存在するのかの解答を意図した伝統的アプローチで議論されなかったメリトクラシーの構造的ジレンマに注目した。メリトクラシーの構造的ジレンマとはどのようなものか。

・メリトクラシーの構造的ジレンマ

社会がメリトクラシーを正統化するためには、選抜の前に機会の平等性を担保することが必要である。例えば、すべての者が立身出世できるといったような意欲の「加熱」である。それによって、できるだけ多くの者を選抜に参加させることができる。しかし、メリトクラシー社会はそこに構造的ジレンマをかかえることになる。メリトクラシーとは選抜社会であるので、そこには必然的に勝者と敗者が存在する。平等幻想を与えられてメリトクラシー社会に参加した敗者にとって、選ばれないというような排除過程は受け入れ難い現実となるであろう。つまり、メリトクラシーの構造的ジレンマとは、多数は敗者となるにもかかわらず、勝利の夢というアスピレーションの加熱をさせられ続ける過程そのものである。以上のような問題意識をもとに竹内はまず、これまで伝統理論が着目してこなかったような、失敗や違和感を経験した敗者がレジスタンスに向かわないのはなぜかという問いを出発点とする。たしかに構造的ジレンマが存在したままであれば、地位不満を抱いた敗者たちの反乱や革命を現代の私たちはもっと多く経験しているはずである。

・加熱イデオロギーと冷却イデオロギー

メリトクラシーに内在する構造的ジレンマを克服するためには、敗者の怨みや不満を軽減するための「修復過程」が必要である。言い換えれば、立身出世などの平等幻想を抱かせる加熱イデオロギーだけでなく、冷却イデオロギーが必要だということである。竹内は成功の社会学ではなく、失敗の社会学に着目したアーヴィング・ゴフマンの「冷却理論 (cool-out)」を参照する。ゴフマンは信用詐欺の詐欺師(operator)と詐欺に引っかかるカモ(mark)のメタファーから論を展開していく。詐欺によくひっかかるカモは、自分はそのようなものに引っかかる人間ではないと思っているために、詐欺に引っかかるという失敗は自尊心の大きな失墜になる。ゴフマンの言葉を使うと、自己破壊(self-destruction)の過程に陥ってしまう。しかし、詐欺師のほうもカモに警察へたれこまれてしまうと以後の商売がやりにくくなってしまう。そのため、詐欺師はカモの自尊心を修復するために「冷却」を始める。たとえば、「今回は運が悪かったのだよ」などといった慰めの言葉でカモの怒りを沈めることによって、失敗を受容するように状況を定義してやるのである。

ゴフマンは「カモを冷却するという行為は社会において基本的なテーマのひとつである」(Goffman 1952 452 頁)と述べている。前述したような加熱を煽る現代の選抜社会は失敗に満ち溢れているために、このような詐欺師が行う冷却は社会の一機能として作用していると考えられる。選抜から漏れた、つまり役割を喪失してしまった失敗者たちの修復過程として冷却が重要な機能を果たしているのである。

竹内はメリトクラシー社会で作用する冷却の例として、近代日本における立身出世主義という加熱文化の影に存在した「冷却文化」(竹内 1995 67 頁)を挙げている。例えば、人爵よりも人格を称揚する「修養主義」が台頭してきた明治三十年代以降を竹内は「修養的立身出世主義」(竹内 1987

177 頁)と呼ぶ。つまり、立身出世という加熱イデオロギーの背後に「大臣・富豪といった人によって定められた栄誉ではなく、自己完成の努力の重要性」といった冷却イデオロギーが存在していたという。

竹内が分析しているように、加熱・冷却イデオロギーはメリトクラシー社会を分析する上で重要な分析枠組みとなりうる。本研究で対象とするような学校体系に埋め込まれた「身体資本」をもとに社会移動をする硬式野球のメリトクラシーを分析する上では、いかに選手たちのアスピレーションが焚きつけられ、冷却されていくか、そして、そのようなイデオロギーがいかに歴史的に構築されてきたかをみていくことにする。

III 高校野球の構造分析

・硬式野球のメリトクラシー

まずは、なぜ硬式野球の中でも高校生世代を対象とするのかという根本的な問いから考察していく。高校野球は以下の二つの理由で硬式野球の社会移動において核になっていると考えられる。第一に毎年春と夏に行われる甲子園大会の絶大な人気が挙げられる。有山輝雄によれば、経営拡大の手段としてマスメディアが構築するイベント、すなわちマスメディアイベントのなかで最も成功しているものは甲子園大会であるという(有山 1996 8 頁)。朝日新聞社・毎日新聞社という二つの新聞社が主催する甲子園大会は「国民的行事」と呼ばれるまでになった。マスメディアによって形成された高校野球神話(清水 1998, 杉本 1994)は大きな感動を呼び起こし、高校野球の話題は一年中続くことになる。第二の理由としては、高校野球そのものが硬式野球における選抜の機会になっているということである。それは硬式野球というスポーツが持つ、学校体系に埋め込まれた課外活動としてのスポーツという特徴から生じているものと考えられる。以下、この第二に示した理由について詳述していく。

学歴主義社会と呼ばれる今日、ほぼ「義務教育」化した中等教育機関において高等学校は大学などの高等教育機関への選抜が激化する場であると考えられる。このような学歴社会の構図は硬式野球の構図ともほぼ合致する。高校野球を終えた者たちが硬式野球を続けるためには大学野球・社会人野球・プロ野球という進路が存在する。しかし、そこでは非常に厳しい選抜が行われているのである。例えば、平成 21 年度の日本高等学校野球連盟に所属する高校三年生は 53263 人であるが、それに対して平成 22 年度の全日本大学野球連盟に所属する大学一年生は 6744 人である。もちろん進学を選ばずに就職する者や専門学校への進学を選ぶ者もいるが、約 1 割の者だけしか大学で野球を続けていないことになる。大学進学率が 50 パーセントを超える現代の教育事情から見ると、非常に少ない数であることがわかるであろう。また、大学へ進学して硬式野球を続けるのではなく、社会人野球の企業チームやプロ野球など野球を自らの職業として就職していく者もいる。しかし、不況の影響から廃部や活動休止が相次ぐ社会人野球のなかで、現在存続している企業チームは 71 チームしかない。また、2010 年度のプロ野球ドラフト会議で指名された高校生は育成選手含めて 39 人しかいなかった。

以上見てきたように、高校野球そのものがプロ野球を頂点とした硬式野球の社会移動のなかで大きな選抜の機会になっていることがわかる。前述したように、メリトクラシー社会は選抜社会へと参加させるためのアスピレーションの「加熱」と選抜に選ばれなかった者に対する「冷却」という二つの機能によって秩序が維持されるのであった。このように考えた場合、硬式野球という選抜社会にとって、多くの者を選抜に参加させるための加熱イデオロギーはどのように形成されてきたのか。また、「将来プロ野球選手になるんだ」というような多くの小学生が持つ夢はどのような冷却イデオロギーによって冷却されていくのか。以下では、現代の甲子園野球の基礎となる思想と考えられる「武士道野球」が様々に変容していく過程に着目し、加熱・冷却イデオロギーを分析する。

・武士道野球とマスメディア

1873（明治六）年に開成校（現東京大学）の外国人教師たちの指導のもと、日本人は初めて野球を行なったとされている。当時の野球は西洋の武芸十八番としてのハイカラ風な雰囲気であったが、開成校が東京大学予備門と改称され、工科予備校と法科予備校が合併して第一高等学校（以下一高）へと改められていくなかでバンカラ風な雰囲気が形成されていった。当時の一高野球は勝利至上主義・鍛錬主義の精神のもと、精神的身体的な鍛錬のための激しい練習が繰り返されていたのである。そこでは後に「武士道野球」といわれるような、礼の精神、体を張る武士的素養、恥を知る精神など武士道的精神が、一高野球部の中心に据えられていた（清水 1998 134 頁）。その後、一高の武士道野球は早稲田や慶応へと伝播していったが、早稲田大学野球部部長のクリスチャン安倍磯雄が中心となり、武士道的精神に加えて「フェアプレー」、「スポーツマンシップ」などの倫理観が付け加えられることになる。一高野球はその後、学内での籠城主義批判や校風に対する批判、校長に就任した新渡戸稲造による「教養主義」の隆盛などの反発によって衰退していくことになる。

その後、野球が広く普及していくなかで「東京朝日新聞」において「野球界の諸問題」（1911年8月20日～24日）「野球と其害毒」、（1911年8月29日～9月19日）と題する一連の連載記事が展開された。いわゆる「野球害毒論」である。野球害毒論に関しては様々な議論がなされているが（石坂 2003, 小野瀬 2002, 綿貫 2001）、本稿においては早稲田・慶応大学など私立大学の台頭による一高式武士道野球の形骸化に起因したものとみなす。野球の「害毒」として挙げられるものとしては、「学力不振を引き起こす」「野球人気による華美な選手の形成」「私立大学の広告利用」など多岐に渡るが、野球擁護派の応戦などによって議論は白熱した。一連の野球批判のなかで「東京朝日新聞」が準拠しているのは、勤儉尚武の武士道野球であり、一高野球の理念に立って現状の「俗化」を批判しているのである（有山 1997 54 頁）。また、当時のスポーツジャーナリズムでも、武士道的野球観は盛んに取り上げられている。

「野球害毒論」が現在夏の甲子園大会を主催している朝日新聞社によって引き起こされていることは非常に興味深い。大阪朝日新聞は野球害毒論で取り沙汰された諸批判をもとに、学生野球の「監視・指導」をする立場から甲子園大会の原型である全国優勝野球大会を主催していく（清水 1998 213 頁）。学生野球の「精神」を中核とした大会の誕生である。毎日新聞社との激しい経営競争のなかで、朝日新聞社は大規模なマスメディアイベントとして全国優勝大会を成立させようとするが、そこで持ち出された「精神」は武士道野球である。しかし、マスメディアイベントとして成立させるには、ある程度「見せる」ということを想定しなければならない。観衆を集め、観客に試合を見せ、新聞紙面で大々的に報道するために開かれるからである。そのため、武士道野球の精神はメディアによって様々な形を変えていくことになる。

・武士道野球の変化—メディアによって取捨されたもの—

一高式武士道野球は大きく分けて「精神主義」「集団主義」「勝利至上主義」に分けられるという（有山 1997 27 頁）。元来、一高で生まれた武士道野球は観客に「見せる」ということは想定していなかった。そのような観客の視線を意識することを否定する禁欲主義的な精神はマスメディアイベントの性格と相反するものである。そこで、この3つのイデオロギーは様々な形を変えながら甲子園野球へと適応していくことになる。以下、それぞれがどのように変化していったのかを見ていき、それらが現代の硬式野球の加熱・冷却イデオロギーになっていったのかを見ていく。

①精神主義

一高は正規の学科が知育中心であったため、野球が「徳育」「気力」などといった精神を形成する役割を担った。精神主義にもとづく猛練習によって体得された技術は「神技」「魔球」などと神祕化され、伝説化されたという。脇村春夫は高校野球の発展要因として1) 場（甲子園を目指すという目標。）2) 人（選手の澁淵としたプレー）3) 郷土性（各都道府県の代表）4) システム（高野連・朝日・毎日新聞社の大会主催）5) 心（教育の一環）を挙げるが、武士道野球の精神主義はその中

でも「心」にあたるといえる。脇村は日米の野球の違いについて、米国では楽しむ野球であるのに対して日本では楽しむというよりも精神を鍛える野球であるというところに大きな違いがあると述べている（脇村 2009 75 頁）。このように、精神主義は「人間教育」として高校野球に遺されることになった。

②集団主義

野球はプレイヤー個人やチーム同士といった真剣勝負であるが、それだけでなくメンバーの所属する集団の精神の発揮であるという。例えば、一高が外国人チームに勝利した際、「今日の勝単に我校の勝ならず、聊似て邦人の勝」という演説がされたように学校から国家や日本精神へと敷衍している。これは、先に挙げた高校野球の発展要因の「郷土性」にあたる。甲子園大会は学校だけでなく、地域の代表が集まることに魅力があるといえるであろう。

③勝利至上主義

一高式武士道野球の「試合精神」とは、「勝負は勝たざる可らず、敗者には屈辱を徹底せしむべし」という優勝劣敗の勝利至上主義であった。しかし、このような勝利至上主義は甲子園大会から排除されていくことになる。アマチュアリズムを提唱し、商業主義を否定する甲子園大会にとって手段を選ばずに勝利を追求する姿勢は相反することになる。野球留学や特待生制度による野球部の強化が問題視されることからわかるであろう。そこで「勝利至上主義」は「敗者の美德」と形を変えて甲子園野球に適応していくことになる。甲子園大会での敗者の涙は欠かせないものであるし、レギュラー選手を支える補欠選手の友情物語は観る者に感動を与える。「敗者」の感動物語が「見せる」野球を体現していると考えられる。

・高校野球における加熱・冷却イデオロギー

以上のように、甲子園大会というマスメディアイベントを作り上げる際に、「精神主義」「集団主義」「勝利至上主義」をもとにした武士道野球がどのように変化してきたかを見てきた。まとめると、「精神主義」が「人間教育」へ、「集団主義」が「郷土性・愛校心」へ、「勝利至上主義」が「敗者の美德」へと形を変えて高校野球に遺されてきたのである。では、これら形を変えた武士道野球の精神が硬式野球のメリトクラシーの中でどのように作用しているのか。

「人間教育」と「郷土愛・愛校心」は多くの者を選抜に参加させるための加熱イデオロギーであると考えられる。学校の課外活動として体系づけられた高校野球において、「教育」が発展の基礎となっているということは言うまでもない。身体形成のみならず人格形成を目的とし、学校や地域の代表として甲子園を目指す高校野球システムは、野球部員として参加する者だけでなく観る者へもアスピレーションの加熱が働くことになる。

一方、「敗者の美德」は冷却イデオロギーとして機能していると考えられる。教育的意義を持って発展した高校野球であるが、ある種の失敗者、つまり硬式野球を高校卒業後も様々な理由で続けることができない者への冷却機能は必要である。「敗者の美德」は高校3年生にとって最後の大会となる夏の甲子園大会からも読み取ることができる。完全なるトーナメント方式で行うため、甲子園大会での優勝校以外は全ての者が敗者となるシステムである。しかし、敗者達の涙は賞賛され、肯定的に評価されることになる。これは、たとえ硬式野球を続けることがなくても野球以外で活躍の道が存在するといったような「代替的価値」（竹内 1995 76 頁）を見つける機能、つまり規範的水準を下げる機能を果たしていると考えられる。例えば、脇村は高校野球らしさとして「行動力・積極性」「ファイティングスピリット」「失敗を乗り越える強さとピンチでの粘り」「忍耐力・継続力・思考力」「チームプレーに徹する協調性」を挙げた上で、「これらの精神性こそが高校野球を通じて形成される人格であり、人間教育の骨格ではないだろうか。日本の社会（企業）はこのようなタイプの青年を求めている（脇村 2009 85 頁）。」としている。大学・社会人・プロで野球をすることだけでなく、社会人として育っていくことの重要性を強調するこのような言説は「敗者の美德」という冷却イデオロギーが機能しているからであると考えられる。

IV今後の課題

これまで、歴史的に構築された甲子園野球のイデオロギーが硬式野球のメリトクラシーの中でどのように機能してきたかを考察してきた。しかし、冷却しきれなかった者、つまり硬式野球を諦めきれない者への「再加熱」がどのようになされているか、野球部退部者など途中でドロップアウトしてしまった者はどうなるのかといったミクロレベルでの研究は今後の課題として挙げておく。本研究が明らかにしたことの一つとして、硬式野球というスポーツは「リターンマッチ」が難しい構造になっているということである。前述した硬式野球継続者数を見ても明らかである。失敗者を冷却し、代替的価値を見出させるのみでなく、再挑戦するように励ます「再加熱」を問う視点は非常に重要である。特に、野球部を途中で退部してしまった者は、たとえ能力があったとしても、もう一度硬式野球のメリトクラシーへ「リターンマッチ」することは不可能に近い。高校野球の教育的意義を考える場合、学生野球の父と呼ばれる飛田穂洲が『中等野球読本』の中で「中途退却のものに限って精神的に欠陥があり（飛田 1935 7 頁）」と述べているように、敗者を排除するだけでよいのであろうか。

引用・参考文献

- 有山輝雄,1997,『甲子園野球と日本人』,吉川弘文館
- Goffman,E.,1952,“On Cooling the Mark Out: Some Aspect of Adaptation to Failure”,
Psychiatry,15
- 石坂友司,2002,「学歴エリートの誕生とスポーツ」,日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学研究』
10号
- 石坂友司,2003,「野球害毒論争(1911)再考」,日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学研究』11
号
- 甲斐健人,2000,『高校部活の文化社会学的研究』,南窓社
- 荻谷剛彦,1995,『大衆教育社会のゆくえ—学歴主義と平等神話の戦後史』,中公新書
- 小椋博,1994,「甲子園と「日本人」の再生産」江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学』,世界思想
社
- 小野瀬剛志,2002,「野球害毒論争(1911年)に見る野球イデオロギー形成の一側面」,スポーツ史学会
編『スポーツ史研究』第15号
- 作田啓一,1967,『恥の文化再考』,筑摩書房
- 沢田和明,1994,「マニュアル教育としての甲子園」江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学』,世界
思想社
- 清水諭,1998,『甲子園野球のアルケオロジー』,新評論
- 杉本厚夫,1994,「劇場としての甲子園」,江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学』,世界思想社
- 竹内洋,1988,『選抜社会』,リクルート出版
- 竹内洋,1995,『日本のメリトクラシー』,東京大学出版会
- 田中励子,1994,「甲子園と郷土アイデンティティ」江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学』,世界
思想社
- 飛田穂洲,1935,『中等野球読本』,スポーツ良書刊行会
- 脇村春夫,2009,「高校野球と教育」,一橋イノベーション研究センター編,『一橋ビジネスジャーナル』,
東洋経済新報社
- 綿貫慶徳,2001,「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察」,スポーツ史学会編『スポーツ
史研究』第14号

スポーツ空間開発の社会的条件： スタジアムとしての土地利用決定過程を中心に

大沼義彦（北海道大学大学院教育学研究院）

はじめに：「白いスタジアム」の背景にあるもの

本報告の問いは、なぜそこにスポーツスタジアムが建設されたのかにある。スタジアムの立地については、しばしば交通網やそのアクセスの利便性等の機能主義的観点から事後的に説明されてきた。しかし、広大な用地取得という点から、新規に建設されるスタジアムは市街地から遠く離れた場所に立地することも少なくない。例えば、選手村建設を必要とするような大規模スポーツイベントの場合は、住宅開発と不可分の関係にあるとされる（島倉・西村, 1996）。そこでスタジアム建設は、都市基盤整備を図る開発の梃子と見做されている。それはまた、政治過程（権力関係）を通じて行われてきたと考えられる。

本報告の目的は、スポーツスタジアム建設をスポーツの物理的空間開発^(注1)と捉え、それらを可能にした社会的条件を探ることにある。具体的には、スタジアムの立地する地点に着目し、建設地決定に至るまでの政治経済的文脈や地域開発との関連を検討する。

対象となるのは、新潟スタジアム（新潟市）と宮城スタジアム（宮城県利府町）である。両スタジアムは、二巡目国体開催（新潟県は2009年、宮城県は2001年）を目途に、県の総合スポーツ公園の一環として建設された。また共に、2002年サッカーワールドカップの競技会場としても利用されたが、それらはスポーツ振興を目的に、国体開催、将来的にはメガスポーツイベント誘致やプロスポーツによる供用が目指されたものであった。ただし、ワールドカップ開催後の両施設利用の「評価」は対照的なものとなっている。前者は「新潟の軌跡」の舞台となり、後者はプロスポーツ等による持続的利用という点で困難を抱えている。

主に着目するのは、スタジアム建設用地の土地利用決定過程である。開発をめぐる土地利用に関しては、地域の利害関係が関与し、またその調整も必要になる^(注2)。そこには、権力関係^(注3)が映し出されることになる。ここでは、主に両県の県議会議事録を用い、総合スポーツ公園整備計画をめぐる議論から、スポーツの物理的空間開発に作用した諸条件を明らかにしていく。

1. 新潟スタジアム

(1) 先行研究

新潟市の開発という観点から、アルビレックス新潟に着目した研究に三浦（2007）がある。三浦は、新潟市の開発を次のように捉える。新潟市の開発は、公共事業依存型開発（新産業都市指定による工業地帯形成と新潟東港開発）から「ポスト成長期」の開発へと移行した。四全総期になると新潟県及び市は、「環日本海構想」のもと、環日本海の拠点都市を目指した「にいがた21戦略プロジェクト」（1991年）を打ち出した。その一つとして登場するのが新潟県総合スポーツ施設計画を軸とする鳥屋野潟南部開発であった。三浦は、「新潟の軌跡」を生み出した無料券配布活動が市内若手経営者層による新たな「地域活性化」をめざした活動であり、それが従来の公共事業依存型開発とは違った域内経済活動を組み込んだ持続的なもの（「埋め込み」embedding）であると主張する。そして、遅々として進まない鳥屋野潟開発中でスタジアム建設は、開発計画を「正当化」するものとしてだけでなく、営利性を生み出す持続的スポーツ事業として積極的意味が見出されていったとする（三浦, 2007: 176）。

しかし、三浦の問題関心は、スポーツ事業の域内経済への「埋め込み」による地域活性化にある。よって、スタジアム建設をめぐる土地利用決定過程や、鳥屋野潟開発をめぐるコンフリクトには言及されていない。新潟スタジアムが立地する鳥屋野潟は、長年、土地利用をめぐる開発主体と農

民とが対峙してきた場所でもあった（笠原, 2003）。

（2）新潟県総合スポーツ施設整備計画と鳥屋野潟開発

①新潟県におけるスポーツ振興上の課題：競技力と県営スポーツ施設

新潟県議会では、たびたびスポーツ振興上の課題が論じられてきた。それらは二つに大別することができる。一つは国体における新潟県選手の競技力向上に関する課題であり、もう一つは県立スポーツ施設の少なさであった。

競技力向上に関する問題意識には、国体における新潟県の成績不振がある。例えば、秋季国体出場権をかけた北信越大会において、人口が約半分の石川県に比べ国体出場種目、選手数が共に約半数にとどまり最下位であったことなどが指摘されている（1998年9月県議会定例会）。それ以前にも、体育関係組織（行政・体育協会）の機能強化、体育・スポーツ関係予算の向上、ジュニア層の育成、指導者養成、社会人選手の定着、スポーツ医科学研究の推進等に対する質問がなされてきた。その根底にあったのは、競技スポーツの成績不振とその対策の成果が低調との認識であった。

県営スポーツ施設整備の遅れに対する指摘も早くからなされていた。例えば、1980年には、1973年のスポーツ審議会答申にある県立総合スポーツセンターの検討状況を問う質問もなされている（1980年2月県議会定例会）。県としては、県営のスポーツ施設としてスポーツハウスを上越、中越、下越、佐渡地区に設置したが、わけても大規模な県営野球場、陸上競技場建設を求める声はたびたび出された。実際、「県営野球場が一カ所もな」かった（1979年12月県議会定例会）。「新潟県の場合は、道路、河川、海岸等の環境整備が他県とは比較にならないほど数の上でも量から見ても多く、財政的にはいたし方のない点もあるが、スポーツ施設の設置は、全国的にみても相当おくれをとっている。特に陸上競技場や野球場、総合体育施設等は県営としては皆無の状態であった」（1980年9月県議会定例会）。

県立総合体育スポーツ施設建設が県の長期構想に盛り込まれるのは、1986年から1989年を目標年次に掲げた「新・新潟県長期構想第一次推進計画」からであるが、それでも、「県の体育予算は、…（略）…全国47都道府県中46位であり、これは大学進学率と同じ」で「県立の野球場を持っていないのは、まさに全国で新潟県だけ」とされた（1987年9月定例会）。

その後、県営総合スポーツ施設は鳥屋野潟に建設されることになるが、それ以前に鳥屋野潟開発問題を解決しておく必要があった。

②鳥屋野潟開発と新潟スタジアム建設

鳥屋野潟は、新潟市街地の南5kmほどの地点にあり、亀田郷の北西部に位置する。

鳥屋野潟における県立公園計画が初めて登場するのは、信濃川下流・鳥屋野潟総合開発プロジェクトチーム「鳥屋野潟総合開発基本計画報告書」（新潟県、1971年9月）においてである。本報告書は、「県政発展のための長期構想に基づく大規模プロジェクトの推進のため」に検討されたものであった。「チームに与えられた首題は、“鳥屋野潟および周辺地域の水質保全等環境整備に必要な施策の検討”であったが、…（中略）…、当地区の都市化の将来に対応した治水対策、県民レクリエーション地と県立公園の造成にまで言及することとなった」（同報告書、まえがき）。その背景には、新潟市の都市化が鳥屋野潟、亀田町へと延びていること、「特に鳥屋野潟周辺部は宅地と娯楽施設が無計画に混在して市民の批判するところとなり、「潟の周縁部は広範囲にわたって汚物投棄の場と化し、各排水路の汚濁や漂流物と共にますます悪化させているので抜本的な環境整備対策が必要となってい」たことがある（同報告書、p. 1）。具体的には、湖水の汚濁改善と河川対策としての治水計画の必要性に並んで公園計画が掲げられた。「鳥屋野潟は、新潟周辺に残された自然的観光資源であり、市民のレクリエーション地として利用され、これに伴う娯楽施設も建設されてきた。今後各幹線交通網整備に伴い広域的観光地として開発の可能性を持つ地域であり、同時に県民レクリエーションのための総合公園として、…（中略）…、海に山そして川、湖沼とバラエティに富んだ公園の中心地として整備計画を樹立する必要がある」（同報告書、p. 5）とされた。基本方針として「日本海側の中核都市としての都市機能を高め、広域観光ルートの拠点として大規模公園緑地をそなえた総合県立公園の建設をはかり、「鳥屋野潟野球場（既設）を中心とする運動公園、周辺国道、広

表1 新潟スポーツ公園整備略年表

年	月	事項
1974	(昭和49)	最初の鳥屋野潟公園(面積177.1ha)都市計画決定。
1982	(昭和57)	鳥屋野潟公園の拡大(面積191.9haに)都市計画決定。
1989	(平成元)	知事・新潟市長・亀田郷土地改良区理事長が、スポーツ公園を含む鳥屋野潟南部地域の開発計画の基本事項について合意。
1991	(平成3)	3 新潟県スポーツ公園と関連道路の都市計画決定。鳥屋野潟公園(スポーツ公園区域面積約80ha追加)の計画決定面261.7haとなる。 8 新潟県スポーツ公園の用地買収開始。
1992	(平成4)	8 県・新潟市・亀田郷土地改良区の三者による鳥屋野潟南部整備推進協議会及び同西側2ゾーン整備推進委員会設置。
1993	(平成5)	1 2002年(平成14)のワールドカップサッカー国内開催候補地の一つに新潟県が決定。 11 新潟県スポーツ公園の造成工事に着手。
1994	(平成6)	6 新潟スタジアム基本設計委託。
1998	(平成10)	新潟県スポーツ公園の造園工事に着手(8月～10月まで「第15回全国都市緑地にいがたフェア開催」。11月、新潟県スポーツ公園の供用開始)。

(出典：新潟スタジアム建設記録編集委員会編『飛翔ビッグスワン 新潟スタジアム建設の記録』新潟県鳥屋野潟建設事務所、2001年3月、p.27)

域農道との関連、および海浜、信濃川河岸の両公園計画などとの関連を考慮した総合計画を樹立し促進する(同報告書、p.6)ことが述べられた。その後、1973年1月には、区画整理事業によって、湖底の私有権を公有化して公園化を図るといふ、公園整備計画案がまとめられた。それは、136haの河川敷のうち20haを公園敷地に、また18haを土地造成して地権者に換地する方式により10カ年計画で整備するというものだった。しかし、当時坪当たり十数万円という金額が問題となり利権問題(いわゆる「金脈」問題)が指摘されることになる(1981年6月県議会定例会)。その結果、1989年の新潟県知事、新潟市長、亀田郷土地改良区理事長によってスポーツ公園を含む鳥屋野潟南部地域の開発計画に関する基本合意がなされるまで、従来の公園計画は頓挫することになる。この間、鳥屋野潟湖底所有者となっていた開発会社によって1981年12月、旧地権者・相続人を相手に未登記になっていた湖底地の移転登記と所有権確認を求める裁判が起こされた(笠原、2003:106)。複雑な湖底の地権問題を抱えたまま、あくまで土地区画整理方式で開発を行うか、地権問題に手をつけずに自然を残した公園計画の推進を求めるかで議会でも議論が闘わされた。新潟県は、1991年に地権者に対する土地区画整理方式への参加意向調査を実施した。その結果、同意するものが28%となり区画整理方式は断念され、手法の再検討がなされ、今日に至ることになる。1989年の基本合意の内容は、①都市のオアシスとなるアメニティー空間の拠点、②文化、レクリエーションの拠点、③国際交流、産業交流、都市と農村の交流を図る拠点を骨子とする地域全体を高水準な都市空間として開発するものであり、環日本海の交流拠点として必要な都市機能を構築するというものであった(1989年9月県議会定例会)

3. 宮城スタジアム

(1) スタジアム建設地選定経過

宮城スタジアムは、宮城県総合運動公園内(利府町菅谷地区)に立地する。すでに県には、第7回国体(1952年)を開催した宮城野原総合運動公園(仙台市)があったが、二巡目国体開催を念頭に「新総合運動公園計画」が浮上した。「建設後35年以上経過し、この間の社会情勢や県民ニーズの変化に対して、現在の敷地の中では、総合運動公園としてもまた都市公園としても十分な対応ができず、その後に国体やインターハイが開催された他県の施設内容に比べ、その遅れが、かねてよ

り指摘されて」いたためである（「宮城県総合運動公園策定基本調査報告書」はじめに）。

総合運動公園の立地場所を方向づけたのは、1987年にだされた「宮城県総合運動公園策定基本調査報告書」であった。同報告書は、県教委が「21世紀にふさわしい総合運動公園のイメージとその場所の選定等について」、都市空間開発研究所^(注4)に調査委託したものであった。

同報告書では、建設場所選定にあたって①交通の利便性、②土地利用の難易、③自然条件、④都市基盤施設の供用の可能性、⑤周辺施設の現況と将来計画との整合性、⑥類似施設との競合の有無、⑦諸計画との整合性、⑧その他（敷地は、宮城県の人口重心にできるだけ近い側の地域。県の人口中心は数学的に利府町市街地の西と算出された）の選定基準が設けられた。そして、①仙台駅から直線距離で半径20km圏内、②まとまった必要面積が確保でき、③地権者が少ないという基準で24の対象候補地が機械的に選出され、さらに「開発計画の熟度が高く早急な計画変更がむずかしいもの」と「利用状況から見て代替措置に長期間かかるもの」を除く10か所が最終候補地となった（同報告書、pp. 26-31）。そして最終的に「利府町菅谷地区」が「圧倒的にメリットが多いうえ、デメリットも少なく敷地として最適」（同報告書、p. 48）と判断された。

表2 宮城スタジアム建設略年表

年	月	事項
1986	(昭和61)	3 知事が2001年宮城国体をにらみ「新総合運動公園計画」を表明。
1987	(昭和62)	3 「宮城県総合運動公園計画策定基礎調査報告書」がまとまる。 6 県議会において総合運動公園の建設場所を利府町菅谷地区に決定。 12 県議会において2001年第56回国体誘致を決議。
1988	(昭和63)	3 「宮城県総合運動公園基本計画報告書」がまとまる。
1989	(平成元)	2 「宮城県総合運動公園基本設計報告書」がまとまる。
1990	(平成2)	3 「宮城県総合運動公園基本設計計画調査報告書」がまとまる。 10 敷地造成工事契約。
1991	(平成3)	5 コンペ（公開設計競技）実施の決定。 10 宮城県陸上競技場（仮称）公開設計競技募集登録受付開始。
1992	(平成4)	3 宮城県陸上競技場（仮称）公開設計競技の審査会の開催。 6 宮城県議会・仙台市議会で2002年ワールドカップサッカー招致決議。 7 2002年ワールドカップサッカー日本招致委員会に国内開催地として立候補。
1994	(平成6)	3 宮城県陸上競技場（仮称）基本設計（その1）報告書まとまる。
1995	(平成7)	2 ワールドカップサッカー大会招致について政府から閣議了承される。 3 宮城県陸上競技場（仮称）基本設計（その2）報告書まとまる。
1996	(平成8)	3 宮城県総合スタジアム（仮称）実施設計完了。 5 FIFA理事会において日本・韓国共同開催決定。 7 第56回国民体育大会、第37回全国身体障害者スポーツ大会の宮城開催内定。 10 宮城県スタジアム（仮称）建設工事契約。 12 日本サッカー協会理事会で宮城が国内10会場のひとつとして正式に決定。
1998	(平成10)	7 第1回全国障害者スポーツ大会を2002年10月に宮城で開催することが決定。 8 第56回国民体育大会の宮城県開催が決定。
2000	(平成12)	3 宮城スタジアム竣工（総事業費270億円）。 6 宮城スタジアム落成式。

出典：宮城県総合運動公園建設事務所『宮城スタジアム建設概要書』2000年3月、p. 7)

(2) 地域間競争

「宮城県総合運動公園策定基本調査報告書」は、利府町を最適とした。利府町議会では町長が「専門家の調査の結果、利府町菅谷が適地という結果が出た。ただし正式決定ではないので、誘致に一層の努力を重ねていきたい」（利府町議会 1987年5月定例会）としていた。しかし、宮城県議会ではこの判断に対する疑義が出されることになる。それは、候補地の一つとなっていた松島町を推す議員によるものであった（第222回宮城県議会（1987年6月定例会））。

例えば、ある議員は、「当の利府町及び松島町が積極的に誘致に向かって働きかけをしているようであり、県当局といたしても優劣つけがたい両候補地の采配に大変苦慮いたしている」ことを認めながらも、「県当局としての最大のメリットである住宅供給公社所有の未処分土地であることがどこにも出てこない」と指摘した。さらに仙台市からの距離が最大の理由とされたが「隣の松島町が遠隔地であるということは理解できない」ため、「多極分散型を常々主張」する知事の姿勢を問題視した（第222回宮城県議会会議録、pp. 23-24）。これに対し知事は、松島は既に国際規格観光モデル地区の指定を受けているので、観光地として整備していった方がよいとの見解を示している。また別のある議員は、「どうも初めから利府の菅谷地区が適地であるという大前提のもとにこの報告書をつくったんでないかなあと疑われる節が相当ある」としながら、住宅供給公社の土地は県営住宅や土地造成したうえで分譲するためのものであること、そもそもその土地も1981年に民間企業から購入したものであることを指摘し、購入の経緯やスポーツ公園への転用の問題を問うた。加えて、都市研究所による調査が実地調査を欠いている点も質した。これに対し知事は、公社が企業から購入した面積、金額を示したうえで仮に公社用地を総合公園に転用しても法的問題はないと応じた。また土木部長も住宅供給公社の土地が長年放置されてきた理由として、民間デベロッパーによって住宅が仙台駅周辺に供給され、当該地区における住宅需要の伸びが鈍化したためと述べた（第222回宮城県議会会議録、pp. 37-47）。

その後、松島、利府両町から県議会に対し「宮城県新総合運動公園建設について」の請願が出されたが、両請願は文教警察委員会の継続審議とされた。しかし、これ以降実質的には利府町が建設地に「内定」することになる。その後、総合運動公園の造成にあたっては宮城県総合運動公園基本計画策定委員会^(注5)による「宮城県総合運動公園基本計画報告書」（1989年3月、(社)日本公園緑地協会）が出され、これをもとに各スポーツ施設の建設が進められていく。同報告における計画対象地利府町の位置づけは、「第三次宮城県長期総合計画」、「みやぎのみどり・21計画」、「仙台都市圏広域行政計画」、「仙塩広域都市計画区域」、「緑のマスタープラン」等であった。

まとめにかえて

新潟県、宮城県の事例から次の点を指摘し、まとめにかえたい。

第一は、スタジアム建設にあたっては両県ともに二巡目国体への対応を基本的な条件としていたことである。それは、国体を機にスポーツ施設の高度化（大規模化・複合施設の集約化）を図ることを目的としていた。その結果として、広大な用地を取得する必要があった。こうした大規模スポーツ施設整備の契機となりそれを条件づけていたのは、国体開催というスポーツの論理であった。

第二に、具体的に建設地の選定にあたっては「総合運動公園」等、「公園」として場所の選定がなされていった点があげられる。それは広大な用地取得や既存の開発計画に接合されることを意味する。両県ともに建設計画が出された時期は、多極分散型国土の構築を掲げた四全総期にあたる。新潟スタジアム構想は、「環日本海構想」（環日本海の拠点都市）とともにあった。宮城県でも「多極分散型」の見地から、仙台市ではなく利府町が選定された。スタジアム計画は、より高次の開発計画に編入され、大規模運動公園に姿を変えていった。こうした開発計画上の位置づけが条件の一つと考えられた。

しかしながら第三には、両県ともに土地利用上の課題を抱えていた。新潟県は鳥屋野潟問題の解決が必要であった。開発計画をめぐる開発主体と農民や市民とのコンフリクトがあった。宮城県の場合も住宅供給公社の所有地処分という課題があった。こうした課題の解決策としてイノセントな

スポーツやスタジアム建設が浮上してきたと考えることもできる。換言すれば、スタジアムが立地する場所は地域的課題を抱えた場所であるということである。

<注>

(注1) スポーツ空間に対する既存研究には文化論的研究が多い。イーファー・トゥアンの「場所愛」に依拠したバイルの研究 (Bale, 1993) やメディア研究 (阿部, 2008) などである。こうした研究は、スポーツ空間がもつ象徴性や文化性に注目するため、主たる論点はスポーツによる象徴的空間の開発となる。一方、具体的なスタジアムの立地・建設に着目し、それを規定していた政治経済や権力性を問う研究も出てきている (例えば坂上・高岡, 2009)。

(注2) 例えば、愛知万博を対象にその政治的過程を論じたものに町村・吉見 (2005) がある。

(注3) スポーツにおける権力関係を扱った研究に橋本 (1982) がある。特に橋本は、スポーツ政策の実態を特徴的に表しているものとして施設政策に着目している (橋本, 1982: 163)。ただし、本報告では主に文書資料に基づくため、具体的な地域権力関係にまで降りた分析には届いていない。その点は本報告の限界でもある。

(注4) 委託された都市空間研究所では専門の委員会を設立し選定問題を検討している。委員会の構成は、都市計画、環境計画 2 名、造園計画、体育学を専門とする者の計 5 名であった。

(注5) 委員会の構成は、緑地学を専門とする大学教員を委員長に、以下、造園学 2 名、都市計画学、花卉造園学を専門とする大学教員、県体育協会副会長、建設省都市局都市計画課専門官、同緑地課専門官、県教育長、県土木部長となっている。

<引用・参考文献>

- 阿部潔 (2008) 『スポーツの魅惑とメディアの誘惑：身体／国家のカルチュラル・スタディーズ』世界思想社
- Bale, J. (1993) *Sport, space and the city*, Routledge. (池田勝・土肥隆・高見彰共訳 (1997) 『サッカースタジアムと都市』体育施設出版)
- 橋本純一 (1982) スポーツ政策の決定に働く社会的要因に関する研究, 体育・スポーツ社会学研究会編『体育・スポーツ社会学研究 1』道と書院, pp. 161-188.
- 笠原一朗 (2003) 『かくして、鳥屋野潟は残った：潟を守った女池農民と市民の運動』鳥屋野潟研究会
- 権学俊 (2006) 『国民体育大会の研究：ナショナリズムとスポーツ・イベント』青木書店
- 町村敬志・吉見俊哉 (2005) 『市民参加型社会とは：愛知万博計画過程と公共圏の再創造』有斐閣
- 三浦倫平 (2007) 「ポスト成長期」の開発計画における「埋め込み」の一樣相：新潟スタジアムとアルビレックス新潟を事例として, ソシオロギス 31: 170-186.
- 宮城県議会事務局「第 222 回宮城県議会 (定例会) 会議録」1987 年 6 月 25 日ー7 月 8 日
- 新潟県議会事務局「新潟県議会報」Vol. 75 (1979 年 2 月定例会)ー171 (2003 年 2 月定例会)、新潟県議会
- 坂上康博・高岡裕之編著 (2009) 『幻の東京オリンピックとその時代：千時代のスポーツ・都市・身体』青弓社
- 島倉孝之・西村幸夫 (1996) 国際スポーツイベント開催と都市整備に関する研究：選手村の整備が周辺の郊外部の計画に編入される過程について, 日本として計画学会学術研究論文集 31: 721-725.
- 利府町議会事務局「利府町議会議事録」1987 年 5 月定例会
- イーファー・トゥアン著／山本浩訳 (1993) 『空間の経験』筑摩書房
- 他

生活の場に立ち現れるスタジアム

前田和司（北海道教育大学岩見沢校）

1. 問題関心

2001年、新潟県は収容人数4万人の新潟スタジアム（愛称：東北電力ビッグスワン）を、新潟市中央部に位置する鳥屋野潟の南岸に建設した。政令指定都市を目指していた新潟市は、2002年に開催されるサッカーワールドカップの会場のひとつに選ばれていた。このことを、我々体育社会学研究者はいかなるスタンスから理解すればいいのだろうか。スポーツが住民の地域アイデンティティを醸成し、地域を活性化するという機能主義的な論調は、70年代のコミュニティスポーツ論以来、30年以上何も変わらないまま消えてはまた現れてくる。

コークリーとドネリー（コークリー&ドネリー、2011、pp.187-189）は、スタジアム建設とプロスポーツへの公的資金援助を正当化するために使われる言説として次の5点を挙げる。(1)スタジアムは雇用を創出する、(2)スタジアム建設は地元経済に金を流し込む、(3)プロスポーツは都市にビジネスをもたらし、外から来た人びとが金を落としてくれる、(4)プロスポーツはメディアの注目を集め、観光を振興し、経済を発展させる、(5)プロスポーツは地元住民に一体感とプライドをもたらす。しかし、これらの言説は次のような事実によって簡単に覆されてしまう。スタジアムが建設されても限られたシーズンと週末だけの季節雇用を生み出しているに過ぎず、その設計と建設を担う企業及び資材の購入も当該地域の外からやってくる。また、スタジアムはビジネスを呼び込むが、たいていはチェーン店のレストランなどであり、地元店を駆逐してしまうし、スタジアムから離れた地域のビジネスに打撃を与える。さらに、地元住民の一体感などは実証することが困難であり、チームの成績に左右されてしまう。

それにもかかわらず、行政などの開発主体やスタジアムを利用するプロスポーツ側から調査委託された研究者は、スタジアムの効用を前提として研究をデザインする。この機能主義的分析視角は、スポーツを安定した社会制度として描き、そのネガティブな影響を省みず、それが特定の集団だけに利益をもたらす場合があることを見逃すという（コークリー&ドネリー、2011、pp.26-27）。

そこで本稿は、スポーツ開発にまつわる地域活性化の言説をひとまず背景に押しこめ、2002サッカーワールドカップ開催のためのスタジアム建設を推進力として実行された都市開発に焦点を当てる。新潟市では、新潟スタジアムを舞台に、ワールドカップの熱気を利用してJリーグのフランチャイズ化を一気に進め、さらにはプロ野球チームの誘致へと連動させていった。しかし、そのスタジアムは農業集落の中の埋め立てられた水田の上にそびえ立っている。そこで何が行われたのか、スタジアムが立地する地域住民の生活の場に視点を置きつつ明らかにするのが本稿の目的である。

2. 分析の軸

本研究が行きつく先に見据えているのは、スタジアム建設に象徴される現在の都市開発というのが、いったいどこに行きつこうと「していた」のかという問いである。過去形になっているのは、すでにそれが示されているからに他ならない。東京電力福島第一原子力発電所の事故と、そこから放出された放射性物質と放射線によって周辺住民が引きずり込まれた惨状は、都市を前提とした電力エネルギーに依存した産業構造と、それを支える社会構造と文化構造によって作り上げられてきた先進工業国としての日本が行きつく先であった。

とはいえ、開発に伴う環境破壊・生活破壊は、実際には単純に加害者と被害者とに区別することが難しい。我々の何気ない日常生活のあり方が自然にインパクトを与え、我々の健康や生活に悪影響を及ぼすことが少なくないからだ。そうした状況に取り込まれつつも、自然と身体を損なわない方向へと変えていく実践が求められているのが現在なのである。そう考えたとき、我々の体育やスポーツは、どのような貢献ができるのだろうか。さらに言えば、いかなる社会モデルを見通した上で、我々は体育やスポーツをデザインし実践しているのだろうか。自問自答せざるを得ない。

ノルウェーの環境思想家であるシグムンド・クバレイは、現在地球上にある社会には「産業成長社会(Industrial Growth Society)」と「生活必需社会(Life Necessities Society)」の2種類があると述べる。前者は、工業的な製品とサービスの生産と、工業的メソッドを使用した加速度的な成長そのものが目的となる。後者は、生活に必要なものの生産に基礎を置き、常にそれに優先順位を与える。そして先進工業国は「産業成長社会」そのものであり、過去200年ほどの間に人類の歴史に現れた特異な社会だという(Kvaløy, 1992)。まさに、現在の開発は「産業成長社会」の申し子であり、拠点としての都市からその周縁に向かってすべてを飲み込むまで拡大をやめることはない。一方、「生活必需社会」においても「開発」が行われなければならないだろう。しかし、それらは生活に必要なものを必要なだけ生産したり、建設するにとどまる。

本稿ではこの「産業成長社会」における開発と、「生活必需社会」における「開発」とを分析軸として、新潟スタジアムを中心とした都市開発を地元地域の生活の場から理解していこうと思う。

3. 調査地の概要

新潟市は、周辺の町村との合併を繰り返しつつ、2007年に政令指定都市となった。国際港、国際空港を備え、日本海側における唯一の国際都市を標榜する。

調査地である亀田郷は、新潟市のほぼ中央に位置する鳥屋野潟から南に広がる、信濃川と阿賀野川、小阿賀野川に囲まれた低湿地帯である。腰まで水につかる田植え、小舟に穂先だけ積む稲刈りなど「芦沼」と称される湿田における農作業の過酷さは世界にも類を見ないものと言われる。また、水害が繰り返され、水田の乾田化と湛水の防止は郷内住民の悲願だったとも言える。

新潟スタジアムが建設されたのは亀田郷のうち鳥屋野潟南岸に位置する清五郎と長潟という農業集落である。両地区は亀田郷の中でも最も低地に位置し、鳥屋野潟周辺の葦を切り開き、そこに潟底の泥(地元では「ベト」と呼ぶ)を客土して水田をつくってきた地域である。新潟市中心部からは最後の「どんづまり」の集落であり、1955年に土地改良工事が行われるまで自動車が通れるだけの道路もなかった。

表1 新潟市の面積・世帯数・人口(km²・戸・人)

	面積	世帯数	人口
1945	72.55	36,032	174,170
1950	72.55	45,631	220,901
1955	122.64	53,234	261,758
1960	180.25	70,009	314,528
1965	208.34	87,439	356,302
1970	208.42	103,973	383,919
1975	208.92	124,834	423,188
1980	208.92	145,606	457,785
1985	208.79	155,113	475,630
1990	205.35	166,789	486,097
1995	205.89	182,534	494,769
2000	205.94	195,119	501,431
2005	649.96	291,524	785,134
2010	649.96	312,528	812,192

(新潟市住民基本台帳より)



図1 鳥屋野潟南部開発と対象地域（新潟市市街地整備課資料より）

4. 乾田化 ～泥田からの脱却～

亀田郷の農民の水との闘いは江戸時代までさかのぼるが、ポンプ排水による乾田化の実現に向かって動き出したのは戦後まもなくのことであった。大正時代における排水機は蒸気機関によって水車を回す能力の低いものであり、昭和に入ってから徐々に電動機へと改良されていく。しかし小規模な排水機を短期的に使用するだけでは乾田化とまではいかず、耕地整理もほとんど進まなかった。1947年、栗ノ木排水機場の完成と並行して用排水路の整備が急速に進みはじめた。栗ノ木排水機場は、200馬力電動機2台、170馬力電動機7台が設置され、当時東洋一の規模を持つものと言われた（大和、1960）。これを受ける形で、1951年に亀田郷土地改良区が設立され、同年、清五郎地区三徳耕地で土地改良工事を開始、1953年から亀田郷各地に乾田化と耕地整理事業が拡大されていく（山潟工区五十周年記念誌編纂委員会、2002）。

それらの進行に伴い、稲作体系にも変化がみられるようになる。乾田化されたものの、「今まで乾いたことのない田が真っ白に乾き、クワでの田打ち（田起こし）は困難を極め、二番田打ち、代かきも田打ち後に乾いて石のように固くなった土に困り果て（山潟工区五十周年記念誌編纂委員会、2002、p.114）」、上層農家を中心に耕耘機が導入されるようになった。農業の近代化としては全国的にも早い動きだったといえる。一方、湿田における農作業は過酷ではあったが、この時点で一定の収量を得られるように体系化されたものであったし、そこに独自の技術や知恵が活かされたものでもあった。急速に進む土地改良事業に反対する地区もあったが、その大きな理由は確立されていない稲作体系への移行による減収であった。

この時期において、清五郎・長潟地区の住民たちの根底にあったのは、定住と農業で生きる意識であった。排水機場と用水路のシステム化と区画整理に伴う農業機械の導入は、「産業成長社会」における開発を想起させるが、あくまでもその地域において農業で生きていこうとする住民たちが、生活の必要のために選択したものであり、「生活必需社会」における「開発」と考えるべきものであろう。クバレイの「生活必需社会」は、先進工業国でいえば近代化以前の社会であり、発展途上国の一部の社会において現在も維持され、「産業成長社会」とは断絶した社会だと描かれている。しか

し、亀田郷の事例では、「生活必需社会」から「産業成長社会」への移行過程は連続的なものであり、あたかも鍾乳石のように、その断面において過去から現在が混在している。

1964年、毎秒40トンの排水能力を持つ栗ノ木排水機場だけでは鳥屋野潟の排水が間に合わないとして、新たに毎秒60トンの排水能力を持つ親松排水機場の建設が決まり、1968年に完成した。当時、関係者の間では栗ノ木排水機場だけで十分であるという見解があったが、当時、大蔵大臣であった田中角栄氏の強い働きかけがあったという。しかも、田中氏は鳥屋野潟の湖底を宅地化するために地権を買収しており、そのために新たな排水機場を提案したとされる(児玉、2003)。この時期から、鳥屋野潟とその周辺地域は、政治的駆け引きの場へと引きずり込まれていく。

5. 都市開発の波 ～農地転用と出作の増加～

1960年代から1970年代にかけて、新潟市の都市開発が加速度的に進行していった。一般に、都市開発は市街地から地価の安い農村部へとスプロール現象を起こしていくのだが、当時の新潟市も例外ではなく、鳥屋野潟北部、東部、南西部を中心に農地転用が相次いで行われ、宅地化が進行した。行政主導による都市開発の場合、開発される側の農村地域の対応としては、なし崩し的に買収されるだけでなく、ある一定の自律性を持った組織的対応をすることが常である。

新潟市の都市化による亀田郷への影響について調査を行った青木らによると、1975年、亀田郷土地改良区を下地とした財団法人亀田郷地域センターが設立されたという。その目的は、農地の農業利用と農業外利用の調整と、生産基盤と生活環境の再整備である。センター設立の背景としては「市街地の拡大につれて農業基盤がいためつけられ、また兼業化の進行とも相まって農業経営が変質し、農家はどまどう。その一方で、新たに形成された市街地では、その拡大があまりに急激なため、上下水道の敷設、緑地の確保、公共施設の充実などの都市基盤、生活環境、施設配置が未解決のまま放置される(青木志郎、山森芳郎、橋本忠美、1976、p.349)」という状況があった。

この都市化の特徴は、上越新幹線、新潟バイパス、北陸自動車道などの公共事業用地が亀田郷に求められ、大規模な転用によって農地が後退していくという土地先行型(青木志郎、山森芳郎、橋本忠美、井上佳朗、1975)だという点である。しかも、転用された農地はなくなるのではなく、換地によって代替地が保障される。多くは海拔の高い亀田郷の上流部に求められ、それに伴って自宅と農地が別々になった農業経営(出作)が常態化していく。特に清五郎、長潟地区は亀田郷の中での最も低い土地であり、湛水の不安はこの当時でも常にあった。両地域の農民が、少しでも条件の良い農地を得たいと考えたとしてもおかしくない。実際、幹線道路に近い長潟地区において宅地化の進行が速かった。

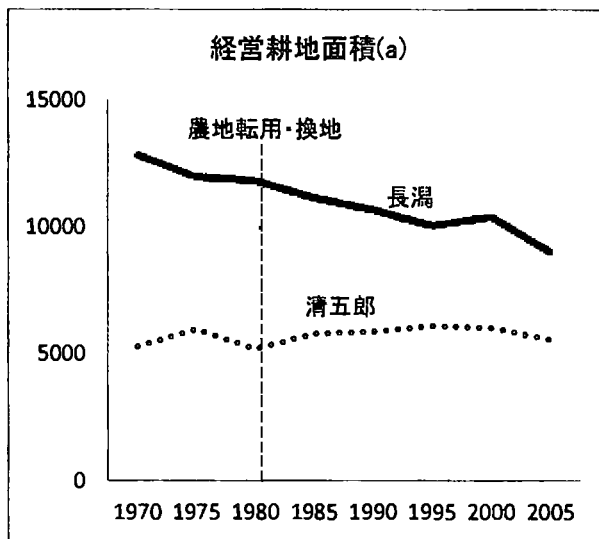


図2 清五郎・長潟における経営耕地面積の変化

6. 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市の都市開発に加え、1964年に発生した新潟地震によって被災した工場、倉庫、住宅が亀田郷内へと数多く移転するようになった。それによって工業廃水や生活廃水が鳥屋野潟に流入し水質汚濁が激化した。鳥屋野潟の漁業は壊滅し、潟の水を灌漑していた水田では苗代障害が発生、さらに農民の手足に皮膚病が発生するなど、緊急の対策が必要となった。

1971年、鳥屋野潟の水質汚濁による問題を解決する目的で「信濃川下流・鳥屋野潟総合開発プロジェクトチーム」が新潟県主導で発足する。しかし、その内実は鳥屋野潟南部への公園建設を名目として、潟から浚渫した土砂で宅地を造成し、新たな幹線道路の建設を狙ったものであったという指摘もある（児玉、2003）。

さらに1973年、新潟県庁の移転が計画され、当初、亀田郷土地改良区と県知事の間で鳥屋野潟南西部への移転が約束されていたという。しかし1976年になって、日本軽金属新潟工場が撤退した跡地に県庁の移転先が正式決定される。それに対して、1980年、県は鳥屋野潟南西部用地の公共利用を決定し、イベント施設、競技場、野球場、公園などを整備することとなった。

ここに至って、亀田郷の清五郎、長潟地区は県と市の都市開発対象地として完全に位置づけられることになった。これに対する住民の対応についてはさらに調査が必要であるが、清五郎地区のリーダーの一人は当時のことを次のように述懐している。「私たちの地区が見劣りしているし、このままではうまくないというような気がして（土地改良区の）理事に立候補しました。…いち早く一等地にさせていただいたというのが思い出になっています（山潟工区五十周年記念誌編纂委員会、2002、pp.209-210）」。その言葉は、けして良いとは言えない土地での農業に苦闘しつつ、押し寄せる都市開発のうねりの中で、地区を挙げて代替地の取得と生活環境の整備に動いたと読み取ることもできる。しかし、そこにおける開発とは、もはや自らの生活の必要のための「開発」から大きく逸脱しはじめていた。

7. サッカーワールドカップ誘致と新潟スタジアム建設

鳥屋野潟南部の開発計画が立てられてから、実際に着工に至るまで10年近くの時間がかかっている。鳥屋野潟をめぐる開発計画が田中角栄氏の金脈問題の裁判の焦点となったためである。1989年、棚上げになっていた計画は、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区の三者会談において、鳥屋野潟南部の土地利用構想の基本合意がなされたことによってふたたび動き始める。

図1にあるように、鳥屋野潟南岸の西側からウェルネスゾーン、国際文化・教育ゾーン、そして清五郎地区から長潟地区にまたがるように総合スポーツゾーン、長潟地区に住居ゾーンが配置されている。開発計画の大義名分は、同地区の「虫食い乱開発」を抑制することとされたが、実際には拡大する住宅地に対応した都市計画道路と公園の建設が主眼であった。結局、当該地域の農業を切り捨てることには変わりなかった。しかし、この計画も北陸自動車道、磐越自動車道の高速交通網が優先的に整備される中で一向に進展せず、開発主体としては何らかの推進力を必要としていたと言えよう。こうした開発を正当化する論理として、スポーツが用いられることに我々は留意しなければならない。2巡目の国体を成功させること、サッカーワールドカップ誘致という名目が、開発主体にとっても市民にとっても説得と納得の論理として作用したのだ。

8. 駐車場になった農地

新潟スタジアムの周辺を歩いてみると、新築された農家が立ち並んでいる。道路に面した土地は空き地となっていて、スタジアムで試合やイベントがあるときは臨時の駐車場になるという。それらの合間に小さな水田や畑地が残されている。公園の中や周辺には瀟洒なレストランやカフェが点在する。4車線化した道路は農道というよりは幹線道路そのものである。

清五郎地区、長潟地区の人びとにとってスタジアムのある暮らしとはどのようなものなのだろうか。現地での聞き書きの中から抜粋してみよう。

「スタジアム建設に反対した人も何人かいたが、周りの人がみんな賛成すれば反対はできなくて流された。」

「サッカーが好きだったらスタジアムの騒音は気にならない。清五郎地区でも騒音は空へ抜けていくからそれほどうるさくはない。駐車場経営を行う人もいる。横浜ベイスターズの誘致をしているらしいが、予算の関係で野球場に屋根がつけられなかったから断られた。はじめの計画ではラグビー場やテニス場もできる予定だったが、財政的に無理になっている。いろんな施設があれば公共の場所として成り立つと思う。モノレールを弁天通に通して駅と結ぶ計画もあった。」

「現在はビックスワンなどの施設に囲まれているが、今ある農地は残してほしいし、売ろうとも思わない。農業で後継者があるのは1割程度しかおらず、多くが市中心部の方で職を手に入れた。開発されれば田は無くなるし、それでも続けたい人は代替地を買うしかない。農業は先行き不安で、親が継がせないこともある。分家も同じように残りたければ残れたけれど、ほとんど市中心部へ出て行ってサラリーマンをしている。ビックスワン建設でハウスをやめた人もいる。現在も存在するハウスではイチゴ・ナッパ類・キュウリ・トマトなどを作っている。米価の低下、TPPなど、農業は不安が多く、安定しているとは言えない。誰もやりたがらない。自分の田んぼはまとまって存在するわけではなく、2町歩ほどがあちこちに隔てて存在し、全部回るのだけでも大変な作業である。全部回るのに60km、3時間かかる。トラクターの移動等も大変だ。」

まとめ

清五郎地区・長潟地区の開発は、1950年代まで、その土地で農業で生きていくためのものであり、「生活必需社会」における「開発」の域をでるものではなかった。しかし、「産業成長社会」の開発モデルを地でいく新潟市の都市開発構想の中で、公共施設の用地として位置づけられ、公共性の名のもとに住民も納得させられ自らの農地を手放していく。ある意味、住民自身が選択したとみることも可能かもしれないが、構造的な農業不振に加え、都市開発のあおりを受けた農地転用と代替地での出作が常態化した状態で、開発計画に抗する論理をどのようにして見いだせばよかったのだろうか。スポーツの持つ象徴性によって一気に推進力を得た開発計画によって、スタジアムと公園に囲まれた土地に暮らすようになった人々と、我々体育社会学研究者の接点はいまだ遠いと言わざるを得ない。現場に降り立って思考することによってしか見えてこないだろう。その時の現場とはもちろんスポーツが実践される現場ではなく、スポーツが実践される地域社会そのものである。

引用参考文献

- Kvaløy, S. (1993) Complexity and Time: Breaking the Pyramid's Reign. In: Reed, P. & Rothenberg, D. Wisdom in the open air. University of Minnesota Press: Minneapolis.
- J. コークリー&P. ドネリー：前田和司・大沼義彦・松村和則共編訳（2011）現代スポーツの社会学。南窓社：東京
- 青木志郎・山森芳郎・橋本忠美・井上佳朗（1975）地方都市近郊農村（新潟県亀田郷）計画に関する研究（その1地域計画上の問題提起と研究の位置づけ）。日本建築学会。関東支部研究報告集。
- 青木志郎・山森芳郎・橋本忠美（1976）新潟県亀田郷の計画—地方都市近郊農村計画に関する研究—その5 住民組織づくりについて。日本建築学会。関東支部研究報告集。
- 児玉義明（2003）補説 民衆が金権勢力を打ち破って鳥屋野潟を守った。笠原一朗著 かくして、鳥屋野潟は残った一潟を守った女池農民と市民の運動—。鳥屋野潟研究会。
- 山潟工区五十周年記念誌編纂委員会（2002）あし沼からビッグスワンまで —亀田郷土地改良区山潟工区の五十年—。亀田郷土地改良区山潟工区
- 大和英成（1960）新潟県亀田郷における農業の變貌。駒澤大學研究紀要，18：136-151。

フランス・スポーツ基本法の二度にわたる制定の要因と背景

藤原庸介（日本オリンピック委員会）

はじめに

日本では今年（2011年）6月、スポーツ振興法が50年ぶりに改定されたが、フランスのスポーツに関する総合的な法は1975年と1984年に、僅か9年の間をおいて二度立法されている。これら二つの法はいずれもスポーツの意義、スポーツや選手が社会や国家のために果たすべき役割、スポーツに対する資金や人的援助などを包括的に定めている。中でも1984年に制定された法が「フランスのスポーツ基本法」と呼ばれることが多いが、これは社会主義政権下で制定されたこの法が、スポーツをすることは人権であると冒頭に謳っているなど、スポーツの理念を盛り込むことを目的として成立したという理解に基づくからであろう。

本稿の目的は、1970-80年代のフランスで、短い期間に二度も総合的なスポーツ法が制定された理由を、国際情勢やスポーツを取り巻く制約などの「外的な」要因から解き明かすことである。

本稿ではまず、1975年制定の「体育およびスポーツの発展に関する法律」（「Loi n 75-988 du 29 octobre 1975 relative au développement de l'éducation physique et du sport」、以下1975年法とする）に関する検討を行い、その成立の要因と背景を明らかにした上で、法制定の影響について述べる。次に、1984年制定の「身体活動及びスポーツの組織と振興に関する法律」（「Loi n 84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives」、以下1984年法とする）に関する検討を行い、この法の成立の要因と背景を明らかにし、法制定の現在に至るその後の影響を述べる。その上で、外的要因によるフランス・スポーツ界の変容に根ざした再立法の必然性に関して考察を行う。

1 1975年法に関する検討

1-1 1975年法成立の要因と背景

1960年のローマ・オリンピック大会でフランス選手団は惨敗し、金メダルなしの成績に終わった。夏の大会で金メダルが取れなかったのは、クーベルタン（Pierre de Frédy, baron de Coubertin）が1896年に近代オリンピック大会を創設して以来、選手団を送らなかった1904年を除いて、初めてのことであった。この時から、スポーツにおける誇り高きフランスの回復が政策課題の一つになった¹⁾。

ド・ゴール(Charles de Gaulle)政権(1959-1969)がまず手を付けたのはスポーツを担当する政府の部署を設けることだった。1960年12月には、スポーツの基本政策策定を役割とする「全国スポーツ評議会」(Conseil National des Sports)が設置され、トップ選手の強化方法などの研究を行うことになった。

これ以前のフランスは、1901年制定の非営利社団法(Statuts d'une association Loi 1901)によって設立された「クラブ」がスポーツの主な場であった²⁾。非営利社団法は「結社の自由」(liberté d'association)を保証するために作られた法であり、公権力の排除という方向性を持っていた。この公権力の排除という性格のために、スポーツに対する国の関与は小さく、1936年の人民戦線の時に国のスポーツ支援が計画はされたものの、国が選手強化のため直接に財政支出をするような体制からは程遠い状態であった。

1963年にスポーツを担当する政府部門として青少年・スポーツ庁(Haut Commissaire à la Jeunesse et aux Sports)が設立された。1965年にはその中にスポーツを専門に扱う「スポーツ局」

(Département des Sports)が創設され、この局は翌1966年に「青少年・スポーツ省」(Le Ministre de la Jeunesse et des Sports)として独立した官庁となった。この背景には、2年後の1968年に国内のグルノーブルで冬季オリンピック大会開催が予定されており、スポーツ行政の強化が必要になったという事情があったものとされる³⁾。また、省の設立と同時に学校体育も教育省から青少年・スポーツ省に移管された。

スポーツの実技指導やマネジメントに関してもこの時期にさまざまな制度が創設された。スポーツ省独立と同じ1966年に始まった「国家専門技術指導員」(directeur technique national: DTN)制度は、競技団体から指名を受けた選手や元選手がナショナルチームの指導や全国規模の研修会の開催などを指揮監督する制度で、担当大臣の認可を経て指導員としての資格が与えられた。また、スポーツの専門家が公務員として実技指導やマネジメント指導に当たるための「行政契約公務員」(agent contractuel)制度や、オリンピックの準備を監督する「オリンピック準備指導管理者」(Cadre préparation olympique)制度も導入された⁴⁾。

しかし、これらの制度が依拠するのは行政命令(arrêté)であったり政令(décret)であったり、体系的に一定ではなかったため、制度を一元的に束ねる法の必要性が訴えられるようになった⁵⁾。ド・ゴールの後を継いだポンピドー大統領(Georges Jean Raymond Pompidou, 在職:1969-74)は1974年に白血病で急死し、中道右派のジスカール・デスタン(Valéry Giscard d'Estaing)が後任の大統領となった。このジスカール新政権のもとで、それ以前に発効していたさまざまな行政命令や政令を網羅する形で1975年10月29日に成立したものが1975年法である。この法の成立と同時に、スポーツ団体や組織に関するこれ以前の法、行政命令、政令などの多くが整理或いは廃止され、この法に統合された。

1-2 1975年法制定の影響

1975年法は、「国家政策としてのトップ・スポーツ」という位置づけを明確にした法である。言い換えれば、トップ・スポーツは国家が財政発動して推進すべき政策であると位置づけている。この法の柱は、国家がトップ選手を選択して強化する制度と、それを具現化するための国立スポーツ体育センター(Institut National du Sport et de l'Education Physique: INSEP)の設置、それにトップ選手を金銭的に援助するためのトップ選手助成国家基金(Fonds National d'aide aux Sportifs de haut niveau)の設立の3点にあった。

このうちトップ選手助成国家基金は、スポーツイベントの入場券に特別税(taxe sur billets d'entrée)をかけてそれを原資としたが、基金設立には大きな難関があった。この時代に世界のスポーツ界を風靡していたアマチュアリズムである。ここで言うアマチュアリズム(amateurisme)とは純粋に経済的な概念であり、選手がスポーツをすることの対価として報酬を得ないという意味である。この「報酬」(récompenses)という言葉の定義や範囲が曖昧であり、また時代とともに変化したために混乱が生じつづけてきたと言える⁶⁾。1975年の時点では、国家基金による選手への助成が、運用の仕方によっては国際オリンピック委員会(Comité international olympique: IOC)のアマチュア規定に違反するとみなされる恐れがまだ残っていたのである⁷⁾。

札幌冬季オリンピック(1972年)への出場をめぐる、フランスのアルペンスキーの名選手ジャン・ノエル・オージェ(Jean-Noël Augert)は、夏場にスキーのトレーニング教室を開いていたために「スポーツで報酬を得ているプロ」であると見なされ、IOC会長のアベリー・ブランデー(Avery Brundage)から名指しで参加禁止を言い渡された。この事件は1975年法制定のわずか3年前の出来事であった⁸⁾。

IOCは1974年10月、オリンピック憲章第26条に定められていた参加資格を改定し、アマチュアリズムに関する規定を削除した。しかし、これはプロ選手のオリンピック参加を認めるものではなく、また選手が報酬を受け取ることを無条件に容認するものでもなかった。

1975年法は、成立こそオリンピック憲章の改定後であったが、アマチュアリズムに関する限り、改定前のオリンピック憲章の規定を反映した法である。法案の提出理由書でも「国を代表

するトップ選手に対しては法的な配慮がなされるべきである」が、「アマチュアの資格に反することなしに、第16条（実際に発効した法では17条に当たる）で定める優遇措置と助成が与えられる」と述べられていることからそれは明白である。

2 1984年法に関する検討

2-1 1984年法成立の要因と背景

1970年代はスポーツをすることが大衆に広まった時期であった。フランスでも競技団体への登録者数が大幅に増え、1960年に人口の6パーセントだったものが、1979年には約17パーセントと20年間に比率が3倍近く増加している。大衆スポーツ人口は他の西欧諸国でもこの時期に大幅に増加し、各国政府はこの社会現象に対応する政策立案を迫られた。1976年に欧州評議会(Conseil de l'Europe)が「欧州みんなのスポーツ憲章」(Charte européenne du Sport pour tous)を採択したのは、その表れである。この憲章は、スポーツをすることは基本的人権(droits fondamentaux de l'homme)の一つであると表明するとともに、各国政府が大衆スポーツに対する適切な公的支出をすることを求めたものであった。

しかし、この時期のフランスの経済状況は新たな計画に公的支出を行える状態ではなかった。第四次中東戦争(guerre israélo-arabe de 1973:1973年)をきっかけに起きた石油危機はフランス経済に深刻な影響を与えていた。フランスでは1950年代以降1974年まで財政はほぼ黒字が続いていたが、1975年にはGDP比で3パーセントという大きな赤字に転落した、時の首相だったバール(Raymond Barre)が歳出削減に加えて国民負担率、特に社会保険料の大幅な引き上げによる緊縮財政を行い、国民はこれを「耐乏の政策」(Politique de rigueur)と呼ぶほどだった⁹⁾。

このような経済状態の中でフランス政府は大衆スポーツ振興の予算を確保するため、1978年に大衆スポーツ諮問委員会(Conseil Consultatif des Sports de masse)を設立し財源について提言を求めた。政府の一般財源からの歳出が期待できない中、委員会は数字当て宝くじ(LOTO)の売り上げの2パーセントを原資とすることを提案し、これが採用された。ここに、1975年法に基づく入場券税を原資とするトップ選手助成国家基金と、宝くじを原資とする大衆スポーツ振興制度が並立する形となったが、二本立ての体制は非効率であるという意見が当初からあった。翌1979年にはこれら二つのスポーツ財源が統合されることになり、1979年3月13日に「スポーツ振興国家基金」(Le Fonds National pour le Développement du Sport: FNDS)が成立したのである¹⁰⁾。

FNDSの財源は以下のような構成だった。数字当て宝くじの賭け金の2パーセント、場外馬券(Pari mutuel urbain)売り上げの0.3パーセント、酒類販売特別税(Taxe spécial sur les délits des boissons)、それにスポーツイベントの入場券税の四つである。成立翌年の1980年のFNDSの規模は2億1700万フラン(当時1フランは約30円、円換算で65億円余り)だった¹¹⁾。

FNDSによる助成は、トップスポーツと大衆スポーツの二つの部門に分けて次のようになされた。まずトップスポーツ部門では、選手への援助、競技会や研修会への補助、有望新人選手の発掘、研究や医科学検査の四つの分野で助成がされた。

大衆スポーツ部門では、競技団体の運営資金の助成、スポーツ施設の建設費の助成の二つの目的に資金が向けられた。

FNDSの成立によって、政府の一般財政支出以外からスポーツに充てられる資金が大幅に増大した。アマチュアリズムと言う経済的な制約さえ解ければ、国家事業として育成される社会主義諸国の選手と同様に、フランスでもトップ選手の強化や才能ある選手の発掘事業に充てるための財源がここに確保された状態になったと言える。

次に1984年法を成立に導いた国際的な背景に関して述べる。フランスでFNDSが成立した翌1980年、スペインの銀行家ファン・アントニオ・サマランチ(Juan Antonio Samaranch)がIOC会長に就任した。サマランチは、オリンピックを世界最高の選手たちが集う大会にすべきだと

いう信念を持っており、その意味でプロ選手の参加を妨げるアマチュアリズムを障害と見なし
ていた。また IOC の財政は危機的であり、財政立て直しのためにも高い競技力を持つ選手がオ
リンピックに参加することは必要だった。

1980 年の夏季オリンピックはモスクワで開催された。ソビエト連邦（ソ連）のアフガニスタ
ン侵攻を理由にアメリカ、日本などがボイコットしたが、フランス、英国、豪州を初め 80 か
国が大会に参加した。財務面から見ると、ソ連は当時世界最大の産油国であり石油ショックの
影響をほとんど受けなかったことや、大会がソ連の国家プロジェクトとして開催されたこと、
さらにオリンピックの放送権料が大幅に値上がりしたことなどから、ボイコット問題が喧伝さ
れたにもかかわらず、大会運営自体は成功したと言える¹²⁾。

IOC はサマランチ新会長の指示で、ロサンゼルス大会の前年（1983 年）に各国際競技連盟
（Fédérations internationales: IF）に対し、選手に支払う金銭報酬や物的援助の許容範囲を緩和す
る通達を出した。オリンピックのアマチュアリズムはここに事実上撤廃された。

ロサンゼルス大会はスポンサー制度の導入と放送権料を財源とする新たなビジネスモデル
の考案により、連邦政府の予算など公的資金を使うことなく大会を成功に導いた上、2 億ドル
以上の黒字を計上した。しかし、黒字以上に歴史的な意味があったのは、プロ選手の参加だっ
た。大会では公開競技としてテニスが実施され、プロ選手が初めて夏季オリンピックに登場し
たのだった。

2-2 1984 年法制定の影響

フランスではこの時期に政治的な大転換があった。社会党と共産党を与党とするミッテラン
（François Mitterrand）の左翼政権が 1981 年 5 月に発足したのである。ミッテランは当初、悪化す
る財政状況を無視して社会主義的な経済政策を次々に打ち出した。大企業の国有化、社会保障
費の増額、労働者の有給休暇の拡大や法定労働時間の短縮などを実施した。結果として就任翌
年の 1982 年には国家財政が完全に破綻の危機に瀕した¹³⁾。

その一方、雇用問題を重視する社会主義者ミッテランはスポーツ選手も「被雇用者」(employé)
という観点から見た。スポーツ選手も労働の対価を受け取るのが当然だという考え方は、アマ
チュアリズムから脱却した新しいスポーツ法制定に向けての推進力となった。1984 年法が成立
したのはミッテラン政権 4 年目の 1984 年 7 月 16 日であった。

1984 年法は全部で 50 条から成り、成立時には以下のような内容で構成されていた。

第 1 部 スポーツ活動の組織 (L'organisation des activités physiques et sportives.)

第 1 章 体育 (L'éducation physique et sportive)

第 2 章 スポーツ団体と会社 (Les associations et les sociétés sportives)

第 3 章 スポーツ連盟 (Les fédérations sportives)

第 4 章 企業や職場でのスポーツ (La pratique des activités physiques et sportives dans l'entreprise, en stage de formation et au service national)

第 5 章 トップスポーツ (Le sport de haut niveau)

第 6 章 全国スポーツ評議会の設立 (Le Conseil national des activités physiques et sportives)

第 7 章 スポーツ研究・技術委員会の設立 (Le Comité national de la recherche et de la technologie)

第 8 章 健康診断と保険 (Surveillance médicale et assurance)

第 9 章 スポーツ施設 (Les équipements sportifs)

第 2 部 研修教育と職業 (Les formations et les professions)

この法で特徴的な点をいくつか指摘しておく。

第 1 条が前文の役割を果たしており、ここにスポーツの実践は人間の権利であることなどが
述べられている。国の選手強化への関与についても、「トップスポーツは人間の進歩の源であ

り、社会的・文化的に重要な役割を果たす」としており、国が直接トップ選手の育成に関わる根拠を示し、選手強化に国が財政支出を行う理由を、1975年法と比べ明確に法的な裏付けを与えて規定している。

トップ選手に対する助成措置については、第5章で金銭的な援助のほか、学生であれば教育機関がスポーツに専念できるよう配慮すること、国や自治体の各種試験に無条件で応募できること、兵役期間中である場合は部隊配置に配慮すること、公務員である場合には競技会に支障のないよう特別な雇用条件が与えられること、引退後の就職先についてスポーツ担当大臣が企業と取り決めを結ぶことなど、金銭扶助以外の支援策も具体的に条文に入れられた。

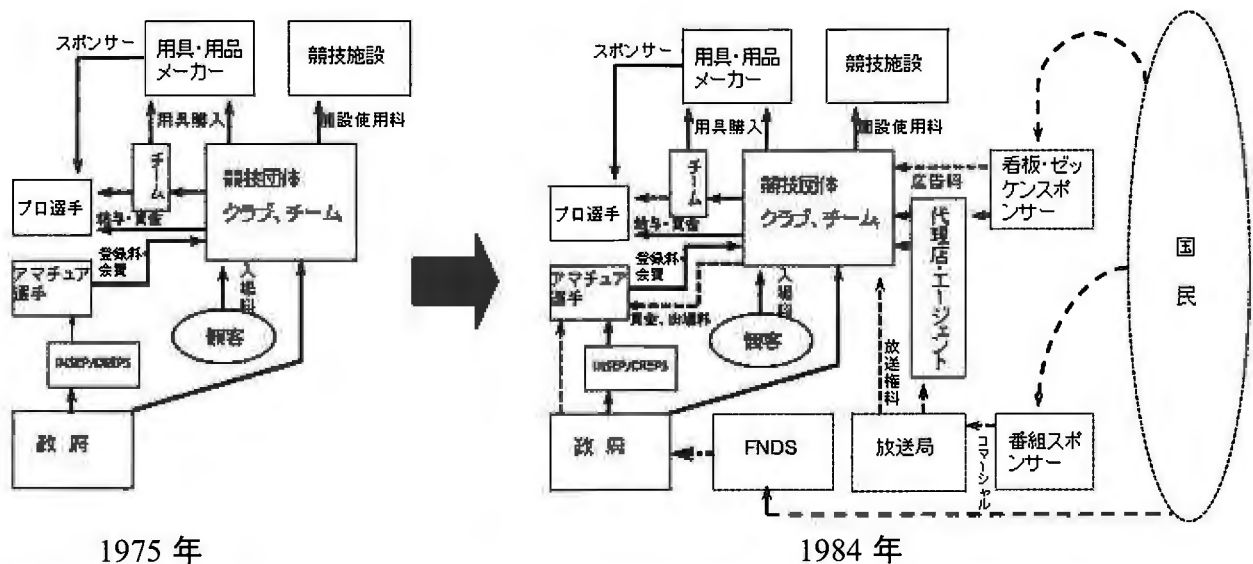
第2章では、株式会社法に基づくスポーツ目的会社(société à l'objet sportif)の設立の承認した。1975年法で認められた自治体と共同出資の合資会社(société d'economie mixte locales)設立認可をさらに推し進め、プロ化の進むサッカーやラグビーチームを非営利法人の経済的な制約から解放することを目的にした。合資会社はチームのニーズに合わなかったためか、1984年法成立までにわずか4件しか設立されなかった¹⁴⁾。このため、1975年法の合資会社で非営利法人であるクラブの議決権が半数以上であったものを、1984年法のスポーツ目的会社では三分の一に引き下げ、プロチームとして自立した経営を行いやすくした。但し利益が配当の対象とならず準備金に繰り入れなければならない所が、一般の株式会社と異なる点であった。

また1975年法では6か所にアマチュアという語句を含む規定が入っていたが、1984年法ではそれらがすべて削除された。アマチュアリズムに関しては先に述べたように、その規制をはずさなければトップ選手に対する政府の助成や民間資金の活用がままならなかったもので、1984年法では、上に挙げた選手強化への国の直接関与強化と表裏の関係で削除されたものである。

第1章ではスポーツ省から国民教育省(Ministère chargé de l'éducation nationale)への学校体育の移管が定められた。この移管は、教育に関する政府方針によるものだが、この結果スポーツ省予算から学校体育の部分がなくなり、総予算額は大幅に減ることになった。

1975年法と比べて1984年法の規定は包括的かつ明確になっているが、その基本的な考え方は1975年法を継続発展させたものと言え、ミッテラン左翼政権がスポーツ政策に関しては保守・中道のジスカール政権の方針を継承したことを物語っている。

3 フランス・スポーツ界の変容に根ざした再立法の必然性（考察）



1975年と1984年の二つの法が成立したそれぞれの時点のフランスのスポーツ、特にトップスポーツをめぐる資金の流れの概略を図にすると上のようになる。1984年の図の右下半分にある点線で示したところが新たにつけ加わった部分である。

1984年法成立の理由は、1975年から1984年の間に、スポーツそのものの社会的・経済的な存在と意味が、上図のように大きく変化したことに求めるべきであろう。アマチュアリズムの撤廃により、国際規約違反を恐れず国がトップ選手に対し組織的に強化資金を出せるようになったことと、国内外の競技大会の生中継放送が急速に拡大したためにスポーツ団体の収入構造が変化したこと¹⁵⁾が、その変容の中核である。つまりスポーツ、特にトップスポーツが国民経済の循環に組み入れられ、1975年法という容器には収まりきらなくなったために、法を改定しなければならなかったのである。これが、1970-80年代のフランスで僅か9年の間を置いて二度も総合的なスポーツ法が制定された理由であると結論づけてよいと考える。従って、スポーツの理念を謳った「基本法」として左翼政権によって1984年法が生み出されたという説明は、法成立の背景と経緯を十分に反映していない憾みがあるように思う。

このような世界的なスポーツの位置の変化に伴い、フランスでも国民（一般大衆）の資金がスポンサー、テレビ放送、FNDSの資金源である宝くじなどを通じてスポーツに流れ込む仕組みが出来上がった。また、ミッテランに倣って言えば、選手は労働の対価を賞金や政府の助成金という形で受け取れるようになった。フランスではここに、国民がメディアを通じて「見て消費する」スポーツを中心に置いた経済循環が始まり、それがFNDSという税外財源でさらに補強される構造ができあがったと言える。

本研究は、結果と考察をさらに深め、加筆修正を行った上で、研究誌等に投稿する予定である

注、引用・参考文献リスト

- 1) ド・ゴール:朝日新聞社外報部訳(1962) 希望の回想. 朝日新聞社:東京. また Bayle, E., Durand, C. and Nikonoff, L. (2008) Elite sport development in France. In: Houlihan B. and Green, M., Comparative elite sport development –systems structures and pulic policy. Butterworth-Heinemann: Oxford, U.K.: pp. 147-165. もこの1960年の体験を現代フランストップスポーツ再興のきっかけと述べている.
- 2) 齋藤健司 (2001) フランスにおけるスポーツ立法政策. 同志社スポーツ政策フォーラム編 スポーツの法と政策 pp.179-201 ミネルヴァ書房:京都
- 3) 齋藤健司 (2007) フランススポーツ基本法の形成. 成文堂:東京.
- 4) 齋藤 (2001)
- 5) 守能信次 (1979) フランス・スポーツの構造 1-5. 体育の科学, 29(7) - 29(11)
- 6) 内海和雄 (1987) アマチュアリズムの終焉: 個人主義の崩壊から公共性の復権へ. 一橋大学研究年報人文科学研究, 26, pp. 123-173.
- 7) 清川正二 (1986) オリンピックとアマチュアリズム. ベースボールマガジン社:東京,
- 8) 鈴木勝衛 (1980) 現代スポーツの諸問題—アマチュアリズムの苦悩—. 福島大学教育学部論集, 32(3): pp.101-112.
- 9) 葉山 滉 (1991) 現代フランス経済論. 日本評論社:東京.
- 10) Nys, J. (2007) Trois aspects de l' économie du sport depuis les années 1960. In: Tetart, P. (Eds.) Histoire du sport en france, Volume 2. Vuibert: Paris, France.
- 11) アンドレフ・ニス: 守能信次訳 (1991) スポーツの経済学. 白水社:東京.
- 12) モスクワ大会の放送権料を前のモンテリオールと比較してみると、アメリカが8700万ドルで3.48倍、日本が850万ドルで実に6.54倍と、特に米日で値上がり幅が大きかった。オリンピックの放送権料ビジネスと言われるものはモスクワに端を発している。
- 13) 葉山 (1991)
- 14) 齋藤 (2007)
- 15) Andreff, W. and Staudohar, P.D. (2000) The evolving European model of professional sports finance. Journal of Sports Economics, August 2000 vol. 1 no. 3: pp.257-276.

青少年スポーツ振興に関する国際比較研究

渡辺泰弘（広島経済大学） 高橋季絵（順天堂大学）
舟木泰世（順天堂大学大学院） 野川春夫（順天堂大学）

1. 緒言

日本は、出生率の長期的な低下と、2055年には2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上の老年人口となる少子高齢化の問題に直面している（平成23年版高齢社会白書）。この現象は、年金、医療、福祉等の分野における現役世代の負担増加や、労働力人口の減少・高齢化による経済成長の制約等を引き起こす可能性がある。このような現代社会において国民が、生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることは、国民の幸福にとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも強く求められるものである（平成21年度文部科学白書）。特に、現代の青少年は、体力・運動能力の低下、情緒不安定など様々な問題が指摘されている（平成21年度・19年度文部科学白書）。テレビゲームなどによる室内遊びの増加、屋外の遊び場の減少など青少年を取り巻く生活環境は大きく変化し、社会性を身に付ける機会が不足していると指摘されている（日本学術会議, 2010）。そのような状況下、国策としてのスポーツを通じた青少年のサポートに注目が集まっており、諸外国においてはスポーツによる青少年の運動スポーツ活動の健全育成やモラルの低下を防ぐといった国策も見られるようになってきた（Brackenridge, 2002）。

2. 先行研究の紹介

Hills (2008) は、青少年に対するスポーツ振興について、身体的な健康、心身の健康、犯罪の縮小、登校拒否（無断欠勤）の減少、生活への不満や学業、社会的包含、社会的責任を含む青少年の発達において、ポジティブな結果をもたらすとし、スポーツのもつ様々な効果は、青少年の成長と強化に大いに役立つことが期待されると報告している。スポーツ振興によるこれらの効果は、スポーツ政策に基づいて行われるのが一般的であり、生涯を通じたスポーツライフスタイルの形成、国家の増強、労働力としての健康で強靱な身体の育成、ナショナルリズム、ナショナル・アイデンティティの高揚といった国家としての狙いが見え隠れする（Houlihan & Green, 2011）。

Shilbury, Sotiriadou & Green (2008) は、スポーツ政策に着目した研究において、エリートスポーツに対する大衆スポーツ、およびスポーツ政策の国際比較を含めた政策構造に関する研究、スポーツ政策に関する政治的なイデオロギーの影響に関する研究、エリートスポーツを対象に、どのような政策が国際的な成功を収めることができるかを検討した研究の3領域に分類できるとしている。例えば、De Bosscher, De Knop, Bottenburg & Shibli (2006) は、欧米各国のエリートスポーツにおける先行研究を検討した結果から、政策評価の方法論について言及している。具体的には、国家としての成功をマクロ・レベル（人々が生活するうえでの社会的・文化的側面）とメゾ・レベル（スポーツ政策と政治）の視点から考察し、メゾ・レベルの要因は、エリートスポーツの成功に影響や変化をもたらす重要な要素であると述べ、エリートスポーツを通じた国家の成功には、より包括的な方法の成功を導くための計画を作成する必要があることを示唆した。

Green & Collins (2008) は、公共政策としてのスポーツによる国家の発展について、オーストラリアとフィンランドの比較による国家の目指す方向性の違いに言及している。具体的には、オーストラリアでは、過去25～30年間でエリートスポーツの充実が連邦政府の重要な政策事項として掲げられていることに対して、フィンランドでは国民のスポーツ人口増加をスポーツ振興政策の優先事項として掲げられている。そして、オーストラリアは、ネオ・リベラリズムによる政策の立案が一般的である一方で、フィンランドは、伝統的に社会民主主義に基づく政治制度が根付いており、

それぞれの国において政治的なイデオロギーがスポーツ政策の決定および、その過程に影響を与えていると述べている。

基本的にスポーツ振興は、参加および参加の機会とそのベネフィットを促進することであり、スポーツおよび身体活動を行うことは、子どもたちが子どもらしく自由に遊ぶといった健全性を含んでいる (Shilbury et al. 2008)。そして、スポーツや身体活動への参加習慣は、ルールや規範、伝統を学ぶことを含んだスポーツを習慣化する基盤となり、生涯を通じてのスポーツ参加を促し、エリートやプロスポーツへ通じることもある。つまり、青少年へのスポーツ振興は国家の今後のスポーツ環境の将来を占ううえでも重要視せざるを得ないといえる。青少年スポーツを対象とした研究においては、主に学校体育 (Green, Smith, & Roberts, 2006, Fraser-Thomas, Cote & Deakin, 2005)、スポーツへの社会化およびスポーツによる社会化 (MacPhail & Kirk, 2006)、社会階層とスポーツ参加の関係 (Hansbrook, 1986, 1987)、スポーツの専門化 (Stevenson, 1990, Hill & Hansen, 1988, Hill & Simons, 1989, Hill, 1993)、性差によるスポーツ参加 (Coakley, 1992)、エリートプレイヤーのバックグラウンド (Carlson, 1988)、バーンアウトやドロップアウト (Coakley, 1992) に焦点をあてた研究がみられる。

Green et al. (2006) は、イギリスにおける学校での身体教育 (体育) が生涯を通じたスポーツ参加に重要であるという議論について、さまざまな活動ができる体育のプログラムが青少年の今後のスポーツ参加を規定するとともに、青少年へのライフスタイルに適した活動プログラムの紹介が必要であること示唆している。Fraser-Thomas et al. (2005) は、青少年期の問題行動をスポーツによる解決の可能性について言及している。スポーツを通じた問題解決には、政策立案者、スポーツ組織、コーチや親の協力が必要不可欠であるとし、青少年のスポーツさまざまなニーズを考慮したうえで、スポーツ組織に属することが青少年の健全育成にポジティブに作用する可能性を示唆している。Macphail & Kirk (2006) は青少年のスポーツへの社会化について、青少年のスポーツに関する成功体験が重要であり、コーチや学校、両親のサポートシステム構築の重要性を述べている。さらに、青少年がスポーツによって社会化され専門化に至る過程において、スポーツに投資する場合、そこから期待される変化と機会について両親への教育の必要性を示唆している。同様に、Coakley (2006) は、青少年期の能力の発達には、コーチ、マネージャー、エージェント、メンター、および子どもの支持者として行動する父親によって影響されることを指摘している。

その他にも、スポーツの専門化志向のメリットについて、学校での奨学金の機会が増加すること、技術の発達が望めること、自らの地位の向上、チームとしての意識の向上などが期待できることとされている (Hill & Hansen, 1988, Hill & Simons, 1989, Hill, 1993)。社会階層とスポーツ参加の関係について、Hansbrook (1986) は、青少年スポーツ参加の潜在的な関係と社会階層の背景を報告した。結果として、社会階層を問わず男性は、平等にスポーツに参加するのに対して、下位社会階層の女性は、上流階層の女性よりもスポーツに参加する頻度が少ない傾向があることを示した。また、Hasbrook (1987) は、スポーツ参加と社会階層との関係を、カリフォルニアの白人学生に調査した結果、男性にはスポーツ参加と社会階層の関係はみられなかったが、女性には僅かではあるがスポーツ参加と社会階層に関係があることを明らかにしている。

エリートプレイヤーのバックグラウンドについて、Carlson (1988) は、エリートテニスプレイヤーは小さなクラブや農村地域で成長しており、成長期における環境は重要なことであると指摘し、農村地域でのスポーツ参加は人々のライフスタイルの自然な一部であることを述べている。また、スポーツの専門化志向については、その弊害も報告されている。例えば Coakley (1992) は、優秀な青少年アスリートがバーンアウトを引き起こすのは、両親の著しい財政的な支援と時間の管理が影響していると述べている。また、Cumming & Ewing (2002) は、体操、フィギュアスケート、アイス・ホッケーのようなスポーツは、練習時間と親にとっての金銭の負担が大きく、このような環境は、家庭生活を崩壊させる可能性があり、高度なストレスの下に家族と子どもを置いてしまうと危惧している。

これら青少年スポーツの現状を把握した研究は、青少年のスポーツ振興を進めていく上で重要な

情報となる。しかしながら、先行研究を概観していくと、青少年スポーツの現状に着目した研究が多く、スポーツ政策に基づく青少年のスポーツ振興に焦点をあてた政策研究はあまりみられない。また、国際比較についても蓄積が少ないのが現状である。青少年がスポーツを行うことは体力・運動能力の向上、体の健康のみならず、身体を動かすことによる爽快感など心の健康にも役立つものである。また、スポーツはルールに基づいて行うものであるから、青少年に社会性の基本とも言えるルールを尊重する精神を根付かせるとともに、他者との協同は他人への思いやりをはぐくむ重要な機会でもある（文部科学省スポーツ振興基本計画, 2006 改定版より）。

特に、2010年8月にシンガポールで開催されたユースオリンピックは、競技のみならず青少年教育の重要性を、スポーツを通じて再確認する意図も込められた新しい試みといえよう。そして、ユースオリンピックの開催から1年が経ち、青少年スポーツの振興に関する政策・施策が世界各国において注目されている。青少年スポーツが政策として注目されることで、スポーツを通じた国のプレゼンスのアピールが実現されるとともに、将来、国を支えることを期待される青少年の人格形成に寄与する可能性があることが再認識され始めている。しかしながら、スポーツ政策に関する議論はさまざまな面で行われてきたものの、スポーツ政策に関する研究は日本を含むアジア諸国においてもいまだ蓄積が少ない。そこで、本研究は、少子化に直面する日本・シンガポール・韓国の3カ国における青少年スポーツに関する政策動向・振興プログラム等を調査し、国際比較を試みる。

3. 青少年の定義

青少年とは、幼児期と成人期の上に位置する寿命の社会的に造られた構成要素と定義されている(Hills, 2008)。学術的研究では、研究目的や研究対象の社会的背景などによって青少年スポーツの年齢対象が異なり、その多くは14歳～16歳(Yamaguchi, 1984)、9歳～15歳(MacPhail & Kirk, 2006)などとなっている。また、本研究の対象となる国が定める定義として、シンガポールのシンガポール・ユース・カウンシルの定義では15歳から35歳まで、韓国の青少年基本法による定義では9歳～24歳までを青少年と定義している。そして、日本では、青少年育成施策大綱によると0歳からおおむね30歳までを青少年と定義している。これらの定義を参考に、よって本研究では6歳から24歳までを青少年と操作定義する。

4. 研究方法

3-1. 調査対象

シンガポール：シンガポール・スポーツ・カウンシル担当者
シンガポール・スポーツ・スクール担当者
日本：文部科学省スポーツ青少年局
韓国：文化体育観光部体育局

3-2. 調査期間

2010年10月～2011年12月

3-3. 調査方法

シンガポール：調査対象者への半構造化直接面接
日本および韓国：各政府機関のホームページ、または調査報告書、学術記事により情報を収集

3-4. 調査内容

青少年のスポーツ振興に関する政策動向、振興プログラムおよびキャンペーンの実施状況について。特に本研究では、各国のスポーツ政策動向と学校教育における振興プログラムの実施、青少年のエリート教育に関して焦点をあてる

5. 主な結果

5-1. シンガポールの青少年スポーツ

“スポーツは国民生活に欠かせない重要なものであり、「国民全体のスポーツへの積極的な関与」、「国際大会における選手の活躍」、「シンガポール国内のスポーツ産業振興」をミッションとして掲げている。特に、「国際大会における選手の活躍」と「シンガポール国内のスポーツ産業振興」を掲げる理由としては、シンガポールの国力をスポーツによって世界にアピールするための指標であり、シンガポールの世界全体における地位を定めるものの一つである”。そして、“スポーツは国家のアイデンティティを示す指標の一つである。スポーツは人種、文化、性別、経済力の違いを乗り越えて人々を一つにする力があり、スポーツ活動の継続は、国民全員の目標であるべきである。スポーツ・カウンシルは、老若男女すべてに適したスポーツプログラムを用意している。また、国民が参加できる種目として、マラソン大会、ウォーキング大会、トライアスロン大会、観戦用としてLPGAゴルフツアー、バドミントン、バスケットボール、F1などの大会を定期的開催している”

シンガポールにおいて、国民にスポーツを提供することはもちろんのこと、青少年スポーツの振興およびスポーツを通じた青少年教育は、国家としての重要な施策となっている（表1参照）。

表1. シンガポールの主な青少年スポーツ振興

Let's play 【シンガポールのスポーツ文化を伝えるブランド】	
シンガポール・スポーツ・カウンシル (SSC) の掲げる3つの主目的に合わせてこの商標が開発された。(3つの主目的は以下のとおり)	
1: Sports Excellence	Let's Playでは、競技力を競うアスリートの応援(支援)を奨励する
2: Sports Participation	Let's Playは、シンガポールにおいてスポーツ文化を浸透させる責任を負うブランドとして、さまざまな発信をする
3: Sports Industry	Let's Playでは、地域や市区町村がスポーツ産業開発のためのスポーツイベントや商品の積極的な顧客(消費者)となることを奨励する
Sports Education Programme (SEP)	
スポーツ・エデュケーション・プログラム (SEP)は、シンガポール・スポーツ・カウンシルと教育省の共同パートナーシップで行われているプログラムである	
このプログラムは、小学校、中学校、ジュニアカレッジ、高級中学と特別支援学校も対象としている	
このプログラムでは、スポーツ教育の重要性を提唱し、学校でのスポーツ参加を奨励し、若者のスポーツ実施機会の増加を目指している	
高品質のプログラム提供を保証するために、このプログラムでは、スポーツ・カウンシル、教育省、学校、スポーツ指導者や実務家の代表者が構成する組織を形成し、プログラム評価を行っている	
このプログラムの下で実施されるプログラムでは、学生のスポーツスキルや知識の発展に応え、学校における積極的なスポーツ参加を促進する必要がある	
さらに、チーム・スピリットと人格形成を促進し、学生の継続的なスポーツ参加への関心を喚起する役割も担っている	
実際に承認されたスポーツプログラムは次の4カテゴリー(4段階)に分類される 1) Sports exposure 2) Sports Play 3) Sports Development 4) Sports Leagues	
Singapore Sports School	
スポーツ省の政策の1つとして、スポーツに専念できる環境で、スポーツエリートの育成を通じてスポーツの振興を図ることを目的に、2004年に設立された学校である	
12歳～16歳を対象にした中学校(シンガポールの中学校は4年制)であり、1学年に約100人強の生徒が在籍している。ほとんどの生徒が敷地内にある寮で生活している	
スポーツ省によって将来メダルの取れる種目をセレクトし、現在10種目の競技(陸上、バドミントン、ボウリング、卓球、セーリング、ゴルフ、水泳、サッカー、ネットボール、射撃)が対象種目となっている。サッカーはプロリーグもありシンガポールで人気スポーツであること、女子生徒に人気のあるネットボールもサッカーと同様に団体種目として選ばれているが、学校の敷地の問題もあり、メダリスト養成としては主に個人種目に重点が置かれている。学校では、種目毎にスポンサーもついており、活動に必要な用具・器具等のサポートや提供も受けている	
学校では、スポーツ生理学、理学療法士、栄養、心理など各分野の専門家を配置し、生徒それぞれの個別トレーニングメニューの作成や指導等、成長期にある生徒の能力を最大限に伸ばすためのサポートが行われている	

(現地面接調査および振興プログラム資料より作成)

5-2. 日本の青少年スポーツ

2010年8月にスポーツ立国戦略が公表されて以来、我が国におけるスポーツ環境にも変化が訪れようとしている。そして2011年、第177回通常国会においてスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日に平成23年法律第78号として公布され、平成23年8月24日から施行することとなった。今後、2000年に施行されたスポーツ基本計画の再編や、それに関連した政策に基づいた青少年のスポーツ振興が期待される(表2参照)。

表2. 日本の主な青少年スポーツ振興に関連する施策

スポーツ立国戦略(新たなスポーツ文化の確立)	
ライフステージに応じたスポーツ機会の創造	「総合型地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備」、「幼児期・学童期の運動・スポーツ指針の策定」、「子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実」、「若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充」、「学校における体育・運動部活動の充実」など
世界で競い合えようとするアスリートの育成・強化	「ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化」、「ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進」、「ドーピング検査体制・防止活動の充実」など
スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出	「小学校体育活動コーディネーター(仮称)の配置」、「体育授業・運動部活動における外部指導者の充実」、「ジュニア期からの戦略的支援の強化」、「ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進」など
総合型地域スポーツクラブ	
国民が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。全国に3000以上のクラブが設立、活動している。	
子どもの体力向上方策	
新体力テストの実施	国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料として広く活用。上体起こし、立ち幅跳び、握力など9種目からなる。
子どもの発達段階に応じた体力向上プログラム	子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム「アクティブ・チャイルド・プログラム」のガイドブック・DVDの作成(公益財団法人日本体育協会)
その他	子どもの体力向上ホームページ、アイダ・アイダなど(公益財団法人日本レクリエーション協会)、スポーツ少年団(公益財団法人日本体育協会)
学校体育	
学校体育振興事業	体育の授業や運動部活動等の活性化を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的とする。「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進」と「中学校武道必修化に向けた地域連携」を推進する事業がある。
中学校武道・ダンス必修化	武道必修化によって、武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるようにする。積極的に取り組むことを通じて、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する。ダンスは、「創作ダンス」、「フォークダンス」、「現代的なリズムのダンス」で構成され、イメージをとらえた表現や踊りを通じた交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する。
その他	「多様な動きをつくる運動(遊び)」のパンフレット作成、学校体育実技資料集作成、中学校・高等学校向けの「体づくり運動」、「体育理論」のリーフレット作成。
タレント発掘育成事業	
日本オリンピック委員会(JOC)や国立スポーツ科学センター(JISS)と連携したタレント発掘・育成事業の開発・実施。2004年に福岡県で開始されたのを皮切りに全国的に事業の広がりをみせている。	
公益財団法人日本オリンピック委員会エリートアカデミー事業	
国際競技力向上及びその安定的な維持の施策の一環として、将来オリンピックをはじめとする国際競技大会で活躍できる選手を恒常的に育成するために、中央競技団体の一貫指導システムとの連携により、ジュニア期におけるアスリートの発育・発達に合わせ、トップアスリートとして必要な「競技力」「知的能力」「生活力」の向上を目的としている。	

(文部科学省提供資料、文部科学省、日本体育協会、日本レクリエーション協会、JISSの各ホームページより作成)

6. 韓国および各国の詳細、まとめについては当日報告をする。

主な参考文献

- Brackenridge, C. H. (2002). So what . . . so what? Attitudes of the voluntary sector towards child protection in sports clubs, *Managing Leisure*, 7, 103–124.
- Coakley, J. (2006). 'The good father: parental expectations and youth sport', *Leisure Studies*, vol. 25, no. 2, pp. 153–163.
- Cumming, S.P. and Ewing, M.E. (2002). Parental involvement in youth sports: the good, the bad and the ugly. *Spotlight on Youth Sports*, 26(1), 1-5.
- De Bosscher, V., De Knop, P., van Bottenburg, M., & Shibli, S. (2006). A conceptual framework for analysing Sports Policy Factors Leading to international sporting success. *European Sport Management Quarterly*, 6, 185–215.
- Fraser-Thomas, J., Cote, J., & Deakin, J. (2005). Youth sport programs: An avenue to foster positive youth development. *Physical Education and Sport Pedagogy*, 10, 19–40.
- Green, K., Smith, A., & Roberts, K. (2005). Young people and lifelong participation in sport and physical activity: A sociological perspective on contemporary physical education programmes in England and Wales. *Leisure Studies*, 24(1), 27-43.
- Hill, L. (2008). Youth Culture and Sports Development. Vassil Girginov (Ed.), *Management of Sports Development*, pp.164-182. Oxford, Elsevier Publications, ISBN 978-0-7506-8562-7.
- Houlihan, B & Green, M. (2011). *Routledge Handbook of Sports Development*.
- 公益財団法人日本オリンピック委員会 (2008) JOC ゴールドプラン専門委員会スポーツ立国化検討プロジェクトレポート 2008.
- MacPhail, A., & Kirk, D. (2006). Young people's socialization into sport: Experiencing the specializing phase. *Leisure Studies*, 25, 57-74.
- 文部科学省: http://www.mext.go.jp/a_menu/a004.htm
- 内閣府: <http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>
- 平成 23 年版高齢社会白書: <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>
- 日本学術会議 (2010). 日本の子どものヘルスプロモーション
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-h99-1.pdf>
- Shilbury, D., Sotiriadou, K. & Green, C. (2008). Sport Development. Systems, Policies and Pathways: An Introduction to the Special Issue. *Sport Management Review*, 11, 217–223.
- Singapore Sports Council:
<http://www.ssc.gov.sg/publish/Corporate/en/participation/participation.html>
- Singapore Youth Council: <http://www.nyc.pa.gov.sg/index.php>

スポーツ振興（健常者・障害者）の一元化推進策に関する 国際比較研究

佐々木朋子（順天堂大学）、野川春夫（順天堂大学）、舟木泰世（順天堂大学大学院 学生）、
佐藤由夫（関西国際大学）

1. 研究背景

ノーマライゼーションが社会的潮流となりつつも、スポーツ政策では健常者と障害者のスポーツ振興政策の一元化がなかなか実現しない。スポーツ立国戦略（文部科学省，2010）では、パラリンピックなどの競技面の障害者スポーツの強化と同時に、競技者以外の障害者を取り巻くスポーツ振興体制の確立を重要課題の一つに掲げている。しかし、わが国では障害者と健常者のスポーツを所管する行政組織が一元化されておらず、双方を視野に入れた具体的なスポーツ推進の戦略や、達成目標、評価手法なども体系的に確立されていない。そのため、特に競技選手以外の障害者に対する社会的なスポーツ支援体制が整っているとは言えず（田中，2007&2011; Nakayama, 2004）、障害の有無によってスポーツへの参加機会に格差が生じているといわざるを得ない。

一方、学術的には、諸外国における生涯スポーツの施策推進体制や評価手法について、わが国の生涯スポーツの振興政策の体系化を視野に入れた実証的研究（山口，2006；野川，2011；野川・佐々木，2011）が行われているが、障害者と健常者の双方を対象としたスポーツ振興の一元化推進方策は議論されていない。さらに、諸外国における一元化推進策を国際比較の視点からとらえた研究は過去に見られないのが現状である。

2. 研究目的

本研究では、障害者と健常者を取り巻くスポーツ振興の一元化推進策について、特に、諸外国における障害者のスポーツと健常者のスポーツの一元化推進策がどのような背景の基に策定され、実際にどのような形で遂行されているのかを先行研究のレビューから概観することとした。

なお、先進諸外国では、スポーツ政策を統括・推進する省庁が、障害者と健常者の両方のスポーツ行政を担う体制がとられている。すなわち、障害者・健常者のスポーツ行政体制を分離しない、一元化の体制である。例えば田中（2011）はイギリスの例を挙げ、メインストリームというキーワードを障害者のスポーツ政策展開の軸とし、スポーツ活動の推進を担うあらゆるスポーツ団体が、健常者と同様に障害者に対するスポーツ振興体制が整備されていることを説明している。

また、行政の一元化、といった場合、一般的には特定の事業・政策トピックに関連する各省庁の行政部門の統合・再編を意味するものと考えられるが、本稿では特に、障害者のスポーツを管轄する厚生労働省と、主として健常者のスポーツを管轄する文部科学省に関連するスポーツ行政組織の一元化の議論に着目し、論を進めることとする。

3. 研究方法

先行研究を収集するための文献検索のデータベースとして、諸外国の障害者スポーツ政策および一元化推進策に関する文献および先行研究の収集には、SocINDEX, Social Sciences Full Text, Social Science Citation Index, JSTOR, ProQuest, Web of Science を併用した。検索キーワードには、主として Policy / Sport / Mainstream / Inclusion / Integration / Disability (Disabilities) を用いたほか、適宜、クロスリファレンスを行った。

また、諸外国の障害者スポーツ政策体制に関する情報の収集には、インターネット上の検索エンジンである Google を用いた他、笹川スポーツ財団（SSF; 2011）による「スポーツ政策調査研究」報告書を参照した。国内の文献の収集には、国立情報学研究所が提供している学術情報の総合検索

システムである GeNii: NII 学術コンテンツ・ポータルを用いた。

4. 日本における健常者と障害者のスポーツ政策を取り巻く一元化の議論

行政効率化推進計画がとりまとめられた 2004 年以降、中央省庁における行政のスリム化・効率化の動きが進められる中で、スポーツ行政においても、スポーツ庁を設置したうえでの総合行政化を図ることの必要性が指摘されるようになった (斎藤, 2011)。2009 年 4 月から 5 月にかけての教育再生懇談会 (2009 年 9 月の政権交代後、廃止)において、スポーツ庁の新設に関する議論が本格的に行われるようになり、この流れを決定付けたのが、2011 年 6 月に成立したスポーツ基本法である。法案の作成段階において、複数省庁にまたがるスポーツ行政を一元化する「スポーツ庁」新設を目指すことが最終議論の的となった。

元来、わが国におけるスポーツ振興政策は、文部科学省所管のもとに展開されているが、障害者に対するスポーツに関しては、厚生労働省の管轄となっている (田中 2011)。特に、障害者に対する具体的なスポーツ事業の展開は、厚生労働省所管の団体である財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として、障害者スポーツの普及・振興事業が展開されている (厚生労働省レポート, 2011)。しかしながら、2010 年 8 月に文部科学省により公表された「スポーツ立国戦略」では、障害者スポーツについて、(1) パラリンピックなどの競技性の高い障害者スポーツと、オリンピックに代表される健常者のトップスポーツとの一体的支援を視野に入れた連携強化や、(2) 厚生労働省との連携によるスポーツ医・科学研究の推進と強化拠点などについて検討していく方向性が示された (文部科学省, 2010; 厚生労働省レポート, 2011)。これらの背景を踏まえて実際に成立したスポーツ基本法の第二条 (基本理念)第 5 項において、障害者のスポーツは、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記され、スポーツ施設の利便性の向上をはじめ、全国障害者スポーツ大会や財団法人日本障害者スポーツ協会が実施する国際的な事業の実施に対する国の援助に関する条文が盛り込まれている。スポーツ行政の一元化に関しては、実際のスポーツ基本法においては条文で触れられず、「検討、必要な措置を講ずる」と記されるにとどまったものの (スポーツ基本法, 2011)、スポーツ庁を設置することで財政を圧迫せず、縦割り行政により分散している事業・組織の統合により、スポーツ行政機構およびスポーツ政策推進体制の効率化が図られると考えられている (斎藤, 2011)。

スポーツ基本法の成立の動きに先駆けた地方自治体の動きとして、東京都ではスポーツ振興局を 2010 年 7 月に設置し、これまで福祉保健局が担当してきた障害者スポーツに関わる事業を、同局に移行させた。2011 年 7 月には、第 2 回東京都スポーツ振興審議会障害者スポーツ部会を開催し、有識者や、都内の障害者スポーツ関連団体を含むスポーツ関連団体、区教育委員会関係者らが集まり、障害者を対象としたスポーツ振興法 (仮)についての議論を行っている。全国的な前例のない政策体制であり、地方自治体レベルにおける障害者のスポーツ振興事業をいかに展開していくかに注目が集まっている。

5. 障害者のスポーツを取り巻く“一元化”の概念

ここでは、本研究を進める上での重要なキーワードの一つである“一元化”について、先行研究からその概念をまとめていく。

この“一元化”に相当する言葉は多様であるが、一般的に欧米で扱われ、特に障害者のスポーツと“一元化”の概念を捉える上で焦点を向けなければならないのが、Integration/Inclusion/Mainstream の 3 つのキーワードである。スポーツ社会学の領域で、とりわけ頻繁に用いられる言葉である Integration は、広義には女性や少数派民族、低階級層の人々、そして障害を持つ人々などが、スポーツ活動へ参加するに至るまでの過程を示すとされる (Nixon, 2007)。特にスポーツの場面においては、例えば Little (1990)が、障害を持った個人やチーム・団体が、地域社会、もしくはスポーツ・レクリエーション団体が展開している一般のプログラムへの参加機会を得ていく過程、すなわち一

元化された状態への取り組みの過程を、Integration と説明している。また、Integration の概念をより広義に捉え、障害を持つ人が一般のスポーツ活動^aに参加すること、あるいは障害を持たない人が障害者のスポーツに参加することの両方を含む概念であるとも言われている (Nixon, 2007)。

Integration という視点は、障害者が一般のスポーツ活動へ統合していくという見方 (social integration in sport) と、一般のスポーツ活動への参加を通して、障害者が社会統合していくという見方 (social integration in society through sport) の 2 つに大別される (Nixon, 2007)。特にスポーツ社会学の領域においては後者の視点に着目し、障害者の社会参加機会の公正・確保や社会統合を促すというスポーツの機能に着目した考察などがなされている (Elling, 2001)。しかしながら、障害者の社会統合に焦点を当てた研究は、他のマイノリティ層に着目した研究と比べて少なく (Nixon, 2007)、とりわけ障害者のスポーツと Integration に関する研究はあまり蓄積されていない。

このような Integration の概念に対して、Inclusion と Mainstream という言葉は、障害者のスポーツを論じる上で、さらには多くの国々における政府の政策展開上の重要な視点として扱われてきている (Thomas & Smith, 2009)。この 2 つの言葉についてはさまざまな定義づけがなされており、例えば Nixon (2007) は、Integration の過程を経た最終段階として、障害者が恥辱や恐れを持たずに一般のスポーツ活動に参加できる競技会や組織体制が整った、公正の保たれた段階を Inclusion と説明している (Nixon, 2007)。また、先に述べた Little (1990) は、施設の使用、公的な規則の適用、施設への交通手段、特別な利用料金の設定、活動レベルや発達段階に応じた参加機会の設定、一般の団体が行っている活動への参加・統合、そして参加者の Parallel Programming への関わりを保証する人材の配置、といった 7 つの要素に基づく Parallel Programming の展開により、Inclusion が達成されると考えている (Little, 1990)。

一方、Mainstream という言葉を積極的に用いているのがイギリスであり、同国は Mainstream を障害者のスポーツ権利を表すと同時に、スポーツ政策のキーワードとして用いている (田中, 2011; Grix, 2010)。Mainstream は、1980 年代中頃から、障害者スポーツと一元化を捉える際の概念として用いられるようになった言葉である (Thomas & Smith, 2009)。公的には、1993 年に発行された障害者スポーツに関する政策文書「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」の中でメインストリームの考え方が提唱され、この概念に基づいて障害者に対するスポーツを戦略的に推進していくことが、政策上の重要な優先課題として示されている (Thomas & Smith, 2009; 田中, 2011)。ここでのメインストリームの考え方は、広義には、障害者の選択のレベルに応じたスポーツへの参加機会を確保するという包括的な目標のもとに、施設やスポーツ、レクリエーション事業へのアクセス面の改善、国際的なスポーツへの関わりへの推奨、資金確保の必要性などが挙げられるが (Thomas & Smith, 2009)、主として競技団体による障害者スポーツの推進活動を指す (田中, 2011 & 2007; SSF, 2011)。いずれにしても、障害者スポーツの発展のためには、障害者の団体だけで活動するのではなく、障害者が一般のスポーツ活動に参加できる状況へ移行させる取り組みが必要であるということが、Mainstream の概念の根底にある (Thomas & Smith, 2009; 田中, 2011)。

6. 諸外国における一元化推進策：アメリカとイギリスの事例

それでは、本研究において着目している「一元化推進策」、すなわち“スポーツ行政機構の一元化”とは具体的にどのようなスポーツの統括体制を指すのであろうか。

わが国ではこれまで、例として障害児教育と通常教育の統合などといった観点から一元化した教育体制に関する手法が、社会的にも、また学術的にも論じられている。しかしながら、特にスポー

^a Nixon (2007) は、Disability sport (障害者のスポーツ) に対比する言葉として、障害を持たない人が参加するスポーツを able-bodied or mainstream sport と表現している。このうち、後者の mainstream sport について、田中 (2011) は、障害者権利条約第 30 条第 5 号 (a) の記載を「障害者があらゆる水準の“一般のスポーツ活動”に、可能な限り参加することを推奨し、及び促進すること」と説明し、「メインストリーム」の原語にあたる個所を「一般のスポーツ活動」という用語で説明した。この考え方にならい、本研究においても、主に障害を持たない人が参加するスポーツ活動を表す用語として、一般のスポーツ活動という表現を用いている。

ツ行政の一元化に関する議論自体が、スポーツ基本法 (2011年6月成立)制定までの過程の中でようやく展開されるようになったことから、障害者と健常者のスポーツ支援に関連する行政の一元化、もしくは統合型のスポーツプログラムの推進などに着目した研究は極めて少ない。一般の競技団体が障害者のスポーツ支援を行うにあたっての課題を明らかにした研究 (田中, 2007)や、競技団体が障害者のスポーツを推進するに至った過程を分析した研究 (田中, 2011)、障害者のスポーツ推進を政策文書などで謳いつつも、競技スポーツへの支援に偏り、障害者が身近に参加できるようなレクリエーション活動などに関する政策体制が整備されていないことを指摘した研究 (Nakayama, 2004)が見られる程度であり、研究レベルにおいても、また現場レベルでも、スポーツ行政の一元化については十分な議論がなされているとは言い難いのが現状である。実際の現場レベルでは、例えば地域スポーツクラブにおいて、障害者を対象としたプログラムを展開している事例や、財団法人日本バスケットボール協会が公式に障害者のスポーツを支援する動きなどはみられる。しかしながら、スポーツ行政もしくは公的な組織体としての、系統だった障害者スポーツの支援体制は見られないのが現状である (田中, 2011)。以下では、一元化推進策の概念を広義に捉え、特に諸外国の事例から、アメリカとイギリスにおける一元化の推進体制を概観する。

6-1) アメリカ

アメリカの運動・スポーツに関連する行政機関は、保健福祉省 (Department of Health and Human Services; DHHS)があたり、スポーツというよりは身体活動を促進するための施策を展開している。障害者のスポーツは同省障害局が管轄しているほか (SSF, 2011)健常者と障害者の双方が、大統領フィットネススポーツ栄養審議会 (President's Council on Fitness, Sports and Nutrition :PCFSN)の活動対象となっている。アメリカでは、約5,000万人 (総人口の約2割弱)が何らかの障害を有しているとされ (US census, 2000)、保健福祉省は Healthy People 2020 において、障害を持つ人々の身体活動への参加をいかに促進するかを解決すべき課題の一つとして掲げている (DHHS, 2010)。また、アメリカにおける一元化推進策の法的根拠として、1978年に制定されたアマチュアスポーツ法を挙げることができる。この法律において、障害をもつ競技選手の存在が法的に認められ (SSF, 2011)、アメリカにおけるアマチュアスポーツは、健常者、障害者ともに、アメリカオリンピック委員会が統括することと定められた (Hums et al., 2003)。アマチュアスポーツ法は、1998年にオリンピック・アマチュアスポーツ法と改称され、障害を持つ競技選手の活動を、障害を持たない競技選手の活動と同様に支援するという記述が含まれたのである (Hums et al., 2003)。さらに、1990年に制定された、いわゆる障害者差別禁止法である「障害をもつアメリカ人法」は、障害者のスポーツも健常者と同様の運営がなされるべきといった機運を高めた (田中, 2011)。この法律によるスポーツ界への具体的な影響は、障害を持っていてもアクセスできるよう、公共施設の整備が進められたことであった (Riley, 2008; Rimmer et al., 2004 & 2005; SSF 2011)。

しかしながら、法律や連邦政府・州レベルでの政策が、障害者の施設へのアクセス面をはじめ、かつて挙げられていた阻害要因を解消しつつある一方で (De Pauw & Gavron, 2005)、法律の制定だけでは解決されていない課題も多い (Riley et al., 2008; Rimmer et al., 2004 & 2005; Schleien et al., 2009)。

Rimmer et al. (2004a & 2005) は、障害をもつアメリカ人法が施設整備に重点をおいており、施設内の設備や実施プログラム、障害者以外の利用者や施設スタッフによる認識・態度面のバリアについては触れていないことを指摘している。バリアフリーの環境を作り上げることには成功したものの、障害者の持つ特別な要求については改善されておらず、課題が残るとされている (Riley et al., 2008; Rimmer et al., 2004a & 2005)。特に、障害者の社会統合を妨げているといわれている、社会が障害者に対して抱くステレオタイプのイメージ (Elling et al., 2001)や態度・認識 (Rimmer et al., 2004b)を解消しない限り、本来目指している一元化は実現しない。実際に、Rimmer et al (2004b)が行った調査からは、①施設の構造、②経済的問題、③心理的障壁、④設備の問題、⑤ガイドライン、⑥情報、⑦スタッフの専門的知識、⑧障害を持たない人々の態度・認識、⑨地域レベルでの政

策、⑩資源の利用可能性といった要素が、障害者がフィットネスプログラムに参加する際の障壁として挙げられている。統合プログラム実施に際しての障害を持たない人の参加をいかに継続させるかといった問題など、ソフトサービスの整備に関わる問題は山積している (Devine and Kotowski, 1999; Devine and McGovern, 2001)。

6-2) イギリス

イギリスのスポーツを統括する行政機関は、障害者、健常者ともに、文化・メディア・スポーツ省である (表 1)。障害者スポーツに関しては、競技スポーツを UK スポーツと英国パラリンピック委員会の連携で推進し、地域社会における障害者のスポーツは各地方政府のスポーツカウンシルが担当する形が取られている。また、政策レベルでは、先に述べた「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」をはじめとし、その後に発行された、イギリスのスポーツ政策にとって鍵となる政策文書にはいずれも障害者のスポーツ推進に関する方策が明記されている (SSF, 2011)。なお、障害者の施設へのアクセス面の整備や、プログラムへの参加などについては、障害者差別禁止法 (1995) による法的統制がなされており、これは前項のアメリカと同様である。

国家成長のための重要戦略にスポーツ政策を位置づけ (山本, 2010)、一方でパラリンピック発祥の地としても知られているイギリスでは、障害者と健常者のスポーツの一元化推進の形態として、先述した Mainstream の概念のもと、各競技団体がそれぞれの種目で、障害者に対するスポーツ支援・推進体制を築いている。Thomas & Smith (2009)は、統一的なメインストリーム化の定義や手法は見られないとしながらも、メインストリーム化の過程における政府組織や障害者スポーツ団体の役割を、競技団体のトップの視点から捉えることが重要であるとした。その上で、地域・国家レベルで障害者のスポーツ支援体制を築いているサッカー協会の事例や、障害者に併せたルール設定の基に、障害者を対象とした大会を開催している水泳連盟の事例を紹介している (Thomas & Smith, 2009)。また、英国コーチ協会が国内の障害者スポーツ団体との協働のもとに障害者のスポーツを推進しているほか、英国ボート協会などは、地域の障害者に対する指導方法を教えるなどの取り組みを行っていることが報告されている (SSF, 2011)。

しかしながら、こうした法規制は、障害者のスポーツ参加を阻害する物理的要因を改善することどまっておらず、差別撤廃や、機会均等の確保や、健常者と同様の支援を受けられるような体制の整備には必ずしもつながっていない (田中, 2007)。依然として多くの障害者が施設へのアクセスや経済的な問題、プログラムの面などに関する何らの阻害要因を持っている (Sport England, 2001; SSF, 2011)。イギリスの事例で興味深いのは、こうした問題に対応すべく、各地域のスポーツカウンシルがそれぞれ、スポーツ施設における障害者受け入れのマニュアル作成している点である (SSF, 2011)。

表 1. 障害者と健常者を取り巻くスポーツ推進体制の国際比較 (日本・アメリカ・イギリス)

国	障害者のスポーツ所管省	健常者のスポーツ所管省	障害者スポーツ政策に関わる主な法的根拠・基本政策 (制定年)と位置づけ	障害者差別禁止法有無
日本	厚生労働省	文部科学省	スポーツ基本法 (2011) スポーツ権にかかわる法	無
アメリカ	保健福祉省	保健福祉省	オリンピック・アマチュアスポーツ法 (1998) スポーツ権にかかわる法	有
イギリス	文化・メディア・スポーツ省	文化・メディア・スポーツ省	障害者とスポーツ：政策と最新行動計画 (1993) 政策文書での提唱 (法整備無し)	有

(笹川スポーツ財団, 2011; 田中, 2011; 各国関連省庁の Website より作成)

7. 考察・まとめ

英米の事例から概観してきたように、障害者と健常者のスポーツ行政における一元化の推進には、法整備など政策的権威が大きな影響力を持つ。しかしそれだけではなく、障害者と健常者の双方がためらいなく、スポーツ活動の場を共有できるような一元化の体制を社会に構築していくにあたっては、現場の実情に即した実現可能な政策立案が不可欠であると考えられる。その一つの方法としては、Riley et al. (2008)の指摘するように、施設管理者や、障害者本人、地域住民、建築などの専門家の共同により、施設におけるバリア、障害への気づき、経済資源と情報資源などについて考えるような機会を持つなどといった方法が考えられる。地域全体で障害者のスポーツ参加に関わる社会的なバリアの解消を考える取り組みなどが、一元化を推進し、各地域社会に浸透させるための一方策として考えられる。また、Mainstreamの概念が定着しつつある中でも、障害者スポーツの支援を競技団体すべてが肯定的に捉えるとは限らず、そのスポーツに関わる組織間同士のコンフリクトについても、考慮する必要がある(田中, 2011)。さらに、競技団体の経済力などによっても大きく左右されるなどといった諸外国の事例も考慮していく必要があるだろう。

健常者と障害者の双方を視野に入れたスポーツ行政の一元化が実現した場合、トップレベルの競技選手に対する支援強化や、障害の有無を問わず、競技者同士、もしくは組織間の連携の強化が期待される。これと同時に、指導者の活動資金やスポーツイベントの開催等を援助するスポーツ振興基金による助成の可能性、さらには地方自治体レベルでのスポーツ振興施策における障害者スポーツ施策の推進とこれに関連する予算の拡充等に言及した報道記事などもみられる。しかしながら、これらはあくまでも仮定であり、これらを証明する実証的な研究や事例の蓄積はこれからと言える。一元化推進策をすでに展開している諸外国の事例を踏まえ、わが国においてはどのような一元化推進策を講じることができるかを検討する時期に来ていると言える。

8. 主な引用参考文献

- 1) DePauw KP, Gavron SJ. Disability sport: Human Kinetics; 2005.
- 2) Elling A, De Knop P, Knoppers A. The social integrative meaning of sport: a critical and comparative analysis of policy and practice in the Netherlands. *Sociology of Sport Journal* 2001;18(4):414-434
- 3) Hums MA, Moorman AM, Wolff EA. The Inclusion of the Paralympics in the Olympic and Amateur Sports Act. *Journal of Sport & Social Issues*. August 1, 2003 2003;27(3):261-275.
- 4) Nixon HL. Constructing Diverse Sports Opportunities for People With Disabilities. *Journal of Sport & Social Issues*. November 1, 2007 2007;31(4):417-433.
- 5) Riley BB, Rimmer JH, Wang E, Schiller WJ. A Conceptual Framework for Improving the Accessibility of Fitness and Recreation Facilities for People With Disabilities. *Journal of Physical Activity and Health*. 2008;5:158-168.
- 6) Rimmer JH, Riley B, Wang E, Rauworth A, Jurkowski J. Physical activity participation among persons with disabilities: barriers and facilitators. *Am J Prev Med*. Jun 2004b;26(5):419-425.
- 7) 笹川スポーツ財団. 文部科学省委託調査「スポーツ政策調査研究」調査報告書. 東京 2011.
- 8) 齋藤 健司. スポーツ立国戦略に関するスポーツ基本法立法の視角からの提言：スポーツ政策形成過程におけるヒアリング制度の課題. *体育科学系紀要*. 2011;34:91-98.
- 9) 田中 暢子. イングランドの知的障害アスリートに対するスポーツ政策の影響：メインストリームを实践するサッカー協会と卓球協会の事例研究から. *社会福祉学*. 2007;47(4):71-83.
- 10) 田中 暢子. 競技団体の「障害者スポーツ推進の取り組みにおけるジレンマ」-社団法人日本エアロビクス連盟の事例研究/ルークスの権力観を用いて. *体育研究*. 2011;45:39-57.
- 11) Thomas N, Smith A. Disability, sport, and society: an introduction: Routledge; 2009.

9. 付記

本研究は、2011年度笹川スポーツ財団スポーツ振興研究助成交付を受けて、実施するものである。

子どもの学校生活場面でのリーダーシップに関する研究 ー遊びとスポーツクラブクラブ、体育との関係ー

○堺賢治、藤原誠（愛媛大学）

I. 序論

スポーツ振興基本計画施行から10年が経過した。2010年現在、全国で2,905の総合型地域スポーツクラブが設立されている。しかしながら、総合型地域スポーツクラブを設立している地域は、まだ地域共同体が残っている農村地域に多く、地域共同体の崩壊した都市部に少ないといえる¹⁾。都市部に多くの総合型地域スポーツクラブを設立した「スポーツクラブ21ひょうご」における問題点は、小学校の敷地内に多くのクラブがクラブハウスを構えているにもかかわらず、小学校と連携しているクラブが少ないことである²⁾。都市部で総合型地域スポーツクラブを多く設立するためには小学校との連携が必要になってくる。

そのために、学校側を説得するためには、体力づくり論からよりも学級経営論からのアプローチが必要である。つまり、総合型地域スポーツクラブは学級経営に役立つという研究である。小学生の保護者が今一番心配する教育問題は、「コミュニケーション能力の低下」「問題解決能力の低下」などの人間関係能力の低下によってもたらされる問題や「道徳性の低下」「規範を守れない子どもたちの低下」などの地域共同体の崩壊がもたらす問題が上位を占めている³⁾。そこで、これらの問題を解決できる一つの方策として総合型地域スポーツクラブがある。

いまの学校生活に目を向けると、学級の中でのリーダー不在という、集団生活を送る上で深刻な問題がある。従来、遊び場面でリーダーシップを発揮していた子どもが、学級の中でリーダーになっていた。しかし、遊びの貧困化により、リーダーシップ能力やコミュニケーション能力が低下し、学級委員長になる子がいない、なるべき子がならない。

遊び場面でのリーダーシップ能力の高い子どもは学校生活においてもリーダーシップ能力が高い^{4) 5)}、という研究が成されている。よりよい学級経営のため、運動やスポーツを通してリーダーシップ能力の高い子どもを育成しなければならない、それが出来るのが総合型地域スポーツクラブである。

都市部の中学2年生に「スポーツや運動が好きになる場」をたずねたところ、遊び(23.3%)、スポーツクラブ(20.5%)、体育の授業(15.9%)という結果であった⁶⁾。遊びの貧困化によりリーダー不在という問題が深刻化する中、学校生活場面のリーダーシップと子どもの遊び、スポーツクラブ、体育の授業との関係について研究することは、遊び場面のリーダー不在から学校生活や学校経営に悪影響を与えているという負のスパイラルを止めるきっかけになるのではないだろうか。そこで本研究では、今までの研究と視点をかえて、学校生活場面でリーダーシップを発揮している子どもは、遊び・スポーツクラブ・体育の授業でどのような特性を持った子どもであるかを明確にすることを目的にした。

II. 方法

調査対象：愛媛県松山市の小学校の5年生 895名

調査期間：2009年11月

調査方法：質問紙による配票調査

回収率：有効回収数 849名 有効回収率 94.8%

分析の視点

(1) 性別

男子 (N=439 51.7%)

女子 (N=410 48.3%)

(2) 学校生活場面のリーダーシップ能力

子どもたちは学校生活場面において、様々なリーダーシップ発揮の場面がある。そのような場面を想定し、次のような調査内容を作成した。

- ①委員会や係の仕事を一生懸命する。
- ②一度始めたことは、三日ぼうずではなく続けることができる。
- ③そうじのとき、そうじをしない人に注意をする。
- ④わからないことがあるときは、わかるまで調べる。
- ⑤学校の成績は良いほうである。
- ⑥自習のとき、さわいでいる人に注意をする。
- ⑦学級会のときは自分の意見を積極的に発言する。
- ⑧いままで同級生や下級生を使って仕事をしたことがある。
- ⑨発表会の出し物などは自分が決めて進めていく。
- ⑩学級会のときにみんなの意見がたくさんでた後、その意見をまとめる。
- ⑪先生は自分をたよりにしていると思う。
- ⑫自分の発言によって全体がまとまる。
- ⑬みんなが先生におこられたとき、どのようにあやまるかみんなに言う。
- ⑭みんなが先生におこられたとき、じょうだんを言ってクラスを明るくしようとする。

これらの質問に関しては、4段階にランク付けされた回答（よくあてはまる…4点、ややあてはまる…3点、ややあてはまらない…2点、全然あてはまらない…1点）を用意した。

上記のすべての回答を合計したものから、得点が39点以上を学校生活でのリーダーシップ能力が高い上位群、得点が26～38点は中位群、得点が25点以下を学校生活でリーダーシップ能力が低い下位群の3つに分類した。

合計得点 39点以上 N=202 (30.4%) …上位群

合計得点 26～38点 N=443 (52.2%) …中位群

合計得点 25点以下 N=204 (24.0%) …下位群

Ⅲ. 結果及び考察

1. 遊び

(1) 遊び時間

平日の遊び時間では、「1～2時間」が43.5%と最も多く、「1時間未満」の22.6%、「2～3時間」の20.1%と続いている。性別で比較すると、「2時間以上」遊んでいる男子は35.8%、女子は20.0%であり、男子の方がよく遊んでいる。

リーダーシップ能力で比較すると差はみられない。

休日の遊び時間では、「3～5時間」が34.9%と最も多く、次いで、「5～7時間」の22.1%となっており、平日に比べてよく遊んでいる。性別で比較すると、「5時間以上」遊んでいる男子は36.3%、女子は28.7%であり、男子の方が遊んでいる傾向がみられる。

リーダーシップ能力で比較すると、「5時間以上」遊んでいる上位群は29.7%、下位群は39.2%であり、下位群の方が遊んでいる傾向がみられる。

(2) 遊び空間

平日の遊び空間では、「自分の家の中」や「友達の家の中」などの「中遊び」をしている子どもは42.3%、「公園」「学校の運動場」「神社・寺」などの「外遊び」をしている子どもは31.3%、「家の近所」や「家の庭」などの「家の周辺」で遊んでいる子どもは21.6%である。性別で比較すると、「外遊び」をしているのは、男子34.4%、女子27.7%となり、男子の方が外遊びをよくしている。

リーダーシップ能力で比較すると、「外遊び」している子どもは、上位群35.7%、中位群31.3%、下位群26.5%であり、上位群ほど外遊びをしている傾向がみられる。

休日の遊び空間では、「中遊び」をしている子どもは41.0%、「外遊び」をしている子どもは31.5%、「家の周辺」で遊んでいる子どもは19.8%であり、平日と比べてもあまり差はみられない。性別で比較すると、「外遊び」している男子は35.4%、女子は27.3%であり、男子のほうが外遊びをしている。

リーダーシップ能力で比較すると、あまり差はみられない。

(3) 遊び仲間

平日の遊び仲間の人数では、「3～4人」で遊んでいる子どもは39.8%と最も多く、次いで、「2人」の28.5%、「1人」の13.7%となっており、子どもたちは少人数でする遊びをしているといえる。性別で比較すると、「3人以上」で遊んでいる男子は66.3%、女子は43.4%であり、男子の方が多人数で遊んでいることがわかる。

リーダーシップ能力で比較すると、「3人以上」で遊んでいる子どもは、上位群63.3%、中位群54.7%、下位群48.5%であり、リーダーシップ能力の高い子どもほど多人数で遊んでいる。

休日の遊び仲間の人数では、「3～4人」で遊んでいる子どもは41.3%と最も多く、次いで、「5～9人」の21.3%、「2人」の19.0%となっており、平日よりも多人数で遊んでいる。性別で比較すると、「5人以上」で遊んでいる男子は34.8%、女子は16.3%であり、男子の方が多人数で遊んでいることがわかる。

リーダーシップ能力で比較すると差はみられない。

(4) 多人数でする遊び

多人数でする遊び（野球、サッカー、ドッチボールなど）のためにあまり親しくない友達を含めて作られる活動集団⁷⁾で遊んだことについて、「一緒に遊ぶことが多い」と回答した子どもは13.5%であり、子どもたちが活動集団であまり遊んでいないことがわかる。性別で比較するとあまり差はみられない。

リーダーシップ能力で比較すると、「一緒に遊ぶことが多い」という子どもは、上位群22.3%、中位群12.9%、下位群6.9%であり、リーダーシップ能力の高い子どもほど活動集団での遊びをしていることがわかる。

(5) 遊び場面のリーダーシップ

リーダーシップには、目標達成機能と集団維持機能がある⁸⁾。それに基づき、子どもたちの遊び

場面に焦点を合わせ、次のような調査内容を作成した。なお各場面において①～⑨に書いてあるものは目標達成機能に関する質問、⑩～⑯に書いてあるものは集団維持機能に関する質問である。

- ①何をして遊ぶか、自分で言い出して決める。
- ②遊びのルールを自分が進んで決める。
- ③遊びに行くときに友達をたくさん誘う。
- ④遊びが不得意な子には遊び方を教える。
- ⑤場所や用具によって、遊びや遊び方を変える。
- ⑥遊びを切り上げるときやかたづけのときに、みんなに呼びかける。
- ⑦誰かがけがをしたときにはすぐに対応できる。
- ⑧他の遊びのグループに対して、自分たちの遊びに誘う。
- ⑨新しい遊びを考える。
- ⑩誰とでも仲良く遊ぶことができる。
- ⑪遊び方を決めるとき、反対している人をなんとかして説得する。
- ⑫けんかになったら、すぐに止めに入って仲直りをさせようとする。
- ⑬ルールを決めるときは、なるべくみんなに意見を聞いてまとめる。
- ⑭友達が失敗したときにははげましの声をかける。
- ⑮いつも楽しく遊べるように、みんなに気を配る。
- ⑯怒ったり泣いたりした子の話を聞いてあげる。

これらの質問に関しては、すべて4段階にランク付けされた回答（よくあてはまる…4点、ややあてはまる…3点、ややあてはまらない…2点、全然あてはまらない…1点）を用意した。

上記のすべての回答を合計したものから、得点が51点以上の遊び場面でのリーダーシップ能力が高い群をA群（N=237、27.9%）、40～50点をB群（N=396、46.6%）、39点以下の遊び場面でのリーダーシップ能力の低い群をC群（N=260、25.4%）とした。

遊び場面におけるリーダーシップについて、性別で比較すると、A群では女子29.6%、男子26.4%であり、C群では男子29.4%、女子21.2%である。遊び場面のリーダーシップ能力は女子の方が高いことがわかる。これは過去の三つの研究^{4) 5) 9)}と同じ結果である。

リーダーシップ能力で比較すると、上位群はA群66.8%であるのに対し、下位群はC群8.8%と、学校生活場面でリーダーシップを発揮している子どもは、遊び場面でもリーダーシップを発揮していることがわかる。

2. スポーツクラブ

(1) スポーツクラブ加入の有無と形態

スポーツクラブ加入の有無について、「スポーツ少年団（学校での部活動など）」に加入している子どもは30.2%、「その他のスポーツクラブ（スイミングクラブなど）」に加入している子どもは27.0%、「未加入」の子どもは46.2%である。性別で比較すると、「スポーツ少年団」加入者は男子42.1%、女子17.3%と圧倒的に男子の方がよく加入している。一方、「未加入」の子どもは、女子58.5%、男子34.6%と女子の方が多い。この理由として、野球やサッカーなど、男子向けのスポーツ種目がスポーツ少年団には多いからだと考えられる。

リーダーシップ能力で比較すると、スポーツ少年団加入者は、上位群36.6%、中位群30.2%、下位群23.3%であるのに対し、未加入者は、上位群32.7%、中位群48.5%、下位群54.4%であり、上位群ほどスポーツ少年団加入者が多いことがわかる。

(2) スポーツクラブでのリーダー経験

スポーツクラブでのリーダー経験について、「多い」と回答した子ども 9.4%と「やや多い」と回答した子ども 21.3%を合わせると約3割であり、スポーツクラブ内でリーダーになることが少ない。この理由として、スポーツクラブが子どもの手による運営ではなく、大人の手による運営であるため、子どもたちのリーダー経験が少ないのではないかと考えられる。

リーダーシップ能力で比較すると、「多い」と「やや多い」を合わせると、上位群 45.5%、中位群 27.8%、下位群 16.2%であり、リーダーシップ能力の高い子どもほど、スポーツクラブ内でリーダーになることが多いことがわかる。

(3)理想的なスポーツクラブ

理想的なスポーツクラブ像では、「楽しくスポーツができる」が 67.0%と最も多く、次いで、「自分にあったレベルで活動できる」の 51.5%、「優しく楽しく教えてくれる指導者がいる」の 48.2%、「友達がたくさんできる」の 47.0%、「スポーツが苦手でもうまくなる」の 44.2%と続いている。このことから、沢山の仲間と楽しくスポーツ活動ができ、自分で活動内容を選べるようなクラブを望んでいることがわかる。このような条件を満たすような理想的なスポーツクラブとして、多世代・多種目・多志向の三つの多様性を持つ総合型地域スポーツクラブがあげられる。性別で比較すると、差があった項目は、男子では、「体が丈夫になる」が多く、体力が向上することを望んでいる。一方、女子では、「自分にあったレベルで活動できる」「優しく楽しく教えてくれる指導者がいる」「スポーツが苦手でもいる」「スポーツが苦手でもうまくなる」「スポーツが苦手でも楽しめる」が多く、スポーツが苦手でも楽しく、自分のレベルにあわせて活動できるスポーツクラブを求めていることがわかる。

リーダーシップ能力で比較すると、上位群は下位群に比べて、すべての項目において上回っており、リーダーシップ能力の高い子どもは、スポーツクラブの活動内容に多くの意見を持っていることがわかる。

3. 体育の授業

(1)体育の授業の好き嫌い

体育の授業の好き嫌いでは、「好き」と答えた子ども 56.7%、「どちらかといえば好き」と答えた子ども 28.5%を合わせると8割以上であり、体育の好きな子どもの多いことがわかる。性別で比較すると、「好き」と答えた男子は 64.9%、女子は 47.8%であり、男子の方が体育の好きな子どもが多いことがわかる。

リーダーシップ能力で比較すると、「好き」と回答した子どもは、上位群 73.8%、中位群 56.0%、下位群 41.2%であり、リーダーシップ能力の高い子どもの方が体育の授業が好きである。

(2)体育の授業のリーダー経験

体育の授業でリーダーになることが多いかどうかでは、「多い」と答えた子ども 4.9%、「やや多い」と答えた子ども 14.0%を合わせると 18.9%であり、体育の授業でリーダーになる子どもが少ないことがわかる。性別で比較すると、「多い」と「やや多い」を合わせると、男子は 22.5%、女子は 15.1%であり、男子の方がリーダーになる子どもが多い傾向がみられる。

リーダーシップ能力で比較すると、「多い」と「やや多い」を合わせると、上位群 39.6%、中位群 14.4%、下位群 8.3%であり、リーダーシップ能力の高い子どもほど体育の授業でリーダーになることが多いことがわかる。

リーダーシップ能力の高い子どもは、よく外遊びをし、よくスポーツクラブ活動をし、体育の授業で積極的に活動をし、それぞれの場面でリーダー経験を積んでいることがわかる。

4. 学校生活の満足度

学校生活の満足度では、「授業も分かるし学校生活も楽しい」が57.6%と最も多く、次いで、「授業は分からないが学校生活は楽しい」の27.6%であり、学校生活に満足している子どもが多い。性別で比較するとあまり差はみられない。

リーダーシップ能力で比較すると、「授業も分かるし学校生活も楽しい」と答えた子どもは、上位群77.7%、下位群29.9%であり、リーダーシップ能力の高い子どもほど学校生活に満足しているといえる。

IV. 結論

学校生活場面でリーダーシップを発揮している子どもは、よく外遊びをし、スポーツクラブや体育の授業に積極的に参加し、各場面でリーダー経験を積んでいる子どもたちである。子どもたちのリーダーシップ能力を養成するためには、外遊び・スポーツクラブ・体育の三者をしっかりと行うことである。しかしながら、今の遊びは貧困化しており、スポーツクラブや体育は子ども主体となっていないため、子どもたちのコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を十分に養成できる場になっていない。そこで、総合型地域スポーツクラブが重要になってくる。総合型地域スポーツクラブは「スポーツの遊び化」というプロセスが体験でき、遊びに代わる場となるため、子どもたちは異年齢集団の中で、人に使われた経験や人を使う経験を積むことができる。この経験を通して、子どもたちはコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を身に付けていく。さらに、総合型地域スポーツクラブには、地域の教育力の向上や子どもたちの体力の向上など、様々な相乗効果が期待できる。このことから、総合型地域スポーツクラブが、遊び場面でのリーダー不在から、学校生活や学級経営に悪い影響を与えているという、負のスパイラルを止めるきっかけになり、多くの教育問題が解決される一つの切り口になるものと思われる

参考文献

- 1) 堺賢治 (2005) 「都市型スポーツライフと総合型地域スポーツクラブーその必要性ー」 みんなのスポーツ 2月号 pp.10-12
- 2) 山内裕美 (2010) 「総合型地域スポーツクラブに関する研究ースポーツクラブ21ひょうごの場合ー」 愛媛大学教育学部 保健体育科卒業研究
- 3) 兵頭絵美 (2009) 「子どもの遊びとスポーツに関する研究ー総合型地域スポーツクラブの場合ー」 愛媛大学教育学部 保健体育科卒業研究
- 4) 堺賢治 (1998) 「遊び場面におけるリーダーシップに関する研究ー仲間集団や学校生活に及ぼす影響ー」 愛媛大学教育学部紀要 教育科学 第45巻 第1号 pp.131-141
- 5) 堺賢治・藤原誠・伊賀上哲旭・山本孔一 (2007) 「子どもの遊びとリーダーシップに関する研究ースポーツクラブと学校生活の関係を中心にー」 愛媛大学教育学部紀要 第54巻
- 6) 高橋奈々 (2009) 「中学校の部活動に関する研究ー学校生活における部活動の役割ー」 愛媛大学教育学部 保健体育科卒業研究
- 7) 住田正樹著 (1985) 「子どもの仲間集団と地域社会」 九州大学出版会 pp.126-127
- 8) 三隅二不二著 (1966) 「新しいリーダーシップ」 ダイヤモンド社 p.117
- 9) 堺賢治 (2000) 「子どもの遊び集団とリーダーシップに関する研究」 愛媛大学教育学部紀要 教育科学 第46巻 第2号 pp.127-134

「引き込み」現象における「相互主体」の例証

東京学芸大学大学院 学生 酒本絵梨子

1. はじめに

本研究の目的は、W・S・コンドンの述べる「引き込み」現象を取り上げ、参与観察を通してそこに見られる「相互主体」のあり方について考察を加えることにある。

例えば、現在の学校体育において「模倣」による学習は主体性がない学習方法だと捉えられることがある。特にプレイとしての運動の学習を論じる「楽しい体育」論においては、学習者の主体性が強調されており（永島,1993）（佐伯,1993）、身体的動作を示範する「無意識的模倣」は、学習者の活動を強制する「模倣」として学習者の主体性は認められにくいものとなっているところがある。

ところで、コンドン(Condon,1974)が発見した「引き込み」現象を尼ヶ崎（2004）は、相手の身体フレーズを読み取り、それに自分の身体フレーズを同調させているものであり、互いに主体であろうとしている行為であると解釈している。つまり、「無意識的模倣」という一見主体性が無く、学習の方法としてはネガティブに捉えられがちであるものに対して、コンドンが発見した「引き込み」現象という観点から検討してみると、模倣者の主体的な解釈を考慮に入れずとも、「模倣」の教育的意義が浮かび上がり、「引き込み」は、無意識的な模倣の主体性をポジティブに捉える視点でありえるということである。

そこで、本研究では、「引き込み」現象における主体性をさらに考察し、そこに見られる特徴的な主体の在り方について参与観察を通して検討することを試みる。

2. 「引き込み」現象における主体

2-1. コミュニケーションにおける「引き込み」

「引き込み」とはアメリカの認知心理学者であるコンドンによって発見されたものである。コンドンはコミュニケーションする二人を写したフィルムを48分の1秒という詳細な時間単位に区切り、そのフィルムの観察から発見された現象である。この観察において話し手の音声に話し手自身の身体の微細な動きが完全に同期していること、また、その話し手の動きに聞き手の身体も同期していることを発見した（Condon,1974）。

本来、「引き込み」現象とは音波が合体する現象や蛍のテールランプの光がだんだんと同時に点滅するような現象など、波が共鳴してくることを指しており、自然界における基本現象として知られていた。コンドンはこの「引き込み」現象が、人の行為である「会話」のベースになっていることを発見したのである。このコミュニケーションに見られる、「自と自」あるいは「自と他」のあいだにリズムがかみ合い同調が起こるプロセスを、コンドンは「引き込み」と名付けた。

コンドンの主張は主にコミュニケーションの理解に対して新しい視点を示すものとして、まず多様に解釈し援用されることになる。例えば、渡辺(1998)は会話における「引き込み」の現象についてさらに精細な実験を行い、対話時の二人の心拍や呼吸のリズムが同期してくることを確かめた。さらに、対話における「引き込み」の中で、「領き」が了解の意味で交換されるものではなく、相手の言葉が終らないうちから開始されていることも発見した。

従来、人物間で取り交わされる会話とは「言葉のキャッチボールだ」と言われてきた。つまり、メッセージを送る個人とそれを受け取る個人が順に役割を変え、意味をやり取りする行為、すなわち主体-客体の交換によってメッセージが伝達されると考えられていた。それに対して、渡辺の発

見は会話とは主体/客体の交換ではなく、「引き込み」という同調の現象であることを強調することになる。つまり、渡辺の意見は、対面するコミュニケーションにおいてはバーバル情報だけでなくノンバーバルな次元の動作が相互に同期し、対話者を相互の主体を「成立」させていることを示している。

このように、「引き込み」の現象はさまざまなコミュニケーション行為を解釈するときの新しい視点として設定することができる。というのも、「引き込み」がコミュニケーションに関する人々を、一対一にとどめない、「無意識的な同調」というより広いコンテキストを持ちえる概念として解釈できるからであろう

2-2. 身体文化における「引き込み」

さてこのような状況の中で、「身体性」といった要素がより前面に露出する行為において、この「引き込み」をめぐる議論はどのような新しい解釈を引き起こしているのだろうか。ここからは、身体的パフォーマンスが行為の焦点となる「身体文化」の理解における「引き込み」現象の取り扱われ方について見ていきたい。

例えば、舞踊を観る際の「引き込み」を測定したものとして、尼ヶ崎、貫ら(1997)の研究が挙げられる。従来の舞踊美学の殆どは「主体-客体モデル」に基づき、観客が舞踊を見ることを、観客が踊り手の身体または運動に関しなにかがしかの認知、判断をすることであるかのように語られてきた。これに対して尼ヶ崎らは、「引き込み」現象を用いて、舞踊体験とはむしろ観客と踊り手との身体的同調に基づく身体的体験ではないだろうかという仮説に基づいて検討している。

この研究は、コンドンがコミュニケーションとは主体/客体の交換ではなく、無意識的に同調する現象だと示したことと同様に、「ダンスを見る」という一見受動的な態度を取るものとして見られる観客と「ダンスを踊る」能動的なダンサーとの関係も、実は無意識的な同調によって繋がれたコミュニケーションティブな体験であると理解するものである。

また、三輪ら(2000)はスポーツ選手が「タメ」をつくって行為することに着目し、タイミングと行為を取り出して考察している。この実験によって、「引き込み」が生成されることによってお互いの行為のタイミングが一致し同相移動が実現されること、また「引き込み」を崩すことによって逆相移動が現れることを明らかにした。

同相的な移動状態が形成されるということは前進と後進の切り替えをお互いがほぼ同時に行っていることを意味している。つまり、相手がどのように行動してくるかを予見し、それに合わせて行動する、もしくはそのタイミングを崩すには「引き込み」が起こることによって可能になっているということでもあろう。

さらに、この「引き込み」の現象をから、大相撲の「立ち合い」に焦点を当て、伝統的様式について解釈をした西村(2001)の研究がある。

西村は、大相撲における「立ち合い」における互いのリズム予測のメカニズムが、「同調」と「競争」というリズムのぶつけ合いという側面から捉えることができると述べる。このメカニズムについて西村は、コンドンが発見した「引き込み」という現象から説明している。立ち合いでは、相手に合わせ過ぎれば相手のリズムに引きずられ、相手につられて立ってしまうが、反対に相手に自分のリズムをぶつけていくことばかりに志向すると互いに立てず「待った」の繰り返しになる。それゆえ、「同調」と「競争」とが統合された「調和」が立ち合いの理想であるという。

さらに、この「同調」と「競争」が統合されるには、様式、つまり伝統的特徴に沿って進行される必要性がある。四股を踏み、塵を切り、再々度四股を踏み、仕切りの体制に移るというように、立ち合いでは動作・呼吸のリズムが高まっていく。互いのリズムを予測することができるのは、リズムのぶつかり合いが、こうした同調的な節づけを下敷きにしているからである。西村は、大相撲の伝統的特徴とは様式の過程を通して生み出された共通のタイミングの中で互いのリズムをぶつけ合うということであり、「同調」と「競争」とが統合された「調和」こそが、相撲という競技を決定していると述べている。この議論は、「立ち合い」という「間」もしくは「場」が生まれる過

程から相撲の文化を捉え直すという点で、スポーツに現れる「同調」という特徴的な行為場面の意味を取り出す卓越した試みである。

2-3. 「引き込み」現象における「相互主体」

このように身体文化における「引き込み」という概念は、対戦相手同士のような直接的な関係や、あるいは選手と観客のような間接的な身体間の関係との疎通において重要な役割を果たすものとして使われることで、全体的なスポーツ行為の理解において、一定の貢献が認められるところであろう。つまり、「引き込み」はスポーツ行為全体を下支えする現象として解釈することができるということである。

さらに、「引き込み」という現象がスポーツ行為を支えているというこの解釈は、現象を引き起こす「行為主体」の在り方を新たに解釈する視点を与えていることが大きな役割である。

上述のように尼ヶ崎(2004)はこの「引き込み」における主体の在り方を、自分と相手と両者が主体であり、しかもこれらは別々の二つの主体と言うよりも両者あわせて一つの主体だと述べている。しかし、西村が述べるように「立ち合い」においては、互いのリズムをぶつけ合うという主体が存在しなければならない。一方で、他と同調する無意図的な「脱主体」も同時に存在しなければならない。これを自と他が完全に溶け合った一つの主体である、と見なすのは難しい面がある。この自と他がなくなった主体はスポーツの場面においては妥当ではない。自と他がなくなった主体、という見方には、ぶつけ合うためのリズムを持った「行為主体」の存在が見失われる危険性があるからである。

自と他の行為の主体があると同時に自と他が溶け合った無意図的な主体が同時に現れるこのスポーツ特有の主体の在り方を言い表す必要がある。この主体の在り方を、ここでは「相互主体」と呼んでおきたい。

このスポーツの行為主体を「相互主体」と呼ぶならば、西村の述べる「立ち合い」における力士の姿は、このスポーツの特徴的な「相互主体」という主体の在り方を表したものと捉えられる。スポーツの醍醐味やパフォーマンスの発揮とは、この「引き込み」に見られる「相互主体」という主体の在り方によって発揮され、この「相互主体」という主体の在り方がスポーツと言う行為の基盤となっていると言うことになるのではないかと思われるのである。

3. 「相互主体」の例証

3-1. 調査の概要

次に「相互主体」というスポーツ特有の主体の在り方に焦点を当てることにしたい。これまで理論的に検証してきた「引き込み」が出現している状況、つまり「相互主体」にある状態の例証と表徴の記述を目的に参与観察を行った。

1) 調査対象

東京都文京区のBサッカークラブの夏休みの朝練習に通う園児から中学生を対象とした。子どもの人数は練習日によって大きく異なっていた。調査期間は2011年8月の初旬の一週間の5回分の練習である。

2) 調査方法と内容

調査は参与観察法を用いて行った。特に調査者がウォーミングアップ内で行ったデンマーク体操の場面をビデオカメラ1台で撮影し、フィールドノートにメモをとり観察を行った。

3-2. Bサッカークラブとデンマーク体操

分析の結果に入る前に、クラブの概要と特に焦点をおいた活動であるデンマーク体操の概要をそれぞれ紹介したい。

調査対象であるBサッカークラブは2002年に創立され、20年近くボランティアでサッカー少年団で指導してきた、監督を中心に経験未経験を問わず父親がコーチを行う、ボランティアのサッカークラブである。4歳の園児から小学校6年生を対象にしているクラブだが、卒団生が毎回のよう練習をしたり、指導にあたりながら参加している。

デンマーク体操とはドイツ体操、スウェーデン体操に並ぶ世界3大体操の一つとして知られている。体操王と呼ばれるニルス・ブック(Niels Bukh)(1880-1950)はP.H.リング(Pehr Henric Ling 1776-1839)が創始したスウェーデン体操に柔軟性、強靱性、巧緻性を加え、振動形式の動作を多く取り入れ、これを運動の繋ぎとし、運動に流れをもたらしたリズムカルなものとし、デンマーク体操を考案した。

調査対象であるサッカー少年団ではサッカーの技術向上ばかりでなく、子どもの運動神経を高めるために、さまざまなコーディネーショントレーニングを取り入れたり、マット運動行ったりしてきた。この運動神経を高めるために、3年ほど前からデンマーク体操の特に巧緻性を高める運動をウォーミングアップの中に取り入れている。

本調査で特にデンマーク体操に焦点を当てたのは、その活動が指導者が師範した動きを即時的に模倣することで行われているからである。主体が同時に現れるという「相互主体」を観察する場合、指導者の活動と子どもの活動が同時に行われる特徴的な場面を取り上げる必要があり、デンマーク体操の活動に見られる即時模倣の活動が、その特徴的な場面として取り出せるのではないかと想定し観察を行った。

3-3. 観察

8月2日(月)

今日から夏の2週間の朝練習が始まった。例年に比べて人数がとても多く感じる。50人近くいるだろうか。特に低学年が多く、6年生は少ない。

グラウンドの関係で1時間しか練習ができないので7時半ちょうどに練習が始まった。はじめにグラウンドの中を自由にドリブル、別に周回をする用意言われたわけではないに全員が左回りに回ってドリブルをしていた。監督が「グラウンド全部使って自由に動いていいんだよー！」と声を出すと逆回りや、グラウンドの中に入っていく子どもも居た。

3分ほどドリブルをして私を囲んでストレッチを始める。

ストレッチのあと、その流れのままデンマーク体操の巧緻性を高める体操を行う。まずは右足前、左手前を左足前、右手前へジャンプして換える体操である(図1)。

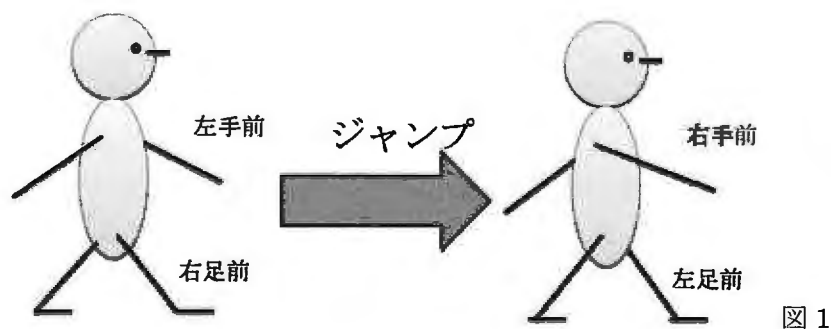


図1

幼児や低学年が多いのでゆっくり確認をしながら、「せーの、はい」の掛け声をかけながら見本を見せ、だんだんスピードを上げていった。ストレッチをしている時と違った、全員が目がこちらに向いているという視線を感じる。①目の前にいるO君が私と同じように「せーの、はい」と声を出しながら動いているのが分かる。

次に難易度を上げるためジャンプの間に十字のポーズを入れた(図2)。

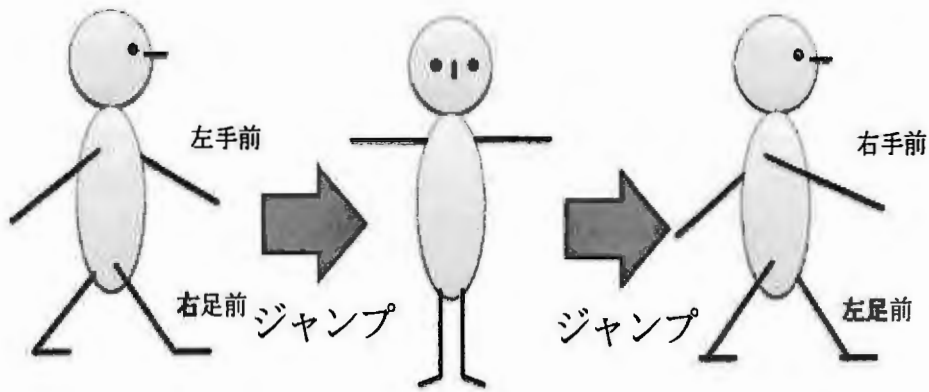


図 2

これもゆっくり見ながら、つられて右手右足が一緒に出てしまっていないかを確認しながら見本を見せた。高学年はすでにできる動きだからか、ゆっくり動くのに歯がゆそうに感じているように見える。

だんだんスピードを上げていくとやはり②先ほどと同じように私と同じように「はい、はい」という掛け声を O 君が出している。

③T 君は動きについてこれなくなり、動くのをやめて苦い顔をしている。

また、一人の④園児は、出す足が異なっているのだが同じタイミングでジャンプをし続けている。出すべき手足がうまく出せていないのは分かっているが、上手く体を操れていないように見える。

3-4. 考察

「相互主体」とは自と他の行為の主体があると同時に自と他が溶け合った無意図的な主体が同時に現れる主体の在り方を示している。

下線①と②の O 君(小学校 1 年生)は師範されている動きをじっと見ながら、その動きと同時にジャンプをしている。その時の O 君は「手をこう出そう」「足をこう出そう」というような意識的な判断は感じられない。しかしながら、「せーの、はい」という掛け声を出すことで、声を出していない子どもよりも、師範を示している私は O 君という行為する主体の存在を捉えることができている。また、O 君はとても楽しそうであった。

下線③の T 君(小学校 2 年生)は「できない」と言う気持ちが前面に出ているようであった。T 君はサッカーがとても上手で、同学年の中でも目を引く子どもであり、サッカーの練習では全く「できない」という状況に出会ったことが無いように思う。このような T 君の背景を考えるならば、「できない」という師範された動きに対する判断が先に立ち、体を動かさせない場面として捉える事ができる。

下線④の園児は T 君とは対照的に「できる/できない」という判断よりも師範された動きや周りのジャンプのタイミングにのまれ体が勝手に動いてしまった場面である。

このように、即時的模倣の場面をめぐってそこでの主体の在り方が三通り現れた。一つは O 君のように、意識的な判断はなく、師範と動きが同期し、さらに声を出すということで行為主体の存在がなくなる「相互主体」という主体の在り方。

そして、T 君のように示された動きを主体的に判断してから行動しようとした時点で、練習そのものを客体化してしまい、逆に学習の主体から抜け出てしまった場合。そして、園児のように、私がどうするという行為主体が不在の場合である。

4. まとめ

スポーツ行為を下支えする「引き込み」現象に見られる主体とは自と他の行為の主体があると同時に自と他が溶け合った無意図的な主体が同時に現れる特徴的なものであることが、理論的に考察することができた。この特徴的な主体の在り方を「相互主体」とした。

また、この「相互主体」を即時的模倣の場面から観察すると、相手の動きに対する意識的な判断が無く相手と溶け合うような体の動きと同時に、「私が動いている」という存在を示すような行為が同時に起きていることが観察できた。一方で「相互主体」でない状態としても、相手の動きを主体的に判断するという一見、主体的な行為をすることで、逆に活動の主体から抜け出してしまうという場面も観察することができた。この一見、主体的な行為によって学習の主体から抜け出してしまう場面は、運動の学習における「相互主体」の重要性を示唆している。

参考文献

- 尼ヶ崎彬 (2004) ダンス・クリティーク, 勁草書房
- 尼ヶ崎彬・貫成人・譲原晶子, 1997, 「舞踊における「引きこみ」現象」, 研究課題番号: 07451012 『1997年度研究成果報告書概要』.
- W.S.Condon (1974) Neonate Movement is Synchronizeied with Adult Speech, *Science* 183, p.99-101
- 羽仁淳(1961) 『デンマーク体操』 体育の科学社
- 平林広人 (1909) 『人間をつくる体操』 ベースボール・マガジン社
- 生田久美子 (1987b) 「わざ」から知る, 東京大学出版会
- 三輪敬之・石引力・荒井大・西嶋潤, 2000, 「身体性に着目したエンタテインメント創出過程の計測」, ヒューマンインタフェース学会編 『ヒューマンインタフェース学会論文誌』 2(2), pp.79-85.
- 永島惇正 全国体育学習研究会における授業の考え方, 学校体育 (1993) 5, 日本体育社, pp.32-34
- 西村秀樹, 2001, 「大相撲における立ち合いの文化論—同調と競争の統合」, スポーツ社会学会, 『スポーツ社会学研究』 9, pp.36-49
- 佐伯聰夫 (1993) 体育における自発的な学習と運動技術の指導, 学校体育 7, 日本体育社, pp.10-14

スポーツ環境における指導者と競技者の体罰認識に関わる 要因の検討

○高峰修（明治大学）、飯田貴子（帝塚山学院大学）、太田あや子（武蔵丘短期大学）、
熊安貴美江（大阪府立大学）、吉川康夫（帝塚山学院大学）

1. はじめに

体罰は古くて新しいテーマである。日本では、奈良時代においてすでに体罰的風潮が強かったと言われており（江森、1989）、他方では、本稿を執筆中にも体罰による賠償金を加害教師に課す判決が大阪地裁で出されている。

こうした体罰問題をテーマとする調査研究については、質問紙を用いた量的研究だけでもかなりの蓄積がある。体罰が起こる状況設定としては、大きく分けて家庭と学校があり、後者の学校に関しては正課授業と課外活動（＝部活動）に分けられる。調査の対象は、日本人成人を対象とした総合的社会調査（岩井、2008）のような例外はあるものの、多くは教師や保護者、そして学生・生徒を対象としており、調査内容は体罰の経験と意識・認識・評価に大別できる。

体育・スポーツ分野における体罰研究は1980年代後半から散見される。1989年の日本体育学会のシンポジウムでは、体育・スポーツと暴力の問題が取り上げられており、少なくともこの頃には社会問題化していたことがわかる。そしてこの頃既に「体罰ほどに、タテマエとホンネとが鮮やかに分離している教育事象は他にないほどである」（佐藤、1989）と指摘されているが、この状況が改善されたとは言い難いであろう。

体育・スポーツの領域に関して行われた量的研究の結果を概観すると、調査対象者自身が体罰を受けた経験については、体育専攻学生の半数弱が、運動部活動の文脈において体罰を経験している（宮田、1994；楠本ら、1997；阿江、2000；高橋と久米田、2008；富江、2009）。意識レベルでは体罰を許容する傾向がみられ、体罰を明確に否定する者は半数以下にとどまる（阿江、2000；高橋と久米田、2008；富江、2009）。男子学生は女子学生よりも体罰を許容する傾向がみられ（高橋と久米田、2008；富江、2009）、体罰を受けた経験のある者ほど、体罰を肯定的に捉える傾向が見られる（楠本ら、1997；阿江、2000；高橋と久米田、2008；富江、2009）。

こうした体罰に関する認識を分析する側面としては、競技者と指導者というスポーツ環境における地位や役割がある。これは Fejgin and Hanegby (2001) がスポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識を分析する際に着目した側面であり、競技者と指導者という地位の間に存在する権力差を問題視したのである。こうした視点は体罰問題においても有効だと考えられるが、管見によれば、スポーツ環境の体罰認識について競技者／指導者という側面から分析した研究はみられない。

本稿では、競技者と指導者両者のスポーツ環境における体罰認識を調べ、性別や年齢層などの基本的属性との関わりの中で競技者／指導者という要因が体罰認識にどのように関わっているかを検討する。

2. 研究方法

調査方法：質問紙調査

調査期間：2007年9月から2008年8月

調査対象：16都道府県の体育協会に登録する指導者（あらゆるレベルの指導者を含む）、3都道府県の国民体育大会結団式に参加した指導者と18歳以上の競技者、同国民体育大会強化選手団の指導者と18歳以上競技者

配布方法：各都道府県体育協会の許可を得、調査対象に調査票を直接配布、または協会スタッフ

を通じて配布。総配布数は競技者 1,162 部、指導者 3,734 部。

回収方法：配布当日に直接回収、または後日郵送にて回収。総回収数は競技者 418 部（36.0%）、指導者 1,406 部（37.7%）。

倫理的配慮：調査依頼文には、本調査への回答が任意であること、回答内容の秘密厳守を明記し、記入済みの調査票は封筒に入れ封をして提出してもらった。

分析対象：本稿では指導者と競技者の比較を行うので、両者の属性をそろえるために年齢層を 20~40 歳代、指導/競技レベルを地方レベルから国際レベルに限定した。その結果、分析対象は競技者 233 名、指導者 359 名である。

調査内容：今回の調査における全体のテーマは「指導者と競技者間の適切な行為」であり、具体的な行為として、セクシュアル・ハラスメントに関わる項目と体罰に関わる行為を設定した。本稿で取り上げる体罰に関わる行為としては 12 項目をあげ、スポーツ環境においてそうした行為が行われることについての認識（適切である/ない）を質問した。体罰に関わる行為 12 項目としては、先行研究や事例において報告された行為を選んだ。

3. 結果および考察

(1) 基本的属性

表 1 には分析対象の基本的属性を示した。割合としては指導者、男性、そして全国レベルで競技や指導をしている競技者・指導者が過半数を超え、年齢層では 20 歳代と 40 歳代がやや多くなっている。

変数	カテゴリー	n	%
競技者/指導者	競技者	233	39.4
	指導者	359	60.6
性別	女性	146	24.7
	男性	446	75.3
年齢層	20歳代	217	36.7
	30歳代	154	26
	40歳代	221	37.3
競技/指導レベル	国際レベル	123	20.8
	全国レベル	394	66.6
	地方レベル	75	12.7

(2) 体罰 12 項目の分析

表 2 には 12 項目の体罰項目が行われることに「適切」と回答した人の割合を示した。「罰としての長時間トレーニング」を適切と回答した人の割合が約 4 分の 1 と突出している。1 割以上の人々が適切と回答した項目に着目すると、「罰としての長時間トレーニング」「罰としての正座」「身の回りの世話」などの身体的苦痛を伴う行為の強要、「平手」や「メガホンなどのモノ」でたたくなど物理的暴力の中でも相対的に軽めの行為が並ぶ。他方、「足で蹴る」「拳で殴る」といった大きな身体的ダメージを伴いがちな行為を適切と捉える人の割合は 5%程度と低い。また「存在を無視」「人格を否定するような言葉」など精神的ダメージを伴いがちな行為についてはほとんどの人が適切と見なしておらず、「平手」や「メガホンなどのモノ」でたたく行為のほうが適切と見なされる傾向を確認できる。

表 2 には、各項目の適切/不適切と、性別、年齢カテゴリー、競技・指導レベルといった基本的属性をクロス集計し、カイ二乗検定を行った結果も示した。男性と女性で回答の分布に偏りがあったのは 12 項目注 2 項目だけであるが、その偏りの傾向は注目に値する。「罰としての長時間のトレーニング」と「指導者へのマッサージ」を適切と答えた人の割合は男性よりも女性に多いのであるが、こうした傾向は先行研究の結果とは異なる。学校や家庭における体罰についての人々の認識を検討した先行研究においては、体罰を許容するのは男性で年配、地方に居住し、思想としては保守的な人物とされてきた。本稿で取り上げているのは、スポーツの競技・指導現場やその人間関係下

表2. 体罰12項目への回答傾向

体罰項目	適切(%)	性別	年齢カテゴリー	競技・指導レベル
罰としてランニングなどの長時間のトレーニングをやらせる	24.2	女>男*	20>30>40***	n.s.
平手でたたく	16.0	n.s.	20>30>40***	n.s.
罰として正座をさせる	16.0	n.s.	20>30>40**	n.s.
メガホンなどのモノでたたく	15.0	n.s.	20=30>40**	n.s.
身の回りの世話をやらせる	10.8	n.s.	20>30>40***	n.s.
ボールなどを投げつける	8.3	n.s.	20>30>40*	全>地>国***
指導者のマッサージをさせる	8.1	女>男**	n.s.	n.s.
足で蹴る	5.1	n.s.	20>30>40*	n.s.
拳で殴る	4.1	n.s.	20=30>40*	n.s.
存在を無視する	3.4	n.s.	n.s.	n.s.
人格を否定するような言葉を言う	2.4	n.s.	n.s.	n.s.
水を飲ませない	0.8	n.s.	n.s.	n.s.

*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001

における体罰であり、回答者は地方大会以上の競技レベルを持つ、つまり日本のスポーツ実施者層においては高いレベルにある競技者・指導者である。統計的に有意な関連が認められたのは「罰としての長時間のトレーニング」と「指導者へのマッサージ」の2項目だけであったが、全体的に男性のほうが体罰を許容する傾向も認められない。

年齢層についても同様に、先行研究の結果とは異なった傾向を示す。既述のように先行研究においては、体罰は若年層よりも高齢層において許容される傾向があるとされてきたが、表2の20～40歳代の年齢層においては概して40歳代よりも20歳代のほうが体罰を適切であると回答する傾向が認められる。ただし、以上のような性別と年齢層における結果が、場としてはスポーツ環境における体罰、回答者としてはハイレベルにある競技者・指導者による体罰認識の特異性としてであると断定するためには、さらに詳細に分析を行う必要がある。

(3) 体罰認識得点の算出と分析

表2に示した12項目について「適切」と回答した場合に1点、「不適切」を0点として得点化し、その合計得点を求めて体罰認識得点とした。各回答者の体罰認識得点は0～12点の分布をすることになるが、その度数分布を求めたところ、0点に57%、0～3点に全体の約9割が集まる分布を示した。したがってこれ以降の分析はノンパラメトリック分析を用いることにした。

性別と競技者／指導者の別で体罰認識得点に差があるかを確認するためにマン・ホイットニー検定を行った(表3)。統計的有意差が認められたのは競技者／指導者の別であり、競技者の体罰認識得点は指導者よりも高かった。つまり、競技者は指導者よりも体罰を許容する傾向を確認できる。表2で特徴的だった性別については、女性と男性の間で体罰認識得点に有意差は認められなかった。

表3. スポーツ環境における体罰認識得点合計値のマン・ホイットニー検定結果

変数	カテゴリー	n	平均ランク	Mann-Whitney U	sig.
競技者／指導者	競技者	233	351.70	28264.0	***
	指導者	356	257.89		
性別	女性	146	315.18	29392.0	ns
	男性	443	288.35		

***:p<0.001

次に年齢層と競技／指導レベルの体罰認識得点に有意差があるかを確認するために、クラスカル・ウォリス検定を行った(表4)。ここでは年齢層において有意差が認められ、表2で確認した傾向、つまり若年層において体罰が許容されるという傾向は、体罰を総合的に評価した場合にも確認できる。

表4. スポーツ環境における体罰認識得点合計値のクラスカル・ウォリス検定結果

変数	カテゴリー	n	平均ランク	χ^2	sig.
年齢層	20歳代	217	344.42	42.345	***
	30歳代	154	290.05		
	40歳代	218	249.30		
競技/指導レベル	国際レベル	122	288.49	0.456	ns
	全国レベル	393	297.99		
	地方レベル	74	289.86		

***:p<0.001

(4) 体罰を規定する要因の検討

次に、表3と表4で検討した諸属性がどのように関わっているかを確認するために、各属性間のクロス集計を行いカイ二乗値を求めた(表5)。表3で体罰評価得点に有意差が認められた競技者/指導者は、性別、年齢層、競技/指導レベルすべてと有意な関連をもっており、競技者の割合は女性と20歳代、ならびに国際レベルの各カテゴリーに偏っていた。また表4で体罰評価得点に有意差が認められた年齢層については、20歳代の割合が女性と国際レベルに偏っていた。

表5. 独立変数間の関連の検討

	競技者/指導者	性別	年齢層	競技/指導レベル
競技者/指導者		48.105	304.393	27.528
性別	***		84.515	5.095
年齢層	***	***		17.178
競技/指導レベル	***	ns	**	

※対角線右上はカイ二乗値、左下は検定結果 **:p<0.01, ***:p<0.001

表5にみたような諸属性の関連を勘案しながら体罰認識得点に影響を及ぼす変数を確認するために、体罰認識得点を従属変数、表5の4つの諸属性を独立変数とするカテゴリカル回帰分析を行った(表6)。4つの独立変数からなる回帰モデルは0.1%水準で有意であったが、決定係数(R²)は0.107と低く、本稿で用いた4つの独立変数以外に体罰認識得点に影響を及ぼす変数が存在すること示唆している。

表6. カテゴリカル回帰分析結果

独立変数	β	stand. error	d.f.	F	sig.
競技者・指導者	0.271	0.072	1	14.188	0.000
性別	-0.112	0.063	1	3.153	0.077
年齢層	-0.117	0.07	2	2.766	0.098
競技・指導レベル	0.042	0.062	2	0.451	0.637

※従属変数: 体罰認識得点
 ※R²=.107, F=5.876***

本稿で取り上げた4つの独立変数に関して検討すれば、体罰認識得点に対して有意な影響力を示したのは競技者・指導者の変数のみであり、性別や年齢層の影響力は有意ではなかった。表2の考察において、性別や年齢層と体罰認識の関わりが先行研究と異なる点について言及した。他方、表5において性別と年齢層、そして競技者/指導者の3変数間には有意な関連が認められ、その関連は女性と20歳代に競技者が多いというものだった。つまり表2で確認した、20歳代という若い年齢層や女性において体罰に許容的であるという先行研究とは異なる傾向は、20歳代や女性に競技者の割合が多いということに起因していると判断できる。したがって、日本のハイレベルの競技者と指導者による体罰認識を考察するにあたっては、性別や年齢層ではなく、競技者か指導者かといったスポーツに関連する地位や立場、さらには競技者と指導者という各集団における慣習や価値観などを念頭におく必要がある。

この競技者／指導者という地位が体罰認識に及ぼす影響は、我々の推測を裏切るものであった。つまり、競技者と指導者の間に存在する権力関係が体罰を生じさせているのであれば、指導者は体罰に許容的、競技者は非許容的であり、競技者が受け入れがたい体罰を指導者が権力を背景に強要する、という構図を描くことができる。しかしながら、本稿における分析結果は逆の回答傾向、つまり競技者は指導者よりも許容的であるということを示した。繰り返すが、本稿の調査対象は地方大会レベル以上の競技者と指導者である。近年では国民体育大会や国際大会の指導者には所与の条件として指導者資格を所有したり継続して講習会を受講することが求められる。そうした機会を通じて、体罰やセクシュアル・ハラスメントなどを否定する言説は耳に入っていると思われるし、体罰に頼らなくても指導をして結果を残すノウハウを身につけていると思われる。こうした指導者制度の整備を一つの理由として、指導者における体罰認識については、少なくとも意識レベルにおいては許容しないという傾向にあるのかもしれない。

他方、体罰を許容する競技者たちの認識をどのように考えればよいのだろうか。一つの可能性としては、本稿で調査対象とした競技者の体罰に関する認識は、一般社会の同年代の人々と同じレベルであり、指導者のように体罰に関するレクチャーを受ける機会がないが故に、この問題に関する認識が高まらず許容的なままでいると考えられるだろう。もう一つの可能性としては、本稿における競技者は地方レベルの競技能力をもつ人たちであり、見方を変えればそのレベルに至るまでスポーツの世界で生き残った人たちでもある。体育・スポーツ環境に、体罰を許容する「何らかの納得の構造」(片岡, 1989)が存在するのであれば、そこで生き残っていくためにはその世界の慣習や価値観を受け入れざるを得ないであろう。結果として、被害を受ける側の体罰行為に対する受容や黙認、諦観が残るのである。

こうした考察をより断定的なものにするためには、参与観察や聞き取り調査などの質的な調査が必要になるだろう。また体罰認識に加え体罰経験も勘案することによって、「儀礼としての体罰」(岩井, 2007)という姿も見えてくるとと思われる。

<参考文献>

- 阿江美恵子 (2000) 「運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から」 体育学研究 45: 89-103.
- 岩井八郎 (2008) 「儀礼としての体罰—『体罰』に対する意識の分析—」、谷岡・仁田・岩井 (編) 『日本人の意識と行動：日本版総合的社会調査 JGSS による分析』東京大学出版会、pp313-328.
- 江森一郎 (1989) 『体罰の社会史』新曜社.
- Fejgin, N. and Hanegby, R. (2001) "Gender and Cultural Bias in Perceptions of Sexual Harassment in Sport" *International Review for the Sociology of Sport*, 36(4): 459-478.
- 片岡暁夫 (1989) 「スポーツにおける鍛錬と暴力性」 日本体育学会第 40 回大会号:12.
- 楠本恭久・鍋谷照・立谷泰久・三村覚・岩本陽子 (1997) 「体育専攻学生と体罰に関する研究 (I) —被体罰経験と意識—」 日本教育心理学会総会発表論文集 39: 278.
- 宮田和信 (1994) 「体育専攻学生の体罰意識」 鹿屋体育大学学術研究紀要 11: 219-230.
- 佐藤秀夫 (1989) 「学校の文化史からみる教師の行動様式—「体罰」と「年長者支配」を中心として—」 日本体育学会第 40 回大会号:11.
- 高橋豪仁・久米田恵 (2008) 「学校運動部活動における体罰に関する調査研究」 奈良教育大学教育学部附属教育実践センター紀要 17: 161-170.
- 冨江英俊 (2009) 「体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査—」 日本女子体育大学紀要 39: 69-77.

謝辞

本研究は平成 18～20 年度科研費 (基盤研究(C)18510233) の助成を受けたものである。

スポーツマンガの 20 年

東京学芸大学 松田 恵示

1. はじめに

本研究は、スポーツマンガに見られる社会意識から、スポーツマンガの直近の 20 年について分析しようとするものである。メディアに載せられたスポーツとして、スポーツマンガは社会的に大きな位置を占めている。こうしたスポーツマンガの社会学的分析は、スポーツの社会意識を如実に反映させたものとなる。特に、多メディア化するスポーツマンガの現在にあつて、その社会的布置と内的構造を中心に解釈的な分析から課題に取り組んでみたい。

2. マンガ・メディアの特性

マンガはスポーツにとって、R. ジラールの述べる「媒介者」としての位置を確保している。マンガは省略と誇張に特徴づけられる、絵と言葉からなるメディアである。そしてその特性の最大のポイントは、受け手の気ままなコノテーションを誘発するその独特の表現方法にある。換言すれば、意味量ではなく情報量に重きが置かれる紙面は、私的な、多様な読みを可能とする。このことは、マンガには特有のリテラシーが必要であり、共振的論理、「感じる-動く」というパターンをメディア特性として有していることを意味している。こうして、漫画の読みを自分自身のリアリティ感覚に合わせて多様に展開できるからこそ、マンガは「媒介者」として位置づくのであろう。

3. 1990 年代～2000 年代のスポーツ・マンガ(考察の一部)

「炎の闘球児ドッジ弾平」は、90 年代以降の、日本のスポーツマンガの特徴をもっとも顕著に示すマンガである。それまでマイナーであったドッジボールは、マンガのあとを追いかける形で流行した。つまりフィクションであったマンガが、現実のスポーツ現象を創りだす。「媒介者」としてのマンガ特性が社会制度に影響を与えだしたわけである。「スラムダンク」の名言=「あきらめたら、そこで試合終了だよ(安西先生、第 8 巻 P. 69)」「天才とは 99%の才能と 1%の…努力(桜木花道、第 18 巻 P. 153)」は、多くの若者を支えた言葉でもある。登場人物の「キャラ」は、実生活の必須ツールであり、「キャラ」を利用し演じることなくしては円滑な社会生活を送れない。こういう感覚が「テニスの王子様」等、新たなスポーツマンガとして消費される 2000 年代以降より強くなってくる。

4. スポーツとマンガの融合

こうしたスポーツマンガの動きは、従来の「スポーツ」概念自体をも、日常生活において揺らぎを引き起こしている。スポーツマンガを読むことと、スポーツをすること、の境界が、あいまいになってきていることが、その実質である。例えば、こうした傾向は「テレビゲーム」という現代的メディアにおいてはすでに常態化してきており、「スポーツの情報化」という文脈の中で、現代的な社会生活の変化にともない、必然性を持って進む分岐変容の一場面であった。当日の報告では、直近 20 年のスポーツマンガ通史の分析を通して、現代的なスポーツ文化の変容の一場面として、社会意識論の立場から、こうしたスポーツマンガの実質についてさらに詳しく検討したい。

参考文献

R. ジラール、『欲望の現象学：ロマンティックの虚偽とロマネスクの真実』古田幸男訳、法政大学出版局、1971 年

メディア・スポーツ・リテラシー教育に関する萌芽的研究

大橋 充典 (奈良教育大学大学院 学生)

1. はじめに

涙を誘うような選手物語。戦争シュミレーションさながらのナショナリズムの高揚。選手と一緒に興奮する解説者。「がんばれ」コールに代表されるアナウンサーの絶叫。芸能レポーター風のインタビューなどなど。どれもが感動のスポーツドラマをつくるのに仕掛けられる。しかし、われわれの感動を煽ろうとすればするほど、われわれは醒めてしまい、この企てはかなりぼろをみせ始めた。

杉本厚夫「スポーツファンの社会学」(世界思想社, 1997)

メディア・スポーツの特徴をあらわしたこの文章への疑問は、われわれ視聴者は本当に作られた感動のスポーツドラマに気付いているのだろうか、ということである。メディア側はいまもわれわれにスポーツドラマやスポーツを通じた感動を作り続けており、それに対する視方が確立されていないのが現状ではないだろうか。

平井(1999)は、「マスメディアはスポーツにとって、これまでも大きな存在であった。マスメディアの支援なくして、今日のようなスポーツの大衆化はなかったであろう。しかし、これまでの両者の関係と大きく違うことは、マスメディアがスポーツを完全にコントロールする存在になりつつあるという点である。」と述べており、また加工など施されていないように見えるスポーツにおいては「メッセージの裏に隠されているものはなんなのか」が不明確になりがちであり、そのように「刷り込まれている」可能性が高い(森田, 2007)といえる。

2. 先行研究の検討：問題の所在

メディア・スポーツに対する上記のような視方がなぜ必要なのか。本来スポーツにおける「選手のサクセスストーリー」や「感動話」は、スポーツそのものに内在するのではなく、メディア側が創り出す「物語」にすぎない。また日本では、バラエティ番組や情報番組の司会を務めるようなアナウンサーがスポーツの実況を行うことも珍しくないが、たとえばドイツのサッカー実況のアナウンサーはサッカー中継以外の番組に出演したりするようなことはない(木崎, 2010)という。こういった実情からも日本のメディア・スポーツの特徴が見出すことができる。

また、体育の授業における「見るスポーツ」教育に関する調査を行った沢田(1997)は、「見るスポーツの指導の必要性」に関して、教師の 59.2%、学生の 47.6%が肯定しているにもかかわらず、実際に「見るスポーツの指導」が実際に行われていることへの肯定的な回答は教師 5.5%、学生 3.7%であったと報告している。また後藤(1995)も、「学校教育やスポーツの指導現場で、『メディアとは何か』を、『社会とは』『スポーツとは』と同じように、しっかりと指導し、適切な価値観や視点、あるいは『見切り方』を植え付けていくことが、今のプロ・スポーツ時代には特に必要と思われる。マスコミへの過度の期待や信頼、あるいは偏見がそのまま看過され、スポーツ・マスコミも社会もよく理解できていないような『大きな子ども』が増えることは、相互に、あるいはスポーツにとって、大きなマイナスであり、広義の『体育指導』の責任は、今後ますますその責任を高め、広げていくことと思われる。」と、学校体育においてもメディア・スポーツに関わる教育が必要であるとの指摘は存在しているが、それらの実践には至っていないといえる。

そこで本研究では、メディア・スポーツ視聴に関して、メディア・リテラシーの重要性を示した上で、メディア・リテラシーを援用したメディア・スポーツ・リテラシーについて検討し、さらにメディア・スポーツ・リテラシー教育の実践モデルの提案を行う。メディア・リテラシーについては、その教育において先駆的な取り組みで知られるカナダオンタリオ州教育省の基本概念を参考にする。

また、「メディア・スポーツ」と表記した場合、テレビだけでなく新聞やラジオなどスポーツに関わるその他のメディアを対象にする必要もあると思われるが、本稿ではどの世代においても接触時間の多い映像メディア（情報メディア白書 2011）を中心としたスポーツを対象とした。

3. メディア・リテラシー

そもそもメディアリテラシーとは何なのか。表1はカナダオンタリオ州教育省が提示した実践における基本概念から日本のメディアに即した形で鈴木ら（2004）によって作成されたものである。カナダのオンタリオ州において、1989

表1 8つのキーコンセプト

1	メディアはすべて構成されている
2	メディアは「現実」を構成する
3	オーディエンスがメディアを解釈し、意味をつくりだす
4	メディアは商業的意味をもつ
5	メディアはものの考え方（イデオロギー）や価値観を伝えている
6	メディアは社会的・政治的意味をもつ
7	メディアは独自の様式、芸術性、技法、きまり/約束事をもつ
8	クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーションをつくりだすことへとつながる

年からメディア・リテラシーが中学校、高等学校での必修となった。その背景は、隣接するアメリカからの文化の流入が原因だとされており、広告やテレビ番組などアメリカからの様々な文化的影響を受けるカナダでは、このようなメディアから発されるメッセージを適切に読み解く必要があるとされたためである。情報化が進行し、さまざまな情報が即座に取得可能な現代社会において、このようなメディアからの情報を「クリティカルに読む」ことの重要性はますます高まると思われる。

オンタリオ州教育省はメディア・リテラシーに関する「クリティカル」な思考についてのチェックリストを表2のように作成している。

表2 クリティカル思考のチェックリスト

1	証明可能な事実と価値観による主張との違いを区別できる
2	主張や情報源の信頼性を判断できる
3	申し立ての正確さを判断できる
4	根拠のある主張と根拠のない主張とを区別できる
5	偏見を見つけることができる
6	明言された仮定とそうでないものを確認できる
7	論理的矛盾を認めることができる
8	議論の強さの程度を判断できる

メディア・リテラシーの概念がメディアへのクリティカルな思考や主体的に関わる取り組み、というように抽象的な定義が多い中で、このようなチェック項目はメディア・リテラシー教育に関する取り組みにおいては、「評価」という点で非常に参考になる。具体的には、これらを参考に作成した評価シート、あるいは質問紙を学習者に回答させることによってメディア・リテラ

シーの授業実践の有用性を検討することが望ましいと考えられるが、このような自己評価のみによって判断するのは危険だとも考えられる。メディア・リテラシーの実践内容について、西村（2001）は「メディア・リテラシーの学びは、対話のなかでメディアをクリティカルに読み解くことを通して、私たちが生きている世界と自分自身を読み解くプロセスである」とし、メディア・リテラシー教育における対話の重要性を強調している。このことから、グループディスカッション形式での対話による番組の批評や意見交換などは非常に有効であると考えられる。実際には、スポーツの中継やスポーツ番組の視聴を通して、少人数で構成されるグループでそれらについて意見交換を行うといった形が望ましいだろう。ただ、漠然と意見交換というような提示の仕方では何に関する意見を出せばよいのか不明確になる可能性もあるため、ファシリテーター^{注1)}からの働きかけによって議論が活発に展開されることが期待される。ファシリテーターについては、箕面市における「情報化」に関するセミナー「みのおプロジェクト」において3つの条件が検討されている。条件については表3に示した。

表3 ファシリテーターの条件

1	<ul style="list-style-type: none"> ● メディア・リテラシーの理論について学んでいること ● メディアについて経験にもとづいた十分な知識を持っていること ● グループのダイナミズムによって生じる不測の事態に対応出来る臨機応変さと参加者と共に学ぶことのできる柔軟性を持つこと ● ワークショップの経験を積んでいること
2	● メディア産業や制度について豊富な知識と経験にもとづいて語る事ができる者
3	● メディア問題に能動的に関わっている市民

ファシリテーターは、メディアに対する能動的な思考力を有しており、また学習者とともに学ぶ姿勢が重要であると考えられている。

4. メディア・スポーツ・リテラシーへ

渡辺（1999）は、「メディアはスポーツを娯楽化しドラマに変容させて、関心をもつ人の数を飛躍的に増大させてきた。父権主義的なアマチュアリズムの衰退と、ますます顕著になる家族指向の起業家精神。スポーツとメディアの関係は、一つにはこのような側面から批判的に分析することができるかもしれない」と、メディア・スポーツのある側面に焦点をあてる事が批判的な分析の第一歩となることを示しており、また、大野（2003）もスポーツを見て楽しむということは、アスリートの高度なプレーやその姿、緊迫したゲームを見ることで一体感を持ちたいと思うことであるという一方で、商業主義化やプロ化が進むことでファンサービスが強調され、アスリートがファンに媚を売るような内容にマスメディアが煽り立てる傾向が強まるとの指摘を行っている。また、スポーツジャーナリズムには便宜的に大きくわけて、娯楽性、記録性、批評性、国際性、思想性の5つの要素が必須であると述べており、プレーやゲームに対する批評性を欠いた、娯楽性偏重のフィクション化が進行する日本のメディア・スポーツの問題に苦言を呈している。

このように近年のメディア・スポーツは視聴者を意識した放送内容に変わりつつあり、日韓ワールドカップ・サッカーのように、メディア自体が感動報道を自画自賛しわれわれに「押し付ける」側面を持つ（佐伯, 2003）ことや、テレビの事前報道によってメディアと視聴者の間で過剰なメダルへの意識が相互作用的に行われ、「過熱的メダル報道」に陥っている（横山, 2007）との指摘もある。メディアによる演出への批判がなされている一方で、これがメディア・スポーツの性格であるという認識が広まっているといえる。つまり、メディアの作る物語や感動といったものは、メディア・スポーツにとってなくてはならないものといった認識が視聴者の中に知らず知らずのうちに「刷り込まれている」のかもしれない。

このような現状を踏まえると、メディア・リテラシーのキーコンセプトの「1. メディアはすべて構成されている」という基本概念にもう一度立ち返る必要があるといえる。メディアの持つ特殊な構成や技法の特徴に加えて、スポーツに特有のリプレイやアップ映像、様々なアングルからの映像などの特殊効果が視聴者に意識化されないまま効果を与える可能性もある。放映権料の高騰による放送局側のより一層番組制作への介入や影響力の強化や、特定のチームや個人を主人公に仕立てることでストーリーを作り出すようなエンターテインメント性の追求による多様性の欠如など、メディア・スポーツに触れる際に意識しなければならない点は少なくない（神原, 2001）。

日本のメディア・スポーツの現状に対して清水（2010）は「日本において人びとに共通する公共文化財としてのスポーツ中継とは何か」という問題提起を行った上で、オリンピックやワールドカップ、プロ野球や大相撲などが一見そのように見える一方で、それらが放送局や新聞社との系列関係上成立していることの問題について議論の余地があると指摘する。メディア・スポーツは視聴者の存在が前提で成り立っている一方で、それらが孕む問題は視聴者には不可視的に存在している。実際に放送されている映像を全くのバイアスなしに見ることは難しいが、少なくとも視聴率や系列関係といった番組制作に関わるメディア側にとって意識せざるを得ない問題については、視聴者であるわれわれも理解しておく必要があるのかもしれない。「スポーツ・メディアリテラシー」の分

析視角として、「1. メディアによる恣意的なスポーツシーンの編成」「2. 市場原理主義とスポーツジャーナリズムのダブルバインド」「3. スポーツジャーナリズムを介した特定の社会的価値観の再生産」といった3つの授業実践に対する分析枠組を定めた野口(2010)の取り組みからも分かるように、メディアによって伝えられるスポーツには恣意的な側面が存在しており、それらにどのように接するのが問題となる。放送局には番組の内容を審議するための番組審議会²⁾のような機関が存在しているが、上記のような問題を孕むメディア・スポーツを検討するように機能しているとは現状では考えにくい。つまり、制作側に放送の公平性を求めるのではなく、われわれ視聴者自身がこのようなメディア・スポーツやメディアの特徴を踏まえた上でクリティカルに視聴する必要があると言える。

5. メディア・スポーツ・リテラシー教育の実践モデル

ここまでのメディア・リテラシーおよびメディア・スポーツの現状を踏まえ、最後にメディア・スポーツ・リテラシー教育に関する授業実践モデル(表3)を提示する。ここでは40~60分の授業を想定し、メディア・スポーツへの「クリティカル」な思考に基づく視点を意識し、対話を中心としたグループ活動を取り入れる。それによって、自己評価のみではなく多様な意見を取り入れることで新しい知識をつくりだす、といったメディア・リテラシーの「学びの場」をつくることが可能だと考えられる。

「導入」では、ファシリテーターがメディアの基本概念や「クリティカル」な読みといったメディアの特性や個人とメディアの関係などの説明を行い、ファシリテーターを中心に進行することになるが、それ以降の「活動」に関しては、学習者が主体的に取り組むことが出来るようにファシリテーターは意識しておく必要がある。ただし、必要に応じてファシリテーターが全体に投げかける質問や問題提起についても重要だと考えられる。

「活動1」では、事前にファシリテーターが用意した10分程度に編集、もしくは選択したスポーツに関する映像(スポーツ中継、もしくはニュース番組のスポーツコーナーのようにまとまっているもの)を使用する。ファシリテーターは学習者に対して、視聴前に当該スポーツの特徴や話題となるトピックなどに関する疑問を投げかけることによって、どのような点を意識して視聴すればよいのかを理解させておく。その後、実際に映像を見る際、普段意識していない映像や言葉に注意することが可能となり、疑問や批判などの意見が生まれやすいと考えられる。学習者は映像から読み取ることができた疑問や意見、批判、映像に含まれるその他の要素について記録する。たとえば、「なでしこジャパンの優勝特集」を取り上げた場合、女子サッカーという通常メディアがほとんど取り上げないスポーツに関して、女性特有の放送のされ方や言説はないのか、また「なでしこ」という言葉がどういった文脈で扱われているのか、テロップや音楽、特殊な映像効果などといった点についても記録しておく。

「活動2」では、それぞれ4~5人程度で構成されたグループにわかれ、記録しておいた考えや意見をもとに他の学習者と意見交換を行う。批判や疑問、その他の意見についてそれぞれ個人が能動的に発言することで議論が展開されることが望ましいが、議論に発展しないグループについては、ファシリテーターが議論の補助となるような質問などを提示する必要がある。その際、特になにが正解ということは意識させず、様々な意見を聴くことで自身の意見との比較し、そこで生じた問題について理解を深めるということの重要性についてファシリテーターも理解しておく必要がある。

「活動3」では、各グループで出し合った意見や疑問を全体に発表することでさらにさまざまな他者の意見に傾注し、またそれに対して積極的に考え、自身の意見を確立させていく。

「まとめ」では、ファシリテーター自身の疑問や今後の「メディア」と「スポーツ」との関係についての最小限の意見や疑問の提示にとどめ、個人の意見に正解は求める必要はない。重要なことは、学習者とファシリテーターが共に学ぶ場として、「クリティカル」な視点に基づいた意見交換や議論を通じた対話によって多角的な視点を持つことができる活動に発展させることにある。

表3 メディア・スポーツ・リテラシー教育の実践モデル

		8つのキーコンセプト (数字は表1を参考)	活動内容	活動内容の視点	ファシリテーター
導入	5 分	1, 7	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの持つ基本概念を理解 ・クリティカルな思考を理解する (表2参考) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア社会で生きる「私」をイメージできているか ・メディアの持つ基本概念やクリティカルな思考についてイメージできているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題のトピックに軸れることで、メディアと個人の間接意識をさせる ・表1で示した内容を具体的に説明 ・メディアの特徴、クリティカルな思考の重要性を説明
活動1 個人で分析	10 分	2, 3, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリティカルな視点を意識し、実際の映像を参考にしながら自身の考えや意見、批判等を記録していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成された「現実」「暗黙的意味」「イデオロギ」等について、それぞれ意識できているか ・普段は意識しないような視点をもつことができているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・映像だけでなく、テロップや音楽、特殊効果(アップやリプレイ)など、実際に映像を見ながら進めることで意識させる ・ナレーションの言葉や選手のインタビューなどが構成上どのような意味を持つのか意識させる
活動2 グループで意見 交換 議論	10 分	3, 5, 8	<ul style="list-style-type: none"> ・記録した考えや感じたことに基づいてグループ内で意見交換 ・意見交換を通して新たに気付いた点や感じたことも記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の意見を聴くことで多様なコミュニケーションを行えているか ・単なる批判ではなく自身の意見との比較ができているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ」以外にも制作上重要とされていたものなのか意識させる ・映像全体を通して「スポーツ」以外にテーマとされていたものがよく理解させる ・他者の意見を聴くことで多角的な視点を意識させる
活動3 グループごとに 意見を発表	10 分	3, 5, 8	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループで出し合った意見について発表 ・今回の映像は「スポーツ」と何がテーマとなっていたか(たとえば映像の題名をつける等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多角的な意見を踏まえたグループの発表になっているか ・「スポーツ」映像に含まれる他の構成要素の存在を理解できているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ毎の意見に対して、それぞれの特徴を全体で共有できるように促す ・ファシリテーター自身の意見は最小限にとどめ、学習者の意見を引き出すことを意識する ・実際の映像ではどういった形式で発言されていたのかを示す
「まとめ」	5 分	1, 2, 6	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ映像におけるメディアの特徴を理解し、今後視聴する上でどのような点に注意し、どのような視点をもち考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の視聴に対する理解深められたか ・「スポーツ」と「メディア」の関係を考えることができたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・8つのキーコンセプトのそれぞれが具体的などのような内容と関連しているのかを示す ・今後の「メディアスポーツ」観るべき取り組みであることを確認させる

6. おわりに

スポーツとメディアの関係を理解する上で、放映権やスポンサー、系列関係などを切り離すことはできないが、それらをどこで、どのようにして学ぶのか、ということに関しては今後検討していく必要があるだろう。スポーツにおいても他のメディア研究と同様に「クリティカル」な視点は存在している。近年のメディア・リテラシー教育の授業実践は様々な形でなされているが、メディア・スポーツ・リテラシー教育の実践についてはまだまだ検討の余地があり、さらに授業を学校教育に位置付けるのであればより精細な授業実践と内容を考えていかなければならない。地上波アナログ放送も終了した2011年以降情報化が加速度的に進行する現代において、これらメディアと関わる教育の再検討が急務となるのではないだろうか。

注

1) ファシリテーター

メディア・リテラシーの取り組みは、1. グループで学ぶ、2. 能動的な参加、3. 対話による学習、4. ファシリテーターの役割、が不可欠であり、ファシリテーター/教師は、自己の考えを押し付けることなく参加者の意見を引き出し、学習動機を高める魅力的な学びの場にするための今日的な教材を選び、自身も参加者とともに学ぶ姿勢を保ち、またメディア・リテラシーを十分に理解していただく必要がある。

2) 番組審議会

番組審議会とは、放送法第二章第四十四条の一に「豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払う」と定められた、番組の内容を審査するように、数名の識者によって構成された委員である。もちろん各放送局（東京キー局およびNHK）にスポーツ関係者も含まれている。

文献

電通総研編（2011）情報メディア白書 2011. ダイヤモンド社：東京

後藤新弥（1995）「スポーツ新聞」の制作現場から—大衆娯楽誌の特性と課題— 中村敏雄編 スポーツメディアの見方、考え方 スポーツ文化論シリーズ④、創文企画：東京、pp. 47-79.

平井肇（1999）スポーツのグローバリゼーション. 井上俊・亀山佳明編 スポーツ文化を学ぶ人のために. 世界思想社：京都、pp. 210-228.

カナダオンタリオ州教育省編：FCT 訳（1992）メディア・リテラシー マスメディアを読み解く
リベルタ出版：東京

神原直幸（2001）メディアスポーツの視点. 学文社：東京

木崎伸也（2010）世界は日本サッカーをどう報じたか. KK ベストセラーズ：東京

森川貞夫（2006）日本におけるスポーツの商品化とユニバーサル・アクセス権問題 メディア総合
研究所編 新スポーツ放送権ビジネス最前線. 家伝社：東京、pp. 79-87.

中村敏雄 スポーツ批評の可能性. 中村敏雄編 現代スポーツ評論（8）創文企画：東京、pp. 8-15.

西村寿子（2004）参加と対話で学ぶメディア・リテラシー—生涯学習講座から. 鈴木みどり編
メディア・リテラシーの現在と未来. 世界思想社：京都、pp. 174-192.

野口邦子（2010）メディアとスポーツ—アカデミズムにおけるメディアスポーツの知見と授業実践
の関係に関する事例的研究. 東洋大学スポーツ健康科学委員会 スポーツ健康科学紀要（7）：
37-43.

大野晃（2003）ライターを考えるスポーツ空間と批評—体験的スポーツジャーナリズム論 中村敏
雄編 現代スポーツ評論（8）創文企画：東京、pp. 30-43.

佐伯年詩雄（2006）現代スポーツの課題—今、現代スポーツの何が問われているのか. 佐伯年詩雄
現代スポーツを読む スポーツ考現学の試み. 世界思想社：京都、pp. 295-303.

沢田和明（1997）見るスポーツと教育 学校体育における「見学」再考 杉本厚夫編
スポーツファンの社会学. 世界思想社：京都、pp. 71-88.

清水諭（2010）メディア環境の変容とスポーツ：問題提起 清水諭編 現代スポーツ評論（22）
創文企画：東京、pp. 8-15.

鈴木みどり（2004）Study Guide メディア・リテラシー入門編. リベルタ出版：東京

総務省 郵政行政六法 放送法

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/laws/broad2a_rev98.html
(2011年8月10日)

高橋義雄（2002）メディアスポーツのプロデュース論 橋本純一編 現代メディアスポーツ論.
世界思想社：京都、pp. 49-67.

渡辺潤（1999）スポーツとメディア—アメリカのプロ・スポーツを中心に 井上俊・亀山佳明編
スポーツ文化を学ぶ人のために. 世界思想社：京都、pp. 57-74.

横山滋（2007）トリノ・オリンピック報道における外国関連情報と中立性—「ニュース10」「ニ
ュース23」「報道ステーション」の場合 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究
所紀要（57）：97-111.

学校運動部活動のあり方に対する日本教職員組合の見解に関する考察

——教育研究全国集会レポート・『日本の教育』・『教育評論』を資料として——

中澤篤史（一橋大学）

1. 問題関心と本発表の目的

日本の学校教育には運動部活動がある。学校と教師は、運動部活動として、一見すると教育とは無関係に思われるスポーツを教育的に編成してきた。しかし、運動部活動が日本ほど大規模に成立している国は、他に無い。つまり、運動部活動の大規模な成立状況が示唆しているのは、スポーツと教育の日本特殊的関係である。本発表は、そうしたスポーツと教育の日本特殊的関係がいかにして構築されてきたのかを探究する一環として、戦後における中学・高校運動部活動の歴史的展開を、日本教職員組合に注目しながら跡づける試みである。

日本の教師は、教育とは無関係に思われるスポーツをどのように意味づけてきたのか、そして、なぜ消極的ながらも運動部活動を支え続けてきたのか。こうした問いに先行研究は答えられない。運動部活動の戦後史は、井上（1970）、木下（1970）、前川編（1973）、竹之下・岸野（1983）といった体育・スポーツの通史的研究、木村（1969）の戦後教育改革研究、関（1997）や内海（1998）の体育・スポーツ政策研究が部分的に記述してきた。しかし、これらの研究は、もっぱら政策面に注意が向けられ、その実際の担い手である教師集団に十分な注意が払われていない。これは、先行研究の大きな限界である。なぜなら、運動部活動は教育課程外の活動であることから、文部省を中心とした政策それ自体が実態に与えた影響は間接的なものに過ぎなかったからである。むしろ運動部活動のあり様は、現場の教師たちの考え方や取り組み方に強く左右された。そのため、運動部活動の戦後史を描くためには、政策という外部の輪郭を描くだけでなく、その内部にあった教師集団の意識のあり様を看過できない。

そこで本発表では、運動部活動のあり方に対する教師集団の意識を考察するため、日本教職員組合（以下、日教組）の見解に注目する。こうした日教組と運動部活動の関係を検討した唯一の先行研究として、正木（1975）がある。それによると、まず、日教組による全国レベルの初の見解は、1970年に発表された「教職員の労働時間と賃金のあり方」の中にあるという。そこでは、教師にとって負担となっている運動部活動は、教師の本務には含まれない社会体育の領域に属する活動であり、今後は社会体育化すべきであることが示された。しかし、その後展開した都道府県レベルの運動を背景にして、1974年に日教組内の教育制度検討委員会が作成した「日本の教育改革を求めて」では、先の見解とは異なり、運動部活動を積極的に保障しようとする見解が示されたという。このように日教組の見解にズレがあったことを明らかにした点は、正木論文の重要な成果である。ただし、こうした見解のズレが生じた理由や、それがもたらした帰結について、正木の考察は及んでいない。この点は正木論文の限界である。

以上から本発表の目的は、運動部活動のあり方に対して日教組がいかなる見解を示してきたかを考察することである。具体的には、1970年の「教職員の労働時間と賃金のあり方」と1974年の「日本の教育改革を求めて」以降、日教組の全国レベルの見解はいかなる変遷を辿ってきたのか〔課題A〕、当初の見解とは異なる、運動部活動の積極的保障という見解の背景には、都道府県レベルで、どのような運動があったのか〔課題B〕、運動部活動の社会体育化／積極的保障という見解のズレは、いかなる帰結をもたらしたのか〔課題C〕、という3つの課題に対して、教育研究全国集会における日教組関連資料を用いて検討する。

2. 方法と資料

本発表の分析枠組み・分析レベル・分析時期・使用する資料について述べる。まず分析枠組みについて、本稿では、日教組を労働組合の側面と教育研究団体の側面の両側面から検討する。なぜなら、日教組はこれら両側面を併せ持った組織であるからであり、運動部活動の議論も、それぞれの側面から互いに違った特徴を持って行われたと考えられるからである。日教組は、一方で労働組合として、労働者としての教師の権利・生活・福祉を守るために運動を展開してきた。もう一方で日教組は、教育研究団体として、教育の機会均等や、子どもの自主性の尊重・育成および教師による教育活動の自主編成を基調とした「民主教育」を追求してきた。労働組合／教育研究団体という日教組の両側面に注意を払い、それぞれの側面から行われた運動部活動の議論を検討する。

つぎに分析レベルについて、本稿では、全国レベルの動向だけでなく、都道府県レベルの動向も検討する。日教組は、全国レベルで統括された組織ではあるが、必ずしも一枚岩の組織ではない。日教組の最小単位は「分会」と呼ばれる各学校の組織であり、それらが各地域で「支部」と呼ばれる集団を組織し、さらにその上位では各都道府県で都道府県教職員組合を組織している。そしてそれらの組織が独自に、多様な研修会や実践検討会を行ってきた。日教組の運動は、こうした全国／都道府県／地域／学校という階層の中で、それぞれが相対的に独立しつつ、全体としてのまとまりを形成してきたといえる。こうした日教組の階層性に注意を払いながら、全国レベルと都道府県レベルの双方の動向を検討する。

そして分析時期について、本稿では、日教組結成から2000年代までの動向を概観しながらも、とりわけ1960年代から1980年代後半までを中心的に取り上げる。その理由は、1960年から1980年代後半までが、日教組内で運動部活動の議論がもっとも盛んに行われた時期だからであり、とくに運動部活動の社会体育化／積極的保障という対抗的な見解がぶつかり合った時期だからである。当時、1964年の東京オリンピック開催、1966年のユネスコ「教員の地位に関する勧告」、1969・1970年の中学・高校学習指導要領改訂による「必修クラブ活動」設置といった社会背景と関連しながら、1960年代から1980年代後半まで、日教組では運動部活動のあり方について活発に議論された。

さいごに資料は、主として、教育研究全国集会で報告された各都道府県のレポートと、その全体報告書である『日本の教育』の関連する記述を用いて、補足的に、日教組の機関誌である『教育評論』の関連記事と、日教組編纂の組合史や各種報告書も蒐集し、適宜参照した。

教育研究全国集会（以下、全国教研）は、日教組が1951年から今日まで年一回開催している、教育現場の実践や問題を発表・討議する全国集会である。全国教研の発表者は、基本的に、各学校や各地域での発表・討議を経た後に、各都道府県の代表として選ばれた者であり、その発表内容がまとめられた各都道府県レポートは、それぞれの都道府県における実践や問題を代表したものと見なすことができる。筆者は、1951年から2009年までの全国教研において、運動部活動について議論された各都道府県レポート167本を蒐集した。なお、全国教研は、テーマごとに設立された分科会で構成されているが、本発表で扱う運動部活動については、専門の分科会はなく、「保健・体育」「生活指導と学校行事・クラブ活動」「職場の民主化」「教育課程」など多様な分科会で議論されている。そのため蒐集作業は、『日本の教育』に掲載された題目等の目録を手がかりに、関連しうる分科会のレポートのすべてを目視確認して遂行するように努めた。そして、『日本の教育』は、都道府県レポートの内容とそれらを下に交わされた議論についてまとめられた全国教研全体の報告書である。筆者は、この『日本の教育』において、運動部活動について議論された記事を、関連しうる分科会の報告書のすべてを目視確認して遂行するように努めながら、蒐集した。その中で、「部活動」「クラブ活動」といったキーワードを含んだ独立したカテゴリーが設けられて、ある程度のまとまりをもって議論されている、44の記事を資料として用いる。

発表当日は蒐集した資料の一覧を提示するが、本抄録においては紙幅の都合から省略する。

3. 分析結果と考察

3-1. 課題A：全国レベルの見解はいかなる変遷を辿って来たのか

1970年の「教職員の労働時間と賃金のあり方」と1974年の「日本の教育改革を求めて」以降の日教組の全国レベルの見解が示された資料として、①1976年に日教組内の中央教育課程検討委員会が作成した「教育課程改革試案」、②1983年に日教組内の第二次教育制度検討委員会が作成した「現代日本の教育改革」、③1988年に日教組権利確立対策委員会がまとめた「部活動についての基本的な考え方」、④日教組教育課程改革委員会がまとめた、1994年の『子どもにゆとりと真の学力を』と1996年の『共に学び、共に生きる教育をめざして』、⑤1999年に日教組内の21世紀カリキュラム委員会がまとめた『地球市民を育てる』、⑥2001年に日教組のシンクタンクである国民教育文化総合研究所内に設置された教育総研・部活動問題研究委員会がまとめた『21世紀の生涯文化・スポーツのあり方を求めて』、の6つを取り上げた。

その詳細な検討は割愛して概略のみ述べると、①・②は運動部活動を積極的に保障しようとする見解を示していたが、③・④・⑤・⑥は運動部活動を社会体育化しようとする見解を示していた。これらを小活すると、運動部活動の社会体育化という当初の見解に対抗して、積極的保障という見解が1970年代に現れ、それは1980年代前半まで続いていた。しかし、積極的保障の見解は、1980年代後半以降は後景に退き、再び運動部活動の社会体育化という見解が前面へ出てきた。つまり、日教組の運動部活動に対する見解は、1970年初頭を画期として社会体育化から積極的保障へと移り、1980年代中頃を画期として再び社会体育化へと戻っている。こうした見解の変遷の背景にあった運動を、つづいて分析する。

3-2. 課題B：積極的保障という見解の背景に、都道府県レベルのどんな運動があったのか

(注：発表当日は根拠となる蒐集資料を提示するが、本抄録では紙幅の都合から省略する)

運動部活動を積極的に保障しようとする見解の背景には、1964年の東京オリンピック開催と関連した、選手中心主義を否定しようとする運動と、1969年・1970年の学習指導要領改訂と関連した、必修クラブ活動を否定しようとする運動があった。順に説明する。

1959年に東京オリンピック開催が正式決定し、それに巻き込まれるように、1960年代に運動部活動は競技性を高めていった。1959年の保健体育審議会答申「スポーツ技術の水準向上について」や1960年の同答申「オリンピック東京大会の開催を契機として国民とくに青少年の健康、体力をいっそう増強するために必要な施策について」では、運動部活動を通じた技術向上や体力向上が求められた。さらに、1961年の文部省通達「学徒の対外運動競技について」や、1961年の保健体育審議会答申「学徒の対外運動競技の基準について」では、それまで教育上の観点から制限されていた中学生の宿泊を伴う遠征や、中学校水泳競技の全国大会が認められた。こうした社会背景の中で、運動部活動は、競技性を高め、一部の生徒を一流選手として養成する場へと変質していった。

日教組は、こうした動向を「選手中心主義」として厳しく批判し、それを否定する運動を繰り広げた。批判の論点には、まず競技熱が高まり、活動時間や大会参加が増えたことで、教師の負担が重くなったことがあった。つづいて、勝利を求めて厳しくなり、生徒が自由にスポーツをたのしめないとして、生徒の自主性を損なう点が問題視された。また、学校教育がオリンピックに振り回される状態は「スポーツの教育支配」であるとして、教育活動の自主編成を妨げる点も批判された。そして何よりも強く批判されたのが、機会の不均等という問題であった。「選手中心主義・結果主義に走る余り、一般生徒に対する考慮がうすれ」ており、「特定の強い選手だけが施設、用具を独占する傾向」は、能力の違いによる「差別」であると厳しく批判された。競技性を高め厳しさを増す運動部活動は、「一層の無理を生徒に要求し、ついていけない生徒は『根性』のない落伍者として、容赦なく切り捨て」ていると問題視された。その問題を解決し、「スポー

ツに親しもうとする者、或いは下手ながらできるだけ練習をしてみようとする者にも同じようにその場を与えてやらなければならない」。だから、「全員参加をめざす必修性クラブの振興をはかる必要がある」と主張された。

この機会の不均等という問題は、政策として、1969年・1970年の学習指導要領改訂で、授業として全生徒を対象に実施する「必修クラブ活動」が特別活動内に設置されたことで、解決されたかのように見えた。しかし、日教組は、この必修クラブ活動を激しく批判し、それを否定しようとした。批判の論点には、これまで以上に増大した教師の負担の問題、そして施設・用具の不足や評価の難しさといった技術的な問題もあったが、特に大きかったのは、必修クラブ活動が、日教組の理想とする民主教育の実現を阻害するという点であった。

詳しく述べると、まず、生徒の自主性を損なうという観点から、必修クラブ活動は批判された。「自発性、自主性をたてまえとするクラブ活動は、全員加入の強制と相容れない」というわけである。そして、教師による教育活動の自主編成を妨げるという観点からも、批判された。日教組は、予めから教育活動の自主編成を進めようとしてきたが、もっとも自主的であらねばならぬはずのクラブ活動ですら国家統制が及んできたことに危機感をおぼえ、「教科課程の編成権は学校現場にある」という立場から、「必修クラブ反対闘争」を展開した。必修クラブ反対闘争は、「教育の管理支配体制の強化」への闘争として位置づけられて広まっていった。中には、必修でありながら実施しない学校が急速に増加していった熊本、必修クラブ実施の職務命令が出たことで問題がいつそう大きくなった福岡や鹿児島、組合員との対立から管理職が辞職を余儀なくされた大阪など、闘争が激化した地域も少なくなかった。日教組は、「必修クラブを形だけでも導入せず、自主編成をめざす決意である。そして、そのような行動こそが教育権、学習権の確立＝職場の民主化を実現するものである」（傍点は原文ママ）と考え、「一定のわく内にはめこまれたクラブの有り方を強く排斥するよう努力するとともに、独自の立場でクラブを受けとめ、生徒のために『よりよい』自主編成を急がねばならない」と運動を進めた。必修クラブ活動を阻止できるかどうか、自主編成運動を達成できるかどうかのメルクマールとなった。

こうした必修クラブ活動の否定運動の反動として、強制ではなく生徒が自ら参加し、教育課程外でありながら教師がかかわる、従来の運動部活動が再評価された。『『必修』クラブを止め、現行クラブを発展させる立場』が強く表明された。実際に、必修クラブ活動を運動部活動に吸収させる形で両者を「一本化」し、必修クラブ活動を実施しない、あるいは「内容的に骨ぬき」にしなが、運動部活動を充実させようとする実践が広まっていった。ただし、「一本化」という形式が解決策であるのではなく、その中身が重要であった。つまり、「一本化」によって必修クラブに代わる運動部活動は、選手中心主義の教訓から一部の生徒が参加するものではなく、「全生徒の参加による自主的、自治的活動でなければならない」とされた。この全員参加という理想は、必修クラブ活動で達成されていたように見えた。しかし、日教組にとって、「全員がクラブ活動に参加すること、授業の形態で押しつけてきている全員のクラブ制度とは全く別もの」であった。あくまで、「生徒自らが意欲的に参加することによって、その結果が全員参加になる」ことが求められたのである。

3-3. 課題C：社会体育化／積極的保障という見解のズレは、どんな帰結をもたらしたのか

（注：発表当日は根拠となる蒐集資料を提示するが、本抄録では紙幅の都合から省略する）

こうした選手中心主義の否定運動と、必修クラブ活動の否定運動の経緯から、運動部活動を積極的に保障しようとする見解が立ち上がってきたが、それと同時並行的に、運動部活動が教師の肉体的・心理的・経済的負担になっているという問題は指摘され続けていた。つまり、必修クラブ活動を運動部活動と一本化したとしても、『『課外活動』の分野をどうするかという大問題は依然として残る』のであり、『『一本化』は部分解決であって、全面解決ではなかった』のである。

そうした状況の中で、1966年にユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勸

告」で課外活動の負担について触れられたことを背景に、日教組は、1970年に「教職員の労働時間と賃金の在り方」を示し、運動部活動への従事に対して手当の支給を求めた。文部省と人事院は、1971年「教育職員調整額」、1972年「教員特殊業務手当」を制度化し、運動部活動の指導や対外試合の引率など、業務範囲の不明瞭な教員の特殊な勤務状況に対する手当をいくらか充実させた。しかし、それも充分とはいえなかった。日教組にとって運動部活動に伴う教師の負担は問題であり続け、その解決策のため、運動部活動の社会体育化を目指す機運が続いたのである。

しかし、日教組内には、運動部活動の社会体育化に批判的な向きもあった。その理由は、社会体育の整備が進まないという技術的な問題とは別に、必修クラブ活動の否定運動と同様に、日教組の理想とする民主教育の実現を阻害するからというものであった。社会体育では、参加するための金銭的な負担等から、スポーツ機会が「一部の子どもたちのもの」になることが懸念され、機会均等の観点から批判された。また、運動部活動を社会体育化してしまえば、「クラブをもっとやらせろ」という生徒からの要求に応えられないため、自主性を尊重すれば、「自然に課外活動へと発展せざるを得まい」として、生徒の自主性の観点からも批判された。

加えて、さらに強く批判されたのが、教育活動の自主編成の観点からであった。日教組の見立てによれば、運動部活動の移行先として想定されている社会体育という領域は、日教組の目指す民主教育の正反対にある政府体制側の「非民主的な空間」であった。当時、学校外の地域社会では、政府の後押しを受けた日本体育協会が東京オリンピック開催に合わせてスポーツ少年団を組織したり、警察が柔剣道指導をしたり、自衛隊が屋外でスポーツ指導を展開したりしていた。日教組は、それらに「むき出しの反動性」や「軍国主義の毒」を見出し、その動向を、「軍国主義化への道を着実に進んでいる姿」、あるいは「戦犯右翼の関係するスポーツ団体の教育支配」と見立てて、強く警戒した。それゆえ、日教組にとって、運動部活動の社会体育化は、そうした「非民主的な空間」に生徒を送り込むことを意味し、問題となったのである。日教組の見立てでは、学校外の社会は改革すべき「非民主的な空間」であり、そうした社会を改革する拠点が「民主的な学校」であり、その担い手が「民主的な教師」であった。こうした見立てからすると、社会体育化に賛成することは、教師にとって「教育的な責任を放棄した形」となってしまう。だから、あくまで学校を拠点に教師の手によって運動部活動を編成せねばならないと考えられた。それゆえ、日教組は、運動部活動の社会体育化に躊躇せざるを得なくなったのである。こうした帰結として、日教組は、消極的でありながら、運動部活動を維持し続けることになったのである。

4. まとめ

以上の課題A～Cの解題を踏まえて、本発表の結論として、1960年代から1980年代後半までの日教組の運動部活動に対する見解の構図を表に示した。この表は、選手中心主義・必修クラブ活動・社会体育化に対する日教組の見解について、労働組合の側面における負担軽減の観点からの評価と、教育研究団体の側面における機会均等・生徒の自主性・自主編成の観点からの評価を整理したものである。この表に沿って本発表の考察をまとめる。

日教組は、選手中心主義に対して、負担軽減、生徒の自主性、自主編成、そしてとりわけ機会均等の観点から否定した。これは機会均等を目指す運動につながったが、それを政策的に達成した必修クラブ活動に対しては、負担軽減、そして特に生徒の自主性と自主編成の観点から否定した。その結果、教師の負担は問題であり続けたが、それを抜本的に解決しうる社会体育化に対しては、生徒の自主性、機会均等、そして特に自主編成の観点から大きく問題視され、結果的に躊躇した。

こうした日教組の見解を導いた要因として、2つ指摘したい。一つは、自主編成と負担軽減の間に生じる「教師の営みは教育か、それとも労働か」という葛藤である。日教組は、1952年に決定した「教師の倫理綱領」以来、教師を聖職者としてではなく「教育労働者」として再定義した。ただし、この「教育労働者」の具体的あり方をさらに突き詰めれば、教師の営みが教育なのか労

働なのかという葛藤に突き当たらざるを得ない。教育として自主編成に乗り出せば労働として負担が重くなり、労働として負担軽減を目指せば自主編成が成し遂げられない。日教組は、労働組合と教育研究団体の間で、この葛藤を抱えざるを得なかったと考えられる。とりわけ、運動部活動の場合、そもそも教育かどうか判然としないスポーツであり、さらに労働かどうか判然としない課外活動であることから、この葛藤は一層深刻なものであったといえる。

もう一つは、機会均等と生徒の自主性の間に生じる「全生徒が自主的に参加するには、どうすればよいか」という難問である。日教組は、いわゆる能力主義批判との関連で教育の機会均等を推進し、同時に、強制教育に反対しながら生徒の自主性を尊重しようとしてきた。この動向は運動部活動にも及び、日教組は、運動能力の差に応じた運動部活動のあり方を批判しながらスポーツの機会均等を推進し、同時に、課外活動である運動部活動への参加には生徒の自主性を最大限に尊重しようとした。ただし、機会均等を目指すための強制は生徒の自主性を損なわせ、生徒の自主性に任せれば機会の不均等が起きる。日教組は、教育研究団体として民主教育を追求する中で、この難問に向き合わざるを得なかったと考えられる。

このように日教組は、「教育か労働か」という葛藤を抱えながら、「全生徒が自主的に」という難問に向き合わざるを得なかった。それゆえに、選手中心主義を否定し、必修クラブ活動を否定し、社会体育化に躊躇し、その帰結として、運動部活動を消極的に維持し続けることになったのである。

表. 1960年代から1980年代後半までの日教組の運動部活動に対する見解の構図

	教育研究団体の側面			労働組合の側面	運動部活動への見解
	機会均等	生徒の自主性	自主編成	負担軽減	
選手中心主義	××	×	×	×	選手中心主義の否定 必修クラブ活動の否定 社会体育化の躊躇
必修クラブ活動	○	××	××	×	
社会体育化	×	×	××	○○	
	「全生徒が自主的に」の難問		「教育か労働か」の葛藤		→ 消極的維持の帰結

(註) 各観点から見た評価について、肯定を「○」、否定を「×」で示した。また、強く肯定する場合には「○○」、強く否定する場合には「××」と示した。

[付記] 本発表は、平成 21~22 年度科学研究費補助金若手研究 (スタートアップ) 「運動部活動の存立構造に関する研究」(研究代表者: 中澤篤史) および平成 23~26 年度科学研究費補助金若手研究 (B) 「学校運動部活動の歴史的展開に関する総合的研究」(研究代表者: 中澤篤史) の研究成果の一部である。

文献

井上一男 (1970) 『学校体育制度史 増補版』大修館書店。
 内海和雄 (1998) 『部活動改革』不味堂出版。
 木村吉次 (1969) 「課外体育と体育管理上の問題」海後宗臣監修『戦後日本の教育改革 7』東京大学出版会、pp. 470-495。
 木下秀明 (1970) 『スポーツの近代日本史』杏林書院。
 関春南 (1997) 『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店。
 竹之下休蔵・岸野雄三 (1983) 『近代日本学校体育史』日本図書センター。
 日本教職員組合編 (1953-) 『日本の教育』。
 日本教職員組合教育文化部編 (1951-) 『教育評論』。
 前川峯雄編 (1973) 『戦後学校体育の研究』不味堂出版。
 正木健雄 (1975) 「課外体育に日教組はどう対処してきたか」『体育の科学』25 (9)、pp. 597-600。

韓国における体育科教育課程の変遷と社会的・制度的背景

—高等学校の体育科教育課程を中心に—

○方住月（鹿屋体育大学大学院 学生）川西正志，山田理恵（鹿屋体育大学）

キーワード：第7次教育課程，改訂教育課程，選択中心課程

1. 研究の背景及び目的

韓国の「教育課程」とは日本の学習指導要領に当たるもので、小・中等教育の方向性を示す青写真であり、学校教育を实践する根幹として、児童・生徒の特性と能力を引き立て、社会人として営み、将来の夢を叶っていくために必要となるビジョンを提示する(Park, 2007)。韓国における教育課程の歴史は、第2次世界大戦の終戦後の文校部令第44号により1955年8月1日に公表された第1次教育課程を初めとし、2009改訂教育課程まで9回にわたって内容と形を変えてきた。そんな中、学校体育も社会的、政治的变化を吸収しながら大きく変容してきた。発表者らはこれまで、中学校における体育科教育課程の変遷を検討し、教育課程は政権ごとに改訂され、編成にはその時代のイデオロギーが影響してきたことを明らかにしてきた(方ら, 2010)。第2次世界大戦の終戦後の1954年から2009年までに発表された韓国教育課程のうち中学校の体育科教育課程を用いた研究では、韓国の体育教育において、軍事独裁政権時代には政府がナショナリズムの向上に体育・スポーツが利用されたことが分かった。特に、第3と第4共和国の16年間大統領を歴任した朴正熙は、当時の北朝鮮との対峙という国政から、国民の力と意識を統合させるための政策を取り、学校体育において体力づくりや秩序関連運動中心の教育課程を出した。また第5と第6共和国の全斗煥と盧泰愚政権は、エリートスポーツ育成中心のスポーツ・ナショナリズム政策を取り、政治への関心をスポーツへ移すためにスポーツを強化し、学校体育においても種目や技術中心に内容が生まれ、学生エリート選手の発掘、育成にも力を入れた(Lee, 2002; 方ら, 2010)。

民主化運動により軍事政権が幕を閉じて自由民主主義時代へと移ってからは学校体育の役割はアクティブな生活を営むスキルの育成へと変化してきた。また、国が定めた教育内容の決定権が地域や学校にも与えられ、以前より多様な活動が行われる環境となった。評価の観点においても、技の完成度や知識の暗記能力から参加態度や応用力及び分析能力へと変わってきた。

このようにスポーツ・ナショナリズムを提唱した軍事政権時代には学校体育でさえナショナリズム精神が隠されていたが、その分学校体育が強化され、教科としての重要度も高く、中学校における年間体育授業時数も105時間と多かった。一方、文民政府に入ってからでは体育を手段として捉えるよりは自己目的的活動として捉え、体育・スポーツそのものの良さと感じさせるようになったが、学校教育が自主化(国が持っていた権限を学校に託す)、細分化(教科や領域を細かく分類する)、専門化(専門科目を増やす)される中、体育の位置づけは以前より難しくなってきた。中学校の体育授業時数について1, 2年生は年間102時間へと、3年生は68時間へと大幅に減らされ、高等学校においては共通の「必修科目」から「選択教科」となった。実際に、韓国科学技術部が2007年度に行った調査では男子の20.8%、女子の30.4%が体育授業を選択しなくなり、体育科目を開設していなかった学校も23.4%であった(교육과학기술부, 2007)。

このような変化の中で最も激しく変動してきたのが高等学校における教育課程である。本研究では、日本の学習指導要領に当たる韓国の教育課程の誕生から現在までの歩みを振り返り、韓国の体育科教育課程の変遷過程を明らかにする研究の一環として、これまでに打ち出された韓国教育課程のうち高等学校の体育科教育課程のなかで最も大きな変容がみられた第7次教育課程とその社会的、制度的背景を考察した。

2. 研究の方法

第2次世界大戦の終戦後に確立された韓国教育課程のうち、高等学校の体育科教育課程を中心とした文献研究である。用いられた教育課程は、最も大きく改訂がみられた教育革命時期と新教育体制をとっていた時期に当たる1993年から2009年までに発表された第6次、第7次教育課程である。また、考察及び参考資料として韓国の政府側から出版された体育政策関連書と体育政策に関する研究を用いた。

3. 第6次教育課程

韓国では軍事勢力による2度のクーデタが起こり、独裁に近い政権が続いていたが、長い軍事政権が幕を閉じた1993年から民主主義と国際化に重点を置いた政策が広まっていた。第6次教育課程はこの時期に出されたものであり、これまで続けてきた中央集権型の教育体制から初めて地方分権型の要素を取り入れた。国家主導のエリートスポーツ育成策を維持しながら、一方では生涯スポーツに対する配慮が多少みられる(Kim, 2004)。この時代に入って韓国では政府の自由民主主義思想に基づいて様々なスポーツ同好会が急増するとともに、民間スポーツクラブの急増により国民のスポーツ参加率が増加した。学校の教育全般では教育革命とも呼ばれるほどの変化がみられ、国単位で構築してきた教育が地域や学校単位へと減縮され、地域や学校が自主性を持てるようになった。この変化は体育課程においてもみられ、体育教育課程の目標に初めて「QOL」について言及されており、内容面においてはスポーツ種目中心から身体活動領域へと変わっていた(중학교 교육과정, 1997)。しかし、ハード面においては大きく変わることはなく、以前の教育課程をそのまま使っていたことが分かった。

表 1. 韓国における各政権と体育教育課程の特徴(方, 2010 より加筆, 修正)

時代的特徴	政権	年度	教育課程	特徴
全斗煥による軍事クーデター				
スポーツ ナショナリズム 愚民化政策 エリート選手育成 弾圧政治	第5 共和国	1980 1981	第4次	スポーツ種目中心 学校体育強化 国単位での教育課程
		1986 1987 1988		
スポーツ ナショナリズム エリート選手育成 軍事政府	第6 共和国	1991 1992 1993	第5次	既存の内容と大きく変わらない 運動機能中心 学校体育強化 地域や学校に決定権付与
		1997 1998		
自由民主主義 生涯スポーツ育成 金融危機	文民 政府	1997 1998	第6次	
自由民主主義 北朝鮮と活発な交流 民主主義の定着 情報化社会 世界化提唱 個人の個性尊重	国民の 政府	2003	第7次	教育革命 地域や学校に決定権拡大 教科の細分化 体育授業時数の縮小 選択中心教育課程導入 (高校2, 3年生対象) 学校体育危機
	参与 政府			
実用性重視 経済重視	実用 政府	2006 2007	2007改訂	身体活動の価値を大事に 生涯学習、生涯スポーツ提唱
		2008 2009 2010	2009改訂	高校の全過程が選択制 生涯学習、生涯スポーツ提唱

4. 第7次教育課程が出された背景と体育の危機

1997年に第7次教育課程総論が告示され、高校2,3年生からは教科の選択制導入という大きな変化の中、体育教育は存続の危機に直面する。第7次体育科教育課程では改訂の背景として次のように述べている。

「教育課程は、学校教育において児童・生徒にどのような教育の目標を持って、どのような教育内容と指導・評価法を用いて行うかについて国が定めた一般的基準である。体育教育課程は体育科の内在的必要性(運動機能の向上、健康管理など)により改訂する必要があるとともに、国や社会的要
求の変化、知識の変化、教育理論の発展、現存する教育プログラムの適切性に対する評価などの外在的要因によって改訂する必要がある。

韓国がこれから直面する21世紀の未来社会は、情報化・国際化社会である。…中略…このような情報化・国際化時代の教育に託された課題は、教育の制度や内容、そして方法などの体制において革命的变化を求めている。その解決策として教育改革委員会では「新教育体制」を構造し教育の改革を推進している」

また選択制導入についての記述においては、次のように述べている。

「体育教育課程の内容を必修と選択に分けて提示することにより地域及び各学校の状況に合う学習内容が選択できる余地を提供する」

つまり、地域や学校に自主性が持たされたことがわかる。また従来の教育課程は生徒一人ひとりの個性や特性を無視して画一化されたものであるという指摘(Joら, 2005)から国際化・多様化を志向する時代の要求に応じると同時に生徒の多様な適性と個性を生かすための工夫であるという評価が得られた。

第7次体育科教育課程は、新教育体制よばれ、「学習者」を中心とする教育、自由と平等の調和、教育の多様化、教育の情報化を通じた教育の質を高めることを基本概念としている。また、国民基本教育期間が小学1年生から中学生までの9年間と設定されていたのが、高校1年生までの10年間に修正され、これまで小学校、中学校、高等学校別に提示されていた教育課程から10年間を1つの課程として考えた、一貫性のある教育として展開していかなければならなかったため、全面改訂は不可欠となった。さらに、高校2年生からは選択中心教育課程となったため、第6次教育課程で部分的に導入されていた教科選択制度が第7次教育課程になってから完全に定着した。また、全ての教育課程を国が定めていたのが第6次教育課程からは地域や学校単位に一部譲渡され、第7次では、その範囲がさらに拡大された。Youは、第7次教育課程における体育科教育課程関連研究で、選択中心の教育課程が第7次教育課程における大きな特徴であると指摘し、国際化・多様化を志向する時代的要求に応じて、生徒の適性と個性、そして進路に合った「科目の選択機会」を提供するという趣旨を持っているとした(2006)。しかし、第7次では体育が音楽、美術とともに「芸・体教科群」となり、体育、音楽、美術のうち選択するようになり、体育を選択しない学生が続出、諸言で記述したように男子の20.8%、女子の30.4%が体育授業を選択しなくなり、体育科目を開設していなかった学校も23.4%に上る結果を生むなど「体育の危機」とも言われるようになった。

5. 改訂教育課程

第7次教育課程は、施行されて以来、最も長く実施されている教育課程であるという意味で、最も現実と理想に接近した提案であるといえる。しかし、急激な社会・文化的変化を反映していくためにも改訂の必要性が求められ、2007年と2009年の2度の改訂を経て、制度的な側面と内容面において修正が加えられた。

(1) 2007 改訂教育課程

2007 改訂教育課程は、これまで「体育」について運動機能中心や運動を通じて得られる教育の手段としてとらえていたとしたら、ここからは身体活動自体に価値を与え、一つの文化として認識していることがわかる。また最も大きな修正点として、制度的面があげられ、音楽、美術とともに「芸・美術科目群」に含まれ、体育教科自体が選択対象となっていた 7 次教育課程から体育を「芸術(音楽、美術)」と分離させ、体育の授業時数を確保した。これは、近年懸念されている青少年の体力低下問題が大きく影響したと考えられる。

(2) 生涯学習・生涯スポーツにつながる 2009 改訂教育課程

2009 改訂教育課程では生徒の進路や適性を啓発するため選択中心教育課程を 3 年間に拡大し、教科の領域別最低必修単位を提供するとし、学年制の廃止(無学年制)、学校間の連携プログラムの開発など、学生の選択権を拡大した。体育においては 2007 年の改訂教育課程の選択中心課程ほぼそのまま残している。体育を身体活動価値中心として評価していることや生涯スポーツの基盤を築くことに焦点を当てたことも変わらなかった。

表 2. 第 6 次教育課程以降の教育課程の概要と体育科教育課程の特徴

区分	第6次教育課程	第7次教育課程		2007改訂教育課程		2009改訂教育課程
		高校1年生	高校2, 3年生	高校1年生	高校2, 3年生	
期間	高校全課程	高校1年生	高校2, 3年生	高校1年生	高校2, 3年生	高校全課程
システム	全課程必修	基本課程	選択中心課程	基本課程	選択中心課程	全課程選択
卒業単位	188	216		210		204
		72	144	70	140	
体育科の単位 ※(): 最低基準	8	4	4	4	4	10(5) 学校が自主的に決める
体育科教科分類	体育	体育	芸, 体科目群 ※ <u>体育, 音楽, 美術のうち一つ選択</u>	体育	体育 ※ <u>芸術(音楽, 美術)から分離</u>	体育
体育教科科目	体育 I, 体育 II	体育	体育と健康	体育	運動と健康生活	体育 体育と運動生活
大学進学際の体育成績反映程度	反映	反映		大学によっては非反映	大学によっては非反映	・スポーツ参加歴がプラスの働き ・地域や学校によっては反映
体育科教育課程の概要	1. 科目の性格 2. 目標 3. 内容 4. 方法 5. 評価	1. 科目の性格 2. 目標 3. 内容 4. 教授・学習法 5. 評価		1. 科目の性格 2. 目標 3. 内容 4. 教授・学習法 5. 評価 6. 体育科教育用語の定義		1. 科目の性格 2. 目標 3. 内容 4. 教授・学習法 5. 評価 6. 体育科教育用語の定義
1. 性格	身体能力と環境に対する適応能力の開発	・体育文化の継承・発展と健康維持・社会性涵養を通じてQOLを高める ・実践と理論を用いて運動機能と応用力の向上, 社会性の向上を図る		・身体活動を通じて自分自身と世界を理解し健康で活気のある生活に必要な能力と社会性を育成	生涯スポーツの基盤づくり	身体活動に関する総合的視点と実践能力を啓発し、生涯スポーツの基盤づくり

2. 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・体力, 表現能力, 実践能力の向上 ・社会人としての態度育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能, 体力, 心の健康向上 ・運動と健康に関する知識の理解と活用 ・社会的, 文化的価値規範の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動価値の実践を通じた全人教育 ・身体活動を通じて自己啓発に必要な挑戦能力, 相違的思考力, 競争力, 協力する態度の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> 運動の効果を理解し, 運動習慣をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動価値の実践を通じた全人教育 ・身体活動を通じて自己啓発に必要な挑戦能力, 相違的思考力, 競争力, 協力する態度の涵養 ・運動の効果を理解し, 運動習慣をつける
3. 内容	<ul style="list-style-type: none"> 運動機能中心 陸上, 体操, 水泳, 球技, 舞踊, 格闘技, 生涯スポーツ, 野外活動, 体力運動, 理論, 保健 	<ul style="list-style-type: none"> 運動機能中心 陸上, 体操, 水泳, 個人及び団体運動, 舞踊, 体力運動, 理論, 保健 	<ul style="list-style-type: none"> 運動(スポーツ)中心 ・個人運動 ・団体運動 ・野外運動 ・体力運動 ・舞踊 ・健康と運動処方 	<ul style="list-style-type: none"> 5つの領域に分類し, 自由に種目を選択 ・健康活動 ・挑戦活動 ・競争活動 ・表現活動 ・余暇活動 	<ul style="list-style-type: none"> 運動の生活化 ・健康を自己管理 ・運動と肥満管理 ・運動と体力管理 ・運動を体型管理 ・運動とストレス管理 <p>変更なし</p>
4. 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・主に指導方法 ・地域の施設の活用提案 ・体力向上 ・計画的指導を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導側と学習者側の両方を念頭に ・運動機能と社会的態度改善 ・理解と適応に重点 ・生徒の興味とフィードバックを大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導側と学習者側の両方を念頭に ・身体活動が総体的に理解できるように指導 ・相違的教授法の考案 ・自主的運営 ・スポーツクラブ活動を懸賞勸奨 	<p>変更なし</p>	<p>変更なし</p>
5. 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能, 知識, 態度について評価 ・量的評価が主 ・教員からの一方的評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能, 知識, 態度について評価 ・量的評価が主 ・教員からの一方的評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な評価方法導入(日誌, 報告書, チェックリストなどを用いる) ・教員からの評価以外に自己評価, 生徒同士での評価なども平行に実施 	<p>変更なし</p>	<p>変更なし</p>

6. 結果および考察

第6次教育課程までが「何を教えるか」に対するマニュアルであったとしたら, 第7次からは「何をどう教えるかに対する工夫」であるといえる。第7次教育課程からは方法論的考察と学習者に対する配慮が見受けられる。また, 体育が政治的イデオロギーから徐々に独立し, 「手段」から「目的」へと捉え方に変化がみられたが, その反面, 体育の授業時間の減縮や選択制の導入などの点においては改善の必要がある。また, 専門性と多様性が問われる現代社会の流れに応じて, ソフト面とハード面で最も大きな変化がみられたのは高等学校における教育課程であり, 多くの科目において選択制が導入され, 体育もその対象となった。特に第7次教育課程から急激に軽減された体育科に対する重要性は, その後2007年と2009年に行った2回の改訂を経て徐々に勢いを取り戻そうとしている。しかし, 一度必修から姿を消した体育は, ますます過熱していく大学入試の戦争社会のなかで存続の力を失っている。

今年から2009改訂教育課程が施行されている。すべての科目において最低限の履修単位が設定され, 体育授業は依然として確固たる位置付けに悩みを抱えている。とはいえ高等学校の3年間の全課程が選択課程と指定された以上, 体育だけを必修にさせることは不可能であろう。それでは体育の存続のために我々にできることは何か。

まず, 体育授業に「楽しさ」という要素を取り入れることである。現在の体育授業は地域や学校の特性を生かしていると言われているが, 言い換えるとその地域や学校の事情によって「授業の内容が決められる」あるいは「限られる」ことでもある。生徒の興味を積極的に考慮した授業ができるような指導者, 場所, 用具を確保するためには, これまで学校という枠の中で行われていた体育授業から脱皮し, 地域ぐるみでサポートしていく必要がある。また, 新しい教材の開発と指導者の指導力充実による体育授業の充実化は言うまでもない。

「教育課程」という制度だけに頼ることができないのであれば, 生徒に体を動かす機会の提供と意識向上のための環境づくりという方法も考えなければいけない。実際に現在韓国では, 体育存続

の危機から、生徒の身体活動の機会を確保するため、2007年からは体育授業以外に学校スポーツクラブ制度を取り入れ、「1人1種目参加」を目指して毎年2億円、5年間投資というプロジェクトを推進しており、実際にクラブ参加者は年々増加傾向である(河, 2007)。このように学校側は体育授業だけでなく身体活動のための環境づくりにより、つまり、身体活動の楽しさと大事さを生徒が実感できるような環境づくりに目をくけることも必要であると考えられる。

他の教科は知識や情緒などの精神的側面だけ育むのに対し、体育は身体活動を用いた唯一の教育である。体育だからこそ国の政治的戦略に利用された時期もあり、体育だからこそ生徒の健康で健全な生活をサポートすることができる。体育の存続に関する問題は体育系だけの悩みで終わってはいけないものではないだろうか。

7. 引用参考文献

- 方住月, 川西正志, 山田理恵 (2010) 韓国における体育教育課程の変遷と社会的・政治的背景—中学校体育課程を中心に—, 日本体育学会第61回大会, 社会体育科分科会論文集: 102-107
- Hyoung ik Kim (2007) A comparative study on school sports policy of military regime and civil government
- Jong won Lee (2002) Fifth republic governments of sport policy in Korea
- Jun gil Choi (2009) The legal problems of 「The sports in school act」. 스포츠와 법, 12(3):55-104
- Jun yong Park, Ki hack Kim, and Do sang Jung(1999) An Inquiry on the basic point system in the physical education evaluation. The Korean Journal of Physical Education, 38(4):529-599
- Mi hey Jo, Jeong ae You (2005) Realities, perception, and Improvement of elective physical education curriculum in 11th and 12th grades
- Oug heun Lee, Dong jin Joo, and Dong gyoo Kim(2001) A comparison of nationalistic sports policies between the third and fifth republic governments in Korea. 움직임의 철학:한국체육철학회지, 9(2):105-124
- Peter, F. (1976) On the development of the western European. Welfare states, Edinburgh. IPSA congress.
- Seung young Kim (2004) A study on the policies of Korean regimes
- Soon kyung Park(2007) A Discussion on the school curriculum standards change flow in the national curriculum of Korea. The Journal of Curriculum Studies. 25(1):189-212
- 강동숙(2009)학교체육의 현황과 과제. 스포츠과학, 09(3):94-99
- 교육과학기술부(2008) 즐거운 학교만들기 방안 연구-문화예술체육활성화를 중심으로-
- 교육과학기술부(2009) 고등학교 교육과정 해설 총론, 교육과학기술부 고시 2009-41 호
- 교육부(1992)중학교 교육과정, 교육부 고시 제 1992-11 호
- 교육부(1997)중학교 교육과정, 교육부 고시 제 1997-15 호
- 교육부(1997)초등학교 교육과정해설(V). 2-42
- 교학도서주식회사(1973)중학교 교과과정, 문교부령 제 325 호
- 문교부(1954)중학교 교과과정, 문교부령 제 45 호
- 문교부(1963)중학교 교과과정
- 문교부(2001)제 7 차 고등학교 교육과정 해설 08(체육), 대한교과서주식회사
- 문교부(1992)고등학교 교육과정 총론
- 문교부(1997)고등학교 교육과정 총론, 문교부 고시 제 1997-15 호
- 박명기(2009)학교체육의 현주소와 정책과제. 스포츠과학, 09(1):2-10
- 유정애(2005)체육과 교육과정 개정시안 연구 개발-교육과정 개정연구 위탁과제 답신보고
- 허현미, 김선희(2007) 학교스포츠클럽 운영의 발전방안에 관한 연구정책연구개발사업, 교육인적자원부

中学校における武道必修化による期待される教育効果 ：教員の立場から

○北村尚浩，川西正志，濱田初幸（鹿屋体育大学），安道太軌（鹿屋体育大学大学院）

緒言

2012年度から完全実施される新しい中学校学習指導要領（以下、新学習指導要領）では、日本の伝統文化の教育、継承のため保健体育において武道が必修化されるのは周知のとおりである。武道は日本の伝統文化の一つとして位置づけられ、2006年に改正された教育基本法や2007年に改正された学校教育法で、日本の伝統や文化を尊重し国や郷土を愛する態度を涵養することが強調されたことを背景として、伝統や文化を継承・発展させるための教育を具現化するために、中学校の保健体育において武道が必修化されることになったのである。

この中学校での武道必修化を受けて、従来にも増して体育教員には武道の教育に関する高い専門性が求められている。すなわち、スポーツの一つの種目としての側面を有する武道を教材として、新学習指導要領で求められる日本の伝統文化を継承・発展させるための教育には、単に技能・技術教育に傾倒することなく、武道の持つ文化的・伝統的特性の教育が求められるのである。そのような中であって、武道を専門としていない体育教員が体育の授業としてどのような武道教育を展開できるのか、課題も指摘されている（村田，2009）。北村・川西（2010）は、現在武道を実施していない学校や武道経験の浅い教員ほど、生徒の武道学習に対する不安が強いことを示唆している。また、効果的、効率的な武道学習の遂行といった視点のみならず、安全への配慮といった視点からも、体育教員の武道教育に関する質的向上が強く求められている。10年間の部活動における死亡事故を分析した内田（2011）によれば、柔道は他の種目と比べて重大事故が発生する確率が高いことが報告されている。課外活動中の事故に限った分析とはいえ、今後は中学校での必修化によってすべての生徒が武道の授業を受けることになり、体育教員には安全への一層の配慮が求められる。

いずれにせよ、2012年度に完全実施される中学校の武道必修化に向けて、現場ではその対応に追われている。用具等の充実やそのための予算措置を望む声が高い一方で、地域の種目団体や指導者との協力が模索されていることが報告されている（北村・川西，2010）。また、その指導方法（直原，2008；野瀬ら，2009）や実践的な授業内容の検討（中井ら，2009）、あるいは文部科学省による地域連携の実践モデル事業への取り組みなど（文部科学省，2010）、現職の教員を対象とした武道必修化に向けて検討が進められている。そこには、先述したとおり武道の文化的・伝統的特性の教育を通して、わが国の伝統文化の教育、継承という目標が掲げられているのである。

そこで本研究では、2012年度から中学校で必修化される武道によって期待される教育効果について、現職の教員がどのように捉えているのかを明らかにすることを目的とする。

方法

1) 調査の概要

全国の公立中学校（分校を除く）からコンピュータによって無作為に抽出した1,000校に対し、平成21年12月から平成22年2月にかけて、所定の質問紙を用いて郵送法による配票調査を実施した。その結果、455校（45.5%）から回答を得た。調査内容は、表1に示すように、武道種目の実施による期待される教育効果（22項目）、武道必修化に向けて整備が必要と思われる条件（13項目）、武道種目の実施状況（17項目）、学校の属性（5項目）、回答者の属性（6項目）、スポー

ツを行う際の達成目標（12項目）である。期待される教育効果に関する項目については、新学習指導要領に示された教科の目標ならびに各分野の目標及び内容に記述された文言を参考に作成した。

なお、本調査の実施にあたっては平成21年11月26日開催の「鹿屋体育大学倫理審査小委員会」の承認を受けた。

表1. 調査内容

期待される教育効果	22項目
整備が必要と思われる条件	13項目
武道種目の実施状況	実施種目と学年、活動施設、部活動、実施にあたっての周辺状況（14項目）
学校の属性	生徒数、教員数、保健体育担当教員数、所在地（市区部、町村部）、中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校の指定の有無
回答者の属性	性別、年齢、職名、担当授業科目、武道担当の有無、武道種目の段位、スポーツを行う際の達成目標（12項目）

2) 分析方法

まず、5段階のリッカートタイプ尺度で測定された期待される教育効果に関する項目（22項目）に対して、「1. 思う」から「5. 思わない」までの5段階評定順にそれぞれ5から1の得点を与え、間隔尺度を構成するものとして数量化した。そして項目ごとに平均値を算出し、全体的な傾向を把握した。

次に、これら22項目に対して因子分析（主因子法、バリマックス回転）を施し、期待される教育効果因子の抽出を行った。同時にサンプルごとに各因子の因子得点を算出した。この因子得点について、文部科学省の地域連携指導実践校指定の有無、武道の実施状況、回答者の武道担当状況、段位保有状況によって、それぞれ平均値を算出して比較した。

結果

1) 回答者ならびに対象校の属性

回答者の属性について、性別では男性が391人（85.9%）、女性が13.6%であった。年齢は40歳代が167人（36.7%）と最も多く、次いで30歳代（28.8%）、50歳代（21.1%）、20歳代（11.6%）の順であった。職名では419名（92.1%）が教諭であり、校長、教頭などの管理職も2.6%みられる。体育の授業で武道種目を担当している者は342人（75.2%）にのぼり、そのうち段位を持つ有段者は270人（59.3%）であった（表2）。

表2. 回答者の属性

	n	%		n	%
性別			職名		
男性	391	85.9	教諭	419	92.1
女性	62	13.6	教頭	10	2.2
N.A.	2	0.4	校長	2	0.4
年齢			講師	19	4.2
20歳代	53	11.6	N.A.	5	1.1
30歳代	131	28.8	武道の担当		
40歳代	167	36.7	担当	342	75.2
50歳代	96	21.1	非担当	97	21.3
60歳以上	5	1.1	N.A.	16	3.5
N.A.	3	0.7	武道の段位		
平均年齢	41.5±9.1		なし	183	40.2
			有段者	270	59.3
			N.A.	2	0.4

次に、サンプルとなった中学校の属性を表 3 に示している。町村部の学校は 112 校 (24.6%)、市区部の学校は 291 校 (64.0%) であった。在校生数は平均 300 人未満 (292±211.9 人) で、学校の小規模化が進行している様子がうかがえる。平均教員数は 22.4±11.2 人で、保健体育の教員数は平均 2.33±1.4 人であった。また、文部科学省が行う「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」の指定を受けているのは 15 校 (3.3%) であった。

表 3. サンプル校の属性

	n	%		n	%
所在地			保健体育教員数		
町村部	n	24.6	平均	2.33±1.4	
市区部	291	64.0	地域連携指導実践校		
Total	403	88.6	指定校	15	3.3
N.A.	52	11.4	非指定校	421	92.5
生徒数			N.A.	19	4.2
平均	292.1±211.9		武道の授業		
教員数			実施	386	84.8
平均	22.4±11.2		非実施	69	15.2

2) 武道によって期待される教育効果

武道によって期待される教育効果について 5 段階のリッカートタイプ尺度で尋ね、数値化して平均値を求めた結果を表 4 に示している。

平均値が最も高かった項目は「日本の伝統文化に触れることができる」(4.56±0.64) で、次いで「日本の伝統文化を理解することができる」(4.47±0.69)、「礼儀正しさが身につく」(4.38±0.81)、「武道の伝統的な考え方を理解することができる」(4.35±0.77) など、武道の持つ伝統的特性を通して日本の伝統や文化の教育に効果的であるとの認識が高い様子がうかがえる。逆に平均値が最も低かった項目は「体力の高め方を理解させることができる」(3.27±0.93) で、次いで「自分の意思を相手に伝える能力が身につく」(3.43±0.94)、「自分の役割を果たそうとする態度が身につく」(3.49±0.86)、「全力を尽くして積極的に運動に取り組む態度が身につく」(3.62±0.92) などの項目が続いている。

表 4. 武道によって期待される教育効果

	N	Mean
17. 日本の伝統文化に触れることができる	450	4.56±0.64
16. 日本の伝統文化を理解することができる	451	4.47±0.69
21. 礼儀正しさが身につく	452	4.38±0.81
19. 武道の伝統的な考え方を理解することができる	451	4.35±0.77
7. ルールや仲間を称賛するなどマナーを守ろうとする態度が身につく	451	4.33±0.80
15. 相手を思いやる態度が身につく	450	4.26±0.78
20. 相手を尊重することができるようになる	452	4.22±0.80
18. 勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる	451	4.12±0.83
10. 自分の健康や、自分や仲間の安全に配慮できるようになる	449	4.03±0.83
6. 仲間との協同経験ができる	449	3.93±0.90
5. バランスのよい心身の発達が図れる	451	3.92±0.89
2. 運動を豊かに実践するための基礎的な知識や技能を身につけることができる	450	3.87±0.90
3. 自分に合った運動の技能を身につけることができる	451	3.77±0.88
4. 体力を高めることができる	450	3.76±1.00
8. 仲間と積極的に関わろうとする態度が身につく	451	3.74±0.86
1. 運動の楽しさや喜びを味わうことができるようになる	450	3.73±0.97
12. 自分に合った運動を見つけることができる	451	3.65±0.91
22. 仲間との連帯感が高められる	451	3.63±0.85
11. 全力を尽くして積極的に運動に取り組む態度が身につく	450	3.62±0.92
9. 自分の役割を果たそうとする態度が身につく	450	3.49±0.86
14. 自分の意思を相手に伝える能力が身につく	451	3.43±0.94
13. 体力の高め方を理解させることができる	449	3.27±0.93

これらの結果から、武道の伝統的側面を通してわが国固有の文化を学習することに対する期待の大きさがうかがえる。同時に、礼節を重んじる態度の学習についても期待されていることがわかる。その一方で、運動技能の習得や体力向上、人間関係の構築やコミュニケーションスキルに関する項目は、相対的に期待度が低い様子がうかがえる。

次に、これら 22 項目について因子分析（主因子法、バリマックス回転）によって教育効果因子の抽出を行った。その結果、表 5 に示すような固有値が 1.0 以上の 3 因子が抽出された。これら 3 因子による累積寄与率は 56.0% で、全分散のおよそ 6 割を説明していると考えることができる。

抽出されたこれら 3 つの因子について、それぞれを構成する項目の因子負荷量との関連から検討、解釈し次のように命名した。第 1 因子は「仲間と積極的に関わろうとする態度が身につく」「仲間との連帯感が高められる」「相手を思いやる態度が身につく」「自分の意思を相手に伝える能力が身につく」など、対人関係のスキル向上に対する期待を表す項目で高い因子負荷量を示している。武道を通してコミュニケーションスキルの向上を期待する因子と解釈でき「対人関係」とした。第 2 因子では「自分に合った運動の技能を身に付けることができる」「体力の高め方を理解させることができる」「自分に合った運動を見つけることができる」など、体力や運動技能の向上、獲得を示す項目で高い因子負荷量を示しており、「運動技能」と命名した。最後の第 3 因子は「日本の伝統文化を理解することができる」「日本の伝統文化に触れることができる」「武道の伝統的な考え方を理解することができる」など、いずれも日本の伝統や武道の伝統的側面を示す項目で構成されている。武道を通して伝統文化の継承を期待する因子と解釈でき、「伝統」と命名した。

このように、新学習指導要領に示される目標などから作成した武道による教育効果については、「対人関係」「運動技能」「伝統」の 3 領域に集約されることが明らかとなった。

表 5. 教育効果の因子分析結果

	F1	F2	F3
【対人関係】			
8. 仲間と積極的に関わろうとする態度が身につく	0.698	0.378	0.215
22. 仲間との連帯感が高められる	0.691	0.349	0.162
9. 自分の役割を果たそうとする態度が身につく	0.671	0.354	0.180
15. 相手を思いやる態度が身につく	0.647	0.145	0.451
14. 自分の意思を相手に伝える能力が身につく	0.589	0.252	0.211
20. 相手を尊重することができるようになる	0.588	0.160	0.579
10. 自分の健康や、自分や仲間の安全に配慮できるようになる	0.578	0.319	0.232
11. 全力を尽くして積極的に運動に取り組む態度が身につく	0.577	0.400	0.233
6. 仲間との協同経験ができる	0.562	0.317	0.148
7. ルールや仲間を称賛するなどマナーを守ろうとする態度が身につく	0.559	0.242	0.475
18. 勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる	0.411	0.383	0.281
【運動技能】			
3. 自分に合った運動の技能を身に付けることができる	0.233	0.652	0.192
13. 体力の高め方を理解させることができる	0.319	0.619	0.090
12. 自分に合った運動を見つけることができる	0.113	0.598	0.278
4. 体力を高めることができる	0.306	0.596	0.127
2. 運動を豊かに実践するための基礎的な知識や技能を身に付けることができる	0.369	0.555	0.237
1. 運動の楽しさや喜びを味わうことができるようになる	0.433	0.550	0.195
5. バランスのよい心身の発達が図れる	0.442	0.483	0.293
【伝統】			
16. 日本の伝統文化を理解することができる	0.157	0.228	0.828
17. 日本の伝統文化に触れることができる	0.164	0.230	0.800
19. 武道の伝統的な考え方を理解することができる	0.245	0.223	0.686
21. 礼儀正しさが身につく	0.466	0.177	0.603
寄与率(%)	23.2	16.4	16.4
累積寄与率(%)	23.2	39.6	56.0

3) 教育効果因子得点の比較

因子分析によって算出された因子得点について、文部科学省の地域連携指導実践校指定の有無、武道の実施状況、回答者の武道担当状況、段位保有状況によってそれぞれ平均値を算出して比較し

た。その結果を表6に示している。

地域連携指導実践校と非指定校との比較では、3因子すべてにおいて指定校の方が高い値を示し、「対人関係」「伝統」の2因子で有意な差が認められた ($p<.01$)。指定校においては武道の必修化に向けて様々な取り組みがなされている(文部科学省, 2010)。それらの成果を通して、武道による教育効果についても肯定的に捉えている様子が見えてくる結果と言えよう。

また、現在体育の授業で武道を実施している学校と実施していない学校とでの比較では、実施校の方が3因子すべてにおいて非実施校よりも高い値を示し、「伝統」で有意な差が認められた ($p<.05$)。非実施校はいずれの因子でも負の値を示しており、武道による教育効果を積極的に捉えていないことが示唆される。

次に、回答者の武道担当状況による比較では、すべての因子で武道を担当している者が担当していない者よりも高い得点を示し、「対人関係」「伝統」のそれぞれにおいて有意差が認められた ($p<.01$, $p<.05$)。非担当者の中には先述の武道を実施していない学校からの回答も含まれており、結果の解釈には考慮する必要があるが、実際に武道を行っているか否かという点において、教育効果に対する認識が異なると言えよう。

さらに、回答者の武道の段位保有状況による比較では、初段以上の段位を有する者が段位を有しないものよりもすべての因子で高い値を示した。有意な差がみられたのは「対人関係」因子であった ($p<.01$)。武道の習熟度が高い者の方が、武道を通して対人関係能力に関連する教育効果が得られると考えている様子が見えてくる一方、習熟度の低い者はこれらの教育効果に対する期待が弱いことが明らかとなった。

これらの結果から、武道に積極的に取り組む地域連携実践校がその教育効果について対人関係、運動技能、伝統のすべての領域で期待できると考えており、現時点で武道を実施していない学校では、これらの教育効果に対する期待は弱いことが明らかである。また、武道を担当していない教員が対人関係、伝統の領域についての期待が弱いことが明らかになった。段位の保有状況でも対人関係に関する効果について期待に差があることから、教員の武道経験や関与の程度が武道による教育効果への期待に影響を及ぼすことが示唆されている。

表6. 因子得点の平均値の比較

	n	対人関係	運動技能	伝統
地域連携指導実践校の指定				
連携指定校	15	0.66±0.63	0.25±0.62	0.53±0.23
非指定校	407	-0.03±0.90	-0.02±0.87	-0.02±0.94
<i>t</i>		2.91**	1.19	7.31**
武道の実施状況				
実施	377	0.03±0.90	0.02±0.87	0.06±0.85
非実施	64	-0.19±0.91	-0.14±0.81	-0.33±1.23
<i>t</i>		-1.80	-1.39	-2.42*
武道担当状況				
武道担当	333	0.09±0.87	0.01±0.89	0.04±0.86
武道非担当	92	-0.32±0.98	-0.07±0.81	-0.24±1.13
<i>t</i>		3.89**	0.78	2.21*
段位保有状況				
初段以上	263	0.12±0.90	0.05±0.85	0.05±0.87
段位なし	176	-0.19±0.88	-0.07±0.88	-0.08±1.00
<i>t</i>		-3.57**	-1.36	-1.45

* $p<.05$ ** $p<.01$

結語

本研究では、2012年度から中学校で必修化される武道の教育効果について、教員の立場から検討を進めてきた。その結果、期待される教育効果としては「日本の伝統文化に触れることができる」「日本の伝統文化を理解することができる」など、武道の伝統的側面を通してわが国固有の文化を

学習することへの期待が大きいと同時に、「礼儀正しさが身につく」「相手を思いやる態度が身につく」といった、礼節を重んじる態度の習得についても期待されていることが明らかになった。また、因子分析による教育効果因子抽出の結果、「対人関係」「運動技能」「伝統」の3因子が抽出された。これら3因子の因子得点について、文部科学省の地域連携指導実践校指定の有無、武道の実施状況、回答者の武道担当状況、段位保有状況によるそれぞれ平均値からは、学校や担当者の武道への関わりの弱さが教育効果に対する期待を弱めていることが示唆された。すなわち、現時点で体育の授業で武道を行っていない学校、あるいは武道を担当していない教員などはその教育効果を体験する機会に乏しく、よって、武道を通しての伝統教育や対人関係能力の向上などの教育効果を認識できていないと推察できる。また、武道を通しての対人関係能力の向上については、ある程度武道種目に習熟していないとその教育効果について十分に認識することが困難であると考えられる。

文科省の地域連携指導実践校では武道の教育効果を十分に認識している様子がうかがえ、一定の成果を収めていると評価できよう。このように、現職の教員を対象として必修化に向けての準備に取り組むとともに、一方では、体育教育の担い手となる体育教員を養成する段階から武道を経験する必要性も示唆されよう。さらに、武道必修化の当事者である中学生が、どのように武道教育を捉えているのか、受け手側の視点からの検討も急務の課題である。

文献

- 直原 幹 (2009). 体育科教育における今後の武道指導に関する考察. 上越教育大学研究紀要. 28: 235-242.
- 北村尚浩, 川西正志 (2010). 中学校における武道必修化に向けた課題. 日本体育学会第 61 回大会 体育社会学専門分科会発表論文集: 84-89.
- 北村尚浩, 川西正志, 北村尚浩, 山田理恵, 横山茜理, 野川春夫 (2008). カナダにおける武道参加者の達成目標と参加動機. 日本体育学会第 59 回大会体育社会学専門分科会発表論文集: 79-84.
- 北村尚浩, 川西正志, 濱田初幸, 前阪茂樹. (2010). 中学校における武道必修化に関するアンケート調査調査報告書. 鹿屋体育大学生涯スポーツ実践センター: 鹿児島.
- 文部科学省 (2008). 中学校学習指導要領. 東山書房: 東京.
- 文部科学省 (2008). 中学校学習指導要領: 保健体育編. 東山書房: 東京.
- 文部科学省 (2010). 平成 21 年度中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校事例報告集. 文部科学省スポーツ青少年局.
- 村田直樹 (2009). 武道必修化の意味を問う. 現代スポーツ評論: 61-69.
- 中井隆司, 岡本温子, 有馬一彦, 佐藤朗, (2009). 学校体育における武道教育を問い直す: 「伝統的な行動の仕方」を中核的学習内容とした剣道の実践から. 奈良教育大学紀要 (人文・社会科学). 58: 127-137.
- 野瀬 清喜, 田中 一朗, 野瀬英豪 (2009). 武道必修化に伴う柔道指導法のあり方について (第 1 報): 学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に. 埼玉大学紀要. 教育学部. 58: 17-34.
- 内田 良 (2011). 柔道事故と頭部外傷: 学校管理下の死亡事例 110 件からのフィードバック. 愛知教育大学教育創造開発機構紀要 1: 95-103.

※ 本研究は、平成 21 年度文部科学省科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 「武道のグローバル化と中学校における武道教育の在り方: 柔道か JUDO か」 (研究課題番号: 21500599) の一部である。

体育専攻学生の武道指導能力に対する自己評価

○安道太軌（鹿屋体育大学大学院 学生）、濱田初幸、川西正志、北村尚浩（鹿屋体育大学）

緒言

平成 20 年 3 月 28 日に、文部科学省で中学校学習指導要領の改訂が告示され、中学校の保健体育において武道が必修化になることが決定している。その理由の一つは、改正教育基本法等で「武道を通じて我が国固有の伝統と文化に触れさせる」と強調されたことである。もう一つは、中教審答申で言う教育課程の基準の改善のねらいにある「相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いた自由練習やごく簡単な試合で攻防を展開する知識・技能の習得」である。そのため、体育の教員にはできる限りそのねらいを高い水準で達成することを期待され求められる（本村,2009）。

武道の学習効果について池田（2010）は、武道経験者は非武道経験者に比べ、コミュニケーション能力、運動技能が向上できると考えていることが報告されている。さらに、日本の伝統的な考え方や、礼儀作法なども獲得できると認識していることが明らかにされている。武道を学習することによって得られる効果は、武道経験の有無によってその認識に大きな差異があり、同時に武道の習熟度によっても異なることが報告されている。

中学校体育での武道について文部科学省（2008）の学習指導要領では、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることが求められてが、生徒に対して武道学習の意義や価値を明確に示す必要もある。そして、これらのねらいを達成しつつ安全面への配慮や施設整備・運営費用の捻出などの問題を解決していく必要がある。内田（2010）によると、2009 年 5 月から 8 月にかけて、学校で柔道の練習中に、3 人の生徒が命を落としたことが報告されている。武道がこれまでの選択から必修へ移行されるということは、中学校で武道を経験する生徒が劇的に増加するということであり、それに比例して重大事故の件数も増加する恐れも危惧される。

このように、武道の必修化に伴って、体育教員にはこれまで以上に学習面・安全面について配慮が求められている。しかし、全国の中学体育教員数約 23,000 人のうち、武道を専門としている教員は 5,000 人～6,000 人ほどと言われ（村田,2009）、武道を専門としない約 17,000 人の体育教員が武道の授業を行うということになる。そのような教員が、今まで武道を経験したことがない生徒と武道経験者の生徒に対し、どのような武道学習を展開できるのか、課題も指摘されている（村田,2009）。同時に、これらの課題は体育教員を養成する大学や体育を専攻する学生に対しても投げかけられるものである。

そこで、本研究では体育の教員を目指している体育専攻学生の武道指導能力に対する自己評価について、武道を専門とする者とそうでない者との違いを明らかにすることを目的とする。

方法

1) 調査の概要

本研究では、大学の体育専攻学生を対象とした。体育系学部を有する 5 大学の体育専攻学生に対し、平成 22 年 10 月から平成 22 年 11 月にかけて、所定の質問紙を用いて郵送法による配票調査を実施した。配布数は合計 1632 部で、回収数は 1440 部（A 大学 402 部、B 大学 433 部、C 大学 197 部、D 大学 208 部、E 大学 200 部）で、回収率は 88.2%であった。調査内容は表 1 に示すように、武道に対するイメージ（34 項目）、武道学習関連（69 項目）、運動・スポーツ実施状況（1 項目）、

武道の経験（2項目）、の5要因と110項目である。

また、武道に対するイメージについての項目は、池田（2010）を参考にした。武道学習関連の項目は、北村（2010）の先行研究を基に質問項目を作成した。

なお、本調査の実施にあたっては平成22年9月21日開催の「鹿屋体育大学倫理審査小委員会」の承認を受けた。

表1. 調査内容

【武道に対するイメージについて】	① 武道のイメージ(34項目)
【武道学習関連】	① 武道の学習効果(22項目) ② 武道必修化に向けての必要条件(13項目) ③ 武道指導能力に対する自己評価(22項目) ④ スポーツを行っている時の自己評価(12項目)
【個人属性】	① 性別 ② 年齢 ③ 学年 ④ 教員免許取得状況
【運動・スポーツ, 実施状況】	① 運動・スポーツの実施状況 (実施種目, 実施頻度, 実施時間, 継続年数, 競技成績)
【武道の経験】	① 武道種目の経験の有無(実施種目名) ② 武道種目の段位の有無(獲得種目名)

2) 分析方法

まずサンプル全体の全体的な特性を把握するために、全ての項目について単純集計を行った。その後、リッカート・タイプ尺度で測定された武道指導能力に対する自己評価の項目について、「1. できる」から「5. できない」までの5段階評価順にそれぞれ5から1までの得点を与えて数値化した。そして、教員免許の取得予定有無、武道経験（段位の有無）、専門種目によって平均値を比較した。

結果

1) サンプルの属性

サンプルの属性については、表2に示すように、性別では男性が63%、女性が37%と男性が女性に比べ多い結果となった。学年では、大学2年生が4割の値を示し、次いで大学3年生(37%)、大学1年生(17%)、大学4年生(5%)、院1年生(0.3%)の順であった。教員免許取得予定者では、中学・高校の両方を取得予定者がおよそ6割の値を示し、次いで高校のみ(20%)、中学校のみ(7%)の順であった。武道の段位では、有段者が600人(61.3%)であった。

表2. サンプルの属性

	N	%		N	%
〈性別〉			〈学齢〉		
男性	885	63	大学1年	224	17
女性	530	37	大学2年	551	41
〈教員免許習得予定〉			大学3年	506	37
中学校のみ	97	7	大学4年	68	5
高校のみ	289	20	大学院1年	4	0.3
両方取得	851	59	〈武道の段位〉		
取得予定なし	155	11	有段者	600	61.3
			なし	378	38.7

2) 武道指導の自己評価

武道指導の自己評価に関する質問項目については、「できない」、「あまりできない」、「どちらでもない」、「多少はできる」、「できる」の5段階評価順にそれぞれ1, 2, 3, 4, 5, の得点を与え、間隔尺度を構成するものと仮定して平均得点を算出した。

全体で平均点が高かった項目は、「礼儀正しさ」、「伝統文化に触れさせる」、「ルールやマナーを守る」、「相手を尊重させる」、「勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わう」、「伝統文化を理解させる」、「相手を思いやる態度」、「全力を尽くして積極的に取り組む態度」、「自分の健康や、仲間への配慮」、「武道の伝統的な考え方を理解させる」、「運動の楽しさや喜びを味わう」などの項目であった(表3)。

このことから、サンプル全体の武道指導レベルは、日本の伝統文化に触れさせ、礼儀やマナーを指導することができると考え、仲間への配慮や思いやりといった、相手を尊重する態度も指導することができると思われる。

さらに詳しく武道指導の自己評価の構造を明らかにするために、22の自己評価の項目について、因子分析によって3因子を抽出した。これらの3因子の累積寄与率は56.7%で、自己評価の項目の全分散の5割をこの3因子で説明している。

これらの因子をバリマックス回転させ、武道指導の自己評価項目について因子負荷量の大きさによって順に並び替えた結果を表4に示す。これらの3因子について、自己評価項目との関係を因子負荷量の大きさによって検討、解釈し次のように命名した。第1因子は、運動の技能に関する項目に高いウエイトが置かれていることから、「運動技能」とした。第2因子は、仲間や対人とのコミュニケーション能力に関わる項目に高いウエイトが置かれていることから、「対人関係」とした。第3因子は、日本の伝統文化や武道の特性に関わる項目に高いウエイトが置かれていることから、「伝統」とした。

また、武道指導の自己評価の3因子のそれぞれについてクロンバックの α 係数を用いて妥当性のチェックを行った。その結果、全ての因子で0.85以上の α 値を得た。よって、本研究で得た自己評価因子は妥当であったといえる。

表3. 武道指導の自己評価の平均得点

項目	Mean	S. D
礼儀正しさを身につけさせることができる	4.40	0.82
伝統文化に触れさせることができる	4.25	0.91
ルールやマナーを守らせることができる	4.22	0.89
相手を尊重することを教えることができる	4.13	0.91
勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わわせることができる	4.13	0.92
伝統文化を理解させることができる	4.12	0.94
相手を思いやる態度を身につけさせることができる	4.11	0.91
全力を尽くして積極的に運動に取り組ませる	4.08	0.96
自分の健康や、仲間への配慮に気を配らせる	4.08	0.93
武道の伝統的な考え方を理解させる	4.06	1.00
運動の楽しさや喜びを味わわせる	4.00	0.95
体力を高めさせることができる	3.99	0.97
基礎的な知識や技能を身につけさせることができる	3.95	0.93
バランスのよい心身の発達をさせる	3.94	0.96
仲間と積極的にかかわろうとする態度を身につけさせる	3.86	0.99
仲間との協同経験をさせる	3.86	1.01
仲間との連帯感を持たせる	3.79	1.05
体力の高め方を理解させる	3.78	1.05
自分の役割を果たそうとする態度を身につけさせる	3.76	1.03
自分に合った運動の技能を身につけさせる	3.75	1.01
自分に合った運動を見つけさせる	3.70	1.06
自分の意思を相手に伝える能力を身につけさせる	3.68	0.99

表4. バリマックス回転後の自己評価因子パターンマトリックス

武道指導の自己評価項目(変数)	回転後の因子			Cronbach's α 値	
	F 1	F 2	F 3		
【運動技能】					
自分に合った運動の技能を身につけさせる	0.72	0.24	0.22	0.90	
基礎的な知識や技能を身につけさせる	0.68	0.23	0.26		
自分に合った運動	0.66	0.35	0.19		
体力を高めること	0.64	0.33	0.11		
体力の高め方を理解させる	0.63	0.39	0.19		
運動の楽しさや喜びを味わう	0.61	0.30	0.24		
バランスの心身の発達	0.55	0.38	0.27		
全力を尽くして積極的に運動に取り組む	0.48	0.44	0.27		
【対人関係】					
仲間と積極的にかかわろうとする態度	0.42	0.68	0.12		0.91
仲間との連帯感	0.33	0.68	0.16		
仲間との協同経験	0.43	0.65	0.06		
自分の役割を果たそうとする態度	0.47	0.61	0.16		
相手を思いやる態度	0.25	0.59	0.36		
相手を尊重	0.24	0.57	0.47		
自分の意思を相手に伝える能力	0.33	0.55	0.21		
ルールやマナーを守る	0.30	0.50	0.37		
自分の健康や、仲間への配慮	0.42	0.48	0.26		
勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わう	0.32	0.41	0.35		
【伝統】					
伝統文化に触れさせる	0.20	0.09	0.83	0.86	
伝統文化を理解させる	0.20	0.14	0.83		
武道の伝統的な考え方を理解させる	0.23	0.25	0.74		
礼儀正しさ	0.16	0.45	0.52		
寄与率 (%)	20.78	20.61	15.36		
累積寄与率 (%)	20.8	41.4	56.7		

3) 教員免許取得予定と武道指導の自己評価

教員免許取得予定の有無により武道指導の自己評価にどのような違いがあるのか検討する。取得予定者間それぞれの自己評価因子の因子得点の平均値を算出し、比較した結果を表5に示す。F検定の結果、伝統因子に0.5%水準で有意な差が認められた。最少有意差法による多重比較を行ったところ、中学校の免許取得予定者とそれ以外の者との間で1%水準の有意な差があることがわかった。

中学校の免許取得予定者は、伝統因子が最も高い因子得点(0.06±0.92)を示した。運動技能因子と対人関係因子はともに負の因子得点を示し、対人関係因子が最も低いスコア(-0.02±1.05)を示した。高校の免許のみ取得予定の者は、運動技能因子と対人関係因子がともに高い因子得点を示した一方、伝統因子は負の因子得点(-0.11±0.91)を示した。教員免許の取得予定がない者は、高校の免許のみ取得予定の者と似たような因子得点の傾向を示した。

これらの結果より、中学校の教員免許取得予定者は日本の伝統文化や武道の伝統的な考え方を理解させ、礼儀正しい態度の指導について、高校の教員免許取得者や取得予定のない者よりも優れていると自己評価している様子が窺え、我が国固有の文化である武道に対し関心も高いということが示唆された。一方、高校免許のみ取得予定の者や教員免許を取得しない者は、武道を通しての日本の伝統文化や礼儀作法の指導力についての自己評価を低く捉えていることが窺える。

表5. 教員免許取得予定と自己評価比較

武道指導の自己評価因子	中学校取得予定 n=948	高校のみ取得予定 n=289	取得予定なし n=203	F 値	LSD
I 運動技能	-0.02±1.05	0.03±0.83	0.06±0.99	0.68	
II 対人関係	-0.02±0.90	0.03±0.84	0.03±0.87	0.46	
III 伝統	0.06±0.92	-0.11±0.91	-0.15±0.99	6.26 ***	予定なし<中学取得** 高校のみ取得<中学取得**

*p<.05 **p<.01 ***p<.005

4) 武道経験と武道指導の自己評価

次に、武道経験の有無による武道指導の自己評価との関係にどのような違いがあるのか検討する。自己評価因子の因子得点の平均値を算出し、結果を表6に示す。t検定の結果、運動技能因子に0.5%水準で有意な差が認められた。武道経験のある者は、運動技能因子(0.12)、対人関係因子(0.10)、伝統因子(0.07)の全ての因子で武道経験のない者よりも高い因子得点を得た。

この結果から、武道経験を有する者は、武道を通して仲間と積極的に関わるによりコミュニケーション能力や連帯感を身につけさせ、同時に、運動技能も高めさせることができると考えている。さらに、日本の伝統文化や武道の伝統的な考え方に触れさせることにより、それを理解させ礼儀正しい態度を指導することができると考えていることが窺える。一方、武道経験のない者は武道指導をあまり行うことができないと考えており、特に運動技能は武道によって指導することはできないと感じていることが窺え、武道経験の有無が武道指導の自己評価を左右するということが分かった。

表6. 武道経験と自己評価

武道指導の自己評価因子	武道経験あり n=577	武道経験なし n=362	t値
I 運動技能	0.12	-0.05	-3.08 ***
II 対人関係	0.10	0.02	-1.31
III 伝統	0.07	0.04	-0.46

*p<.05 **p<.01 ***p<.005

5) 専門種目と武道指導の自己評価

次に、専門種目による武道指導の自己評価との関係にどのような違いがあるのか検討する。自己評価因子の因子得点の平均値を算出し、結果を表7に示す。t検定の結果、全ての因子に0.5%水準で有意な差が認められた。さらに武道種目を専門とする者は、全ての項目で武道以外の種目を専門とする者よりも高い因子得点を得た。

この結果から、武道を専門とする者は、武道を通して仲間と積極的に関わることによりコミュニケーション能力や連帯感を身につけさせ、同時に、運動技能も高めさせることができると考えている。さらに、日本の伝統文化や武道の伝統的な考え方に触れさせることにより、それを理解させ礼儀正しい態度を指導することができると考えていることが窺える。一方、武道を専門としない者は武道指導をあまり行うことができないと考えており、特に技能的側面の指導に対する自己評価が低い。これは、武道の習熟度が関係しているのではないかと推察できる。

表7. 専門種目と自己評価

武道指導の自己評価因子		武道専門 n=311	武道以外 n=813	t 値
I	運動技能	0.29	-0.09	6.36 ***
II	対人関係	0.28	-0.07	5.94 ***
III	伝統	0.19	-0.02	3.34 ***

*p<.05 **p<.01 ***p<.005

結語

本研究の目的は、武道指導能力に対する自己評価について、武道を専門とする者とそうでない者との違いを明らかにすることである。そのため、体育の教員を目指している体育専攻学生を対象に郵送法による質問紙調査を行った。

その結果、武道指導能力の自己評価については、武道を専門とする者は仲間と積極的に関わることでコミュニケーション能力や連帯感を身につけさせ、同時に、基礎的な実技指導もできると考えている。さらに、日本の伝統文化や武道の伝統的な考え方に触れさせることで、それを理解させ礼儀正しい態度も指導することができると考えていることが窺えた。一方、武道を専門としていない者は教育基本法等で強調された「武道を通じて我が国固有の伝統と文化に触れさせる」ということや基礎的な知識や実技指導は行うことができないと感じていることが分かった。また、教員免許の取得予定と武道指導の自己評価では、伝統因子の比較で差が見られた、これは2012年度から中学校で武道必修化されることが、これから体育教員を目指す学生の武道に対する関心に強く影響を与えているのではないかと考えられる。さらに、武道経験の有無による自己評価と専門種目による自己評価の結果はさほど類似していなかった。これは、武道経験が浅い者と専門とする者の間で自己評価に開きが出たと考えられ、武道の習熟度が関係しているのではないかと推察できる。そういった状況の中で、体育の教員は学習指導要領のねらいを達成する必要がある、そしてさらに生徒に対し、武道学習はどのような意味があり、どのようなプラス面があるのか、明確に示す必要もある。

体育専攻学生の武道指導力にはばらつきがみられ、中学校における武道必修化を受けて中学校の体育教員を養成する各大学には、武道の経験を伸ばす体系的なカリキュラムの構築が求められることが示唆された。

文献

- 榎本鐘司 (2009) 武道学研究入門～戦後における武道学の人文的研究の視点から～. 現代スポーツ評論 : pp. 120-127
- 橋本敏明・中西英敏・白瀬英春・上水研一郎 (2006) 地域柔道クラブでの指導経験が及ぼす影響について. 東海大学紀要体育学部 : pp. 121-127
- 池田美波 (2010) 青少年の武道に対するイメージ～武道実施者, 非実施者の相互比較～. 平成 21 年度卒業論文
- 直原幹 (2008) 体育教育における今後の武道指導に関する考察. 上越教育大学研究紀要 第 28 巻 : pp. 235-241
- 加賀勝 (1993) 武道に対するイメージに関する研究. 岡山大学教育学部研究収録, 94 (1) : pp. 19-24
- 北村尚浩・川西正志 (2010) 中学校における武道必修化に向けた課題. 日本体育学会第 61 回大会社会学専門分科会発表論文集 : pp. 84-89
- 小山吉明 (2009) いま, 体育教師は武道の必修化にどう向き合うべきか (いま武道の必修化にどう向き合うか<特集>). 体育科教育第 57 巻 15 号 : pp. 10-13
- 本村清人 (2009) 武道に独自の礼, その意味と価値は何か. 体育科教育第 57 巻 15 号 : pp.9
- 文部科学省 中学校武道必修化について
http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100105/095.htm (2011 年 1 月 11 日現在)
- 村田直樹 (2009) 武道必修化の意味を問う (国際化時代の武道を考える<特集>). 現代スポーツ評論 : pp. 61-69
- 曾根喜美男 (1997) 武道教育論 (いま, 教師が問われている). pp. 72 - 75
- SSF 笹川スポーツ財団 (2006) 青少年のスポーツライフ・データ : 10 代のスポーツライフに関する調査報告書. SSF 笹川スポーツ財団 : 東京
- 須戸ゆか・柴真理子・岡田修一 (1991) 柔道学習に伴う柔道のイメージの変化について～性差を中心に～. 日本体育学会大会号 (42B) : pp. 856
- 田中秀幸・窪田辰政 (2007) 大学生の柔道に対する意識の研究 (4). 静岡大学教育実践総合センター紀要. 13 : pp. 87-98
- 内田良 (2010) 柔道事故 武道の必修化は何をもたらすのか (学校安全の死角). 愛知教育大学研究報告, 59 (教育学編) : pp. 131-141

※本研究は, 平成 22 年度文部科学省科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 「武道のグローバル化と中学校における武道教育の在り方 : 柔道か JUDO か」 (研究課題番号 : 21500599) の一部である.

身体技法と「場」の関わりに関する一考察

-柔道の「道場」に着目して-

東京学芸大学大学院 学生 佐藤貴浩

1. 問題の所在

マルセル・モースは、社会のなかで暗黙に規範化されていて、社会的に伝達される人間の身体の使い方を「身体技法」概念とした。この「身体技法」は、現在まで多くの研究が行われてきた。

日本の伝統芸能における研究では、例えば、生田(1987)は、日本の伝統芸能の中で、「わざ」がどのように習得されていくのかに着目し、学習者の認知のプロセスの構造を明らかにした。また、進藤(1994)は、民族舞踊の黒川さんさ踊りを対象にし、<間>という視点から民族舞踊の身体技法を読み取ることを試みた。同じく、菅原ら(2005)は、民俗芸能である西浦田楽の伝承の世襲制に焦点を当て、それが行われる練習場面での身体技法の継承を明らかにした。

また、伝統的な武術や武道に関する研究では、例えば、倉島(2007)は、「技の有効性」の表象に着目し武術教室におけるフィールドワークを行い、「ある身体が潜在的に享受できる世界全体」である「経験的リアリティ」の変化をどのように捉えることなのかという問題として考え、技の有効性の記述を行った。吉田(2009)は、自身が10年余に渡って触れて来た、古武術の形稽古における基礎的な身体技法の発見プロセスを、自身の経験を踏まえて記述・解明した。石井(2000)は、愛知県多治見市に伝わる「棒の手」という民族スポーツの身体技法の習得の解明を試み、そこから権力と身体技法の関わりの可能性を導きだした。

これらの研究はどのように身体が変化し、どのように「身体技法」が習得されるのかという「身体」をめぐる議論になっており、習得される「場所」についてはあまり語られていない。しかしながら、芸道や武術、武道においては、稽古場や道場という日常から切り離された場所で稽古が行われるのが常であり、「身体技法」の習得との関係がないとは言いがたい。

身体技法における空間

生田は、稽古場について、その「空間」もしくは、雰囲気を持つ「身体技法」の習得への影響について述べている。

生田は伝統芸能で行われる身体技法の習得を、「学ぶ」「教える」というプロセスとは区別して、「盗む」プロセスであると解釈した。そして、そこで行われる学習者が身体技法を習得していく認知のプロセスを明らかにした。生田は、近代以前の日本社会と現代の日本社会を比較し、近代以前は「型」が存在していた社会であると述べ、現代の日本はこの「型」が失われた「型なし社会」であると指摘している。「型」とは、「人間が現実感を持った人間として生存する『基本』」のことで、そんな「型なし社会」において、伝統芸能や武道では「型」を守っていると生田は述べ、「わざ」概念を提示して、それらの世界での身体技法の伝承を明らかにした。

生田は「わざ」について次のように述べている。「本書で用いている『わざ』という概念は単に身体技術あるいはそれを個人の能力として立体化した身体技能としての『技』に狭く限定しているわけではなく、そうした『技』を基本として成り立っているまとまりのある身体活動において目指すべき『対象』全体を指し示している。こうした『わざ』が一義的な技術あるいは技能として捉えられるのを避けるために、あえて『技』ではなく『わざ』という表記を用いている。また、『わざ』世界とは、ここでは、日本古来の伝統芸能、武道を想定しているが、一般に優先的に身体技能の訓練

を中心に展開していると思われているにもかかわらず、実際は単なる身体技術あるいは身体技能の習得および教授（『形』の習得および教授）を超えた、『わざ』の習得および教授（『型』の習得および教授）を共通に目指している世界を指している。」

生田は、この「わざ」の習得について、「形」の「模倣」を行うということが特徴的であり、「形」を超えた「型」を習得することが目標であるとしている。生田はこのような「わざ」世界での「型」の習得について、「威光模倣」や「わざ言語」の活用といったことから、身体技法の認識がどのようになされているのかを中心的な問題として議論を進めている。

そのような身体技法の習得の議論を進める中で、生田は「稽古場」という視点を投げかけている。「稽古場」の与える伝統芸能の身体技法の学習において、入門者の「わざ」習得のプロセスに着目した上で「入門者はただ、私たちの日常生活とは全く異質な空気にしばしば圧倒されるばかりである。稽古場という建物それ自体が、私たちの日常生活の空間とは質を異にしているのである。玄関のたたずまい一つを見ても、履き物はすべて草履または下駄の類であり、置き物や掛け軸もこの世界に関連のある物ばかりである。だが、草履や下駄を日常的に履く日本人は少なくなったとは言っても、見たことはない者はいないであろうし、一つ一つについて言えばとりたてて非日常であるとは言えない。ただ、師匠をはじめとする稽古場の空間を占める人間や物の全体が、特別な空気をもかもしだしている。この異様ともいえる空気が、学習者の認識をある一定の方向へと押し進める効果を高めているのである。」と述べ、「稽古場」が与える身体技法の習得への影響は、大きなものがあると述べている。

この生田の主張は、「稽古場」という空間のいわば雰囲気のようなものが、身体技法の学習において役立っているということである。従って、伝統芸能に関わっている人々がだす空気、そしてそれが満ちている入れ物として「稽古場」を見なしている。つまり、「稽古場」という「空間」の、そこに流れる雰囲気や空気感といったものが身体技法に関係していると述べているのである。

しかし、この生田の「空間」と身体技法の学習に関する議論は、実際の稽古場の観察から論じられているものではなく、その具体性に欠けていると言える。

調査の目的

上述の生田の議論を踏まえ、本研究では身体技法が学ばれるときに存在している、日常から離れた空間が、具体的にどのように学習者に影響を与えているのかを考察することを目的とした。日本の伝統的な武道である柔道で、そこで学ばれる身体技法とそれが稽古される「稽古場」である「道場」に着目した。

調査方法

調査方法は、国立大学法人 T 大学の道場で行われる柔道部での活動のフィールドワークである。2011年5月14日から行って現在も継続中である。T大学の柔道部は、大学院生1名、学部生が4年生2名、3年生1名、2年生5名、1年生4名、留学生2名の総勢17名である。部員の柔道歴は、柔道の実績を使った推薦入試で入学した者から今まで全くスポーツを行ったことのないものを始め様々である。

結果

1) 「礼」と「正面」

[5月21日]

T大学の柔道場は、「正面」に嘉納治五郎氏の写真が配置されている。この正面に対して「礼」が行われるのである。その様子は以下の通りである。

先ず、正面に向かって、右側に先生、コーチが座る。そして、その対角線上、正面向かって左側に学生が正座をして座る。主将の「正面に礼！」のかけ声とともに一斉に「正面」の方向に体を向き直し、深々と両手を着いて頭を下げる。ほぼ同時に全員が頭を足れ、その後起こす。これを稽古

の最後にも全く同じ形式で行う。先生も学生もそれが当然というように行っている。

このことについて、「正面に礼してるけれど、そんなに嘉納治五郎を尊敬してるのか？」と学生に問いかけてみた。学生からの返答は、「尊敬しているわけではない。」というものだった。彼らが言うには、「確かに『正面』に対して頭を下げてはいるものの、決して嘉納治五郎氏を対象に頭を下げているというわけではない。」ということである。そもそも、T大学の柔道部の学生は、柔道歴が10年以上の者が大半を占めているものの、嘉納治五郎氏についてほとんど何も知らない。氏が柔道を創始した人物であるということは知っているが、存命中にIOCの委員として活躍し幻の東京オリンピックの招致に尽力したことや、「日本の体育の父」と呼ばれていることなど全く知らない。

2) —「礼」と「上座」「下座」—

柔道の道場では、「上座」「下座」にはどのような人がいてよいのかが「礼」として決められている。そこでは「上座」には先生が位置取り、「下座」には学習者が位置取る。東京学芸大学の柔道場で、先の野中の説明と同じく、「正面」に対して右側が「上座」、左側が「下座」とされ、そこでは「上座」に先生、「下座」に学習者という位置取りがされている。この関係は稽古中崩されることはなく、常に保たれている。このことについて不思議であるのが、これがたとえ先生がそこにいなくても保たれるということである。このことについて幾度か尋ねてみたことがある。その中の二つのエピソードを以下に挙げる。

[5月24日]

ある日の柔道部の稽古のことである。先生がいないのに「上座」には誰もいなかった。そこで、一人の部員に以下のような質問を投げかけた。

筆者：「なんで向こう側に行かないのだい？」

部員：（何を質問されているのか、不思議な様子）

「あっちは上座だからに決まってるじゃないですか。」

筆者：「なんで上座だと行かないんだい？」

部員：「先輩、何を言ってるんですか？上座は先生とかがいるところだからですよ。」

（少し苛立って来ている彼に重ねて質問をした。）

筆者：「でも、今日は先生はいないんだよ？先生がいないのに、どうして上座に行かないんだい？」

部員：（非常に面倒くさそうにしながら）「先生とか関係ないんですよ。上座は上座なんです。先輩もいつもそうしてるじゃないですか！？」

[5月27日]

同じような話を、東京学芸大学の道場で行われる柔道クラブ、小金井柔道クラブにいらしていた40代の男性とした。その方は稽古の合間、当然のように他の人たちと同様に「下座」で待機をしていた。

筆者：「なぜこちら側で休まれているんですか？」

男性：（「？」という表情を浮かべながら）

「なぜって、休むときはいつもこっちじゃないですか？」

筆者：（「上座」を指しながら）

「でも、あちらの方が広いですよ？」

男性：「いや、でもあちらは上座なので。休むときは下座でしょう、普通。」

筆者：「なぜ休むときはいつも下座なのですか？」

男性：「え？だって上座は先生方のいる場所ですよ？どこいっても普通休むときは下座ですよ？」

（全く何を疑問に思っているのか、理解出来ないという風）

筆者：「でも、今日は先生がお休みの日ですよ？先生がいる場所が上座なら、今日は上座ってないんじゃないですか？」

男性：(しつこく聞いてくる私に、もはやあきれ顔になりながら)

「先生いなくても上座は上座ですよ。佐藤さんだって先生いなくても下座いるじゃないですか。一体どうされたんですか？」

考察

「礼儀作法」は、道場において「正面」「上座」「下座」との関係とは切り離すことのできないものとして存在している。道場での「正面」「上座」「下座」について、武道の道場での作法の理論と意味を述べた野中(1998)は、「古来、席次というものは厄介なものであって、席次のことから発生するトラブルは今でも後を絶たない。円卓会議の形はそこから生まれた知恵である。もっとも業界の代表者会議など同格者の集会の場合はこの形もとれるが、四方同席というわけにはいかない場合が実際多い。座席の認識は身分立場の認識であり、見識の問われる場面でもある。」と述べ、日本において「正面」「上座」「下座」という場の持つ重要性和、「礼儀作法」との密接な関係について述べている。

また、これらの配置について「入り口を入ると正面の上段の間と神座が設けられているのが標準的な武道場の姿である。神座のない場合でも玄關に続く大きな出入り口の正面が上座になる。正面に向かって右手が次席、次席に正対する側が参席、出入り口が末席となる。原則的に出入り口の正面が上座、出入り口に近い位置が下座と覚えておけばよい。」と説明を行っている

5月21日のエピソードのように、「正面に礼」の作法を行うとき、一体何に「礼」を行っているのか。「礼」は対象が在って初めて成り立つものであるから、そこに対象がないとは考えられない。しかし、T大学の柔道の道場では、正面に嘉納治五郎氏の写真は掲げては在るものの、「礼」はそれに対しての「礼」ではなく、別の何かに対して行われていた。ところが、「正面」には他にシンボルとなるものはなく、ある特定のモノが対象となっているとは考えにくい。このことから考えるに、その「礼」が行われる対象は、あくまで「正面に礼」の掛け声の通り、「正面」に対して行われているのでありとしか言いようがないと考えられる。したがって、ここで行われる「礼」という「身体技法」の内容に「正面」という場所が対象として組み込まれているのである。

5月24日、5月27日の2つのエピソードには、柔道の道場における「上座」「下座」の身体技法に与える影響を見ることができる。柔道の道場で稽古を行う学習者は、自分たちに柔道を教授してくれる「先生」という存在に対して「礼」の作法を行っている。そして、その「礼」を行う対象である「先生」という存在のいる場所として「上座」を理解している。ところが、長い年月を懸けてこの身体技法が彼らに定着していくうちに、「上座」の「先生」という彼らにとって『「礼」を行うべき存在のいる場所』という意味が、『「上座』というその場所自体、『「礼」が行われるもの』として変化してしまっていると見ることができる。つまり、本来「先生」という存在がいるからこそ意味を持っていたはずの「上座」が、それ自体に意味を持つ単なる所ではない場所になっていたのである。

ところで、生田は「身体技法」を習得する上で、稽古場という「空間」が大きな役割を果たしているというように述べていた。ここでいう「空間」とは、そこで稽古をしている人々が作り出す、人と人との関わりの中でできる一種の雰囲気のようなものことである。ピエール・ブルデューの「界」の存在に近い社会的な空間のことである。

しかし、上述したように道場におけるフィールドワークでの「礼」の「身体技法」は、「正面」や「上座」や「下座」という「場所」が、そこでの技法と離れることのできないものとなっていて、内容の一角を担う存在となっていた。つまり、それらの「場所」は、「礼」という「身体技法」との関わりの中で捉えたとき、ただ「場所」としてそこに存在しているのではない。それ自体が意味を持った、単なる場所を超えた「場所」となっているのである。

本研究では、日常から離れた道場という「空間」が、身体技法の習得にいかなる影響を及ぼすのか明らかにすることを目的としていた。しかし、結果として明らかになったのは、「空間」として身体技法の習得に作用している道場ではなく、まさに「場所」として意味を持っていて身体技法と切

り離すことのできない道場の姿であった。このことは、身体技法を明らかにしていくとき、「場所」についても考えていく必要があるということを示唆することができると思う。

本研究の限界と課題としては、柔道の道場という限定的な場所と「礼儀作法」という身体技法のみに焦点をあてたものであり、他の身体技法と「場所」の関わりを明らかにしていくことが必要である。

参考文献

- 1) 吉田正, 2009, 「自然身体運動法—古武術の形稽古に見る基礎身体技法～その解明の試み—」『追手門学院大学社会学部紀要』3, pp.301-202.
- 2) 菅原和孝・藤田隆則・細馬宏通, 2005, 「民族芸能の継承における身体資源の再配分—西浦田楽からの試論—」, 『文化人類学』70, pp.182-205.
- 3) 進藤貴美子, 1994, 「民族舞踊の身体技法—黒川さんさ踊り『庭ならし』を例に—」, 『年報いわみざわ』15, pp.72-79.
- 4) 石井浩一, 2000, 「小木棒の手の身体技法」, 『愛媛大学教育学部保健体育紀要』3, pp.39-46.
- 5) 野中日文, 1998, 『武道の礼儀作法(改訂版)』, 合気ニュース.
- 6) 倉島哲, 2007, 『身体技法と社会的認識』, 世界思想社.
- 7) 生田久美子, 1987, 『技から知る』, 東京大学出版社.

スポーツ産学連携セミナーの体育・スポーツ専門学生への教育的インパクト

○川西正志, 坂口俊哉, 北村尚浩, 涌井佐和子 (鹿屋体育大学)

I. 緒言

我が国のスポーツ産業界での製品業界は昨年度の調査で1兆2,863億円規模といわれている(矢野経済研究所)。近年の国内大学での健康・スポーツ専攻やスポーツマネジメント専攻に関する学部・大学院の新設に伴って、学生や大学院生の就職マーケットの開発が急務となっている。そうした中、国内の多くの大学では、スポーツビジネス分野での現場実習など、いわゆるインターンシップ・プログラムなどが実施されている。

これまで学生へのスポーツビジネス分野における産学連携教育プログラムでは、筆者等(2008,2009)が実施してきたインターンシップやCO-OP教育における教育的インパクトに関する研究が中心であるが、この種のセミナーを対象とした研究は皆無である。とりわけ体育・スポーツ分野における教育的効果に関する研究では、その中心的課題はスポーツビジネスやマネジメント分野に多く、Cunningham(2004)らのスポーツマネジメント専門職への職業経験や職種コミットメントに関したのものや、Hardy(1987)のスポーツマネジメント分野でのマネジャー教育としての大学院カリキュラムに関したのものがある。どの研究においても、現場での実践的トレーニングが学生の職業選択や専門職性への知識と技術の向上や形成のために現場教育の成果が期待され、検証されつつある。今後、国内体育系大学でもこの種の実践的教育が広く整備されていくことが予測されるが、同時に我が国においても、この分野での教育システムや、プログラム効果についての研究の蓄積も重要な課題であることはいうまでもない。

本学ではスポーツビジネス分野での専門家育成のための学部や大学院教育の充実を図るため産学連携セミナーを2010年11月～2011年1月まで、スポーツメーカーの幹部を招聘して6回実施した。本研究はセミナー参加者の体育・スポーツ専攻学生への教育的インパクトを明らかにすることである。

II. 方法

1. 調査対象

対象者はセミナー参加者278名のうち、学部生、大学院生227名を対象とし、質問項目において性別、所属の項目で欠損の無かった者を本研究の対象者とした。

2. 調査方法

調査は、計6回のスポーツ産学連携セミナーに参加者に対して、セミナー終了後に所定の質問紙により調査を実施し、その場で回収した

配布・回収数	: 第1回 アディダス・セミナー	58
	第2回 ゴールドウイン・セミナー	41
	第3回 ドーム・セミナー	42
	第4回 ゼット・セミナー	28
	第5回 デサント・セミナー	31
	第6回 ナイキ・セミナー	27
	合計	227

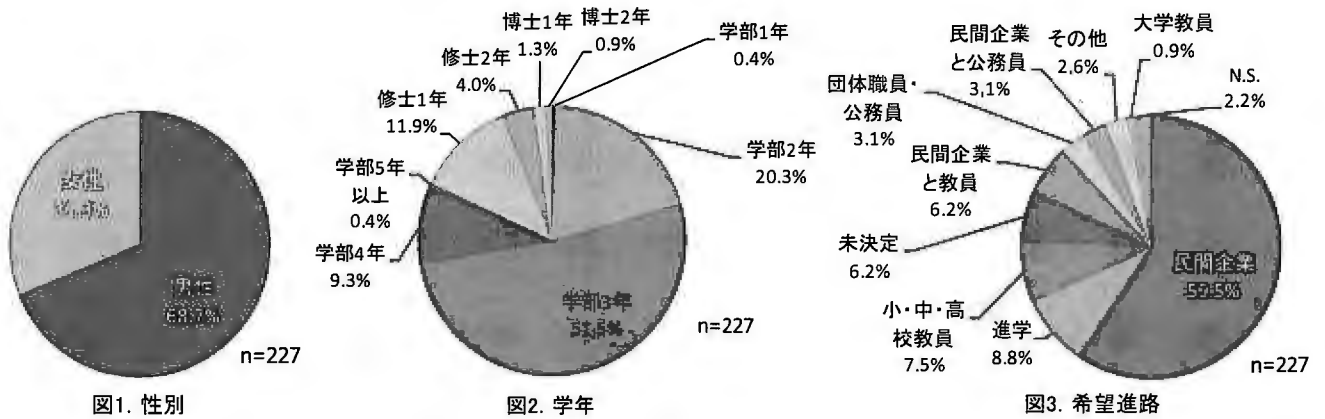
3. 調査内容

、調査は1.個人属性,2.セミナーの認知経路,3.セミナーへの参加理由,4.就職活動を行う上での不安,5.職業選択する上で重視項目,6.セミナー参加による成果,7.セミナーの評価を内容とした質問紙調査を実施した。

Ⅲ. 結果及び考察

1. 個人属性

調査対象者の属性は図1, 図2, 図3に示す通りである。



性別は、「男性」63.7%、「女性」31.3%で6割以上を男性の参加者が占めた。所属先は、「学部3年生」が51.5%と最も多く、以下、「学部2年生」が20.3%、「修士1年生」が11.9%、「学部4年生」9.3%、「修士2年生」4.0%であり、参加者の約80%が学部生であった。学部生と大学院生の希望進路は、「民間企業」が59.2%と最も多く、以下、「進学」(8.8%)、「小・中・高教員」(7.5%)、「民間企業と教員」(6.2%)、「団体職員・公務員」(3.1%)、「民間企業と公務員」(3.1%)、「大学教員」(0.9%)、「その他」(2.6%)で「未決定」は6.2%であった。

2. セミナーの認知経路

図4はセミナーの認知経路である。セミナーの認知経路で最も多かったのは、「教職員」で74.0%、次いで「知人・友人」が8.4%、「大学ホームページ」が4.8%、「学会からの情報」が3.1%、「その他」が7.5%であった。

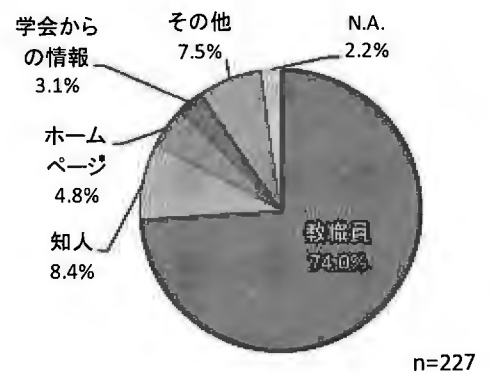


図4. セミナーの認知経路

3. セミナー参加理由

セミナー参加理由を図5に示した。セミナーへの参加理由として『あてはまる』が50%以上だった項目は、「各スポーツ製品メーカーのことを深く知りたいと思ったから」(65.2%)、「就職活動の参考になるから」(60.8%)の2項目であった。これらの項目以外で、『あてはまる』と『ややあてはまる』の合計が70%以上だった項目は、「各スポーツ製品メーカーの製品に興味があったから」が82.4%、「有名な企業だから」が74.4%であった。一方、『あてはまらない』が20%以上だった項目は、「知人(教員や友人)に勧められたから」で25.6%であった。

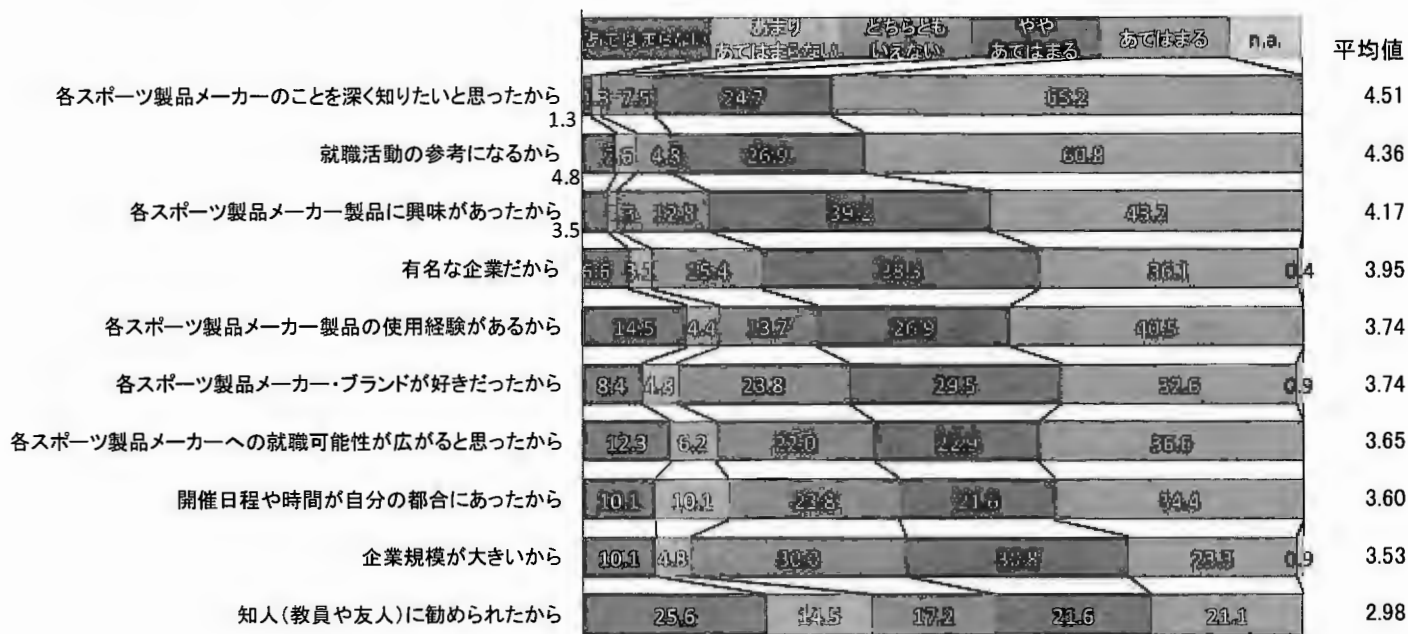


図5. セミナー参加理由 (n=227)

4. 就職活動を行う上での不安

就職活動を行う上での不安を尋ねた(図6参照)。「就職できるかどうか不安」では、『あてはまる』が44.1%であり、『ややあてはまる』の24.2%の合計が68.3%であった。その他の項目で『あてはまる』と『ややあてはまる』の合計が50%を超えたのは、「経済状況の悪化が不安」(63.4%)、「面接が不安」(59.5%)、「筆記試験(SPI等)が不安」(59.4%)、「履歴書などの書類の作成が不安」(54.6%)の4項目であった。一方、『あてはまらない』と『あまりあてはまらない』の合計が30%以上だった項目は、「志望業界を絞り込めないのが不安」(36.6%)、「自己PRするものがないので不安」(33.5%)、「適正・やりたい事がわからないので不安」(33.1%)の3項目であった。

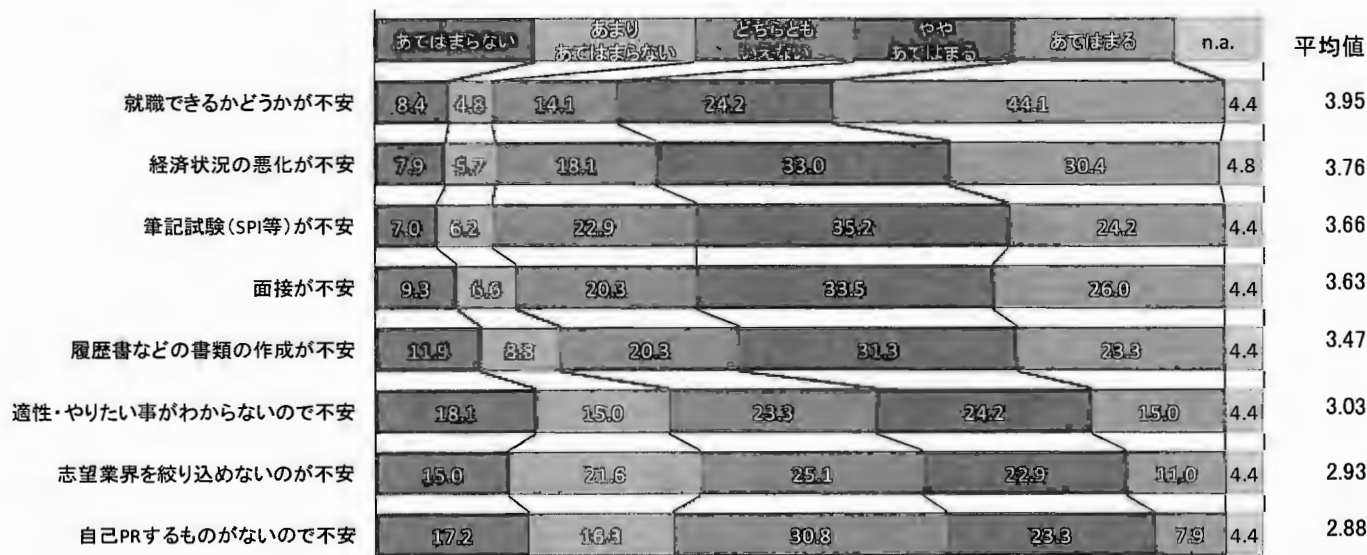


図6. 就職活動を行う上での不安 (n=227)

5. 職業選択における重視項目

職業選択における重視項目を図7に示した。『重視する』が最も多かった項目は、「やりたい仕事・職種につけること」の75.8%であった。次に『重視する』が多かった項目は、「社風が自分に合っていること」の60.8%で、「企業の将来性があること」が47.1%と続いた。その他の項目で、『重視する』と『やや重視する』の合

計が50%以上だった項目は、「優れた商品・サービス・技術を有していること」(86.3%)、「安定していること」(77.5%)、「自分のプライベートな時間をもてること」(64.7%)、「収入が多いこと」(56.8%)の4項目であった。「OB・OGがいること」は『重視しない』と『あまり重視しない』の合計が51.1%であった。「企業の知名度が高いこと」は、『重視する』と『やや重視する』の合計が47.1%であったが、『どちらともいえない』も37.4%を占めた。

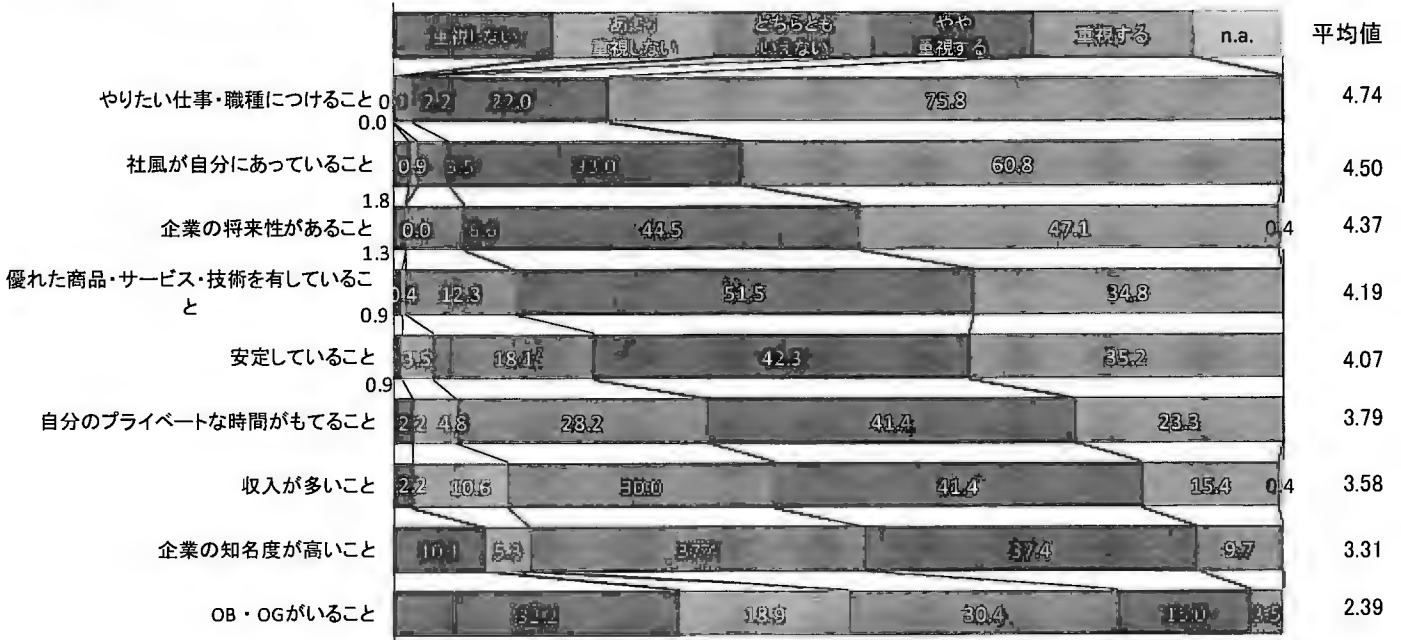


図7. 職業選択における重視項目 (n=227)

6. セミナー参加による成果

セミナー参加による成果を図8に示した。『成果があった』と『やや成果があった』の合計が80%以上だった項目は、「企業が求める人材像についての理解」(87.7%)、「スポーツ産業についての理解」(85.0%)、「学ぶ意欲の向上」(86.8%)、「スポーツを取り巻く社会・経済状況についての理解」(85.9%)、「メーカーの事業・業務内容についての理解」(85.0%)、「マーケティング戦略の重要性に対する認識」(81.5%)の6項目であった。

一方『成果があった』と『やや成果があった』の合計が50%未満だった項目は、「大学で身につけるべき知識・技術の明確化」(50.7%)、「研究と実践の接点の発見」(47.1%)の2項目であった。

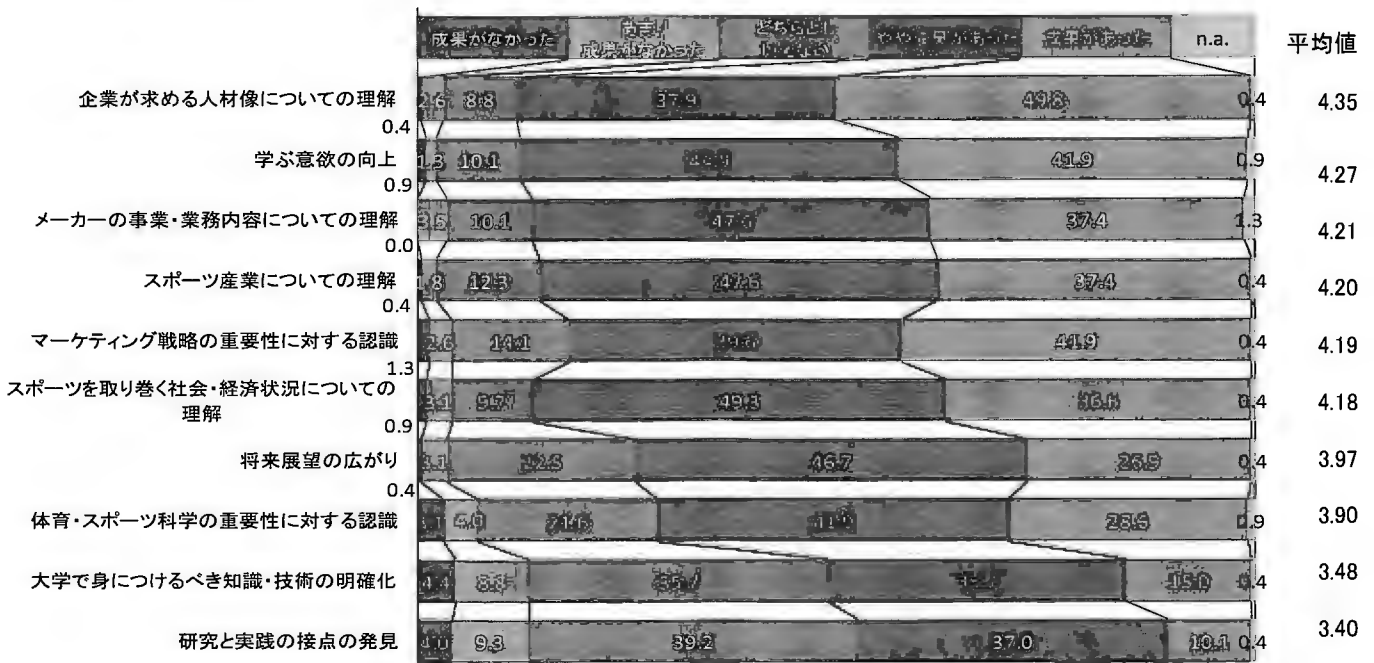


図8. セミナー参加による成果 (n=227)

7. セミナー企画の評価

セミナー企画の評価を図9に示した。

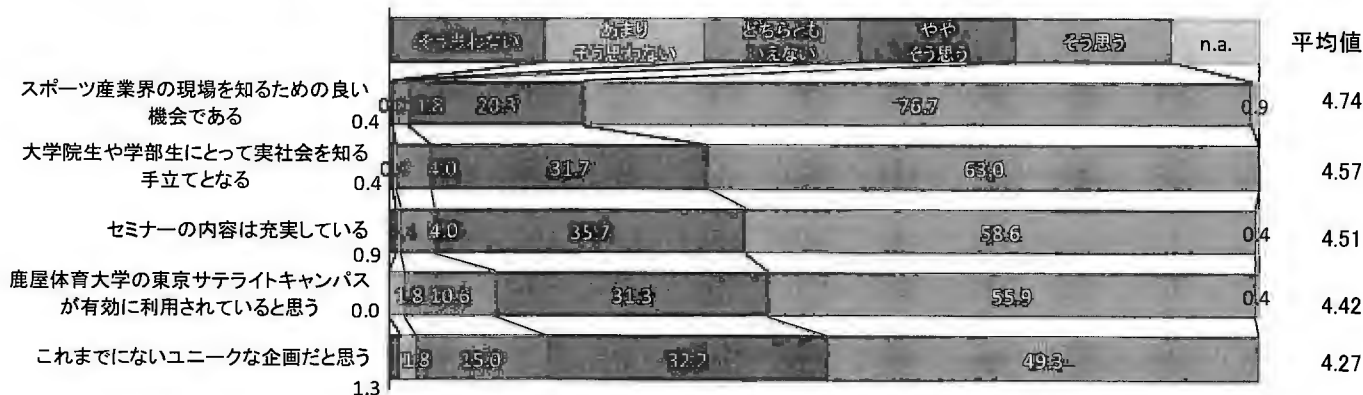


図9. セミナー企画の評価 (n=227)

全ての項目で、『思う』、『やや思う』の合計が80%以上であった。「スポーツ産業界の現場を知るための良い機会である」は『思う』、『やや思う』の合計が97.0%と最も高く、次いで「大学院生や学部生にとって実社会を知る手だてとなる」が94.7%、「セミナーの内容は充実している」が94.3%と続いた。

8. セミナー全体の評価

図10にセミナー全体の評価を示した。『非常に満足』と『満足』の合計は93.4%であった。

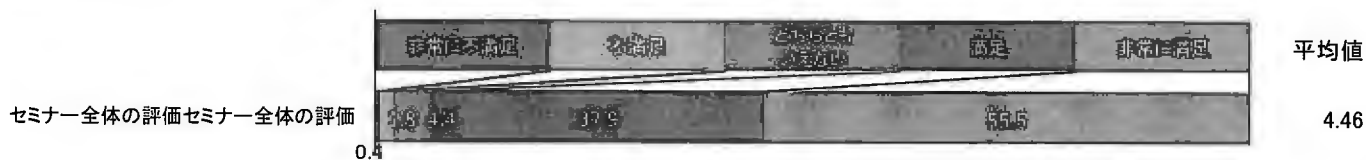


図10. セミナー企画の評価 (n=227)

9. セミナーの感想

一般の参加者も含むセミナー参加者全体での自由記述での感想では「セミナー企業のことが詳しく理解できた」が最も多く77件であった。また、「就職活動に役立った」は34件、「スポーツ産業のことを知ることができた」は23件であった。

表1. セミナーの感想 (自由記述) n=167

セミナー企業のことが詳しく理解できた	77件
貴重な話を聞くことができた	61件
就職活動に役立った	34件
スポーツ産業のことを知ることができた	23件
海外の情報を知ることができた	7件
日本でスポーツが重視されていないことを知った	3件
その他	4件

IV. 結語

本セミナーの教育的インパクトに関する調査結果から、セミナーの全体の満足度は高い評価を得ていた。セミナー参加者の6割の学生・院生は民間企業への就職を希望しており、セミナー参加理由からみても「各スポーツ製品メーカーのことを深く知りたいと思ったから」「就職活動の参考になるから」が主な理由となっているなど、積極的な参加意識がみられた。セミナーの成果では、企業の求める人材像についての理解やスポーツ

産業界の理解、学ぶ意欲の向上等より現場に即した情報収集への評価が高くみられた。しかしながら一方で、現状の経済状況に伴うジョブマーケットの縮小傾向に対して、不安感をもち、特に、セミナーで感じた情報に対して、大学で学習すべき知識や技術との系統性については十分な理解が難しい面もみられた。こうしたことは、大学や大学院でのより実践的な専門的知識や技術獲得への教育システムや内容の充実が望まれ、ひいては理論と実践に関する職業意識の形成も重要な課題である。

これまでの産学連携教育プログラムの教育的インパクトに関する研究においても、現場からの職業内容や意識への気づきがその後の就職開拓に強い影響を及ぼしており、この種のセミナーは学生にとって将来の職業理解に関する教育的機会となると思われる。

引用文献

Kawanishi Masashi, Tatsuho Iwaki, Takahiro Kitamura, Yumiko Hagi (2008); Educational challenges and impacts of sporting co-operative education program, WACE/ACEN Asia Pacific Conference 2008 E-Proceedings, 280-287.

川西正志, 岩木龍ほ, 北村尚浩 (2009): 鹿屋体育大学 SCO-OP(Sporting Co-operative Education) 実習の教育的成果と課題, SCO-OP 国際セミナー2009, プログラム大会号, 鹿屋体育大学, 31-39.

Cunningham, G. B., Sagas M. (2004): Work experiences, occupational commitment, and intent to enter the sport management profession., *Physical Educator* 3(61), 146-156.

Hardy, S. (1987): Graduate curriculums in sport management: the need for a business orientation, *Quest*, 2(39), 207-216.

道内私大の<体育会系>就職

-卒業生調査の結果から-

○東原 文郎 (札幌大学)

1. 問題の所在

遅ればせながら道内の大学にも「スポーツ」がつく学部、学科、コースが乱立するようになってきた(表1)。既に大野(2009)が明らかにしたように、少子化、大学設置規制緩和(1991)といったわが国の大学を取り巻く社会環境の変化が、多くの大学とりわけ中小私大の学生確保戦略の中にスポーツを位置づけさせた¹。結果として、近年、広義のスポーツ科学を専攻する学生は増加していると考えられる。

[表1: 道内大学における健康・スポーツ関連カリキュラムの現状†]

大学	学部	学科	コースなど	開設年度	備考
H	生涯スポーツ	スポーツ教育	・健康プランニングコース ・スポーツ教育コース ・アスレティックトレーナーコース	2009	生涯学習システム学部、健康プランニング学科(2000～)の改組
Ts	国際文化	地域創造	健康スポーツコース	2004	
SI	スポーツ人間	・スポーツビジネス ・スポーツ指導	—	2009	社会学部ビジネス実務学科、スポーツビジネスコース・健康ビジネスコース、社会学部マスコミュニケーション学科、スポーツジャーナリズムコース(2006～)の改組
D	経営	経営	スポーツマネジメントコース	—	開設年度不明、ただし2008年の「スポーツマネジメントカリキュラム全国調査プロジェクト」調査時点で上級生が在学していたため、遅くとも2006年以前から存在したものと推定。 ・スポーツ・コーチング専攻 ・健康・スポーツ科学専攻 ・アウトドア・ライフ専攻
HE††	教育	スポーツ教育(課程)	スポーツ教育コース	2006	
S	文化	文化	スポーツ文化コース	2007	
SG	法	法律	スポーツコース	2011	

†: 各大学HPから筆者作成(参照日: 2011年7月13日)。

††: HEのみ国立大学法人、他は私学。

こうした健康・スポーツ科学専攻学生の増加は、単に健康・スポーツ科学の流布を意味し、したがって健康・スポーツ関係者が手放しで喜ぶべき事態といえるであろうか。おそらくそうではない。学生確保に健康・スポーツ関連カリキュラムを用意することは、スポーツ推薦や特待制度を利用して入学した学生の集中(=他学生からの隔離)を意味する場合もある²。学生確保に鎬を削らなければならなくなった大学は、健康・スポーツ関連カリキュラムの設置と同時にスポーツ推薦枠や特待生枠を増やす傾向にあり、すなわち課外活動の強化とセットで募集力を高めようとする傾向が生じているものと推察できる。このような力学の末、従来は大学に入らなかったような学力の持ち主、かつ、従来はスポーツ推薦の枠にも当たらなかったような競技力の持ち主が大学生として一定の割合を占めるようになってきたのである。

こうした内外の環境変化は大学にいくつかの新たな課題を生じさせる。本報告に関連のあるところでは、①修学上の特別な配慮・支援³、②スポーツ活動の充実、③就職活動のための特別な配慮・支援等があげられよう。特に③の出口に関する課題は、それで評価される大学にとっても、それが確保されることでパフォーマンスを安定・向上させることができるスポーツにとっても、極めて重要なアジェンダとなる。

大野(2009)も指摘したことではあるが、こうした変化により入学してきた学生たちは学業よりもむしろ競技生活の充実や延長を期待している。端的に言えば、学力はもちろん、学業への動機付けもスポーツ選手として生活していけるほどの競技力も持たず、それでいてそのままでは自力で就職口を見つける能力を持たない学生たちを社会に軟着陸させる仕組みが求められるようになってきたと言える。

¹ 大野貴司(2009) 経済・経営系学部におけるスポーツマネジメント教育の現状と課題(日本スポーツマネジメント学会第1

² 筆者は、2008.10-2009.1間、日本スポーツマネジメント学会「スポーツマネジメントカリキュラム全国調査プロジェクト」のプロジェクトメンバーとして北海道地区のフィールドワークを担当した。こうした認識は、その調査中に得られたものである。

³ 長倉(2011)など、アメリカに複数の先進事例がある。NCAAの発展と無関係ではないであろう。

2. 研究の目的

2. 1. 先行研究の検討

ところが、こうした重要性にもかかわらず、関係諸分野は〈体育会系〉の就職について主題的に論じることが少なかった。例えば、大学から労働への移行（transition）については労働経済学、教育社会学の分野に蓄積があるが（太田，1999；黒澤・玄田，2001）、大学での課外活動、わけでもスポーツ活動との関連から実証的になされた議論は限定される。最も近い研究を概観しても、①就職に限定してクラブ活動の効果を計量的に測定し、文化系よりスポーツ系が望ましい就職を達成しがちであること（梅崎，2004）や、②文学部女子に限定すれば、クラブ活動への参加が正規就労や賃金を上昇させること（原ら，2004）、③大卒典型雇用者のうち三年間定着を予想する者は、クラブやサークルに「まあ熱心」 [= 中程度 ※筆者注] に関わった者である（小杉ら，2007）といった結果にとどまる。

他方、運動・スポーツ部活動については、体育・スポーツ社会学のスポーツ社会化論という理論文脈のなかで、適応を促進するシステムとして積極的に論じられてきた。だが、学校への適応について一定の研究蓄積を残したものの、労働への適応（就職・定着）に対してはほとんど語られていない⁴。

そこで筆者は、予てから「学校制度に組み込まれた運動・スポーツ系クラブ（部）活動に組織的・継続的に参加した学生」を〈体育会系〉と定義し、〈体育会系〉に独特な就職現象について主題的に言及してきた。例えばわが国には〈体育会系〉が他に比して就職に有利とされる共通感覚が存在することを指摘し、それが大正中期から末期にかけて大手企業の間徐々に醸成され、昭和初期には有用な人材の代表例として認識されるまでに至ったことを、当時のビジネス雑誌『実業之日本』の言説を分析することで明らかにした（東原，2011 [近刊]）⁵。また、時代は下るが80年代末期から90年代にかけても〈体育会系〉就職をめぐる共通感覚は存続していることを確認した上で、背景には学歴社会批判から指定校制・推薦制が撤廃され、自由公募制が導入された当時、大学生たちはOBリクルーターに取り入る戦略の一つとして〈体育会系〉であることをアピールしたこと、それによって〈体育会系〉就職をめぐる言説が再生産された可能性が示唆されることを、論文・雑誌記事のレビュー・分析を通じて指摘してきた（東原，2008）⁶。

2. 2. 目的

しかしながら、これらの研究は、大学でのスポーツ活動と労働への適応との関係を推測するには有効だが、〈体育会系〉独特の就職経路やOBとのインフォーマルな関わり、そして中央と地方の異同や中小私大における適用可能性について議論できない点で不十分といえよう。本稿は、こうした状況に鑑み、(1) 〈体育会系〉であることが初職の就労状況にいかなる影響を与えるのか、(2) (1) の結果はどのような事情・理由によるのか、という2つの問いに、本学卒業生へのアンケート調査の分析によって回答を試みるものである。

2. 3. 大卒就職研究における本稿の位置づけ

それでは、こうした問題設定は、大学から労働への移行研究の文脈においては、どのように位置づけられるのであろうか。もとより極めて多数かつ多岐に渡る先行研究をここで網羅的に整理することは筆者の能力と本稿の守備範囲を著しく超える。そのため、教育社会学分野の大卒就職研究の概括的レビューである平沢（2005）⁷を検討し、本稿のとり分析枠組やその背景となる理論的立場を明確にしておきたい。

⁴ 清水ら（2010）は、複数の大学レスリング部にたいして実施した就職状況調査の結果を報告している。半構造化インタビューを用いてアスリート学生（本稿で言うところの〈体育会系〉）の困難な状況を記述し、彼らに対する就職支援システムの必要性を説いている。清水聖志人、高橋義雄、河野一郎（2010）大学運動部の指導・運営内容差異による就職状況の比較—レスリング競技者を対象として。スポーツ産業学研究 20(1), pp. 119-129. その他、近年、直接的に検証を重ねてきたのは筆者1人であると言っている（東原，2007；2008；2011）。

⁵ 東原文郎（2011）〈体育会系〉就職の起源、『スポーツ産業学研究』第24巻2号（近刊）

⁶ 東原文郎（2008）〈体育会系〉神話に関する予備的考察——〈体育会系〉と〈仕事〉に関する実証研究に向けて——。札幌大学総合論叢 第26号, pp. 21-34.

⁷ 平沢和司（2005）大学から職業への移行に関する社会学的研究の今日的課題。日本労働研究雑誌（542）, pp. 29-37

平沢は、70編（書籍、書籍の一部、論文、雑誌記事等）にも上る大学から職業への移行研究をレビューし、従属変数（被説明変数）と主な独立変数（説明変数）、また調査対象、調査単位によってそれらを以下の4つのタイプに分類している（表2）⁸。こうした基準で振り返ると、本稿の掲げた検証課題は（1）初職の「志望順位」、「企業規模」、「勤続年数」、「就職活動の程度」といった初職や就職に至る経路を従属変数とし、〈体育会系〉であるか否かを主要な独立変数として仮定するものになる。〈体育会系〉であるか否かは大学教育の内容あるいはそこで提供された活動ととらえられるため、本稿はAとDの折衷的な研究と位置づけられる。

[表2：平沢（2005）による「大卒就職に関する研究枠組」の分類]

	おもな従属変数	おもな独立変数	調査対象者	調査単位
A	初職の企業規模、職種、従業上の地位、就職時期（卒業後すぐか）、就職活動期間、内定時期、訪問企業数など	大学の選抜度 個人の属性 大学と雇用主の リンケージ	大学4年生または (大卒後数年以内の) 卒業生	個人または大学 ごとに抽出した 個人
B	就職支援、キャリア教育		大学教職員	大学
C	現職の職種、転職過程	出身階層、初職	大学卒業生	個人
D	初職や現職の職務内容	大学教育	大学卒業生	個人または大学 ごとに抽出した 個人

†：表左のアルファベット（A～D）は筆者による。

本稿冒頭でも指摘したことであるが、そもそもこうした大学-企業間の対応関係を検証する研究群において、独立変数に課外活動、とりわけ運動・スポーツ活動への関わりを真正面からとらえた研究は希有である。一企業におけるスポーツ活動と昇進の関係を分析した研究もあるが⁹、入職や定着に関するものは見られない。したがって、本稿が示すデータは、大学でのスポーツ活動と企業との対応関係を考察する際の基礎資料として希少価値を有すると主張できる。

次に、大学から職業への移行研究において用いられてきた理論的な説明形式を検討しよう。これらの研究においては、「大学の入試難易度」と「企業規模」や「企業内での昇進」の間に一定の対応関係があることが繰り返し検証されてきたが、それがなぜ現象するのかについては、可能的な説明形式が複数存在する。平沢（2005）によれば、それは6通りほどに分類される（表3）。

[表3：平沢（2005）による「大学-企業間に生じる対応関係の説明形式」の分類]

	名称	説明形式
I	訓練可能性説	難易度の高い大学の学生ほど入社後の訓練費用が安いから
II	人的資本論・技術的機能主義	難易度の高い大学ほど職務で必要とされる技能を高める教育をしているから
III	スクリーニング論・シグナリング論	大学入試によってもともと潜在的能力の高い者が選別されているから
IV	社会学的制度論的アプローチ	大企業ほど有名大学の卒業生という社会的により正統性の高い要素をとりこもうとするから
V	葛藤理論	有名大学の卒業生のほうが経営者に近い文化や忠誠心をもっているから
VI	レリバンズ論	大学で行われた教育内容やそこで培われたコンピテンシー（知識や技能の背後にある態度や価値観）で職業生活の状況を説明できる

例えば、「なぜ大企業は偏差値の高い大学の卒業生を雇用するのか」という問いに対し、I：訓練可能性説では、「難易度の高い大学の学生ほど、入社後の訓練費用が安いから」と回答し、II：人的資本論・技術的機能主義では「難易度の高い大学ほど職務で必要とされる技能を高める教育をしているから」と回答する。以下、III～VIまでの説明形式も含め、全ての理論に基づいて検証が繰り返されてきた。したがって、本稿ではこれらの説明形式を利用する形で、独立変数である「入試難易度の高い大学卒業生であること」を「〈体育会系〉であること」に置き換えて、すなわち、〈体育会系〉-企業の対応関係に置き換えて検証することが望ましいと考えられる。これらの説明形式は、先に掲げた2つの問いのうち後者：（2）「なぜ〈体育会系〉と企業との間に何らかの対応関係が生じるのか」について検討する際に参照されることになる。

⁸ 平沢（2005）前掲論文、p. 30.

⁹ 大竹文雄、佐々木勝（2009）スポーツ活動と昇進。日本労働研究雑誌 No. 587, pp. 62-89.

3. 方法

本研究は、(1) <体育会系>であることが初職の就労状況にいかなる影響を与えるのか、(2) (1)の結果はどのような事情・理由によるのか、という2つの問いにたいし、本学の卒業生を対象に実施したアンケート調査の分析によって探索的かつ仮説生成的に回答を試みるものである。(1)については大学公認学生組織(学生自治会、体育連合会)において運動・スポーツ活動に従事した学生を<体育会系>として抽出し、その特徴を他と比較する。実際には平均値の比較(t検定)やクロス集計(χ^2 検定)を用いて記述的な分析を行う。

(2)は「年収」「初職志望順位」「初職在職期間」を従属変数とし、これらに対して<体育会系>であることが持つ効果を推定する。<体育会系>であることが他の独立変数を統制しても効果を維持できるのか、多変量解析を用いて検証したい。

アンケート調査の質問項目は、i)「性」・「年代」といった基本属性、ii)大学での「専攻」や「Aの比率」,「取得資格の個数」といった大学での正課教育の内容、iii)「部・サークル活動の種類(種目)」や「活動頻度」,「熱心さ」といった正課外活動の内容、iv)「職種」や「従業員規模」,そして「在職期間」などを含めた初職・現職の状況、v)「学校求人利用」,「インターネットその他のメディアの求人情報」,クラブ関係もしくはその他の「OB・OGの利用」といった初職・現職の入職経路、vi)「年収」や「職務満足」といった現在の職業生活、vii)本人中三時の「家計」や「教育熱心さ」,主たる家計支持者の「職業」や「最終学歴」といった保護者の状況、である。本発表では、その一部を使用する。

卒業生名簿は本学の協力を得て提供された。バブル経済下の状況から2000年代前半の就職氷河期の変化を捉えるべく、90年~08年の卒業生を対象に候補2,500を抽出した。その際、予め記録されていた課外活動の状況(部、サークル活動への参加の有無)を手がかりに、ちょうど課外活動参加者:不参加者の割合が1:1となるようにした。その後、重複や海外からの留学生等を除き、配布実数2,485、回収323(内訳は下記)、回収率13.0%(有効票は分析により異なる)であった。

サンプルの属性は表4,5の通りである。ここで注意すべきなのは、回答傾向として90年代前半に入職時期を迎えた人が多く含まれていることである。年齢は、新卒時の採用環境の他、年収、在職期間等に大きく影響してしまう変数となる。従って、以下の知見はそうした留保をつけて解釈しなければならない。

[表4: サンプルの特徴1 (性・学部別内訳)]

学部	男	女	合計
外国語	N 17	32	49
	% 5.3%	10.0%	15.3%
経営	N 70	25	95
	% 21.8%	7.8%	29.6%
経済	N 73	17	90
	% 22.7%	5.3%	28.0%
文化	N 16	17	33
	% 5.0%	5.3%	10.3%
法	N 44	7	51
	% 13.7%	2.2%	15.9%
不明	N 1	2	3
	% 0.3%	0.6%	0.9%
合計	N 221	100	321
	% 68.8%	31.2%	100.0%

[表5: サンプルの特徴2 (体育会系/非体育会系・年代別内訳)]

入職時期	非体育会系			体育会系		
	男	女	合計	男	女	合計
90年代前半	N 40	12	52	38	5	43
	% 32.8%	18.8%	28.0%	46.9%	18.5%	39.8%
90年代後半	N 34	16	50	16	6	22
	% 27.9%	25.0%	26.9%	19.8%	22.2%	20.4%
00年代前半	N 20	24	44	12	6	18
	% 16.4%	37.5%	23.7%	14.8%	22.2%	16.7%
00年代後半	N 28	12	40	15	10	25
	% 23.0%	18.8%	21.5%	18.5%	37.0%	23.1%
合計	N 122	64	186	81	27	108
	% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4. 結果

体育会系と非体育会系において差異が存在すると考えられる項目について、クロス集計(χ^2 検定)および平均値の比較(t検定)を行った(表6~16)。

[表6: 在学時の状況1 (「A」の比率, 修得単位数, 資格の数, ロールモデルとの出会い)]

		N	平均値	標準偏差	t値, 検定
「A」の比率	非体育会系	141	49.75	25.89	2.171 *
	体育会系	70	41.59	25.33	
修得単位数	非体育会系	117	140.15	36.81	-0.492
	体育会系	67	142.85	34.3	
資格の数	非体育会系	97	1.26	1.14	0.829
	体育会系	61	1.1	1.23	
ロールモデルとの出会い	非体育会系	168	2.55	0.89	2.354 **
	体育会系	114	2.3	0.85	

***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05

[表7: 在学時の状況2 (大学での受賞歴)]

		非体育会系	体育会系	合計
大学での受賞歴なし	N	174	44	218
	%	85.3%	37.0%	67.5%
大学での受賞歴あり	N	30	75	105
	%	14.7%	63.0%	32.5%
合計	N	204	119	323
	%	100.0%	100.0%	100.0%

 $\chi^2=77.792***$

[表 8: 入職時の状況 1 (新卒時エントリー (登録), 新卒時筆記試験, 新卒時面接試験 (役員以外), 新卒時役員面接, 新卒時内定, 新卒時面会した OB・OG, 初職就活満足度)]

		N	平均値	標準偏差	t値, 検定
新卒時エントリー (登録)	非体育会系	148	13.34	19.00	1.956 (*)
	体育会系	82	8.56	15.18	
新卒時筆記試験	非体育会系	145	6.66	11.61	1.701 (*)
	体育会系	81	4.30	6.10	
新卒時面接試験 (役員以外)	非体育会系	143	5.19	7.82	1.483
	体育会系	79	3.76	4.71	
新卒時役員面接	非体育会系	131	2.32	2.29	0.487
	体育会系	74	2.15	2.66	
新卒時内定	非体育会系	140	1.69	1.99	0.363
	体育会系	83	1.60	1.42	
新卒時面会した OB・OG	非体育会系	83	0.65	1.16	-1.128
	体育会系	48	0.94	1.74	
初職就活満足度	非体育会系	183	2.40	1.07	1.208
	体育会系	100	2.25	0.95	

***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05, (*):p<0.1

[表 11: 入職時の状況 4 (初職職種)]

初職職種	非体育会系	体育会系	合計	
専門・技術・管理	N	26	20	46
	%	13.5%	18.0%	15.2%
事務	N	55	24	79
	%	28.6%	21.6%	26.1%
販売	N	58	43	101
	%	30.2%	38.7%	33.3%
サービス	N	36	12	48
	%	18.8%	10.8%	15.8%
その他	N	17	12	29
	%	8.9%	10.8%	9.6%
合計	N	192	111	303
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=6.875$ P=0.143

[表 13: 入職時の状況 6 (初職在職期間, 勤務社数)]

		N	平均値	標準偏差	t値, 検定
初職在職期間	非体育会系	96	2.80	2.649	-2.810 **
	体育会系	55	4.65	4.465	
勤務社数	非体育会系	99	2.92	1.383	2.264 *
	体育会系	58	2.43	1.156	

[表 14: 現在の状況 1 (年収)]

年収	非体育会系	体育会系	合計	
300万以下	N	87	33	120
	%	46.0%	30.0%	40.1%
300-599万	N	69	51	120
	%	36.5%	46.4%	40.1%
600万以上	N	33	26	59
	%	17.5%	23.6%	19.7%
合計	N	189	110	299
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=7.480*$ P=0.024

[表 16: 出身家庭の状況 2 (中3時の教育への熱意, 中3時の家計の状況)]

中3時の教育への熱意	非体育会系	体育会系	合計	
熱心	N	22	18	40
	%	11.2%	16.1%	12.9%
どちらかといえば熱心	N	89	45	134
	%	45.2%	40.2%	43.4%
どちらかといえば熱心でない	N	62	32	94
	%	31.5%	28.6%	30.4%
熱心でない	N	24	17	41
	%	12.2%	15.2%	13.3%
合計	N	197	112	309
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=2.418$ P=0.490

[表 9: 入職時の状況 2 (正規/非正規)]

正規/非正規	非体育会系	体育会系	合計	
正規† (自営・公務員含む)	N	149	100	249
	%	73.0%	84.0%	77.1%
非正規†† (家事含む)	N	55	19	74
	%	27.0%	16.0%	22.9%
合計	N	204	119	323
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=5.144$ ***

†正規:経営者・役員, 民間企業・団体の正規職員, 公務員, 自営業主・自由業者
††非正規:家族従業者, 臨時雇用・パート・アルバイト, 派遣社員・契約社員・嘱託

[表 10: 入職時の状況 3 (初職志望順位)]

		N	平均値	標準偏差	t値, 検定
初職志望順位	非体育会系	182	2.17	1.291	2.758 **
	体育会系	104	1.77	1.117	

[表 12: 入職時の状況 5 (初職従業員数)]

初職従業員数	非体育会系	体育会系	合計	
30人以下	N	36	21	57
	%	19.3%	18.9%	19.1%
30-299人	N	65	36	101
	%	34.8%	32.4%	33.9%
300人以上	N	60	40	100
	%	32.1%	36.0%	33.6%
その他 (公務員含む)	N	26	14	40
	%	13.9%	12.6%	13.4%
合計	N	187	111	298
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=0.526$ P=0.913

[表 15: 出身家庭の状況 1 (主たる家計支持者の最終学歴)]

最終学歴	非体育会系	体育会系	合計	
中学	N	19	13	32
	%	9.6%	11.7%	10.4%
高校	N	98	53	151
	%	49.5%	47.7%	48.9%
専門学校	N	7	6	13
	%	3.5%	5.4%	4.2%
短大・高専	N	7	5	12
	%	3.5%	4.5%	3.9%
大学・大学院	N	67	33	100
	%	33.8%	29.7%	32.4%
その他	N	0	1	1
	%	0.0%	0.9%	0.3%
合計	N	198	111	309
	%	100.0%	100.0%	100.0%

$\chi^2=3.270$ P=0.658

その結果, 以下のことが明らかとなった。

- ①体育会系は非体育会系に比べ, 「A」の比率が有意に低い。
- ②体育会系が獲得する単位数は他と変わらない。

- ③取得する資格の数も他と大差ない。
 ④体育会系は人生を左右するようなロールモデルとの遭遇率が他に比して若干高い。
 ⑤体育会系は大学時代何らかの賞を経験する可能性が他に比して有意に高い。
 ⑥入職時における就活の満足度は、体育会系の方が若干高い傾向がある。
 ⑦体育会系は、他に比して有意に新卒時の志望を叶えやすい。
 ⑧体育会系は、他に比して有意に勤務先を変えにくい。
 ⑨体育会系は、初職にとどまる期間が他に比して有意に長い。
 ⑩体育会系は、他に比して有意に多い年収を得る。
 ⑪体育会系の家庭環境は、教育熱心さや裕福さ、家計支持者の最終学歴において他と大差ない。

以上から、現象として、<体育会系>は成績が悪くても望ましい就職を叶えやすく、また、労働への適応を果たしていることが暫定的に示された。これらが目的に掲げた問い(1)への回答となる。

5. 議論とまとめ

最後に、こうした結果の背後にある構造を考察すべく多変量解析(重回帰分析)の手続きを経た。問い(2)、なぜ(1)のような結果になるのかへの回答を検討するためである。相関分析で「相関あり」とされた「初職志望順位」、「初職在職期間」、「年収」を従属変数とし、「優の比率」や「資格の数」、「就職活動」、「出身家庭の環境」といった諸変数とともに<体育会系>を独立変数として投入する重回帰分析を行った。その結果、直接的に影響を及ぼしていると考えられたのは、「初職在職期間」のみであった(表17)。

[表17: 初職在職期間を従属変数とした重回帰分析]

	標準化されていない係数		標準化係数 ベータ	t 値	有意確率	相関		共線性の統計量	
	B	標準偏差誤差				偏	部分	許容度	VIF
(定数)	5.565	1.692		3.288	0.002				
女性	2.554	1.198	0.358	2.131	0.041	0.353	0.292	0.668	1.497
資格の数	-0.958	0.594	-0.264	-1.612	0.117	-0.274	-0.221	0.701	1.426
体育会系	2.36	1.076	0.327	2.194	0.036	0.362	0.301	0.845	1.184
中3の時家庭は教育熱心	-1.369	0.597	-0.329	-2.294	0.028	-0.376	-0.315	0.915	1.092
	R	R2 乗	調整済み R2 乗	標準偏差推定 値の誤差	R2 乗変化量	F 変化量	自由度 1	自由度 2	有意確率 F 変化量
	0.631	0.399	0.305	2.98	-0.014	0.764	1	31	0.389

<体育会系>であることは、「初職在職期間」を延長する効果を持つ。このことは、昨今取り沙汰される「七五三離職¹⁰」に悩む企業にとって、積極採用のインセンティブとなる。前章の検討で企業の優良性を示す「従業員規模」については差異が見られなかったことから、<体育会系>はどんな企業に行っても長続きする、と解釈できそうである。

これを踏まえて初発の問題に戻るならば、新しい<体育会系>で入学定員を確保する手前、彼らの就職を支援しなければならないような大学は、<体育会系>の初職在職期間が長いという事実をもっと強調しても良いと言えよう。また逆に考えると、なぜか学業成績や就職活動が低調でも志望順位の高い企業に就職を果たし、粘り強く活躍する<体育会系>を取ることは、底辺大学にとっては有効な経営手法になる可能性がある。依然としてなぜ<体育会系>が粘り強いかは分からないが、本発表の限界であるとともに今後の課題としたい。

なお、回収目標の500サンプルに届かなかったことを調査手法における反省として明記しておきたい。このことは、統計的な処理を行う上でも知見の一般性を確保する意味でも極めて遺憾であった。繰り返しになるが、本発表のデータは一般化が難しい、留保付きのものであることを強調しておく。

【附記】

本報告は平成20年度、21年度科学研究費補助金(若手研究(スタートアップ))、課題番号:20800043)および平成23~26年度学術研究助成基金助成金(若手研究(B))、課題番号:23700733)による研究成果の一部である。

¹⁰ 中卒の7割、高卒の5割、大卒の3割が初職を3年以内に離職するという現象。